鹿角市文化財調査資料　27

花輪館跡試掘調査報告書
下沢田遺跡発掘調査報告書

1984－3

秋田県鹿角市教育委員会

序

花輪北館は現在市民の憩の場として活用されておりますが，公園整備に伴い，その基礎資料収集のため試掘調査を実施したものであります。

また，下沢田遺跡は東北縦貫自動車道花輪サービスエリア取り付け道路建設により，遺跡の一部が消失するため，関係機関の協力を得，発掘調査を実施したものであります。

その結果，古代鹿角の生活や文化を知るうえでの貴重な考古資料を得ることができました。

本書は，上記の２遺跡の調査結果をまとめたものであり，今後本書が埋蔵文化財保護及び研究に役立てば幸いです。

最後に，この調査に参加された調査員はじめ関係各位に厚くお礼を申し上げます。

昭和59年３月

鹿角市教育委員会

教育長　柳　沢　源　一

例　　言

1．本報告書は，鹿角市花輪字中花輪他に所在する花輪館跡の試掘調査報告書，および同市花輪字下沢田１他に所在する下沢田遺跡の発掘調査報告書である。

2．本報告書の執筆は，調査員，補助員の分担により，文責は各々の文末に明記してある。

3．古陶磁器の鑑定は，武田孝義（能代市在住），大橋康二（佐賀県立九州陶磁文化館）両氏にお願いした。

4．発掘調査，報告書作成にあたっては，下記の方々から御指導，御教示をいただいた。　（敬称略・順不同）

秋田県教育委員会，秋田県立埋蔵文化財センター，鹿角市史編さん室，岩見誠夫，桜田　隆，橋本高史

5．遺物の実測，採拓，トレースは調査員，補助員のほか菊沢キヌ子，池田邦子，浅石悦子，古川孝政が行なった。

6．本報告書の文中，用語の主たるものは統一するように努めたが，数次にわたり使用されているものについては簡略されているものもある。

なお，図版などで下記の記号を用いた。

ＳＤ……溝・堀状遺構　　ＳＩ……竪穴住居跡　　ＳＫ……土壙

ＳＴ……竪穴遺構　　配石……配石遺構　　Ｓ……自然石

Pit ……ピット・柱穴

7．図版中のスクリーントーンは次のように使いわけた。

……地山　　……焼土

この他のものについては図版中に明記してある。

8．土層の色調には，農林省農林水産技術会議事務局監修財団法人日本色彩研究所　色票監修「新版　標準土色帖」を使用した。

本　文　目　次

序
例言
本文目次
図　目次
表　目次
ＰＬ目次

花輪館跡試掘調査報告書
1．遺跡の位置と立地 ---------- 2
2．歴史的背景 ---------- 4
3．遺跡の現況 ---------- 22
4．調査に至るまでの経過 ---------- 27
5．調査要項 ---------- 28
6．調査の方法と経過 ---------- 29
7．遺跡の層序 ---------- 30
8．検出遺構と出土遺物 ---------- 33
9．調査のまとめ ---------- 57
10．ゆるぎ館調査概要 ---------- 58
11．南館調査概要 ---------- 59
下沢田遺跡発掘調査報告書
1．遺跡の位置と現況 ---------- 68
2．周辺の遺跡 ---------- 70
3．調査に至るまでの経過 ---------- 73
4．調査要項 ---------- 73
5．調査の方法 ---------- 74
6．調査の経過 ---------- 74
7．遺跡の層序 ---------- 75
8．検出遺構と出土遺物 ---------- 78
9．考察 ---------- 106
10．まとめ ---------- 116

図　目　次

第１図　遺跡の位置と周辺の館跡 …… 3
第２図　花輪館跡周辺地形図 …… 4
第３図　花輪館現況図 …… 5
第４図　花輪館の図(万延元年) …… 21
第５図　北館地引図 …… 22
第６図　本館絵図面 …… 25
第７図　花輪通代官所御絵図〔天文四年(1739)〕
（盛岡市中央公民館所蔵花輪通図より） …… 27
第８図　基本層序図 …… 31
第９図　遺構配置図 …… 32
第10図　Ａ区検出遺構実測図（１） …… 34
第11図　Ａ区検出遺構実測図（２） …… 35
第12図　Ａ区検出遺構実測図（３） …… 36
第13図　Ａ区検出遺構実測図（４） …… 36
第14図　Ａ・Ｂトレンチ検出遺構実測図 …… 38
第15図　Ｆトレンチ検出遺構実測図 …… 39
第16図　Ｄトレンチ・Ｂ区検出遺構実測図（１） …… 41
第17図　Ｂ区検出遺構実測図（２） …… 42
第18図　Ｄトレンチ検出遺構実測図（２） …… 46
第19図　Ｄトレンチ検出遺構実測図（３） …… 47
第20図　Ｈトレンチ検出遺構実測図 …… 48
第21図　Ｉトレチ検出遺構実測図 …… 50
第22図　Ｄトレンチ検出遺構実測図（４） …… 51
第23図　古銭実測図 …… 54
第24図　石器実測図 …… 54
第25図　銅製品・鉄製品・石製品実測図 …… 55
第26図　ゆるぎ館遺構配置図 …… 58
第27図　ゆるぎ館・南館出土遺物
（１～14：ゆるぎ館，15・16：南館） …… 59
第28図　下沢田遺跡の位置と周辺の遺跡 …… 68
第29図　遺跡の現況 …… 70
第30図　遺跡の層序 …… 76
第31図　下沢田遺跡グリッドおよび遺構配置図 …… 77
第32図　第１号竪穴住居跡・カマド実測図 …… 79
第33図　第１号竪穴住居跡出土遺物 …… 80
第34図　第２号竪穴住居跡・カマド実測図 …… 81
第35図　第２号竪穴住居跡出土遺物 …… 82
第36図　第３号竪穴住居跡実測図 …… 83
第37図　第３号竪穴住居跡カマド実測図・出土遺物 …… 84
第38図　第４号竪穴住居跡・カマド実測図 …… 86
第39図　第４号竪穴住居跡出土遺物 …… 87
第40図　第５号竪穴住居跡実測図 …… 87
第41図　第５号竪穴住居跡出土遺物 …… 87
第42図　第６号竪穴住居跡・カマド実測図 …… 89
第43図　第６号竪穴住居跡出土遺物 …… 89
第44図　第７号竪穴住居跡実測図 …… 90
第45図　第７号竪穴住居跡カマド実測図 …… 91
第46図　第７号竪穴住居跡出土遺物 …… 91
第47図　第８号竪穴住居跡・カマド・第５号土壙実測図 …… 93
第48図　第８号竪穴住居跡出土遺物 …… 94
第49図　第９号竪穴住居跡・カマド実測図 …… 95
第50図　第９号竪穴住居跡出土遺物 …… 96
第51図　第10号竪穴住居跡・カマド実測図 …… 97
第52図　第11号竪穴住居跡実測図 …… 99
第53図　第11号竪穴住居跡カマド実測図 …… 100
第54図　第11号竪穴住居跡出土遺物 …… 100
第55図　第１～10号土壙実測図 …… 105
第56図　第１号堀跡土層断面図 …… 106
第57図　縄文土器拓影図（１） …… 107
第58図　縄文土器拓影図（２） …… 108
第59図　石器実測図 …… 108
第60図　第7・8・11号竪穴住居跡カマド袖部芯材実測図 …… 114

表　目　次

第１表　周辺の館跡一覧表 …… 2
第２表　Ａ区ピット一覧表 …… 37
第３表　Ａトレンチピット一覧表 …… 38
第４表　Ｂトレンチピット一覧表 …… 38
第５表　Ｂ区ピット一覧表 …… 43
第６表　Ｈトレンチピット一覧表 …… 48
第７表　Ｉトレンチピット一覧表 …… 49
第８表　遺構外出土遺物一覧表 …… 56
第９表　下沢田遺跡周辺遺跡一覧表 …… 69

ＰＬ　目　次

ＰＬ１　花輪館跡(直上より) …… 1
ＰＬ２　花輪館跡現況（１） …… 60
ＰＬ３　第2・4・7・8・12～15号竪穴遺構，第3・4号配石遺構 61
ＰＬ４　Ｂ区柱穴群・第17・18号竪穴遺構と遺物出土状況 …… 62
ＰＬ５　陶磁器類（１） …… 63
ＰＬ６　陶磁器類（２） …… 64
ＰＬ７　陶磁器類（３） …… 65
ＰＬ８　古銭・銅製品・鉄製品・石器 …… 66
ＰＬ９　下沢田遺跡近景・第１～４号竪穴住居跡 …… 118
ＰＬ10　第５～11号竪穴住居跡・第１・３号土壙 …… 119
ＰＬ11　第6～8号土壙・第1号堀跡・調査終了・出土遺物(1) …… 120
ＰＬ12　出土遺物（２） …… 121

花　輪　館　跡

所　在　地	鹿角市花輪字中花輪　他
調　査　期　間	昭和58年５月16日 ～ ７月13日
発掘調査対象面積	7,650㎡
試掘調査面積	920㎡

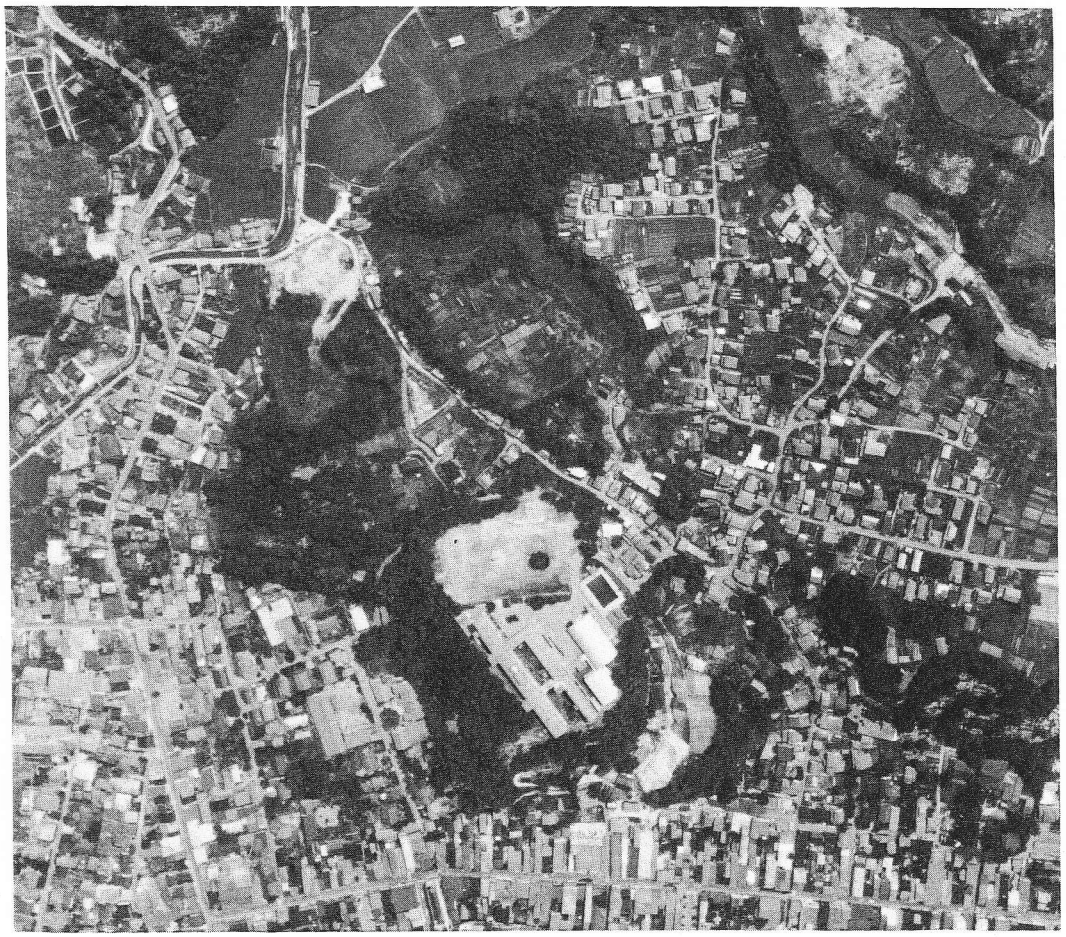

ＰＬ１　花　輪　館　跡（直上より）

1．遺跡の位置と立地

花輪館跡は米代川上流の鹿角市花輪に所在する。花輪地区の地形は，北上する米代川に沿って，東西の山地，盆地内の段丘地形及び沖積地に大別されるが，本館跡は東岸の段丘から北西方向に突き出した舌状台地先端部に位置する。国鉄花輪線陸中花輪駅から北東方向に約1kmの距離である。

堀合坂や空堀等により区切られた7つの郭から成る平山城で，郭上面の標高は約175m，比高は約30mを計る。北東端に位置するゆるぎ館下には，東方の山地より流れ出る福士川が，西南西端に位置する本館・南館の西下には，鹿角街道に沿って街村状に発達した鹿角市街地が位置する。

本館周辺には多数の中世の館跡が所在する。米代川両岸に発達した舌状及び丘状台地先端に位置する。福士川を隔て，花輪館の北方に位置する黒土館は，北端の郭（北館）より，わずか350m，北西方向に位置する花輪古館，孫右エ門館は北西端の郭（ゆるぎ館）より，それぞれ300m，450mである。

（秋元信夫）

第1表　周辺の館跡一覧表

No.	城館名	別称	所在地	土地利用	残存状況	城主（伝）	備考
1	高尾館		鹿角市花輪字茶臼館	畑・原野	やや良	高尾筑前（秋元）	昭和58年館跡航空写真測量調査「鹿角の館(3)」鹿角市教委　1984年2月
2	高瀬館	前館・熊館浦館	鹿角市花輪字堪忍沢，字浦館	山林・畑	やや良	高瀬土佐（秋元）	昭和58年館跡航空写真測量調査「鹿角の館(3)」鹿角市教委　1984年2月
3	かいぬま館		鹿角市尾去沢字上沢	畑・宅地	やや良		
4	茶臼館		鹿角市尾去沢字新堀	原野・宅地	不良		
5	上山館		鹿角市尾去沢字西道口字上山	宅地・山林・原野・畑	不良		
6	小平館	下館	鹿角市花輪字下館	畑・宅地	やや良	小平彦次郎（奈良）	
7	新斗米館		鹿角市花輪字新斗米，字大坊沢	畑・山林	不良	新斗米左近（奈良）	昭和54年・55年鹿角市教委発掘調査「新斗米館跡第Ⅰ・Ⅱ次発掘調査報告書」1980・1981年3月
8	高市向館		鹿角市花輪字高市向	畑・学校敷地	不良		昭和56年鹿角市教委発掘調査「高市向館跡発掘調査報告書」1982年3月
9	高市館		鹿角市花輪字高沢	畑・寺社境内	やや良	高市玄蕃（成田）	
10	万谷野館		鹿角市花輪字万谷野	畑・原野	不良		
11	地羅野館	館こ中柴内館	鹿角市花輪字地羅野	畑・原野	不良	中柴内八郎（安保）	
12	柴内館	南館，北館本館，下モ館	鹿角市花輪字西町	畑・寺社境内・宅地	不良	柴内弥次郎（安保）	
13	乳井館		鹿角市花輪字乳牛平，字妻の神	東北縦貫自動車道・寺社境内	消滅	乳牛六郎（安保）	昭和56年秋田県教委発掘調査「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅷ・Ⅸ」1984年3月
14	黒土館		鹿角市花輪字陳場	畑・原野・宅地	不良	黒土丹後（秋元）	
15	花輪古館		鹿角市花輪字古館	畑・宅地	不良	(伝)花輪次郎	
16	**花輪館**		鹿角市花輪字中花輪	山林・畑・宅地学校敷地・公園	不良		昭和58年鹿角市教委発掘調査　本報告書
17	孫右エ門館		鹿角市花輪字孫右エ門館	原野・水田	不良		
18	玉内館		鹿角市八幡平字玉内	山林・畑	不良	玉内大炊助（安保）	昭和56年館跡航空写真測量調査「鹿角の館(1)」鹿角市教委　1982年3月

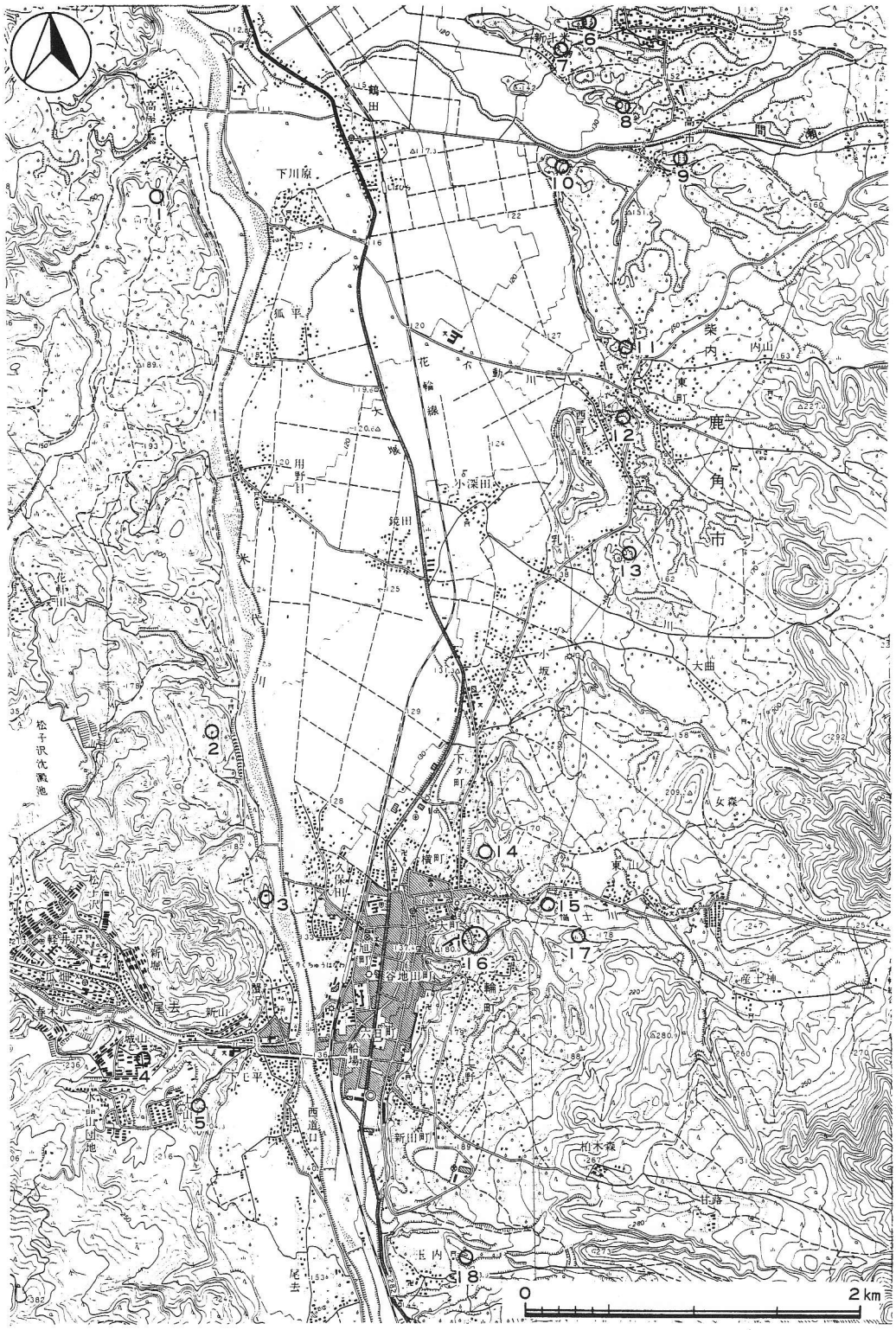

第１図　遺跡の位置と周辺の館跡

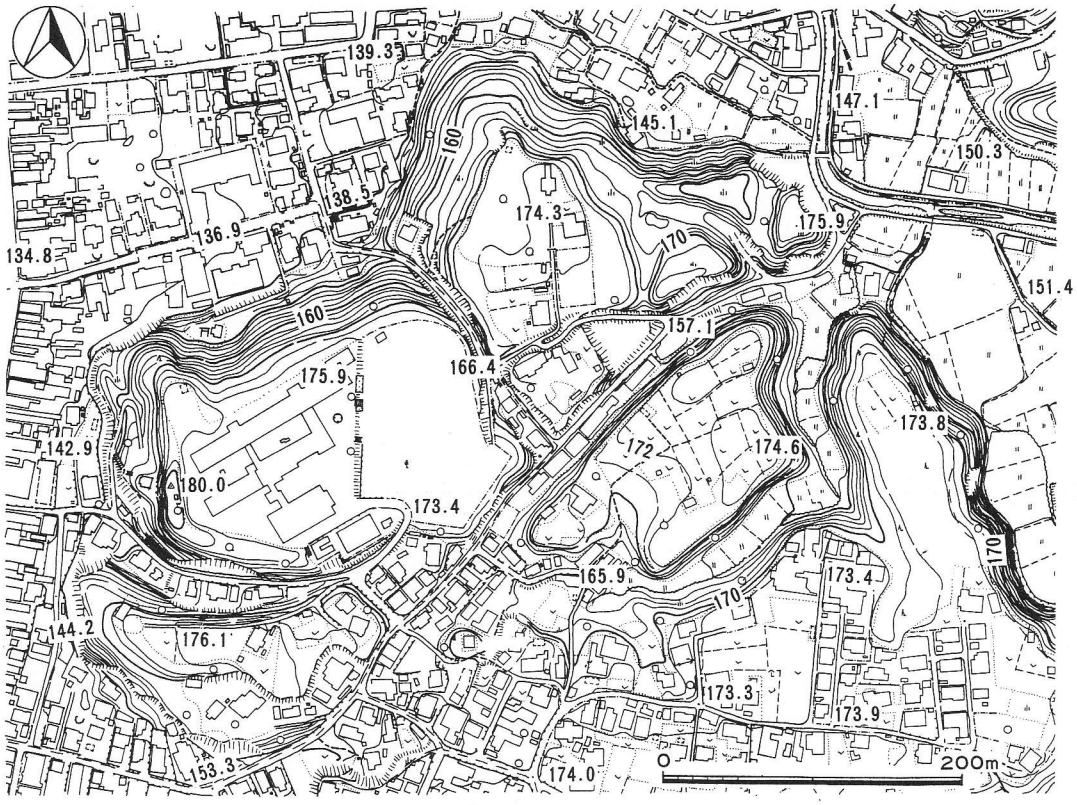

第２図　花輪館跡周辺地形図

２．歴史的背景

現在桜山公園となっている区域は，かって花輪館のうち北館とよばれていた一郭である。

北館の築造は，いつの時代まで遡ることができるか明かでないが，北館をふくむ総称花輪館そのものが，戦国期以前の中世城館とみられることから，北館もまたその関連のなかで考えなければならない。

花輪館は，現花輪市街地の東裏に迫る標高175メートル前後の上野馬場台地の，北側突端部に位置する。この台地は，西側に花輪市街地と米代川の盆地床を見おろし，北側は福士川の谷，南側は黒沢川の谷によって限られている。東側だけが山地の裾野に連なるが，それも，花輪館一部の樋口（といのくち）館から字荒屋敷，字中ノ崎にわたる台地北東部を，福士川にそそぐ小流沢田川によって浸食された谷間で区切られており，丘続きの南部を除いては，ほとんど舌状台地のように四囲から分離している。

また花輪館の周辺は，中世の館跡が密に分布している地域でもある。北側の，福士川対岸には黒土館があり，北館との間，わずか350メートルを隔てるだけにすぎない。北東には，黒土館に隣接して花輪古館がその跡をとどめている。その花輪古館の南側にあたる福士川左岸には，

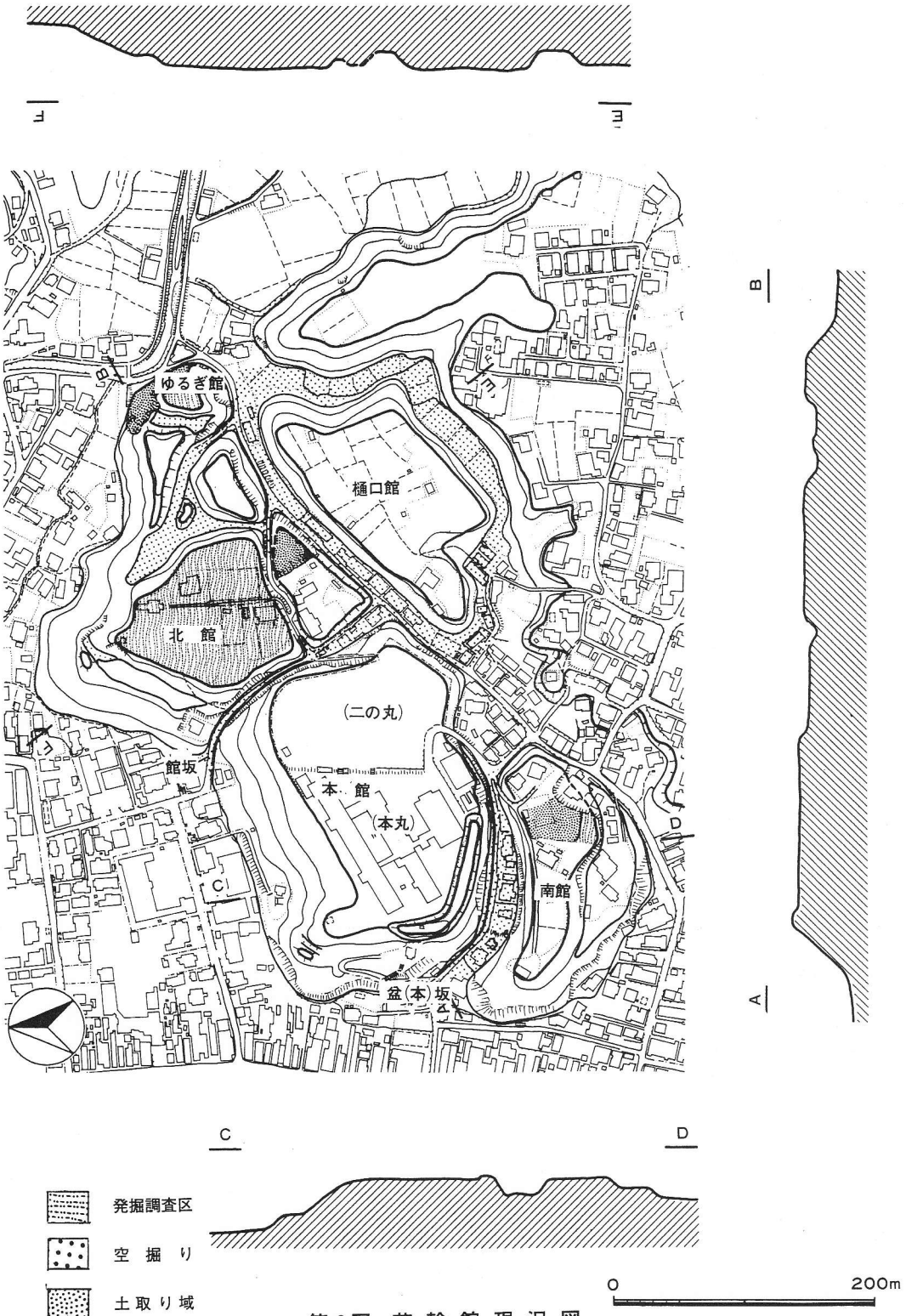

第3図 花輪館現況図

孫右エ門館がある。孫右エ門館の南側，下沢田台地の西縁部にも古い館遺構の面影を残している。このような館群の存在をみると，古代から中世へかけての花輪の古村は，福士川に沿う台地一帯に発達していたと思われる。なお，花輪館につづく上野馬場台地の南縁は，黒沢川の浸食谷をはさんで，玉内館に相対している。

花輪館の概略を述べると，本（もと）館を中心に，南館，北館，ゆるぎ館，樋口館，条子館などの連続郭からなる総面積およそ125,000平方メートルの，堂々たる規模の平山城である。館上面部の標高175メートル，本館の，眼下に見おろされる花輪市街地との比高40メートルと，台地先端部の要害を占め，聳えている。

主郭の本館は，およそ東西200メートル，南北120メートルで，段差4メートルほどの上下二面に分かれている。西側の上位面には，近世中野南部氏の陣屋（御仮屋）と武具蔵，館内八幡神社があって，本丸とよばれていた。その北西隅の突出部はもっとも眺望がよく，お物見と称されている。東側下位面は二ノ丸とよばれ，花輪通代官所，御蔵入米収納の御蔵三棟と文章蔵が建っていた。現在，本丸に小学校々舎が並び，二ノ丸はその運動場となっている。この本館は，明治37年小学校々地となって以来，数次にわたる増改築により上面の原形は徐々に失われた。とくに本丸の上面は，大正11年冬から翌春へかけて秋田鉄道花輪駅敷地造成のため表土が運び出され，かなり低平となったからである。かって館内八幡神社社地のあった南端部から西側へかけては，いま高い土手となって残り，その上に一部分土塁の跡が認められる。二ノ丸の周縁には，往昔の威容を失ったとはいえ，まだ土塁が低くとりまいて名残りをとどめている。館の北斜面，西斜面ともに急峻で，その中腹部に幅5～10メートルの腰郭状の段築が二段設けられ，お物見の下に，塹壕跡の一部が残る。西斜面の中段には，大町の鎮守愛宕神社が祀られ，北斜面の中段，横町側にも愛宕神社が祀られ古くは文珠堂もあった。

本館の南に，大手口である盆坂とよばれる堀合坂を隔てて，南館がある。南館は東西170メートル南北40メートルと細長く，上位面には本館と同じく上下二面に分かれていたと思われる痕跡を残している。南側から外側へかけて腰郭幅5～40メートルがめぐり，牛頭天王社が祀られ，その急な斜面は火山灰層が露出し，断崖状となっている。

本館の北に，搦手口の通称館坂を隔てて，北館がある。すなわち現在の桜山公園である。北館は，およそ東西90メートル，南北100メートルの方形に近く，その南側に，狭い堀合状の小径を間に東西60メートル，南北50メートルほどの小郭が附属している。この小郭が北館に連続した一部であったのか，あるいは独立した一郭であったのかは，判然としていない。明治30年，北館の北隅に祀られていた若宮八幡社を遷し，盛岡桜山神社の分社を建立したことによって，以来桜山公園とよばれてきた。北館の西側，館坂に面して腰郭状の中段幅4～7メートルが残り，つづく西北側斜面には上位面から10メートル下って幅約13メートル，長さ50メートルにわ

たる典型的な腰郭が設けられている。この腰郭部からさらに東側の星場跡へかけ複雑に空堀がめぐっており，途中北端突出部に顕著な塹壕状の防墨遺構がみられる。その構造は，前記の本館お物見下の塹壕状遺構と同様であり，腰郭状段築とともに，この館の特色の一つであろうと思われる。

北館の東側には，上幅約10メートルの空堀を隔てて，ゆるぎ館（中ノ郭）東西50メートル，南北30メートルがあり，その上位面もわずかな段差ながら上下二面に分かれている。北館東縁に添う空堀の北側は，かなり広い窪地となっており，鉄炮星場が設けられていた。またゆるぎ館中ノ郭の北側山際との間に，深い空堀上幅約10メートル深さ６メートルがほぼ東西に入っている。この空堀によって分離されたゆるぎ館北端部は，細長く東へのびる馬ノ背状の一郭と，間におよそ下幅４メートル，長さ35メートルの空堀をおいて，東端の高地（ゆるぎ館東ノ郭），上位面の面積約１,200平方メートル，福士川沿い低地との比高25メートルの烽火（のろし）台様の郭に分かれていた。この東端の烽火台状郭は，福士川の流れが激しくその山脚にぶつかるところから揺るぎ館とよばれたという伝承をもっていたが，シラスの急崖が崩壊する危険にあるとの理由で，昭和55年に堀り崩され，まったく消滅してしまった。

ゆるぎ館の南よりに，かっての堀合道すなわち福士川添から，お蔵の下，盆坂へ至る市道をへだて，さらに大きな郭がある。ほぼ台形をなし，東西を長軸としておよそ200メートル，南北100メートル，その南西先端部において長さ約45メートルの空堀を設け，小郭を分離している。今はこの郭の確かな館名を伝えていないが，近世の花輪通絵図に載る樋口館であろう。

またこの郭の南は，幅20～25メートルの堀合を隔て，荒屋敷の台地へとつづいている。

花輪本館と荒屋敷台地との間に，かって八幡・薬師・稲荷三社の鎮座する一郭があったが，近年の宅地造成によって大きく変貌し，現在は八幡神社をのせる小丘のみが残っている。藩政期の絵図面に散見する条子館は，その東よりに隣接してあったと思われるが，今ではその正確な位置も定かでなくなった。

花輪館は，古くから花輪氏の居館と伝えられる。寛文年代成立という『鹿角由来記』に

○鹿角郡四天侍之事

都より阿保氏壱人鹿角へ御下り御子三人是有　一男は大里領知大里上総先祖　二男は花輪村領知花輪次郎先祖　三男は柴内領知にて柴内弥次郎先祖也　其後秋元成田奈良氏御下り被成　奈良氏は大湯村領知也　時の人阿保秋元奈良成田四天士と申也

○鹿角郡四十二館に侍四十二人居候事

一、花輪村　花輪次郎領知　本名阿保　大里上総先祖と兄弟也　花輪臥牛本館へ移　其子孫村替にて九戸の円子へ知行三百石にて被遣　後に天正八年大光寺左エ門佐正親を信直公

より知行三千石にて被遣也　村数花輪・尾去・石鳥屋・三ケ田・夏井右五ケ村領知　花輪村は大館也

と記されている。

花輪氏は，いわゆる鹿角四天士，鹿角四頭安保・成田・奈良・秋元四氏のうちの安保姓である。安保氏は武蔵国賀美郡安保郷を本貫地とする関東御家人で，鎌倉期に鹿角郡の内にも所領を得ている。その関係文書としては，鹿角郡の初見でもある信濃安保文書文保二年十二月二十四日関東下知状（安保行員に鹿角郡内柴内村の領知を命じている），京都八坂神社文書正中二年十二月六日安保行員譲状案，同文書暦応二年九月二十日成田基員譲状案等が知られている。有力御家人安保氏の所領は全国に散在しているので，鹿角郡へは関東の惣領家から一族郎党のうちの然るべき者が，地頭代として送りこまれてきたのであろう。その間の事情は明らかでないが，室町・戦国期においてもその後裔たちは鹿角安保氏として結束を固めていた。前記『鹿角由来記』には，鹿角四十二館のうち三ヶ田館，夏井館，石鳥谷館，松館，尾去館，大里館，玉内館，花輪館，柴内館，乳牛館，中柴内館，折加内館にそれぞれ安保氏一族が拠っていたことを伝えている。なかでも特に大里氏，花輪氏，柴内氏は安保三人衆と称され，しばしば三戸南部氏に反抗した。

永祿の初め，花輪伯耆守親行ら安保三人衆は秋田桧山の安東愛季と款を通じ，同八年に始まる安東勢の鹿角侵攻に当たり反南部氏の立場から長牛城を包囲攻撃した。同十一年，南部氏の大挙鹿角出兵によって安東勢が撤退し，親行らは一時郡外に退去したが，その後南部氏に晴政・信直父子の相剋が起こり，親行は南部晴政に仕えたと『奥南落穂集』に記されている。元秋田子爵家蔵の『湊合戦覚書』の一項に

愛季ノ時　南部領ノ内　シワ（斯波）　シツクシ（雫石）　カドノ（鹿角）　花輪ハウキノ守　ナマナイ殿（毛馬内）　カシラ也　コレラヲシタガエ礼ニキタリ　仙北ハヨト（淀川）カハヲ切取

の記載がある。『岩手県史』にしたがえば，この覚書は安東愛季老後の口述書と推定される。愛季は天正十五年九月まで存世しているので，それ以前のものであろうけれども実年代は明らかでない。花輪ハウキノ守は伯耆守親行のことで，一時的には南部一門である毛馬内靱負佐信次をも誘い，安東方と気脈を通じ，鎌倉以来の故地を守ろうとした焦燥感が髣髴としてくる。

天正十年正月，南部晴政と世子晴継が相次いで死去し，田子城主信直が南部太守となる政変のなかで，花輪氏は再び離散を余儀され九戸郡円子村へ移った。『奥南落穂集』花輪帯刀延親（親行の子）の譜に

延親　　花輪帯刀　後号円子

従先祖数十代花輪居住之処　天正年中領知被滅却　一族離散　其後　大膳大夫信直公御代被召出　糠部郡九戸之内　円子村ニ而二百石余被下　依後改円子

とあり，その後代々円子氏を唱えている。天正十九年，奥州再仕置軍六万（十万ともいう）の大軍と戦い，主将九戸政実をはじめ大里修理親基，大湯四郎左衛門昌次などと共に一味の頭人として栗原郡三迫へ送られ処刑された円子右馬允光種は，おそらく三戸南部氏の鹿角横奪に抗し続けた鹿角国人花輪氏の最後の光芒であったのであろう。

天正十八年，花輪城主として大光寺左衛門佐光親（のち正親）が入った。その前年，南部勢を鹿角郡から比内へ導き大館城を攻略せしめた軍功によるものであった。従って前記『由来記』花輪村の項に,「天正八年大光寺云々」とあるのは天正十八年の誤りである。『参考諸家系図』大光寺系図正親の譜に

天正中鹿角郡花輪城代トナリテ之ニ居　利直公慶長六年十月同郡花輪村　尾去村　石鳥谷村　三ヶ田村　谷内村　神田村　夏井村ニ三千八百石ヲ賜フ

とある。正親は勇将を以て聞え，天正十九年九戸争乱に際しては，九戸方の大湯鹿倉城を猛攻し陥落せしめた。慶長六年十月には，岩崎合戦に出陣し右先手一番隊侍大将として活躍した功により加増されている。

大光寺氏は，花輪へ移ってまもない慶長元年に，南館の南麓現在の長年寺寺域に菩提所長福寺を建立した。この位置を選んだのは，攻城戦における防衛陣を想定したものであろう。また同じく七年，本丸坤（ひつじさる・南西）の位置に八幡宮を造営した。天保十二年『御用留帳』に，別当幡坂直郷の書上として

花輪御館御本丸

一、八幡宮

慶長七年大光寺左ェ門佐正親為城主御造営　其後慶長九年　利直公より御絵像左ェ門佐江被下置　裏ニ慶長九年甲辰八月十五日信心之大檀那ト御記　夫より三月三日御祭礼被仰付御的御座候

一、正親造営之後　慶安三年修覆　延宝三年再興　元禄十二年八月十七日中野吉兵衛廣康（ママ）再営ト御座候

と記されている。これらのことから，従来通説的に流布されてきた例えば「大光寺正親の花輪城とは勿論花輪臥牛本館である」「臥牛本館とは現在村山氏所有の本館であって」「中野氏となりはじめて樋口館に居を構え北館，南館，揺ぎ館等之に付属して郡内第一の城郭を形成するに至った」（以上『花輪町史』）という説は，完全に否定されねばならない。大光寺正親の入った花輪城は紛れもなく現在の花輪城であり，それまで花輪氏の経営してきた規模を更に強化し整備したものであったろう。なお「中野氏となりはじめて樋口館に居を構え」云々の誤解を受け易い表現は，内藤十湾『鹿角志』の「中野伊織，花輪へ来り樋口館ニ居住御境御預り南館北館之ニ附属セリ」とした膠説をそのまま踏襲し，樋口館と花輪本館とを同一とみたもので，

この点も訂正されるべきである。

花輪城代大光寺正親は，はじめ郡代とも称せられたという（『郷村古実見聞記』）。当時，鹿角郡の一般庶政を委任されていたためであろうとされる。元和二年正親卒去のあと弟義太夫正徳の相続となったが，その際二千五百石に減禄された。のち寛永八年に正徳が死去し，跡を子義太夫正邦が継いだが，幼少のため軍役を勤め得ずとして家禄の大部分が没収され，その家臣の殆どが帰農している。

大光寺家中小高面附

一、五拾石	日沼右近	一、五拾石	倉館右馬助	一、五拾石	吉岡東膳
一、同	関長右衛門	一、同	沖館小右衛門	一、同	一戸孫兵衛
一、同	□田主膳				
一、四拾石	北郷采女	一、四拾石	松山四郎兵衛		
一、三拾石	森山甚之丞	一、三拾石	町井茂右衛門	一、三拾石	小沼織部
一、同	乳井吉右衛門	一、同	原十右衛門	一、同	小沼小兵衛
一、同	川井長兵衛	一、同	館山伊右衛門		
一、弐拾石	手塚孫右衛門	一、弐拾石	工藤勘右衛門	一、弐拾石	奈良万右衛門
一、同	原庄兵衛	一、同	杉沢小左衛門	一、同	奈良助兵衛
一、同	館山専助	一、同	井中館中務	一、同	冬中忠兵衛
一、同	石井半右衛門	一、同	石井助右衛門	一、同	福士勘之丞
一、拾五石	黒沢傳助	一、拾五石	安保左近	一、拾五石	神田新右衛門
一、同	黒沢七右衛門	一、同	木村庄助	一、同	浅野伝右衛門
一、同	斎藤清左衛門	一、同	川又太郎兵衛	一、同	西館治兵衛
一、同	斎藤十郎左衛門	一、同	次藤半左衛門	一、同	西館勘兵衛
一、同	奈良源助				
一、拾　石	小沼内記	一、拾　石	黒沢土佐	一、拾　石	沢口才兵衛
一、同	赤坂伊助	一、同	工藤角兵衛	一、同	手塚武兵衛
一、同	赤坂善右衛門	一、同	工藤理右衛門	一、同	冬中右馬助
一、同	奈良久兵衛				

〆　五拾弐人　　高〆　千百九拾五石

寺　社

一、三拾石	長福寺	一、弐拾石	恩徳寺	一、拾八石	徳生寺
一、五　石	八幡別當	一、五　石	稲荷別當	一、五　石	薬師別當

〆八拾三石

その後の花輪城の城代勤番については，詳しい記録を欠いている。もともと花輪城は郡政枢要の地を占め，かつ折柄争論の絶えない津軽領・秋田領境と相接する要衝なので，大光寺氏のあと城主を欠いて城代のみを置くことは，甚だ不安定な推移というべきであった。この事態を憂慮した重臣石井伊賀守直弥は，その末期の年にあたる慶安三年六月藩老に宛てた建白書の中で次のように述べている（『続奥南盛風記』）。

一、近年花輪於御境　御六ヶ敷事出候　愚案を以て存候得ハ　大光寺義太夫相果申候以後花輪城代代リニ被仰付候へハ　花輪譜代之侍共　只今ハ百姓ニ罷有候　御城代不相定候得ハ　古来之境不案内故　地内より何かと懸申候　願ハ當義太夫悴ニ候へ共　少々御加恩をも被遣　花輪城ニ被成置　譜代之侍共　右義太夫手作分ヲ出シ　召仕申者分　右之如く知行被下　大光寺被仰付候か　誰御城主御定　右之侍共寄騎ニ被仰付置　自然鹿角中ニ何事茂御座候時分ハ　毛馬内花輪其外一郡ニて相談仕候ハヽ　御境目別而出入御座有間敷候也

その文意は，花輪譜代の家中が帰農しているので古来の領境に精通する者がなく不案内であるから，義太夫の子か他の誰かを花輪城主に定め，譜代の者共を寄騎に召仕うことにすれば領境の争論に不安がなくなるであろう，というのである。

花輪城代について，『南部藩雑書』から摘記すれば

正保三年四月　晦日　一、鹿角花輪為目時勘太輔代大田縫殿助被遣同心十五人連参。

慶安三年三月廿一日　一、目時勘太夫花輪城代被　仰　付候所今日花輪境目之儀ニ付而　江戸へ上リ被　仰付ル。

一、下田覚左衛門花輪城代今日被　仰付。

同　年六月　五日　一、今二日比内領十二所塩谷民部より花輪境はつかい沢之小川ニ付状一通　花輪城代衆下田覚左衛門波岡勘解由左衛門方へ参(略)。

慶安四年七月　晦日　一、波岡勘解由左衛門目時勘太夫花輪御城代ニ如例之被遣　下田覚左衛門此方へ可罷帰候。

同　年七月廿三日　一、花輪御城代目時勘太夫同心三拾人之雑事仕事所御百姓共難儀仕候間右三拾人之御同心家作申度と花輪肝煎廣助大里惣右エ門小豆沢掃部助柴内善右エ門小平甚右エ門小枝指多兵衛右何れも肝煎御百姓訴状一通上候付今日披露候へハ百姓望之通可申付由被　仰付。

慶安五年三月十二日　一、花輪御城代儀俄八郎兵儀俄八郎　仰付波岡勘解由左衛門代目時勘太夫相手也。

承応元年十一月廿日　一、花輪御城代儀俄八郎兵衛相手ニ下田覚左衛門遣目時勘太夫下（末尾欠字）。

承応三年三月十二日　一、目時勘太夫右之ことく花輪御城代今日被　仰付。

明暦二年三月十九日　一、花輪御城代安田覚太夫被　仰付儀俄八郎兵衛相手。

などの記事が見える。

明暦三年八月，花輪城主に毛馬内九左衛門長次が命ぜられて，城代制は廃止された。長次は，慶長初期から藩家老職に連り元和年中遠野横田城代を勤めるなどした三左衛門直次の継嗣で，毛馬内氏嫡家の三代目権之介政氏とは従兄弟に当たる。承応元年父直次の死去とともに跡を継ぎ，明暦三年は藩家老として在職中であった。秋田境の争論はなお係争中であったので，郡内の事情に明るい毛馬内氏の起用となったものであろう。長次の花輪治政は十七年間と短く，その治績はあまり知られていない。花輪神明社別当家記録に「一、万治二己亥歳　本堂并拝殿奉修覆候　願主毛馬内九左衛門様御寄進被下候」とあることや，寛文七年『花輪御町酒屋定事』に大町五軒新町二軒計七軒の酒屋が公許されている状況などから，花輪の町並みも漸く整えられたことが想像される。なお毛馬内氏香華院宝珠寺は，現在の長福寺境内に建立されたとも伝えられる。長次はむしろ藩政に敏腕を振るい，万治三年夏の藩主お墨引による家士四十二人高六千四百六十三石の人員整理断行，山城守重直の嗣子を定めず逝去したあとの七戸隼人（後の重信）擁立推進者として名高い。

寛文十三年（九月延宝と改元），九左衛門長次は歿した。末期に自らの命数を知った長次は最後の決断を行ない，花輪城預り御免を願い出ていた。時あたかも南部秋田藩境における論地侵犯事件が続発し，双方厳重抗議の応酬が相次いでいた。長次の嗣子三左衛門定次は病弱で臥床することが多く，その子もまだ幼なかった。幕府評定所の召喚も予期される重要局面を迎え，藩境預りの重責を存分に果たすことのできないことを愧じた長次は，意を決してその辞任を申しでたのであった。願いは聞き届けられ，毛馬内氏は二戸郡の内曲田村へ知行替となり，代わって花輪城代には中野吉兵衛康敬が任命された。延宝二年三月のことである。その経緯を『秘記』は，次のように述べている。

一、三月十四日毛馬内九左衛門存命之時分預被申候花輪ノ城三左衛門義病気弥次郎幼少ニ付而九左衛門願之通御免　今日弥次郎ニ申渡之

一、同日中野伊折江花輪ノ城御預被成段　伊折へ申渡之

一、四月十一日花輪御城引渡候ため下田覚左衛門望月文平被遣　城相改之　伊折家来ニ渡候由御城道具并城内屋敷改書付　両人今日上之

伊折は伊織，中野氏第四代吉兵衛康敬の幼名である。なお毛馬内三左衛門定次は，延宝四年五十三歳で死去している。

新たに花輪城に入った中野氏は南部家の一門で，寛文四年まで続いた江戸詰人番を八戸・中野・北の三家で勤め世に御三家と称された。花輪本館本丸に陣屋を築き，家中六十余名は横町・袋丁を中心に居住，預り御同心三十名は組丁に住んだ。入部と同時に長福寺を堰向の現在地

に移し，その跡に中野氏の香華院長年寺を建立した。『御境古実録』に「康敬公御幼名伊織ト申上候　此君始而花輪御城代并御境御預被仰蒙　此君文武之道ニ英達被遊武勇ニ長し給ふ故御境御司被仰付と申伝候　尤花輪ニ而御知行千五百石被給右御役御蒙被成候は延宝二年五月御蒙同七月花輪江御入部此節大守従　行信公御腰物御拝領　右御腰物ニ延宝二年七月四日入部ト御彫付有之候ト伝御座候」と記されている。

正徳元年，第五代吉兵衛広康は「志和彦部村稗貫郡太田村千五百石花輪御替地被　仰付　依之而花輪千五百石指上御城代御免也」（『花輪御城伝記』）という事態を招いた。元禄八年から家老席に連なり行信・信恩・利幹三代に仕え，宝永五年幕府の普請手伝を命ぜられた際の江戸家老であったが，同七年九月藩家老御役御免となっている。中野氏の第一次花輪治政は，延宝二年から正徳元年までの三十八年間であった。

中野氏替地から再び花輪支配に復する二十年間の空白期間を，『花輪御城伝記』は次のように伝えている。

一、川守田弥五兵衛　伊藤所左衛門　横浜金重郎　川島杢左衛門　中山平兵衛
中村武左衛門　　織笠庄助　　岩間杢兵衛　矢幅八右衛門
正徳元年より右人数御郡代ト申而御本丸ニ罷居ト　又二ノ丸江居候事有之正徳元年より享保十五年迄廿年ノ間相勤ト云　其頃
御境奉行
遠山伝左衛門　栃内与五左衛門　石井勝左衛門　小枝指伝兵衛　小野五兵衛
沢田助二郎　　八木橋茂右衛門　築田平右衛門
右人数も御境奉行御郡代兼帯カ又御境而己カ不詳

享保十五年，第六代吉兵衛光康は「御父君広康公御代花輪千五百石指上候処尚又此度旧地ニ依而花輪之内千四百八十石余被下　花輪御館請取之為川村儀右衛門川村利左衛門罷越　御境奉行栃内与五左衛門とのより御館并御境御用筋請取相勤ト云　同五月十日花輪江御入部ニ而御出立也御上下九十五人　同七月古人山見共ニ御手前御宗門附ニ被成様被仰付」（『前掲書』）というごとく，再び花輪支配を命ぜられた。光康，初め対馬，筑後を名のり享保二年から藩家老を勤め利幹のもと同八年倹約総司となって財政再建に当たった。然し利幹卒去し弱年の利視が藩主となるや，光康は緊縮政策を喜ばず財政家沖弥一右衛門勘定頭長嶺茂右衛門を追放して専横の名を得るに至った。

第七代筑後康定は，鹿角郡花輪村二百五十石，川部村三十石，岩手郡寄木村百五十石，二戸郡彖部村七十石，あわせて新田五百石を開墾し，増禄を許された。

第八代吉兵衛康致の時，明和二年尾去沢銅山が藩の直営（御手山）となるに及んで，中野氏知行支配町であった花輪町は「御代官支配」を仰せ付けられ，すべて引渡されることになった。

『花輪町御代官所江引渡候書留帳写』によると

十月廿九日

一、沢口より関向通御町通不残見分沢口屋敷長年寺門前家三軒大光寺屋敷相除相渡恩徳寺の下タ長年寺門前相除外相渡ス　関向与兵衛屋敷御田地之内故相除　小上清水五郎介家右同断外相渡　袋丁工藤久右衛門屋敷より弥之介屋敷町屋敷故相渡　横町元廸了周右同断　右引渡立合人数之替表之通外肝入伴右衛門横丁通見分ニ付罷出ル　目明し勝右衛門小走リ仁右衛門罷出ル

一、　　覚

此度銅山御手山ニ就被仰付候花輪町不残御引渡申上候様被仰渡候　然所横丁中小路今泉川原町共ニ御引請可被成之由被仰渡候得共相分不申ニ付相伺候所　右四丁不残御引渡申候様被仰渡ニ付　去三日各様并御下役両人清水喜左衛門宿老両人検断両人肝入伴右衛門右之通立合御見分之通右四丁御引渡申候　人別家数等ハ別紙を以御引渡申候所相違無御座候以上

明和二年酉十一月四日　　川村理右衛門

清水喜左衛門

服部七左衛門　殿

黒沢新左衛門　殿

一、家数　九十八軒

人数　（欠）

と記録されている。吉兵衛康致は，明和七年二月家老席詰に挙げられたが翌八年六月二十五歳で病死した。

第九代筑後康房は寛政二年家老席詰となり，同五年から三年間江戸家老在勤。当時連年の凶作に加え御用金等の過徴に反発する農民一揆が相次いだので，幕府の聞えを憚り施政宜しきを得ずとして家老中野筑後らの職を免じた。その後筑後は再び文化五年席詰となり，同十三年御免までその職にあった。

第十代出雲康孝は文化十三年加判役（家老の別称）となり，のち筑後を名乗る。文政元年十月中野氏は八戸・北・南・東各氏とともに南部氏を称することと無輪双鶴紋の使用を許され，以後南部筑後康孝を称するが，同四年病を得て家老職を辞している。

中野南部氏第十一代の吉兵衛済徳（のち済愛）は，幕末の風雲のなかに身を置き戊辰の敗戦に直面した最後の花輪館主であった。大里寿稿『花輪南部家略系図』は次のように略譜をまとめている。

済愛　　初メ康久　次ニ済徳　　南部吉兵衛

天保十二年正月罪アリ　身帯ノ内千石余祿トナリ二千石ハ地ヲ換ラレ　且南部土佐ノ次席トナリ家来ノ者直臣ト縁組スルヲ禁セラル　十一月鹿角境警衛ヲ免セラレ十二月花輪館武倉武具並同心トモ代官ヘ引渡ス　十四年八月茨島大演習ノ時浮勢別手備トナリ騎士六名惣勢三百余名ナリ　九月定火消トナリ　嘉永元年二月近習頭トナリ三月藩主利済ノ一字ヲ賜ヒ済徳ト称シ後済愛ト改ム　十一月加判役兼近習頭トナル　同五年四月三家ニ命セラレテ公用人ヲ置ク　同六年十一月休職　七年正月海岸備頭トナリ　安政二年四月加判役再勤五月身帯地所旧ノ如ク賜ハリ且座席及鹿角境警衛花輪館及ヒ同心預リ等旧ノ如シ　文久二年八月旧ノ如ク直臣ヘ諸養子縁組許サル　同十二月休職トナル　慶応四年四月花輪住居ヲ命セラレ花輪館ニ居ル　戊辰役手勢ヲ以テ一方ノ守衛ヲ命セラレ藩ノ目付小枝指隆五郎コレニ監タリ　戦止ムノ後復タ盛岡ニ帰ル　長男康彊早ク死シ二男康直ヲ以テ嗣トナシ明治十年六月十六日済愛病死　寿六十三歳

譜の冒頭にある「罪アリ」とは、どんな罪であったのかよくわからない。花輪南部家御用人所天保十二年『御用留帳』に

一、　清水喜左エ門江被仰渡

其方儀去ル亥十月勤番中御処務写書上之節　御家来并寺社給高御免地等相除　御蔵入之分斗ニ而御高不相当候出米銭之書上致候段　不吟味之調方御役儀ニ不似合之勤方ニ付御役御取上追而御沙汰迄　慎被　仰付

例月為伺御機嫌登城之儀者　追而御沙汰迄不及出仕候

閏正月

一、　演　説

替地場所之儀者　追而被　仰出候事

閏正月

一、　演　説

家来之者以後御直参ト縁組不相成事

閏正月十七日

○

覚

一、　南部吉兵衛

当春　御沙汰被成置候通知行替場所ニ就被　仰出此度伝法寺通雫石通沢内通福岡通五戸通ニ而高二千石分替場所被下置旨被　仰出

一、　同　人

此度知行替場所御沙汰被成候ニ付兼而御預ケ被置候花輪御館御武蔵御武具并御同心共ニ

同通御代官江引渡可申候

十一月廿日

○

一、旦那様御登城之砌御境御警衛之義御勤被成候ニ不及候旨大目付達之趣御沙汰御座候

月　日

などとあることからも，この一件を推測することができる。なお清水喜左衛門は被仰渡のあった直後正月廿四日，責任を負って自裁した。

文化元年三月，幕府に対して盛岡藩は領内城館を次のように書上げている。

御居城並抱城要害屋敷御書上之事

文化元年甲子三月朔日　郡村仮名付帳　御書上之節　初而御書左之通

一、居　城　　岩手郡仁王村三ッ割村盛岡

一、抱　城　　稗貫郡花巻

一、要害屋敷　鹿角郡花輪

一、要害屋敷　同　郡毛馬内

（ほかに要害屋敷として遠野・七戸・野辺地三ヶ所を書上げ）

要害屋敷之下ヶ礼　此要害屋敷之儀　御注文には無之候得共　領分場広にも御座候間城下之収納物等相納候ては　其土地之者共　甚迷惑仕候　其外検別之義は　従城下之差図をも得候へとも　差定候儀は　古来より右場所々々へ差置候家来之者　取扱申候故書上仕候

（『郷村古実見聞記』）

藩政初期において花輪館（城）は，毛馬内館とともに秋田藩境警備の拠点として大きな存在価値をもっていた。しかし封建社会の成熟とともに，上記書上げのように地方行政上の，とくに御蔵米（年貢）を収納する藩庫を置く藩庁の出先機関としての機能に重点が移ってきた。この内政移行の傾向は，御銅山との関係とはいえ，明和二年中野氏預りの花輪町が一部家中屋敷町を残し，大部分を代官所へ引渡されたことにもあらわれている。

現存する天保二年以降の花輪南部家御用人所『諸御用留帳』にみる限りでは，花輪館は「御館」とよばれ，「御本丸」「北館」「南館」「的場」「御蔵ノ下」などの名称も散見する。

北館等に関するおもな事項を，その『諸御用留帳』のなかから摘記してみる。

一、　乍恐奉願上候

拙者儀拝領屋敷北館と申処御座候得共　無調法不如意之拙者殊二手殊ニ手遠作仕兼居

候付　武者溜ト申御約処表口九間裏行十七間　御先代様之砌願上永拝借家被　仰付家作仕罷有候　右御約所拙者拝領被　仰付下置度奉願上候　御憐愍を以願之通被　仰付被下置候ハバ難有仕合奉存候　此旨御家老中迄宜御執成被仰上被下度奉願候以上

天保三年辰　　川村　右学印

御用人中

（『天保三年諸御用留帳』）

一、　　口上之覚

私拝領屋敷北館入口ニ而南弐拾間三尺北弐拾弐間五尺五寸東八間四尺西拾弐間御座候然処北並垣境より東五間三尺西五間三尺五寸南弐拾三間五尺北弐拾四間弐尺之屋敷地文政年中爰許御給人川口勇左衛門より相調家作住居罷在候　其北並別当屋敷東拾間西同所南弐拾五間四尺北弐拾八間五尺之場所　此度三倉山別当沢井良助分相調申候　右三ヶ所間数合而南弐拾間三尺北弐拾八間五尺東弐拾四間壱尺西弐拾七間三尺五寸　一円ニ拝領屋敷被　仰付被下置度奉願上候　御憐愍ヲ以願之通被　仰付被下置候ハバ難有仕合奉存　此旨御序之砌御家老中迄宜執成被仰上被下度奉願候以上

戌九月　　川村九市郎

御用人衆中

（『天保九年諸御用留帳』）

一、八月四日

北館覚兵衛居宅油石地之内兼而拝領仕罷在候処　此度川村直右衛門江双方勝手ニ付相対ヲ以譲地ニ致候旨　双方より申出候旨川村左平治申出ル

（『天保九年日記』）

一、九月廿五日

川村直右衛門先年拝領仕住居罷有候居屋敷　親類川守田文蔵拝領北館油穀地と双方勝手之節有之　取替屋敷仕度奉願上候旨願出取次申上候処　直右衛門屋敷之儀者御用有之趣被　仰付旨御沙汰ニ付双方申達口上書相下ル　尚又御沙汰者右屋敷地御用有之候間御用屋敷ニ被　仰付　依之直右衛門右為御趣意金子ニ而被下置候旨御沙汰ニ付申渡候処　奉畏難有仕合奉存候旨御請申出申上ル

（『　同　前　』）

一、三月二日

御館通御本丸二ノ丸横町袋丁御引渡しニ付（中略）

追手御門江御同心二人　搦手御門同二人　御出迎追手御門江川守田文蔵　御本丸御門下タ関六蔵　同御門両落江川村左平治殿工藤要右衛門殿御出迎　御玄関御用人川村数

右衛門菅生伴右衛門小田島秀左衛門川村快蔵　御代官衆御出被成候処ニ而御用人先立ス

（『天保十三年諸御用留帳』）

一、十月十日

右之通御官所より御沙汰書申来ル

一廿四日根市源吾二ノ丸下川村左学北御館之内以前之通屋敷地ニ被成下候旨　御沙汰之趣御用人を以申達候処難有仕合奉存候旨御請申出ル

（ほかの項は略す）

（『安政二年諸御用留帳』）

一、（十一月）十一日北館元喜左衛門油石地うち屋敷同断館坂ノ上壱ヶ所　右三ヶ所壱両ニて勇左衛門より買戻し　弐ヶ所ハ岩館菊次郎へ館ノ下ノ坂上ハ佐々木平七江被下趣十三日沙汰致　尤右壱両ハ喜左衛門内ニ而内借先年上納故此度ハ本人共より右壱両出金

（『　同　前　』）

一、二月廿六日

来月御館八幡宮御神事之義ハ當年より己前之通手前ニ而相勤申候此段申上候　随而射場処しつらい等之義ハ前々之通向々江御沙汰被成下（下略）

一、三月十七日

下役藤村勘左衛門殿より御談申度義御座候手紙ニ付罷出候処　三御館並ゆるき館迄絵図面認差出可申御代官申候ト被申候ニ付　承知仕候旨挨拶して帰る

一、三月廿九日

此間御官所御達し三御館絵図面出来　橋本瀬左衛門を以差出候処宜出来候旨ニ而納ル

（『安政三年諸御用留帳』）

一、六月十七日

袋丁稽古場坂ノ脇屋敷へ配り方普請懸リ関村六左衛門被　仰付申達

一、六月廿日

鉄炮星打稽古見分として直右衛門六兵衛同道三人星場へ罷越昼迄済帰る御同心共も

（以下欠）

一、十二月九日

御官処より差紙ニ付罷出候処　南御館之間数相改遣候様其節より御達之旨申来候間此間之間数為見候間左様御心得可被成旨御達なり　尤東西南北之間数御心得候哉ト被申候得共心得居不申候　昨年三御館共御通行ニ付絵図面差上候筈　右ハ間数付にも有

之哉何レ吟味之上可申上ト挨拶いたし罷下る　後吟味仕候処曲リ曲リ之小間数斗リ有之竪横之惣間数無之ニ付右之趣申上る

一、十二月廿九日

演　説

花輪御館御武具蔵江以前御預被成候御鉄炮之内　此節拾三挺御下ヶ被成置拜借致居候趣　上納之節ハ暫以前之通御預可被成哉

八　挺　　吉田新六

五　挺　　御預御同心共

（後略）

（『安政四年諸御用留帳』）

一、六月廿二日

御館御官所御普請尓今出来栄ハ申スニも無之候得共今日引移御用向取計候旨申来ル

一、十月廿二日

炮術小屋仕舞星打出席出る

（『安政五年諸御用留帳』）

一、五月中

武芸稽古人数より山口流剣術一火流炮術諸賞流和出席帳差出候ニ付御用人出之

（『安政六年諸御用留帳』）

一、三月中

御籾蔵大破ニ付御繕御普請被　仰付候旨申来ル　随而御普請奉行小田嶋権八被　仰付候旨申達

一、七月六日

武芸為見分工藤要右衛門川守田織右衛門橋本瀬左衛門罷越　星場ニ而鉄炮弓見分　横町稽古場ニ而和鎧剱術見分罷帰る

一、八月七日（藩主利剛巡見の途次）

朝五ツ時大守様御館江被為入御庭前迄織右衛門御先立申上ル　御武具蔵之脇ニ而下通被遊御覧　夫より西ノ御物見江御先立申上候処　遠御目鏡ニ而向ひ山并毛馬内ノ方被遊御覧候由（後略）

一、八月八日

（前略）南御館被遊御覧御帰り（御官処前にて武芸上覧の後）直々北御館被遊御覧織右衛門御官処前より御先立申上要右衛門伴右衛門北館上リ口脇ニ扣下座仕御送迎申上　其節ゆるぎ館も御覧被遊候趣ニ付　急ニ茹拂為致居候処早や暮ニ成リ御灯ちんも

付候処不被遊御覧候趣ニ而御帰リ被遊（後略）

（『安政七年諸御用留帳』）

一、六月四日

武芸定日ニ付川村俊平坂之脇稽古場江出席

一、六月廿六日

御家老衆武芸御見分ニ付出席　尤昼前和剣鎗術坂之脇稽古場ニ而　夫過鉄炮星場ニ而御見分相済

一、九月廿七日

坂之脇稽古場大破ニ付　稽古人数一統申合手入可致　兼而相談之処（後略）

一、十月十八日

坂之脇稽古場繕ひ普請出来配候趣川村善太郎申出　依之御月番へ申上候

（『文久三年諸御用留帳』）

一、二月十三日

諸武稽　今日御家老衆御用人御見分被成候ニ付　坂ノ脇稽古場へ相詰ル

一、七月廿九日

朔日諸武芸御家老御見分ニ付　坂之脇稽古場并北館星場江出席

（『元治二年諸御用留帳』）

一、一月廿九日

御本丸御普請手釿建御祝義ニ付大工并木挽共迄出候（後略）

一、二月廿日

御本丸古家御解済

一、十一月廿九日

御本丸江御番処建候ニ付己前之通相心得可申旨小頭江申達

一、十二月

御本丸御普請無御滞被為済（後略）

（『慶応二年諸御用留帳』）

一、十月朔日

川村左学兼々心願御座候坂ノ脇稽古場足継仕　文武場と号し建立仕候ハハ　一統若者之為ニ相成申　右積書絵図差出書（後略）

（『慶応三年諸御用留帳』）

一、四月十三日（南部吉兵衛花輪館に入るに際し）

御館通並横町袋丁中ノ坂沢口屋敷持之御家士江門並垣等損候処　手入可致旨呼出申達

一、閏四月九日

旦那様炮術為御見分星場江被為入　御供（後略）

一、同　月十七日

若旦那様御初メ御子様方　坂ノ脇稽古場ニ而御稽古被遊候ニ付　稽古人数江毎朝出席致候様御沙汰ニ付文武懸リ江申達

一、六月廿一日

旦那様御佛詣被遊御帰　直々御官所之稽古場江被為入候処　稽古無之ニ付坂ノ脇稽古場へ被為入　若旦那様御子様方御跡より被為入　御供（後略）

一、七月二日

明三日於大久保平御備調練被　仰付候ニ付　御本丸江六ツ半時相詰可申旨　一統江刻付廻紙ニ而達

（『慶応四年諸御用留帳』）

次の絵図『花輪館之図』は，万延元年（安政七年三月十八日改元）八月藩主利剛の巡見に従って鹿角入りした中奥御小性上山守古の『両鹿角扈従日記』に載るものである。安政三年三月十七日花輪通代官所の達しによって認めたのは，「三御館並ゆるき館迄」の絵図面であったので，これはおそらくその写しであろう。この時点において花輪館の諸機能はこの「三御館並ゆるき館迄」に集約され，古くからの樋口館・条子館などの郭はすでに廃され，悉く畑地に転換していたものと思われる。

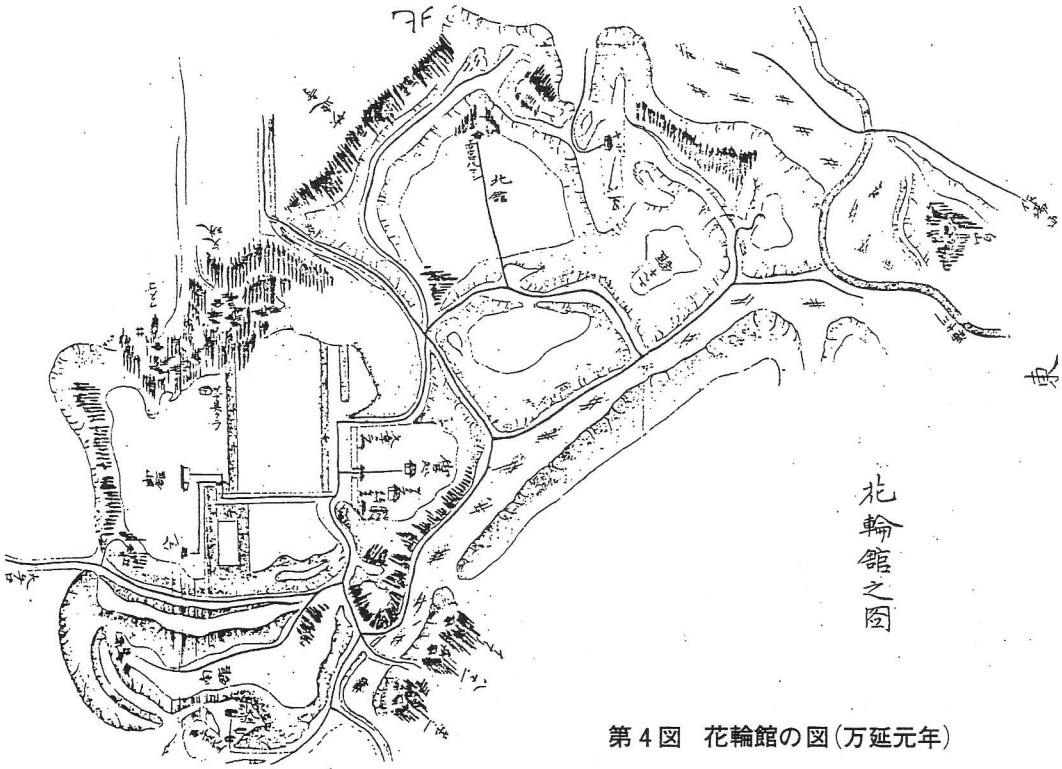

第４図　花輪館の図（万延元年）

3．遺跡の現況

花輪館の現況は，概ね近世の構成と規模そのままを残しているとはいえ，本館は明治三十七年以来小学校校地としての変遷を経，北館には盛岡桜山神社の分祀にともなう公園化が行われてきた。とくに戦後，一部段築や堀合道あるいは小郭を低平にしての住宅地造成が進められたため，かなり原形を失うに至った。加えて昭和四十年代の後半から五十年代の初めにかけ，北館の南郭が大きく掘削され，ゆるぎ館東端の郭が災害防止の名目で一挙に崩され跡かたなく消滅したことにより，典型的な平山城としての威容は著しく損なわれてしまった。

花輪館は，連続する５乃至６の郭からなり，中世の国人花輪氏以来の経営であろうといわれる。近世初期花輪城または花輪館といわれ，文化元年から要害屋敷と公称されるようになったこの館は，おもに三御館（御館・北館・南館）ゆるぎ館の各郭をもって構成されていた。これらの郭は，標高ほぼ175メートル，比高30～40メートルで，自然の段丘地形を巧みに利用したものである。それぞれの郭の，低地に落ちる斜面は火山灰層特有の切り立った急崖で聳え立ち，各郭間は空堀を穿って隔てられている。本館の周縁には，今も土塁の遺構を残している。本館と南館の間の堀合坂は大手口に通じ，盆坂または中の坂とよぶ。本館と北館の間の堀合坂を搦手口とし，館坂または下（しも）の坂という。南館と花輪南部氏の香華院長年寺の間の坂を沢口といい，上（かみ）の坂とよばれた。本館，北館，南館はその外側斜面に１～２段の幅５～10メートルの腰郭状段築をそなえる。北館の東側には，ゆるぎ館が福士川曲流点までの間に複雑な地形を示していた。このゆるぎ館東端から，樋口館を隔てる堀底道を南西にたどると，約400メートルで盆坂の頂部，大手口に達する。

以下，その現況について北館，ゆるぎ館，本館，南館，樋口館の順に述べる。

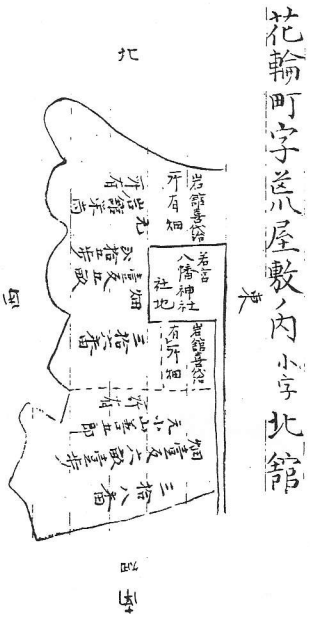

第５図　北館地引図

(1) 北　館

本丸・二ノ丸ののる本館の北東側に接続する郭なので，北館とよばれる。

この郭の上部平坦面は，南北を長軸とし130メートル，東西100メートルで，面積約12,000平方メートル，北端がやや突出している。旧藩時代，若宮八幡神社が鎮座し家中屋敷もあったが，明治三十年盛岡桜山神社の分社が遷され，次いで忠魂碑，慰霊塔，郷土先覚者の顕彰碑などが建てられるに及んで，史跡公園の雰囲気が濃くなってきた。小田島由義「桜

山分社由来記」には，「北館ノ畑地ヲ買求メ、廿八年十一月廿日ヨリ地平均ニ着手、数十ノ人夫ヲ督シ、畑全部ノ上ハ土ヲ取除キ地堅メヲ為サシメ」として，第５図の図面を附している。

北館と本館との間に，搦手口の館坂とよばれる狭く急な堀合坂が通じ，この堀合坂の上り口と北館との比高36メートル，この館坂を上りつめ，左折して北館に入る。また館坂の中腹近く旧坂ノ脇稽古場跡（現川村アパート）の上方からも，北館へ上る小径が通じている。この小径の中ほどの南側に，上面からほぼ８メートル下に幅７メートルの段築がめぐり，同じく小径の北側すなわち北館西側にそい，上面から10メートル下り幅13メートル，長さ50メートルの広い腰郭部が付設されている。この腰郭部真下の山裾に，明治初年廃寺となった真言宗妙（明）蓮寺跡がある。

西側腰郭の北端部には，小丘状の防墨と壕跡が残っており，ここから北側斜面の空堀の堀底をたどると，北館東側の鉄炮星場跡とゆるぎ館に通じる。

北館の南縁に接し，面積3,500平方メートル前後の小郭が付属している。畑地と住宅のあるこの郭は，上面が段差２メートルほどで北館より低い。北館との間は，両郭の入口となる狭い堀合状通路と，その延長の堀合坂によって隔てられている。近年拡幅された堀合坂はゆるぎ館と樋口館の間の堀底道へ通じる。この小郭は，惜しくも昭和五十年頃に，宅地造成のためか東寄り部分が大きく削りとられてしまった。あるいは北館とは，桜山神社のある郭を北郭，この小郭を南郭として，その両郭を総称する名であったかも知れない。

(2) ゆるぎ館

北館の東側に接する，面積約9,000平方メートルにおよぶ区域で，三つの小郭をあわせて総称したもののようである。安政三年川村俊平作成絵図面には，東端にあって裾が福士川畔へ落ちる郭（便宜上東ノ郭とする）にユルキ館と名を入れ，万延元年『両鹿角扈従日記』記載絵図および宮城一杉『花輪町史』付録絵図面には，北館南部と空堀を隔てて接する郭（同じく中ノ郭とする）にユルキ館と書き入れている。なお北縁部，沢小路側に東西に細長く延びている長根状の小郭（同じく北ノ郭とする）があるので，これらの３小郭が，それぞれの間を空堀で隔てながら設けられていたことになる。

1）中ノ郭

北館と空堀をへだてて相接する郭で，上位面は標高147メートル，およそ東西50メートル，南北30メートルと狭い。上面の中ほど，ほぼ南北方向に設けられた段差の痕跡が残り，東側がやや低い。郭の西側，北館に続く部分に空堀が設けられ，概ね上幅10メートル，下幅６メートル，深さ８メートル，長さ25メートルを測る。

この郭北側に，北館上面より10メートルほど低く，三角形状で高低の不規則な窪地が広がり，

いわゆる鉄炮星場である。星打とは，標的をうつ鉄炮の射撃訓練のことをいう。安政三年絵図面をみると，この星場には星場小屋が建てられていた。

中の郭の北東側は，北ノ郭，東ノ郭との間に深い空堀が截られている。空堀の下幅約10メートル，北ノ郭上面からの深さ８～12メートル。この堀合は，樋口館との間の堀底道に通じている。

2）東ノ郭

昭和五十五・六年，火山灰層急崖の一部崩潰をみたことから，災害防止のため全郭を堀り崩してしまい，いま全く旧態をとどめていない。ユルキ館の語源として，この館の真下に福士川の水勢がぶつかり館全体が揺らいだという伝承があることからすれば，本来この郭がゆるぎ館であったと思われる。郭の上部平坦面は標高176メートル，比高およそ25メートル，面積は南北50メートル，東西30メートルを測った。郭の西側を除く三方は，火山灰層特有の切り立った急崖をなし，東側間近く福士川が迫り方向をかえている。郭西側は，その中位面で北ノ郭につながり，接続部には空堀が設けられていた。空堀の下幅５メートル，深さは東ノ郭上面から８メートル，北ノ郭側２メートル前後である。空堀の北端は急崖となって下へ落ちこみ，同じく南端の急崖は中ノ郭との間の堀合に落ちこんでいた。

この郭は，高さ，形状から推して，おそらく古くから烽火台が置かれていたと思われ，精査すればその遺構がみられたかもしれない。

3）北ノ郭

北ノ郭は，この区域の北縁を画するごとく東西に細長く横たわっている。標高165～170メートル，西に下るほど上位面の幅が狭まり，東側東ノ郭へ寄るほど幅広く高さを増す。東西を長軸とし85メートル，東ノ郭接続部で35メートル，東から西へゆるく傾斜する。西端近く中ノ郭との間に，三角形状の窪地が広がり，前述の鉄炮星場である。この星場に添うごとく窪地内に数ヶ所の土盛りがあって今も残る。窪地には，北館北側傾斜面の空堀を通る，沢小路から上る小径が通じていた。第二次大戦時，空襲想定の防空訓練に，花輪小学校児童はこの窪地に退避するを例としたという。

(3) 本　館

本（もと）館は，花輪館連郭のうちの主郭をなす。その上部平坦面は東西を長軸とし200メートル，南北100～130メートルの，ほぼ方形につくる。その東西が，やや東よりに段差４メートルをもって上下二面に分かれ，西側現小学校校舎の建つ上面を本丸とし，東側校庭の下面を二ノ丸とよぶ。本丸の上位面は，かって西縁の標高180メートルから東へかなり傾斜していたが，大正十一・二年秋田鉄道陸中花輪駅造成のため，上層表土が搬出されたことと，その後相次ぐ

校舎建築により，現状のごとく低平となった。削土の際残された館内八幡宮の跡地の並びはいま土塁状となって西縁を画し，その一部に古い土塁遺構も確認できる。

第６図の絵図面（年代不詳）をみると，花輪南部氏の御仮屋や御武具蔵ののる上面は，南北を縦断する土手とそれにそうて穿たれた直線状空堀によって区切られていた。また西縁部の，おそらく土塁内側にも同様に空堀のあったことが知られる。

本丸の北西隅の突出部は御物見とよばれ，城下市街地は勿論，広く尾去沢・西山方面，毛馬内・小坂方面まで見渡される。

本丸南側斜面は，南館との間，大手口とも中ノ坂とも名のある盆坂の堀合坂へ急崖となって落ちこむ。西側斜面には，中段・下段と二段の腰郭状段築がめぐり，その中段南端の位置に愛宕神社が鎮座し，近年小公園化された。同じく中段の北端御物見の下に当たる個処に，小丘状の防塁と壕跡が残り，前記北館腰郭北端のそれと同一構造であることを示している。下位段築の跡は，市街化進行とともに，殆ど消失した。

北側斜面にも同様二段の段築が施されており，中位段は御物見東下タの崩崖で断たれ，下位段西寄りに愛宕神社が載っている。安政三年絵図面には，この愛宕社の東に文珠堂社地が記さ

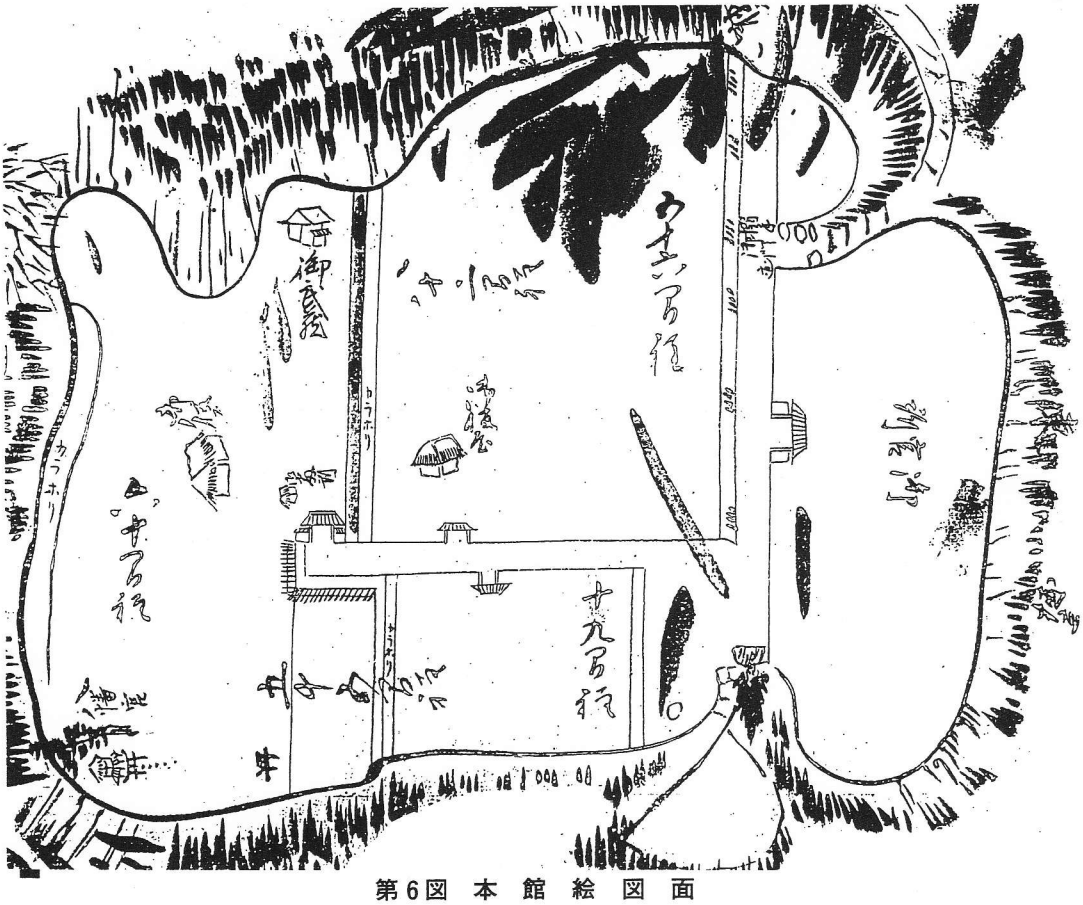

第６図　本　館　絵　図　面

れている。

二の丸において，その外周を縁どる土塁遺構が，今なお低く跡をとどめている。正門わきの二宮尊徳像に近い老松の東側に，昭和初期まで古い堀井戸が残っていた。絵図面によると，搦手口の坂上南側を占める一画に花輪代官所（御役屋）が置かれ，そのまわりに御蔵，御蔵役所，文章蔵，稽古所が並んでいた。鹿角郡南半を司どる行政の府にふさわしい威容であったろう。この館下タをめぐる堀底道を，今なお「御蔵ノ下」とよぶ。

二ノ丸の大手口両側の斜面中位に段築がみられ，とくに東側中段はほぼ800平方メートルの平場をなしていた。往時における城門の位置は不明だが，ある時期武者溜り的機能をもっていたとも考えられる。この中段も，今は消滅して無い。

(4) 南　館

本館の南側に，大手口の盆坂をへだてて南館が横たわっている。

上部平坦面の標高176メートル，長軸を東西にとり180メートル，南北10～50メートルの不整形をなす。この郭の上位面にも，東よりにかって段差を設け上下二面を分けたとおもわれる痕跡が認められる。このように，郭上位面を段差をもって上下に画することは，この館の本館，北館，ゆるぎ館中ノ郭，南館各郭に共通する特色であるようにみられ，あるいはこの地域における中世館の構造を考える上に重要な視点となるかも知れない。

上位面西端に，かって春日社，住吉社が祀られ，今は長年寺時鐘の鐘撞堂が建てられている。鐘撞堂の真下には，南側から延びる腰郭が幅15メートル余西へつきでて，その下の斜面は急崖となって市街地へ落ちている。南側腰郭部には，東よりに牛頭天王社のお堂と別当屋敷がおかれている。その西端近く花輪南部氏家中の的場が設けられていた。

南館の沢口上ノ坂に面する斜面も，他の郭と同様火山灰層特有の急崖をなしてけわしく切り立っている。

(5) 樋口館

元文四年「花輪通代官所御絵図」（第7図）に明瞭に記されている樋口（といのくち）館は，藩政後期書上の図面から，多くその姿を消している。中世末まではおそらく重要な存在価値をもっていた樋口館も，近世の成熟した社会にはその役目を終えてしまったといえる。

樋口館は，本館，北館，ゆるぎ館と続く連続郭の南東部に，下幅およそ15メートルの堀底道を隔てて横たわる。上位面の標高174メートルで，東から西へゆるく傾斜している。東側水田との比高約25メートル。その規模は，北西の堀底道側縁辺がもっとも長く210メートル，東南側縁辺は120メートル，その両辺をへだてる距離は100メートル，面積ほぼ17,000平方メート

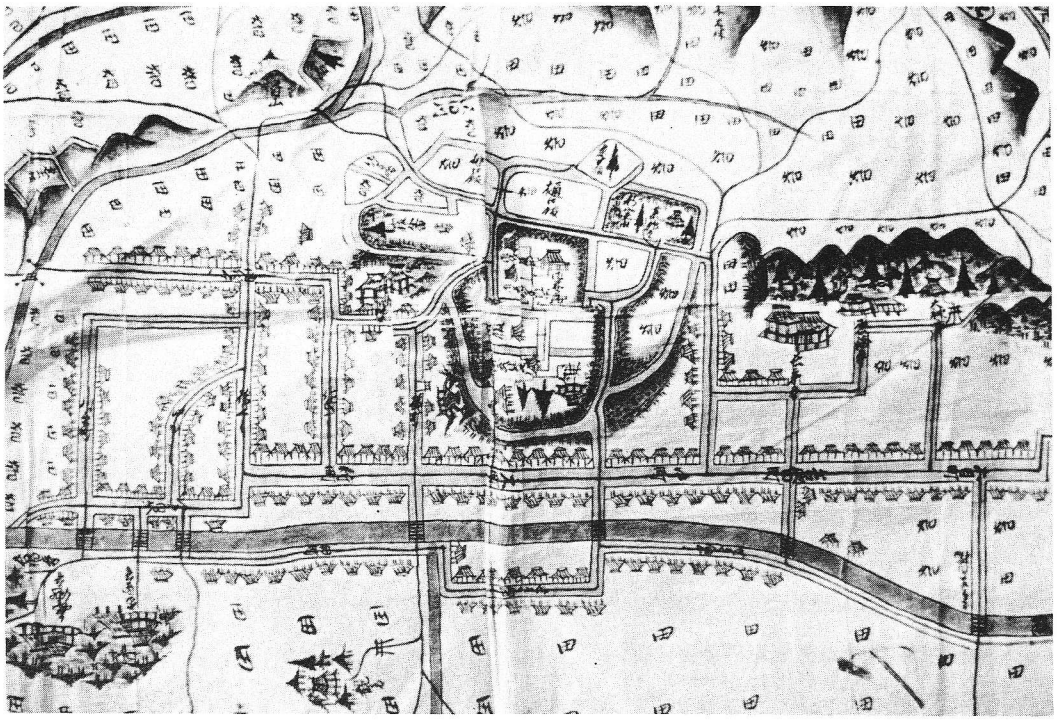

第７図　花輪通代官所御絵図〔天文四年(1739)〕(盛岡市中央公民館所蔵　花輪通図より)

ルで，概ね台形に近い。

東側から南側へめぐる幅20～30メートルの狭間田は，かっての水堀の堀合であろう。この堀合をへだてて，対岸に荒屋敷台地が広がる。

この郭東端の突出区域は一段低く，かつ浅い空堀によって区切られている。その西に約50メートルへだてて八幡神社ののる残丘があり，周囲の地形は，近年の宅地造成によって乱雑となっている。安政三年絵図面には，この八幡神社の小丘の西に薬師神社，東に稲荷神社と，三社が並んで記載されている。なお元文四年絵図にみえる「条子館」とは，どの地点に当たるものかよくわからない。　　(安村二郎)

４．調査に至るまでの経過

花輪館の一郭である北館は，市街地に近接すること，約100本の桜が植栽されていることから，桜山公園として市民に親しまれてきた。しかし，公園部分の面積が狭いこと，諸施設の不備から，公園整備の声がにわかに高まってきていた。

昭和57年秋，市当局より桜山公園を対象に，歴史広場，冒険広場，テニスコートを主体とした公園整備計画が打出され，市教育委員会では埋蔵文化財保護の立場からこれに対応することとなった。

整備計画については，本地域が中～近世の館跡の一部であることを再認識し，館跡としての諸形態を極力保存すること，郭上面への構造物も下部遺構への影響の少ない地点，工法とすること等，埋蔵文化財保護に留意するよう要請，これらの基礎資料を作成するため，市教育委員会が，翌58年５月早々に試堀調査を実施することになった。（柳沢悦郎）

５．調査要項

１．遺跡名　花輪館跡

２．所在地　鹿角市花輪字中花輪他

３．調査期間　昭和58年５月16日 ～ ７月13日

４．調査対象面積　約 7,650㎡

５．試堀調査面積　約 920㎡

６．調査主体者　鹿角市教育委員会

７．調査担当者　秋元信夫（鹿角市教育委員会　社会教育課）

８．事業主体者　鹿角市都市計画課

９．調査参加者

調査指導員　富樫泰時（秋田県教育庁文化課　学芸主事）

調　査　員　安村二郎（鹿角市史編さん委員）

鎌田健一（秋田県立十和田高校　教諭）

大里勝蔵（秋田県立十和田高校　教諭）

藤井安正（鹿角市教育委員会　発掘調査員）

調査補助員　佐藤　樹　菊池　明　藤井富久子　三ヶ田睦子

作　業　員　石木田クラ　石井ユキ　相川タマ　佐々木ヒサ　泉谷サナ

木村テル　川又ソヨ　根本キワ　兎沢松江　村木雅子

10．社会教育課

課　長　工藤次郎

課長補佐　安田孝司

文化財係長　柳沢悦郎（庶務担当）

主　事　秋元信夫（調査担当）

臨　職　目時キミ子

11．調査協力機関　秋田県教育委員会　秋田県埋蔵文化財センター

6．調査の方法と経過

ア）調査の方法

桜山公園整備事業に先だち，試堀調査を実施し，遺跡保存のための基礎資料を得ることが，この度の調査の主目的であった。このため，対象地ほぼ全域への均一な縦横のトレンチの設置，各地点の堆積層の厚さ，遺物の出土状況，遺構の有無の確認が必要であったが，神社，民家，テニスコート等が点在するため，第９図のような変則的なトレンチの配置となった。

グリッドの設定には，本郭の形状を考慮し，Ｎ－10°－Ｅを基準線とし，10ｍ四方を１単位とした。さらに南北方向をアルファベット，東西方向を算用数字とし，アルファベットと算用数字の組み合わせで，各々のグリッドを呼ぶこととした。トレンチは，このグリッドを利用し，縦横に設定した。なお，トレンチの幅は２ｍを原則としたが，遺構の検出部分等必要に応じて一部拡張した。

検出された遺構は，２～４分法で精査，簡易遣り方測量を用い，竪穴遺構，建物跡等は$^{1}/_{20}$，配石遺構等は$^{1}/_{10}$の縮尺で図化した。

遺物の取り上げは，遺構外のものは層ごと・グリッド一括で取り上げ，遺構内のものは１点づつの図化・レベル実測の後，取り上げた。また写真記録については，全ての遺構とそれに伴う遺物をモノクロ，カラー・スライドで撮影した。

イ）調査経過

試堀調査は，５月16日より７月13日までの約９週間を費やして実施された。調査日誌を基にその経過を簡単に記述すると次のようになる。

５月16日，グリッド，トレンチ設定の後，試堀調査に取りかかる。試堀調査は，民有地の畑作物の収穫時期，公園及びテニスコートの使用を考慮し，Ａ→Ｂ→Ｄ→Ｃ→Ｅ→Ｆ→Ｈ→Ｉ→Ｄトレンチの順序で行なわれた。

６月上旬にはＣトレンチまでの粗掘りを終了，Ｂトレンチ南部から遺構が密集して検出されたため，同地区（Ａ区）の拡張を行なうとともに，Ｅ，Ｆトレンチの粗掘りへと進んだ。また，粗掘を終了したトレンチ内の遺構精査，基本層序の図化を合わせて実施した。

６月中旬には，予定したトレンチの粗掘を終了し，多数のピットが検出されたＤトレンチ中央の一部（Ｂ区）の拡張を行なう。

６月下旬には，Ｆトレンチまでの調査を終了，Ｈ・Ｉ・Ｄトレンチの遺構精査を残すのみとなる。Ｄトレンチ中央部からは３基の竪穴遺構，拡張部からは数軒の建物跡が想定される多数の柱穴が検出された。また南側からは，６基の竪穴遺構と６基の配石遺構，南端からは１条の溝が検出され，遺構の集中する地区として注目された。

７月には，これらの遺構の精査と併行して，調査の終了した部分の埋めもどしを行なう。

7月6日には試掘調査を終了，13日には埋めもどしを全て終了する。発掘用品の整理及び，次の発掘現場である下沢田遺跡への運搬を行ない，最終的に花輪館（北館）を後にする。

7．遺跡の層序

調査対象区の現況は，南側が緩斜面となっている他は，ほぼ平坦となっている。これは中央部から北西側が公園として，南東部がテニスコートとして利用されていることにもよると考えられ，A・Fトレンチでは低地部への埋め土，D・Eトレンチでは削土の痕跡がみられた。また各地点の利用状況の相異によるものか，中央部から北西側の公園部，南東側のテニスコート部及び南側の民有地（畑地）部では異なった堆積状況を示している。

公園部の層序は基本的にⅠ～Ⅴ層に区分できる。Ⅰ層は，その土色，混入物及び堆積状況より，人為的な埋め土，整地土と考えられる土層である。Ⅱ層は黒褐色土であり，大湯浮石層堆積後の堆積土である。ややしまりがあり，若干粘性のある土質である。Ⅲ層は黄褐色を呈する大湯浮石層であり，Aトレンチ北側からDトレンチ南側へと続く小沢状凹地において確認された。最も顕著であるAトレンチ北側の地表下64cmで7cmの厚さの大湯浮石層の堆積があった。Ⅳ層は大湯浮石層下から地山直上までの暗褐色を呈する土層，Ⅴ層は地山（下位火山灰層）直上の層で暗褐色を呈し，若干粘性があり，しまりのある層である。

南東部のテニスコート部分は，テニスコート建設によるものか整地の痕跡を有する。Fトレンチ北端部では遺構確認面直上まで削土が行なわれ，逆に南側には数次にわたる埋め土の痕跡が確認された。基本的にはⅠ～Ⅵ層に区分でき，Ⅰ～Ⅳ層が埋め土，整地土，Ⅴ・Ⅵ層が公園部のⅡ・Ⅳ層に対比できると考えられる。

南側の民有地は，畑地として利用されており，表土の浅い地点では，その攪乱が地山にまで及んでいる。Ⅰ層は耕作土，Ⅱ・Ⅲ層が公園部のⅣ・Ⅴ層に対比できる。　（秋元信夫）

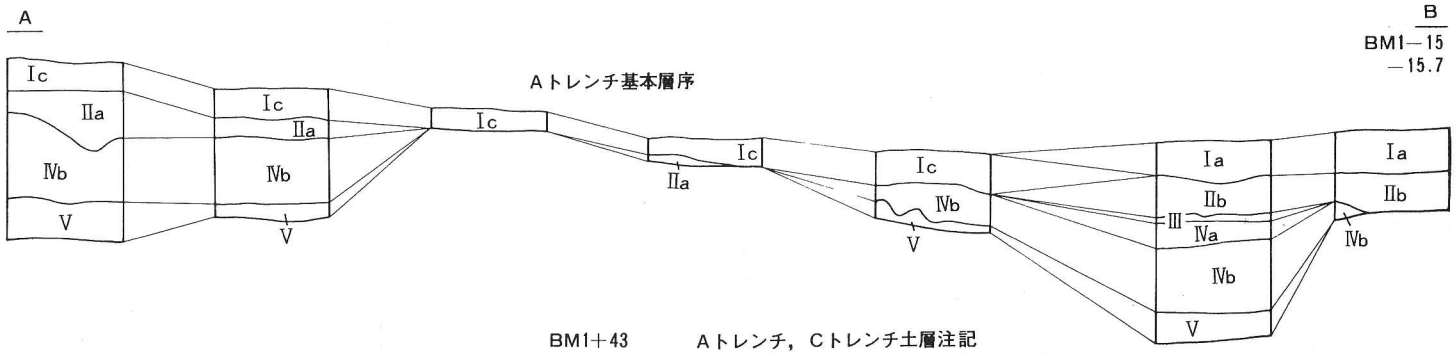

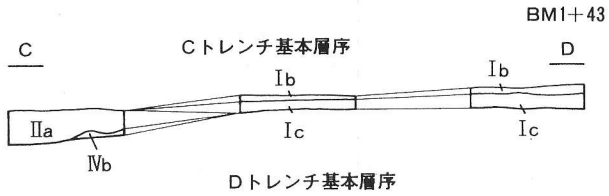

Aトレンチ，Cトレンチ土層注記

Ia 層 黒褐色土（10YR 3/2）シラス多量混入，しまり大
Ib 層 暗褐色土（10YR 3/3）浮石粒若干混入，しまり有
Ic 層 暗褐色土（10YR 3/4）下位火山灰・浮石粒若干混入
IIa 層 黒褐色土（10YR 2/2）下位火山灰若干混入，しまりやや有
IIb 層 黒褐色土（5YR 2/2）大湯浮石粒若干混入，しまり中，粘性有
III 層 黄褐色大湯浮石層（10YR 5/6）
IVa 層 黒 色 土（7.5YR 2/1）大湯浮石粒若干混入，しまり中，粘性有
IVb 層 黒 色 土（10YR 2/1）下位火山灰若干混入，しまりやや有
V 層 暗褐色土（7.5YR 3/3）下位火山灰少量混入，しまり有

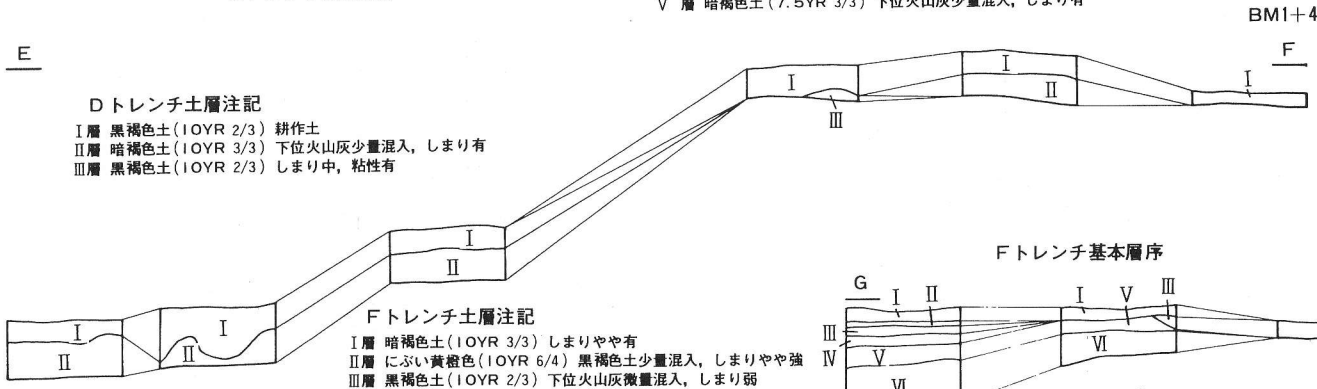

Dトレンチ土層注記

I 層 黒褐色土（10YR 2/3）耕作土
II 層 暗褐色土（10YR 3/3）下位火山灰少量混入，しまり有
III 層 黒褐色土（10YR 2/3）しまり中，粘性有

Fトレンチ土層注記

I 層 暗褐色土（10YR 3/3）しまりやや有
II 層 にぶい黄橙色（10YR 6/4）黒褐色土少量混入，しまりやや強
III 層 黒褐色土（10YR 2/3）下位火山灰微量混入，しまり弱
IV 層 褐色土（10YR 4/6）黒褐色土をII層以上混入，しまりやや有
V 層 黒褐色土（10YR 2/2）下位火山灰若干混入，しまり有
VI 層 黒色土（10YR 2/1）下位火山若干混入，しまりやや有

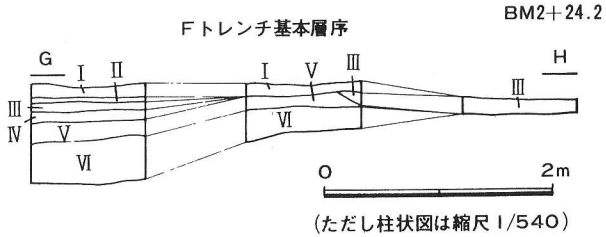

（ただし柱状図は縮尺 1/540）

第8図 基 本 層 序 図

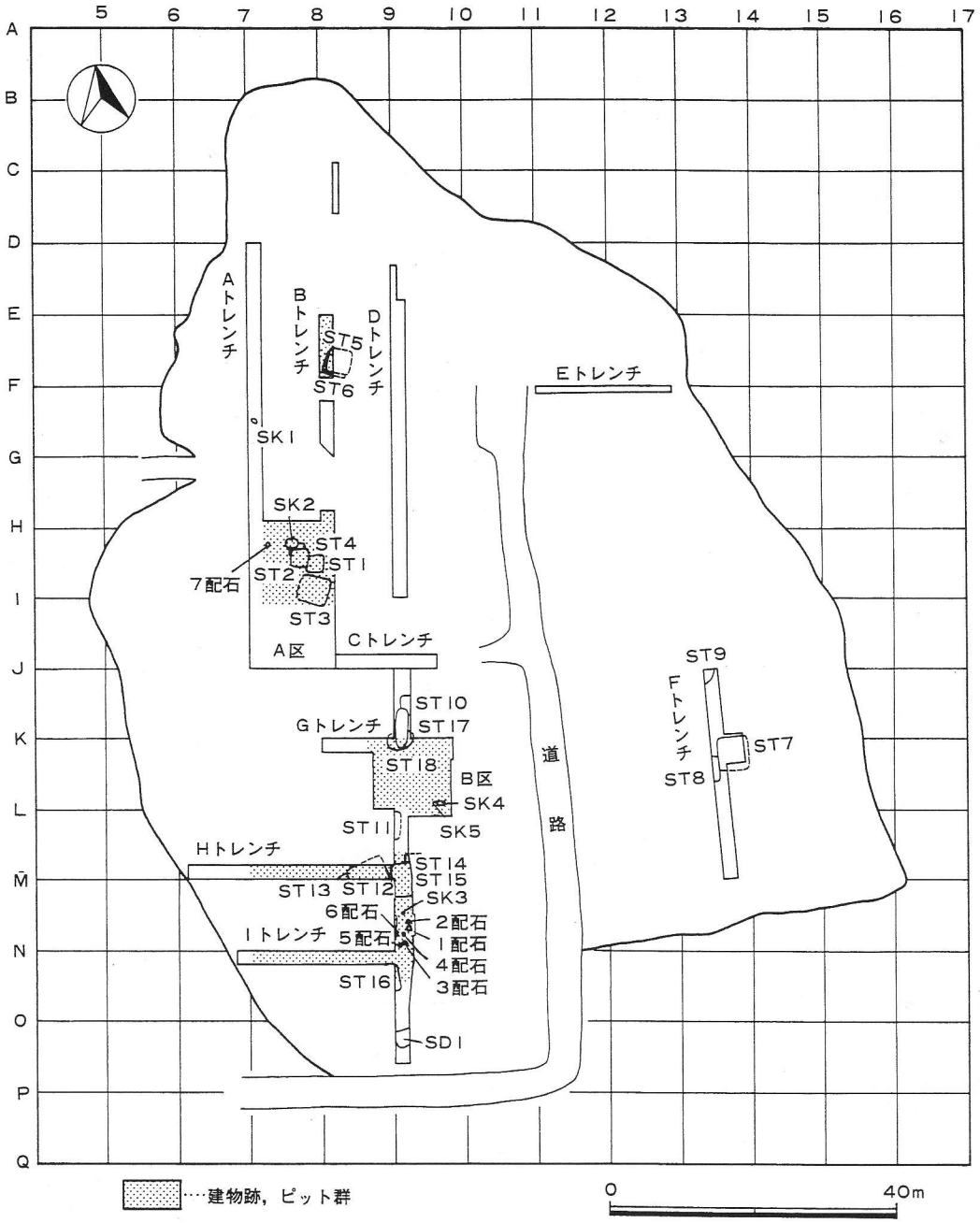
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
Aトレンチ
Bトレンチ
Dトレンチ
Eトレンチ
ST5
ST6
SK1
SK2
ST4
ST1
ST2
7配石
ST3
A区
Cトレンチ
ST10
Gトレンチ
ST17
ST18
B区
SK4
ST11
SK5
道路
Hトレンチ
ST14
ST15
ST13
ST12
SK3
6配石
2配石
Iトレンチ
5配石
1配石
4配石
3配石
ST16
SD1
ST9
Fトレンチ
ST7
ST8
…建物跡，ピット群
0
40m

第9図 遺 構 配 置 図

8．検出遺構と出土遺物

竪穴遺構

第１号竪穴遺構（ＳＴ１）　第10図

Ａ区北東部のＨ－７・８グリッドに位置する。第２号竪穴遺構と重複関係にあり，本遺構が古い。3.5×3.0ｍの方形を呈し，長軸方向はＮ－55°－Ｗ，面積は8.88㎡を計る。壁はやや緩やかな立ち上がりを呈し，壁高は北東壁10.4cm，南東壁18.6cm，南西壁９.９cmを計る。北西壁は２号竪穴遺構構築により，また北東壁の一部は攪乱により消失している。床面は地山より成り，若干凹凸があり，軟弱である。南東，南西壁際より３個のピット（Pit 33～35）が検出されたが，配置及び規模より柱穴と考えられる。これらに対応する柱穴は，攪乱及び重複により確認できなかった。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第２号竪穴遺構（ＳＴ２）　第10図

Ａ区北部のＨ－７グリッドに位置する。第１・４号竪穴遺構，２号土壙と重複，本遺構は２号土壙より古く，１・４号竪穴遺構より新しい。3.2×2.8ｍの方形を呈し，長軸方向はＮ－62°－Ｗ，面積は7.92㎡を計る。壁はほぼ垂直に立ち上がり，壁高は東壁47.6cm，西壁18.9cm，南壁29.1cm，北壁36.9cmを計る。床面はほぼ平坦で，堅くしまりがある。本遺構内より19個のピットが検出されたが，各壁隅及び壁際中間に位置するPit １～８の８個が本遺構の主柱穴と考えられる。中央より若干西寄りの床面において，46×40cmの範囲で，最大厚さ２cmの焼土が確認された。地床炉と考えられる。東壁際北寄りの床直より13点の古銭（洪武通宝３点，淳熙元宝１点，元（祐）通宝１点，天聖元宝１点，判読不可７点），覆土中より１点の陶磁器碗口縁部片を出土した。

第３号竪穴遺構（ＳＴ３）　第11図

Ａ区東部のＨ・Ｉ－７・８グリッドに位置する。本遺構北側に第１・２号竪穴遺構が近接している。5.02×(4.88)ｍの方形を呈し，長軸方向はＮ－34°－Ｅ，面積は(21.84)㎡を計る。壁はやや急な立ち上がりを呈し，壁高は東壁26.7cm，南壁39.6cm，北壁９.０cmを計る。なお西壁は攪乱のため検出できなかった。床面は地山より成り，若干凹凸があり，一様にしまりがある。本遺構内より48個のピットが検出されたが，Pit ２または３・５・７・８または９・10・13・14・18・19・21・22・34・40・47を主柱穴とする各壁隅とその間に並ぶ４本から成る柱配置と考えられる。また北壁及び東壁に平行に位置するPit 42・35・23等も，その規模及び配置から間仕切り等上屋構造と関連ある柱穴と考えられる。西壁際からのピットの検出が少ないが，これは攪乱によるものである。南壁際及び東壁際寄り床直より，それぞれ１点の古銭（○○元宝，判読不可），東壁際覆土中位より，鋲状鉄製品１点，覆土中より４点の鉄滓を出土した。また南壁寄り床直より少量の炭化米が検出された。

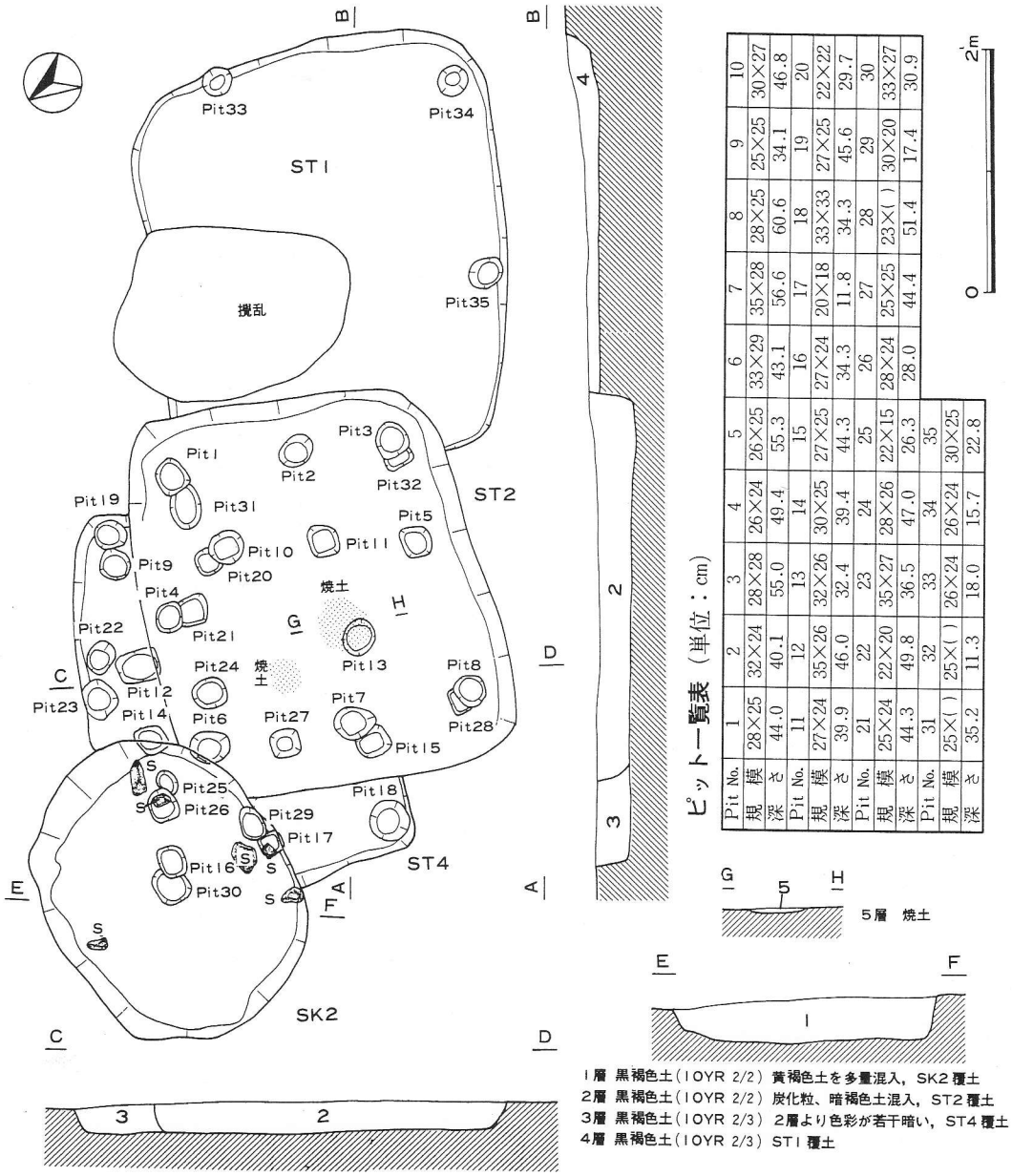

ピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
規模	28×25	32×24	28×28	26×24	26×25	33×29	35×28	28×25	25×25	30×27
深さ	44.0	40.1	55.0	49.4	55.3	43.1	56.6	60.6	34.1	46.8
Pit No.	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
規模	27×24	35×26	32×26	30×25	27×25	27×24	20×18	33×33	27×25	22×22
深さ	39.9	46.0	32.4	39.4	44.3	34.3	11.8	34.3	45.6	29.7
Pit No.	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
規模	25×24	22×20	35×27	28×26	22×15	28×24	25×25	23×( )	30×20	33×27
深さ	44.3	49.8	36.5	47.0	26.3	28.0	44.4	51.4	17.4	30.9
Pit No.	31	32	33	34	35					
規模	25×( )	25×( )	26×24	26×24	30×25					
深さ	35.2	11.3	18.0	15.7	22.8					

第10図　A区検出遺構実測図 (1)

第４号竪穴遺構（ＳＴ４）　第10図

Ａ区北部のＨ－７グリッドに位置する。第２号竪穴遺構，２号土壙と重複し，本遺構はいずれよりも古い。3.07×2.50ｍの方形を呈し，長軸方向はＮ－60°－Ｗ，面積は6.24㎡を計る。壁は急な立ち上がりを呈し，壁高は北壁25.7cm，西壁20.8cmを計る。北壁，西壁の一部は２号土壙，東壁及び南壁の大部分は２号竪穴遺構構築により消失している。床面は地山より成り，ほぼ平坦で，堅くしまりがある。Pit ９～18を主柱穴とする各壁隅とその間の等間隔な柱列（短

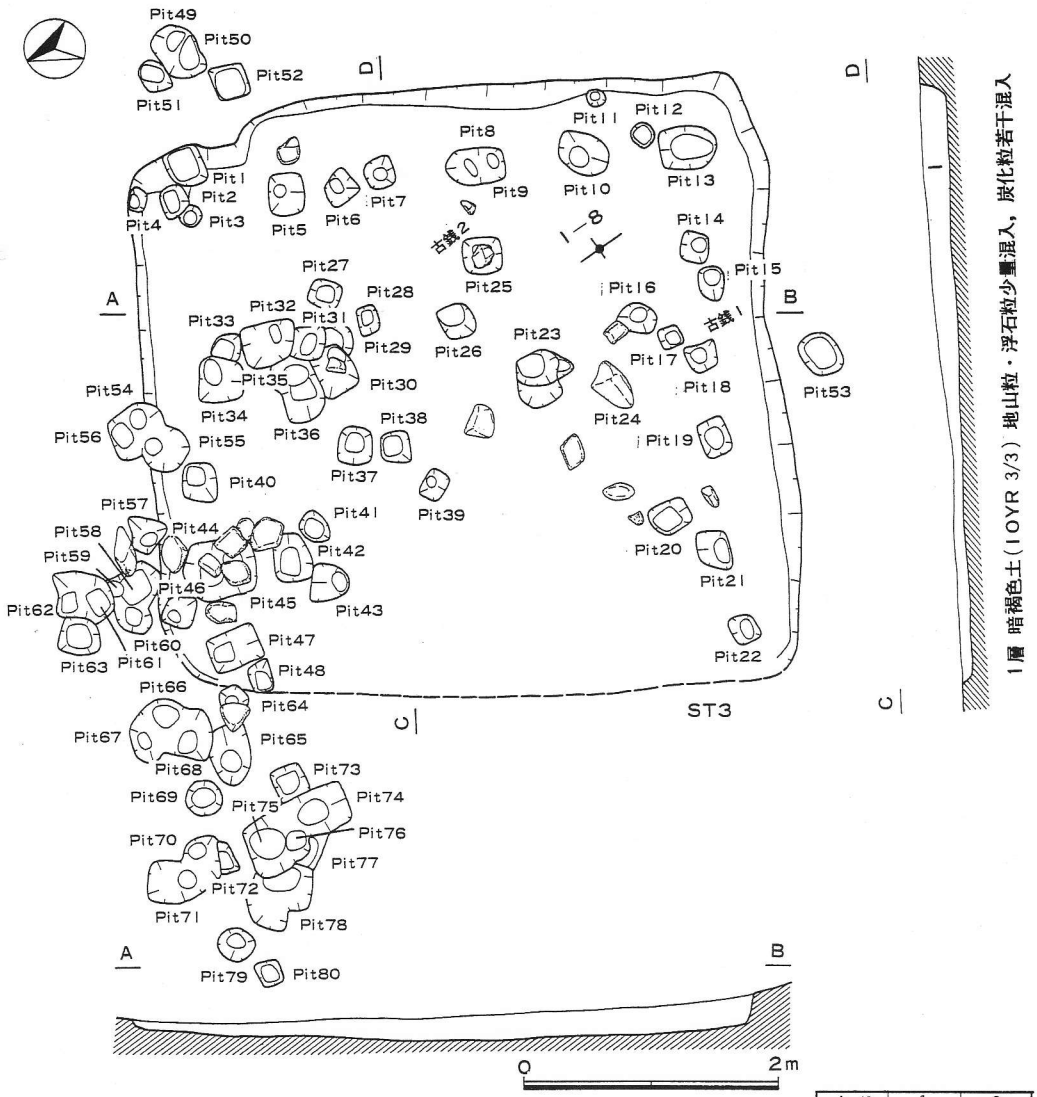

ピット一覧表（単位：cm）

pit No.	1	2
規　模	32×29	24×22
深　さ	22.3	34.7

Pit No.	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
規　模	18×17	19×14	34×28	25×23	24×23	(30)×29	27×(20)	41×31	15×14	19×18	45×34	24×23	28×20
深　さ	48.4	10.7	59.6	41.7	52.2	53.8	56.3	50.6	9.6	19.5	77.7	50.2	51.8
Pit No.	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
規　模	29×23	18×17	25×22	29×23	32×25	30×26	22×21	32×28	21×( )	31×29	28×26	24×22	22×17
深　さ	52.1	23.1	68.3	57.6	29.3	44.3	49.9	67.6	31.5	20.0	23.0	26.7	13.3
Pit No.	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
規　模	31×( )	29×30	(28)×27	42×34	23×(23)	35×35	35×( )	32×( )	30×27	24×23	24×18	31×28	26×20
深　さ	96.0	56.8	59.8	68.0	23.9	73.7	50.1	86.9	24.5	45.2	38.7	78.3	63.4
Pit No.	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
規　模	39×29	30×29	48×( )	45×( )	24×22	41×30	25×18	31×( )	31×( )	26×21	27×27	36×29	(30)×( )
深　さ	72.5	42.4	91.8	79.4	20.5	64.4	20.6	47.6	61.6	31.9	71.6	48.8	70.0
Pit No.	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
規　模	36×(36)	36×(23)	31×28	(38)×33		30×(23)	38×(28)	36×(20)	32×30	22×21	48×32	(30)×(29)	38×(23)
深　さ	61.5	76.0	77.8	58.3	70.5	33.8	44.3	41.0	28.1	44.5	56.4	60.6	62.8
Pit No.	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
規　模	39×(38)	29×28	(30)×28	(46)×34	27×( )	26×26	(49)×27	47×(35)			56×49	28×26	20×19
深　さ	53.7	14.3	53.4	72.7	39.2	11.1	72.8	97.4	76.5	28.8	68.1	39.9	26.9

第11図　A区検出遺構実測図（2）

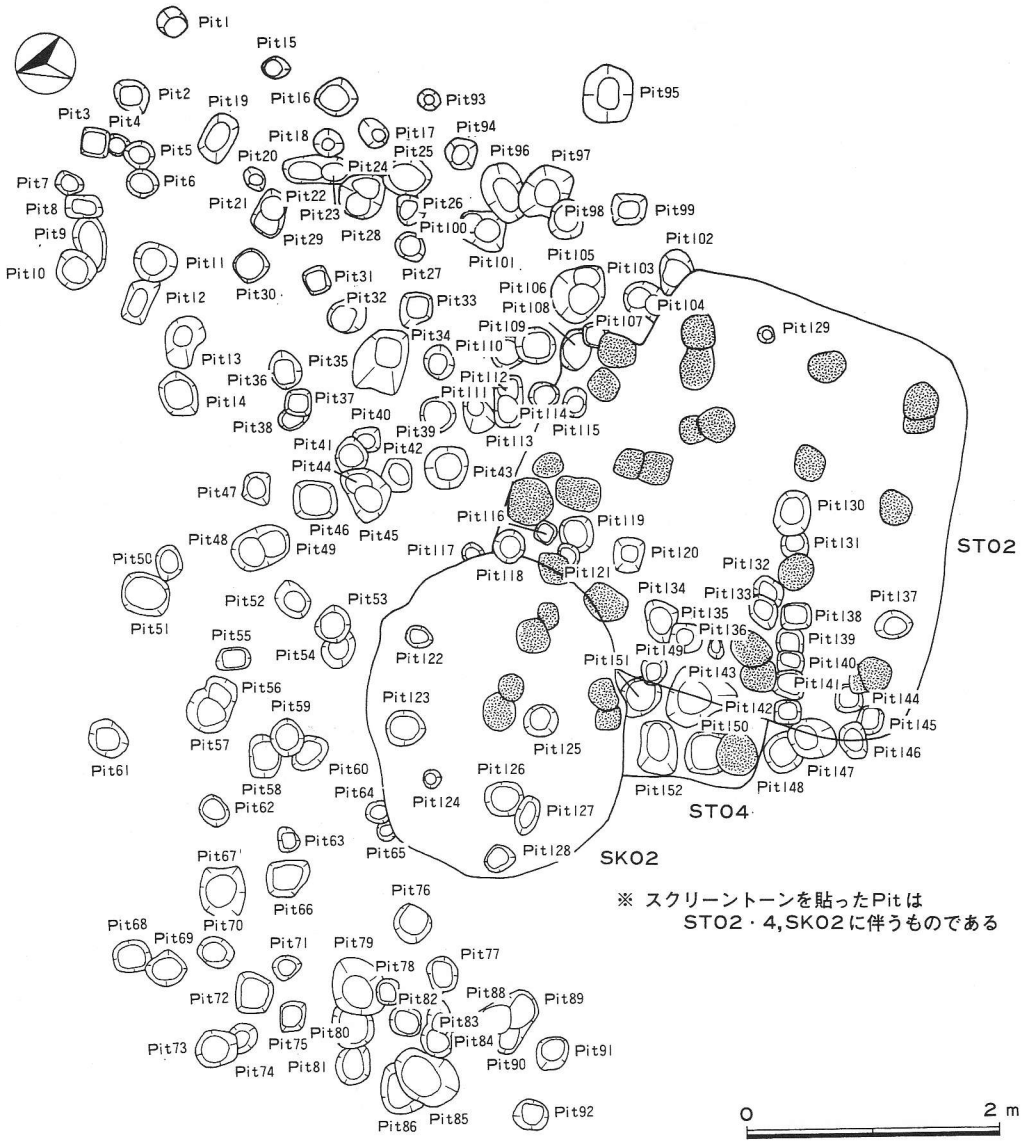

第12図　A区検出遺構実測図 (3)

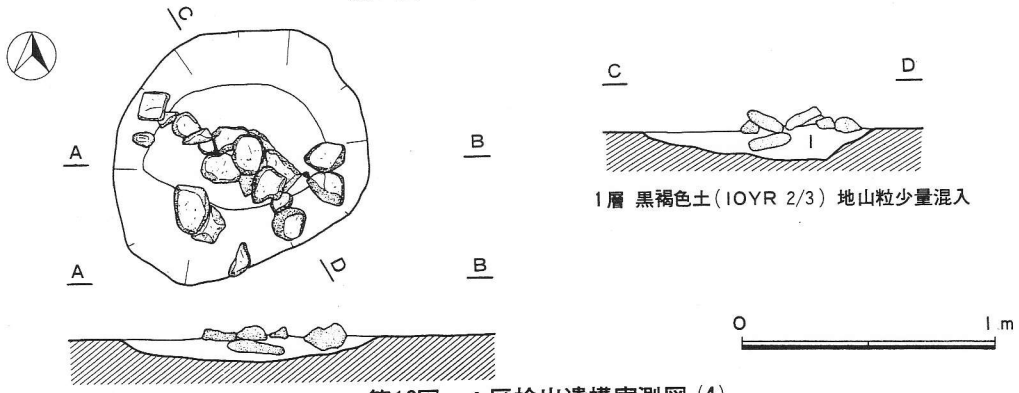

第13図　A区検出遺構実測図 (4)

第2表　A区ピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規　模	24×22	31×26	22×22	16×( )	25×24	23×18	23×18	29×18	26×( )	32×30	35×30	35×20	40×32
深　さ	12.4	36.3	54.4	34.7	37.1	40.4	13.9	17.9	7.1	38.2	30.8	25.6	
Pit No.	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
規　模	36×30	23×18	34×31	25×20	24×20	37×25	20×16	24×23	22×( )	23×( )	30×( )	40×35	25×23
深　さ	29.6	23.2	11.0	10.2	29.2	37.8	4.5	35.2	15.4	17.5	30.2	29.5	16.3
Pit No.	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
規　模	25×24	32×( )	26×( )	26×25	22×20	33×28	26×25	28×25	50×40	30×25	22×20	20×( )	28×28
深　さ	18.1	29.5	12.2	35.3	22.5	46.0	31.2	20.4	42.7	32.0	35.7	19.7	59.8
Pit No.	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
規　模	22×20	30×26	27×25	35×35	27×( )	35×( )	35×31	26×21	30×( )	30×( )	30×25	37×33	30×24
深　さ	23.4	34.6	20.6	43.9	27.2	25.9	39.1	28.0	27.0	20.9	13.5	15.2	36.4
Pit No.	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
規　模	31×28	26×( )	27×18	25×( )	35×30	35×25	32×26	33×25	32×27	26×21	22×18	20×( )	15×( )
深　さ	23.4	23.7	23.4	21.9	27.5	39.6	53.4	33.9	57.3	33.1	24.3	35.0	29.5
Pit No.	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
規　模	40×30	40×36	30×26	30×29	28×23	23×20	32×29	35×30	22×( )	24×20	33×30	30×25	21×20
深　さ	26.4	20.7	28.2	25.2	34.9	9.7	28.9	49.3	10.1	60.9	57.9	23.7	17.5
Pit No.	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
規　模	50×43	33×( )	33×28	25×22	20×( )	25×( )	55×40	46×( )	欠　番	26×( )	30×( )	20×( )	30×25
深　さ	63.3	34.6	33.0	33.3	20.9	22.5	46.9	33.7		32.6	28.4	15.0	29.8
Pit No.	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
規　模	28×25	20×19	26×25	45×40	50×33	50×40	33×28	30×24	25×( )	30×( )	36×( )	28×( )	
深　さ	71.3	9.4				69.3	53.4		17.0	30.0	36.2	10.7	14.7
Pit No.	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117
規　模		40×( )	22×22	32×25	32×29	24×( )	32×24	24×( )	24×( )	25×23	24×18	17×17	17×( )
深　さ	12.0	46.7	46.9	28.9	80.8	40.7	41.4	12.8	18.5	14.5	37.4	22.9	23.3
Pit No.	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
規　模	26×25	29×27	28×25	20×18	23×18	33×28	17×17	27×26	30×27	32×19	25×21	14×14	37×30
深　さ	21.4	19.9	48.4	25.0	11.8	12.0	12.1	16.2	16.3	32.2	24.9	24.5	54.0
Pit No.	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
規　模	22×( )	25×( )	30×23	36×26	26×24	20×10	30×27	25×21	22×( )	23×( )	27×24	22×19	55×50
深　さ	20.5	28.9	44.7	12.0	45.0	12.8	19.5	48.4	36.4	43.4	40.0	39.7	16.5
Pit No.	144	145	146	147	148	149	150	151	152				
規　模	23×23	21×( )	30×22	40×33	30×( )	24×21	36×( )	30×( )	45×33				
深　さ	20.1	43.1	46.1	49.6	55.7	48.3	34.5	23.6	24.5				

軸1本，長軸2本）よりなる柱配置と考えられる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第5号竪穴遺構（ＳＴ５）　第14図

Ｂトレンチ北部のＥ－８グリッドに位置する。第６号竪穴遺構と重複し，本遺構が新しい。全掘に至らず，全容は不明であるが，一辺を3.06ｍとする方形と考えられる。壁は急な立ち上がりを呈し，壁高は西壁27.0cmを計る。床面は若干凹凸があり，堅くしまりがある。本遺構内より３個のピットが検出されたが，東壁際わずかの発掘であり，柱配置は知り得なかった。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第6号竪穴遺構（ＳＴ６）　第14図

Ｂトレンチ北部のＥ－８グリッドに位置する。第５号竪穴遺構と重複し，本遺構が古い。一辺2.5ｍ前後の方形プランと推測される。壁は急な立ち上がりを呈し、壁高は西壁24.1cm，南壁18.3cmを計る。床面のほとんどは第５号竪穴遺構構築により消失しており，残存部は若干凹凸があり，やや軟弱である。Pit ４・５が本遺構に伴うピットと考えられるが，柱配置につい

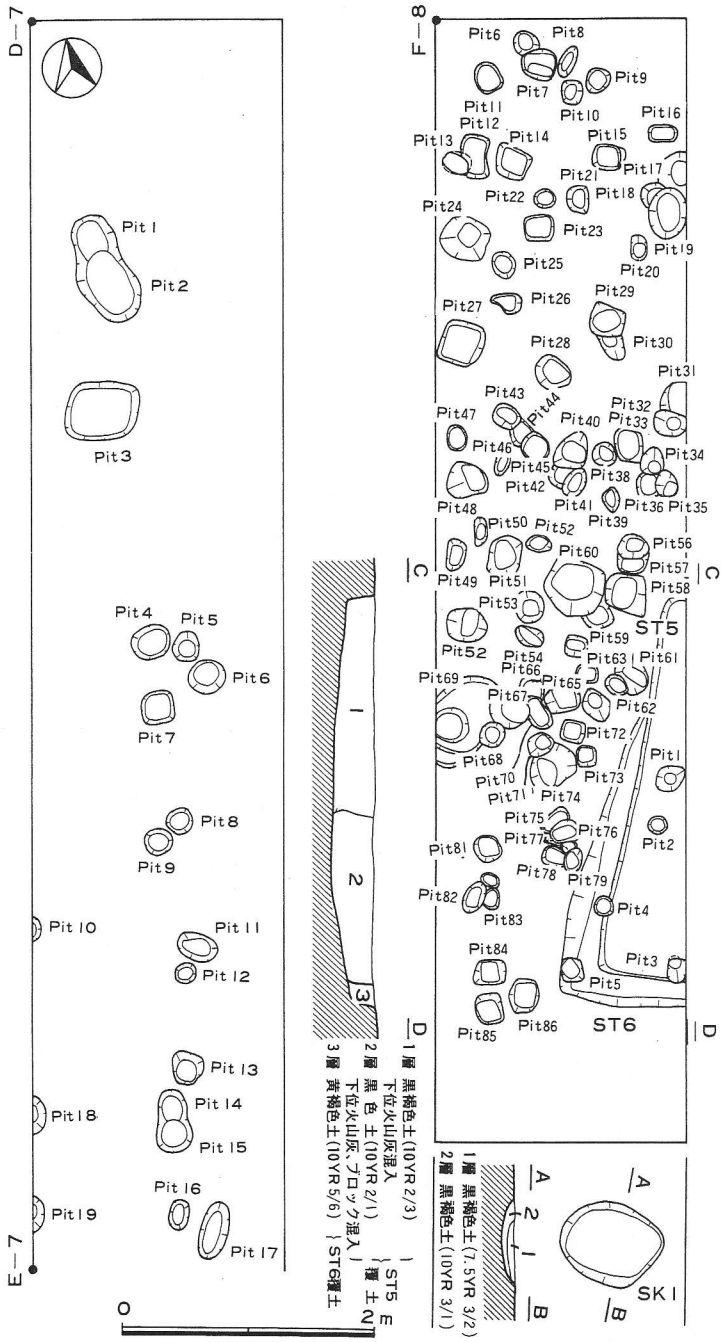

第14図　A・Bトレンチ検出遺構実測図

第4表　Bトレンチピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
規模	21×20	16×15	20×(17)	16×16	20×17	20×20	28×25	27×14	22×19	19×17	25×21	36×20	21×13	27×26	22×21
深さ	9.8	52.5	19.2	66.1	37.5	14.2	18.5	14.5	51.0	11.9	11.8	7.4	88.0	26.5	15.3
Pit No.	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
規模	24×14	(39)×( )	22×(19)	41×30	20×13	22×18	18×16	23×22	37×34	22×18	26×17	34×33	26×25	28×24	17×( )
深さ	11.2	13.4	23.8	62.0	7.0	13.5	32.4	13.5	87.2	9.0	32.4	23.1	10.4	57.0	19.9
Pit No.	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
規模	(39)×( )	27×20	27×23	22×18	21×18	22×(19)	欠番	20×20	22×17	31×24	26×16	(22)×( )	22×18	20×( )	23×21
深さ	18.3	20.1	50.9	22.7	25.2	9.1		8.3	23.9	67.9	10.2	5.0	10.2	11.5	19.5
Pit No.	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
規模	22×12	21×16	33×29	26×15	23×11	35×26	20×16	27×23	24×17	46×45	25×20	24×(23)	32×30	22×( )	18×18
深さ	10.2	48.4	12.4	17.2	15.1	33.4	12.9	12.4	10.5	31.5	27.8	18.8	17.5	4.8	13.6
Pit No.	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
規模	31×(24)	19×15	19×16	25×19	28×22	20×( )	30×30	21×20	100×52	30×17	21×17	19×17	17×16	39×(39)	26×(15)
深さ	25.8	19.7	7.8	48.9	24.2	9.2	51.0	16.7	30.2	7.6	19.6	19.6	13.0	22.5	10.1
Pit No.	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86				
規模	24×18	14×( )	22×16	20×14	22×22	15×11	27×16	17×14	26×20	25×21	28×25				
深さ	10.6	4.0	23.2	15.2	10.3	11.9	15.7	10.2	10.2	10.7	22.6				

第3表　Aトレンチピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
規模	(45)×36	(66)×43	58×46	32×27	24×22	30×28	26×26	22×21	24×22	20×( )
深さ	42.0	58.9	75.8	29.4	32.6	42.7	53.7	39.5	35.2	
Pit No.	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
規模	32×21	17×16	26×22	(31)×23	(30)×29	24×16	42×22	30×( )	31×( )	
深さ	24.7	15.0	29.1	36.5	35.4	23.9	29.5			

ては不明である。遺物の出土はなかった。

第７号竪穴遺構（ＳＴ７）　第15図

Ｆトレンチ中央部のＪ・Ｋ―13グリッドに位置し，西壁側が第８号竪穴遺構と接する。一辺が5.44ｍの規模の方形を呈する。壁は緩やかな立ち上がりを呈し，壁高は西壁17.4cm，南壁6.4cm，北壁15.1cmを計る。南壁下から幅18cm，深さ7.9cmの周溝が検出された。床面は地山より成り，ほぼ平坦で堅くしまりがある。本遺構内より23個のピットが検出されたが，各壁隅及び

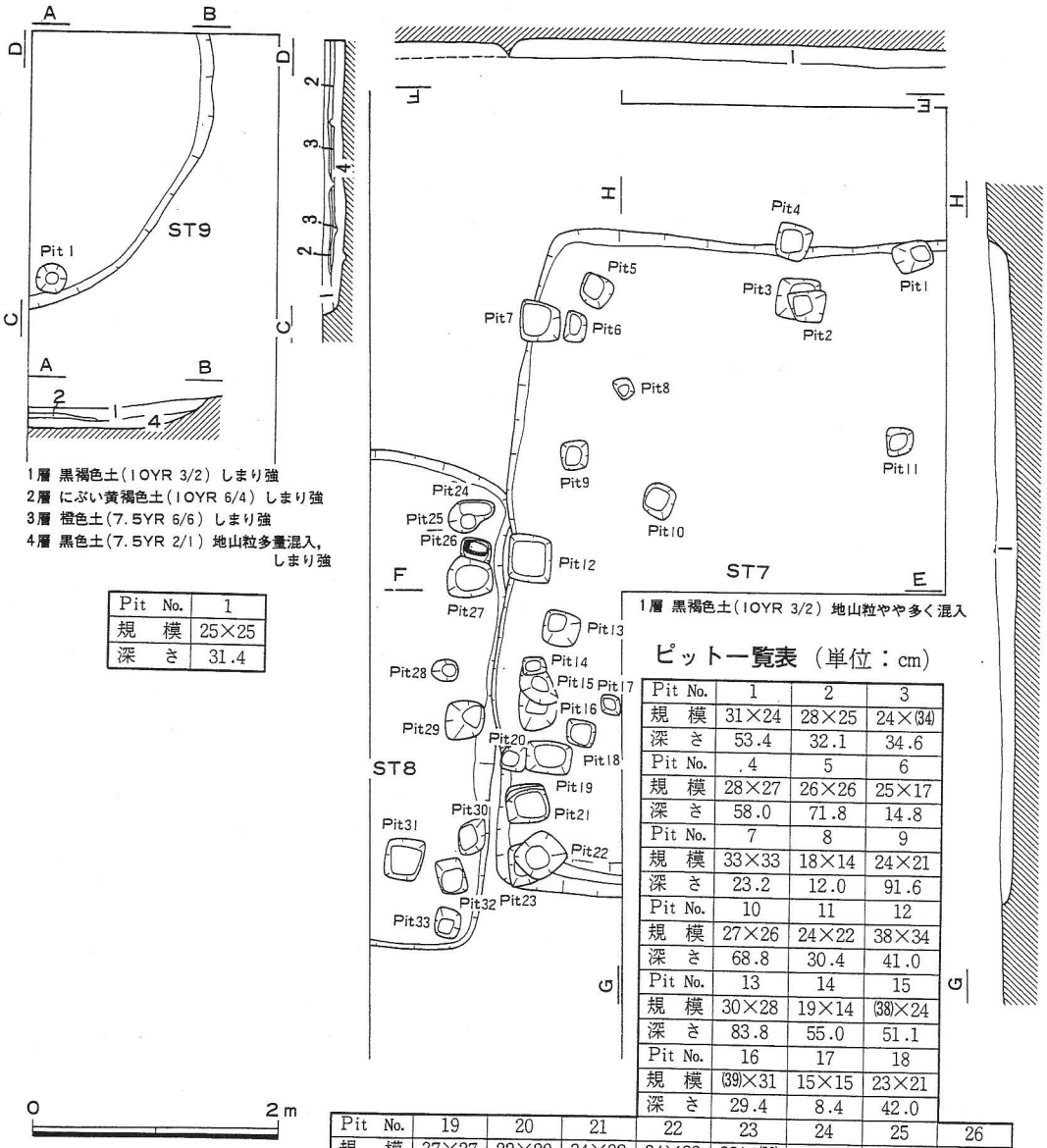

Pit No.	1
規　模	25×25
深　さ	31.4

ピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3
規　模	31×24	28×25	24×(34)
深　さ	53.4	32.1	34.6
Pit No.	4	5	6
規　模	28×27	26×26	25×17
深　さ	58.0	71.8	14.8
Pit No.	7	8	9
規　模	33×33	18×14	24×21
深　さ	23.2	12.0	91.6
Pit No.	10	11	12
規　模	27×26	24×22	38×34
深　さ	68.8	30.4	41.0
Pit No.	13	14	15
規　模	30×28	19×14	(38)×24
深　さ	83.8	55.0	51.1
Pit No.	16	17	18
規　模	(39)×31	15×15	23×21
深　さ	29.4	8.4	42.0

Pit No.	19	20	21	22	23	24	25	26
規　模	37×27	22×20	34×32	34×33	33×(29)	33×17	24×24	25×(19)
深　さ	37.0	24.0	48.8	72.2	89.0	17.2	30.7	
Pit No.	27	28	29	30	31	32	33	
規　模	38×33	21×18	31×31	26×20	33×30	29×22	23×20	
深　さ	69.0	34.4	27.9	18.4	22.1	65.4	15.1	

第15図
Ｆトレンチ検出遺構実測図

壁際のPit 2，5，9，13，22等が主柱穴と考えられる。南壁際の床直より25点の鉄滓を出土した。

第8号竪穴遺構（ＳＴ８）　第15図

Ｆトレンチ中央部のＫ－13グリッドに位置する。一辺が4.02ｍの規模の方形を呈すると考えられる。壁は緩やかな立ち上がりを呈し，壁高は東壁11.3cm，南壁12.6cm，北壁18.0cmを計る。床面は地山から成り，若干凹凸があり，ややしまりがある。東壁際より10個のピットが検出されたが，このうちPit 27，29，32が主柱穴と考えられる。東壁際床直より美濃灰釉皿底部（16Ｃ）１点，鉄滓１点を出土した。

第9号竪穴遺構（ＳＴ９）　第15図

Ｆトレンチ北端のＩ・Ｊ－13グリッドに位置する。径4.6ｍ程度の円形または楕円形と考えられる。壁は緩やかに立ち上がり，東壁14.9cm，南壁10.5cmを計る。床面はほぼ平坦で堅くしまりがある。南壁際より１個のピットが検出されたのみで，柱配置は不明である。遺物の出土はなかった。

第10号竪穴遺構（ＳＴ10）　第16図

Ｄトレンチ中央部のＪ－９グリッドに位置する。第17号竪穴遺構と重複し，本遺構が古い。一辺が2.02ｍの規模で方形を呈する。壁はやや急な立ち上がりを呈し，壁高は西壁17.1cm，北壁20.7cmを計る。南壁のほとんどは17号竪穴遺構構築により消失している。床面は凹凸があり，軟弱である。本遺構内より14個のピットが検出されたが，規模及び配置より，Pit 1，4，10，14またはPit 2，4，8，11を主柱穴とする柱配置と考えられる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第11号竪穴遺構（ＳＴ11）　第17図

Ｄトレンチ中央部のＬ－８・９グリッドに位置する。北側にＢ区柱穴群（建物跡），南側に第12～15号竪穴遺構が近接する。方形を呈すると考えられるが，北東壁隅を検出したのみで，規模については不明である。北壁はやや急な立ち上がりを呈し，12.0cmの壁高を計る。本遺構周辺が南方向への緩斜面のため，南側の床面及び壁は確認できなかった。北東壁隅と北壁際よりピットが検出されたが，規模及び配置より，本遺構の柱穴と考えられる。遺物の出土はなかった。

第12号竪穴遺構（ＳＴ12）　第20図

Ｈトレンチ東部のＬ・Ｍ－８グリッドに位置する。第13・15号竪穴遺構と重複し，本遺構は13号竪穴遺構より新しい。15号竪穴遺構との新旧関係については，重複部分が未掘のため不明である。本遺構は一辺5.57ｍの規模の方形を呈する。壁は急な立ち上がりを呈し，壁高は東壁19.8cm，北壁34.7cmを計る。発掘された部分の壁下には幅14～16cm，深さ７～16cmの周溝が一巡する。床面はほぼ平坦で，若干軟弱である。本遺構内外より多数のピットが検出されたが，

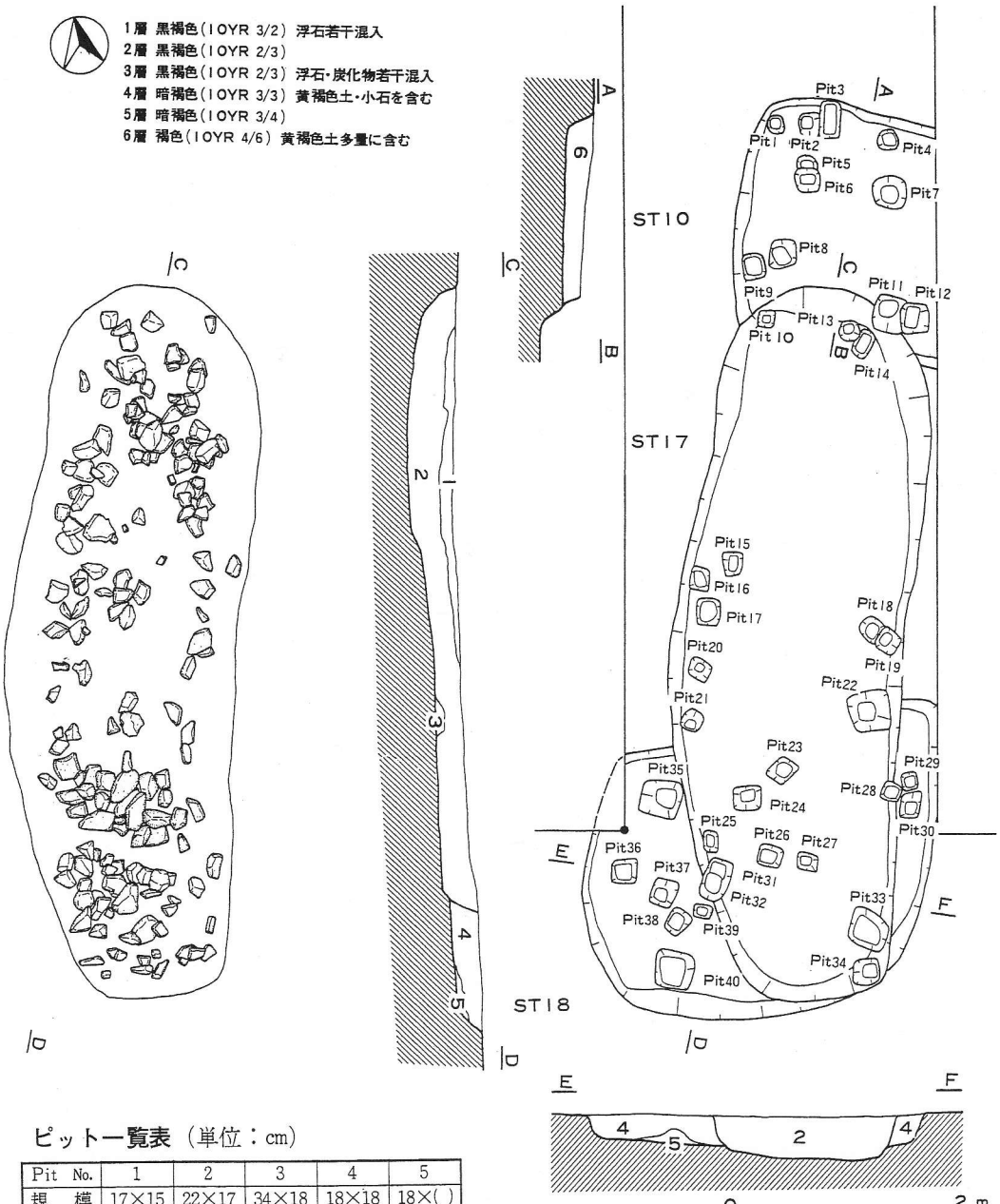

ピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5
規　模	17×15	22×17	34×18	18×18	18×( )
深　さ	15.5	25.7	18.9	10.8	8.3

Pit No.	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
規　模	22×21	28×28	24×23	20×20	14×14	31×(30)	25×25	18×17	24×16	22×17	20×17	24×20
深　さ	30.4	14.8	30.4	8.4	39.0	15.8	19.6	13.0	13.0	6.9	3.7	18.2

Pit No.	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
規　模	20×( )	19×19	19×17	18×18	35×34	23×18	24×22	19×13	21×19	18×16	16×16	15×14
深　さ	8.5	6.1	35.2	13.5	16.5	15.6	17.3	7.8	23.0	17.8	10.0	20.1

Pit No.	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
規　模	22×17	32×( )	23×( )	33×30	22×22	30×28	22×21	24×22	23×20	16×14	33×32
深　さ	22.8	24.7	36.4	20.0	18.4	29.5	8.3	52.8	14.9	18.9	19.4

第16図　Dトレンチ・B区検出遺構実測図（1）

第5表　B区ピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規　模	36×35	37×31	18×17	20×18	31×24	38×(23)	36×29	27×24	20×19	26×16	41×25	(　)×(20)	15×15
深　さ	56.2	29.6	16.4	36.0	41.5	14.2	50.1	66.7	13.8	19.7	—	57.0	32.9
Pit No.	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
規　模	(30)×26	30×28	22×17	34×31	34×(33)	39×38	31×(　)	48×44	32×31	34×(　)	34×(　)	41×32	31×30
深　さ	40.0	54.6	13.8	34.7	43.0	42.2	62.7	60.2	38.6	23.0	7.6	33.2	30.7
Pit No.	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
規　模	42×28	38×30	42×24	21×19	35×28	54×53	43×33	26×24	34×33	59×41	33×(27)	39×(25)	43×41
深　さ	35.0	19.6	47.7	17.1	51.0	49.1	40.9	12.2	85.6	78.2	—	61.6	51.2
Pit No.	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
規　模	23×21	(28)×22	(30)×28	33×32	26×21	38×26	42×(　)		25×(23)	25×(24)	24×24	30×27	40×34
深　さ	53.6	31.9	58.8	45.7	27.6	62.0	83.2	47.0	30.8	47.1	52.2	22.2	52.7
Pit No.	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
規　模	48×43	17×(17)	28×28	22×21	26×19	33×32	36×36	39×38	(36)×30	(34)×(　)	19×(　)	21×(　)	
深　さ	—	—	34.2	20.9	13.6	70.0	74.1	78.2	—	48.4	38.1	23.1	30.0
Pit No.	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
規　模	(27)×(　)	31×31	28×19	37×24	22×22	33×28	51×(42)	(38)×(　)	36×(34)	(39)×37	48×34	32×29	(25)×(　)
深　さ	26.0	—	56.2	67.9	38.9	—	42.8	35.0	20.2	66.8	67.3	26.5	82.4
Pit No.	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
規　模	28×(　)	26×25	43×35	36×29	35×(31)	23×(22)	24×22	25×24	34×22	40×(　)	(28)×26	28×(24)	28×(　)
深　さ	61.6	67.8	63.0	—	24.4	33.9	28.5	43.8	22.2	44.0	48.2	59.0	52.2
Pit No.	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
規　模	21×(19)	26×26	18×16	16×16	30×28	40×24	32×(25)	29×28	(39)×(33)	(38)×(28)	34×(　)	34×(　)	24×22
深　さ	17.8	—	19.0	14.7	50.3	53.7	18.5	31.7	54.2	75.0	60.0	62.0	72.0
Pit No.	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117
規　模	27×25	28×(　)	38×(37)	23×21	34×(　)	42×34	54×40	41×38	39×30	52×43	(34)×26	22×19	54×28
深　さ	35.3	29.0	48.5	25.3	22.0	—	62.0	33.4	24.6	20.4	—	28.4	60.3
Pit No.	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
規　模	24×(24)	38×38	29×(22)	24×21	28×(　)	33×(22)	24×23	30×26	33×23	26×(23)	25×23	34×31	30×16
深　さ	56.5	35.9	78.2	38.3		17.1	16.5	48.3	32.2	33.0	25.8	55.0	16.0
Pit No.	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
規　模	32×23	38×26	28×(　)	30×29	40×39	29×(　)	(31)×27	32×23	28×(26)	34×(　)	32×(　)	25×22	34×(30)
深　さ	37.6	40.3	41.9	21.3	49.0	62.8	43.9	61.8	60.8	42.4	81.8	33.8	58.4
Pit No.	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156
規　模	42×(31)	(35)×26		36×34	54×43	32×30	43×43	44×(38)	35×28	60×(46)	(22)×16	42×36	46×38
深　さ	25.1	52.5	21.5	67.1	64.0	21.2	43.9	44.7	55.4	64.0	29.7	47.0	62.0
Pit No.	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169
規　模	(34)×31	(38)×(　)	(39)×(　)	38×18	18×16	33×24	28×17	21×21	(34)×27	28×24	48×44	23×20	34×28
深　さ	46.2	51.3	55.6	—	15.0	—	—	—	75.9	25.5	39.3	34.9	56.9
Pit No.	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182
規　模	(28)×18	25×(23)	30×28	36×30	38×(　)	(40)×(　)	42×30	58×(　)	34×(　)	26×20	30×25	67×44	(35)×(34)
深　さ	—	—	—	29.5	73.7	—	41.1	41.8	36.3	77.2	16.2	37.8	57.1
Pit No.	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195
規　模	40×37	30×26	50×45	40×33	26×23	42×26	32×26	60×47	35×30	38×34	28×19	52×46	44×35
深　さ	33.8	64.8	52.2	27.0	21.2	32.4	36.8	83.0	38.7	37.7	68.5	32.0	61.6
Pit No.	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208
規　模	57×53	30×27	39×36	34×29	22×21	26×24	28×26	40×36	31×29	33×29	(32)×29	30×24	(33)×30
深　さ	34.7	39.0	32.5	34.0	25.5	16.7	15.0	59.7	29.8	23.8	51.9	35.9	66.2
Pit No.	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221
規　模	19×(16)	40×(34)	46×38	37×(27)	(32)×23	38×35	26×18	39×(37)	38×38	26×19	32×24	33×29	26×21
深　さ	16.3	43.2	36.6	46.3	19.0	23.5	22.0	30.5	21.9	25.6	37.2	48.2	44.7
Pit No.	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
規　模	47×36	51×46	34×34	22×24	49×(　)	49×(　)	24×20	28×26	31×27	23×19	19×(16)	26×26	48×38
深　さ	58.4	51.5	36.4	17.1	31.5	25.5	23.8	22.2	35.0	33.7	10.5	48.8	67.5
Pit No.	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247
規　模	25×20	29×26	28×23	14×11	24×(20)		38×(32)	36×31	42×40	44×26	39×36	27×25	24×24
深　さ	44.6	43.0	24.1	33.7	33.3	56.2	57.1	58.0	50.3	31.7	47.8	30.9	41.6
Pit No.	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260
規　模	26×25	28×25	43×(31)	30×(24)	26×24	30×26	36×35	38×25	21×21	22×22	(40)×36	(48)×45	28×(26)
深　さ	31.3	21.0	32.0	33.1	23.5	34.0	21.9	22.2	24.0	7.0	32.8	46.8	46.8
Pit No.	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273
規　模	27×(24)	26×(　)	31×28	20×18	31×28	33×26	32×30	34×23	20×20	(54)×38	27×25	32×(　)	44×(37)
深　さ	33.2	22.7	35.7	9.8	23.4	23.7	14.0	47.3	7.7	71.1	36.9	60.1	73.9
Pit No.	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286
規　模	(31)×22	40×26	22×21	22×(　)	(28)×14	36×36	欠　番	30×28	33×27	32×(29)	34×29	30×(　)	30×(　)

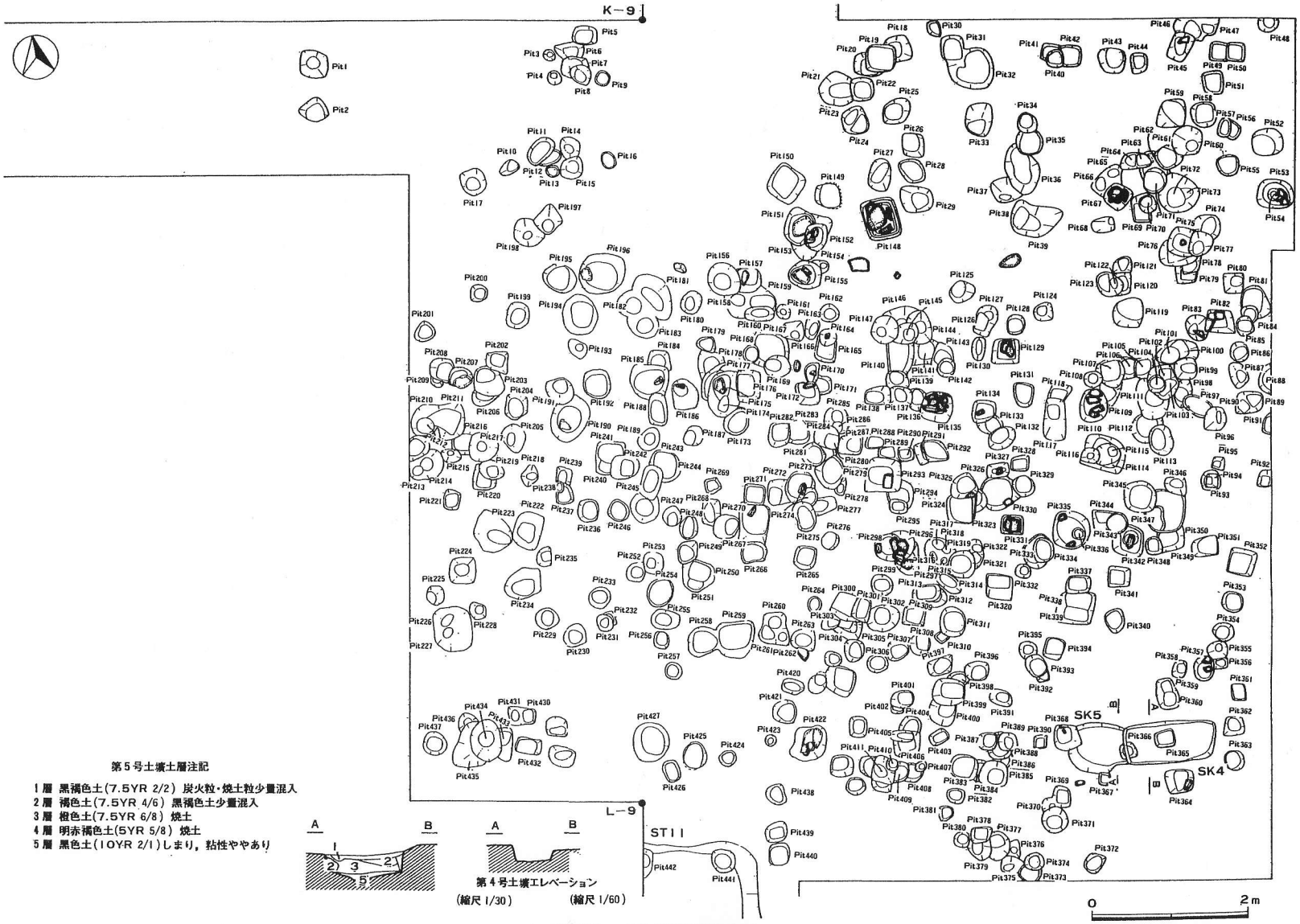

第5号土壙土層注記

1層 黒褐色土(7.5YR 2/2) 炭火粒・焼土粒少量混入
2層 褐色土(7.5YR 4/6) 黒褐色土少量混入
3層 橙色土(7.5YR 6/8) 焼土
4層 明赤褐色土(5YR 5/8) 焼土
5層 黒色土(10YR 2/1)しまり，粘性ややあり

第4号土壙エレベーション
(縮尺 1/30)　(縮尺 1/60)

第17図　B区検出遺構実測図 (2)

深　さ	27.9	25.5	26.0	30.3	40.8	30.4		44.4	30.1	48.7	49.0	46.0	44.7
Pit No.	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299
規　模	30×26	29×18	(32)×(24)	20×20	28×( )	28×26	45×43	(38)×32	22×18	38×( )	35×34	(42)×31	28×26
深　さ	36.8	24.9	66.3	21.3	29.5	26.3	79.1	24.1	20.3	52.4	61.4	57.0	38.9
Pit No.	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312
規　模	(41)×34	30×22	42×33	(28)×21		28×25	26×22	29×26	26×26	28×24	14×( )	38×32	24×(23)
深　さ	48.3	36.4	81.7	15.7	36.8	19.2	25.5	31.0	51.5	46.3	24.0	31.3	22.0
Pit No.	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325
規　模	36×22	36×18					34×34	32×32	(26)×(18)	(20)×18		38×32	35×31
深　さ	43.7	28.0	21.4	20.9	22.7	15.1	25.1	50.1	17.6	14.3	30.7	26.5	27.8
Pit No.	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338
規　模	(24)×( )	28×18	22×20	28×26	(46)×44	28×24	20×18	40×36	31×26	48×47	17×14	31×23	46×(28)
深　さ	58.5		16.3	23.8	30.3	24.5	9.6	23.0	20.0	54.8	70.6	19.6	43.5
Pit No.	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351
規　模	46×(26)	29×24	28×26	40×39	26×26	(34)×26	42×40	28×24	(35)×24	23×21	38×35	55×52	35×24
深　さ		14.2	22.5		24.6	23.2	38.4	52.5	42.0	22.4	30.0	35.8	38.7
Pit No.	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364
規　模	34×34	28×26	29×24	26×22	(22)×13	32×26	22×17	25×24	28×(28)	21×19	26×24	26×25	36×30
深　さ	45.1	29.6	12.8	25.8	27.0	17.7	15.7	38.7	47.0	36.3	52.2	28.7	22.4
Pit No.	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377
規　模	26×22	20×20	16×13	35×32	26×23	(24)×(23)	32×32	26×22	27×(26)	24×22	(31)×21	22×( )	36×(29)
深　さ	33.4	18.5	9.6	45.1	16.1	14.6	19.0	22.8	35.4	12.0	22.1	58.7	65.5
Pit No.	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390
規　模	26×20	30×29	20×19	20×19	23×19	37×32	28×( )	35×33	(22)×( )	24×22	36×(31)	24×22	18×16
深　さ	40.3	33.1	17.6	19.0	15.1	30.5	34.4	54.0	20.0	30.2	44.9	31.0	8.5
Pit No.	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403
規　模	29×19	16×( )	29×24	27×24	(23)×22	30×24	31×22	(29)×(20)	40×34	40×35	29×22	16×( )	24×17
深　さ	52.9	17.2	20.5	37.0	23.5	32.9	41.0	44.2	47.0	62.3	31.2	21.8	12.1
Pit No.	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416
規　模	(30)×26	28×15	33×32	16×12	(27)×24	26×( )	15×15	32×30	26×( )	28×( )	26×22	29×28	27×22
深　さ	16.0		30.5	9.5	31.6	39.3		69.0		18.9	16.8	47.2	14.0
Pit No.	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429
規　模	40×34	22×18	26×22	28×19	30×30	44×41	15×14	21×20	34×31	28×21	50×48	35×25	28×25
深　さ	55.7	14.8	27.1	25.0	29.6	54.0	9.4	17.1	26.7	13.1	39.5	38.9	9.3
Pit No.	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442
規　模	20×(20)	24×(17)	34×20	42×( )	53×38	62×(44)	26×( )	30×30	26×24	28×24	27×26	33×28	37×( )
深　さ	13.1	14.3	15.0	38.0	28.6		28.8	35.0	12.8	36.2	17.9	78.8	72.4

Pit 11, 22, 35, 41等を主柱穴とする各壁隅と壁際中間の柱配置と考えられる。Pit 41内より古銭（判読不可）１点を出土した。

第13号竪穴遺構（ＳＴ13）　第20図

Ｈトレンチ東部のＬ・Ｍ－８グリッドに位置する。第12号竪穴遺構と重複し，本遺構が古い。方形を呈すると考えられるが，重複及び未掘部分が多いため，その規模については不明である。壁はやや緩やかに立ち上がり，壁高は西壁27.6cm，北壁29.8cmを計る。床面は壁から中央にかけ若干の傾斜をもち，やや軟弱である。北壁際に平行に並ぶPit 4，14，19，28，39等がほぼ一直線上にあり，等間隔であることから主柱穴の一部と考えられる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第14号竪穴遺構（ＳＴ14）　第18図

Ｄトレンチ南部のＬ－９グリッドに位置する。第15号竪穴遺構と重複し，本遺構が古い。方形を呈すると考えられるが，未掘部分，重複部分が多いため，その規模は不明である。壁は急

な立ち上がりを呈し，壁高は西壁49.1cm，北壁54.0cmを計る。西壁際に等間隔に並ぶPit 1，3，4が主柱穴と考えられる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第15号竪穴遺構（ＳＴ15）　第18図

Ｄトレンチ南部のＬ・Ｍ－９グリッドに位置する。第14号竪穴遺構と重複し，本遺構が新しい。一辺が4.78ｍの規模の方形を呈する。壁はやや急な立ち上がりを呈し，西壁29.2cm，南壁18.6cm，北壁42,8cmを計る。床面は地山より成り，ほぼ平坦で，堅くしまりがある。本遺構内より15個のピットが検出されたが，その規模及び配置より，Pit 5，6，10，18，17等が主柱穴と考えられる。遺物の出土はなかった。

第16号竪穴遺構（ＳＴ16）　第19図

Ｄトレンチ南部のＮ－８・９グリッドに位置する。本遺構周囲より多数のピットが検出され，数軒の建物跡が想定される。壁はやや急な立ち上がりを呈し，東壁5.1cmを計る。東壁下より幅28cm，深さ４～７cmの周溝が検出された。床面は凹凸があり，南方向に若干傾斜している。本遺構内より12個のピットが検出されたが，東壁際のみの発掘であり，柱配置はつかめない。遺物の出土はなかった。

第17号竪穴遺構（ＳＴ17）　第16図

Ｄトレンチ中央部のＪ・Ｋ－９グリッドに位置する。第10・18号竪穴遺構と重複し，本遺構がいずれよりも新しい。長軸6.04ｍ，短軸1.94ｍの楕円形を呈し，長軸方向Ｎ－12°－Ｅ，面積8.52㎡を計る。壁はやや急な立ち上がりを呈し，壁高は東壁22.7cm，西壁14.5cm，南壁24.4cm，北壁39.5cmを計る。床面は凹凸があり，やや軟弱である。また北側が一段（８cm程度）低くなっている。本遺構に伴うピットは10数個を数えるが，規模及び配置から柱穴と考えられるものは少ない。遺構内確認面から底直上まで，200点弱の自然石が検出された。また床面より古銭（寛永通宝）１点，覆土中より，陶磁器片16点〔伊万里（17Ｃ１点，17～18Ｃ３点，18Ｃ前半２点，18Ｃ７点），唐津（17～18Ｃ）２点，染付１点〕，銅製品（煙管）２点，鉄製品15点（刀子１点，小札５点，鉄釘９点），鉄滓１点，硯１点，砥石１点を出土した。

第18号竪穴遺構（ＳＴ18）　第16図

Ｄトレンチ中央部のＪ・Ｋ－８・９グリッドに位置する。第17号竪穴遺構と重複し，本遺構が古い。2.90×2.56ｍの不整方形を呈し，長軸方向Ｎ－８°－Ｗ，床面積は5.56㎡を計る。壁はやや急な立ち上がりを呈し，壁高は東壁21.0cm，西壁35.3cm，南壁28.3cmを計る。床面は地山より成り，若干レンズ状で，軟弱である。本遺構内より18個のピットが検出されたが，各壁隅際のPit 30，33，35，40を主柱穴とする柱配置と考えられる。本遺構からは１点の銅製品（煙管）が出土した。

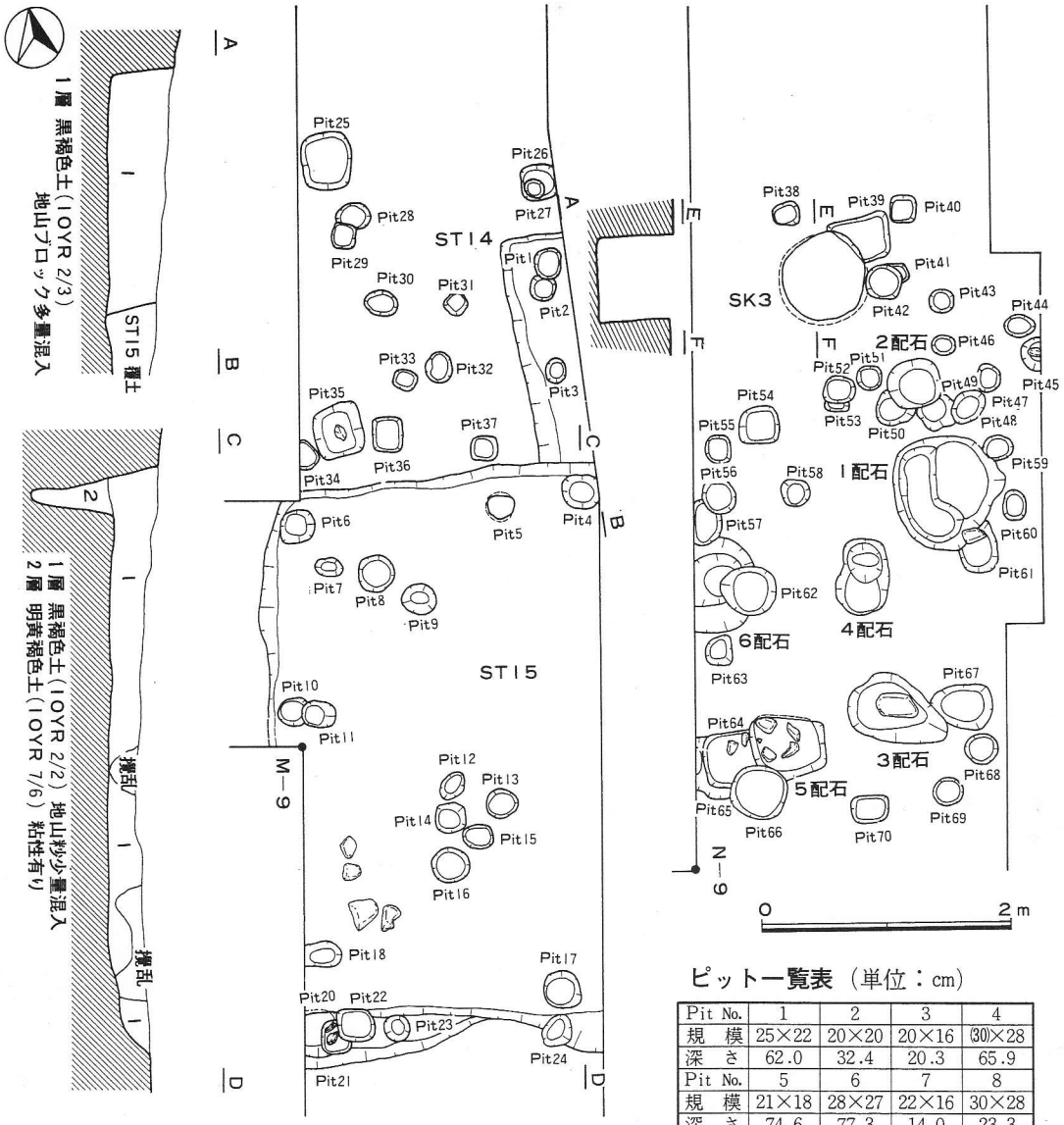

ピット一覧表 (単位：cm)

Pit No.	1	2	3	4
規　模	25×22	20×20	20×16	(30)×28
深　さ	62.0	32.4	20.3	65.9
Pit No.	5	6	7	8
規　模	21×18	28×27	22×16	30×28
深　さ	74.6	77.3	14.0	23.3

Pit No.	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
規　模	28×25	26×22	28×20	25×18	26×24	24×24	25×20	30×28	30×30	(34)×20	欠 番	36×( )	28×24
深　さ	21.0	53.7	60.3	9.9	13.9	37.7		35.2	62.7	22.4		29.4	35.1
Pit No.	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
規　模	30×27	22×20	29×22	48×41	29×(29)	16×13	28×21	20×19	27×21	18×17	25×21	19×17	23×20
深　さ	35.7	17.7	12.7										
Pit No.	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
規　模	42×40	28×24	22×20	22×20	(50)×36	22×21	(21)×17	28×28	20×18	25×18	27×( )	20×16	23×19
深　さ				29.5	60.0	36.2	26.7	48.6	30.1	34.8	30.9	28.4	17.2
Pit No.	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
規　模	35×24	28×( )	(31)×30	20×20	24×22	20×( )	32×30	23×20	29×26	36×(24)	23×22	25×20	22×19
深　さ	30.2	27.3	55.3	40.3	40.2	28.8	69.2	52.9	13.7	46.1	35.8	19.0	28.4
Pit No.	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70			
規　模	(42)×31	45×40	25×21	44×( )	43×( )	44×43	51×36	25×25	25×23	30×22			
深　さ	54.5	66.7	12.2	52.2	41.8	46.7	51.0	33.1	19.3	47.8			

第18図　Dトレンチ検出遺構実測図 (2)

ピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8
規　模	26×25	33×( )	18×( )	29×20	(26)×22	24×11	43×(32)	14×11
深　さ		32.7	18.0	13.8	10.8	32.3	21.6	23.0
Pit No.	9	10	11	12	13	14	15	16
規　模	59×37	40×( )	42×( )	34×( )	27×26	21×20	38×32	30×20
深　さ	29.6	43.1	44.1	28.1	20.2	21.6		75.2
Pit No.	17	18	19	20	21	22	23	24
規　模	(32)×28	36×30	38×32	19×18	33×33	33×32	62×(41)	20×(19)
深　さ	34.7	56.9	61.2	40.9	27.5	51.0	25.5	18.2
Pit No.	25	26	27	28	29	30	31	32
規　模	42×36	39×34	31×30	(37)×30	17×16	26×24	34×28	20×18
深　さ	14.5	48.6	64.4	59.1	27.2	54.5	61.9	16.2
Pit No.	33	34	35	36	37	38	39	40
規　模	24×22	56×44	36×31	50×33	48×( )	22×(19)	24×22	40×(32)
深　さ	16.9	7.0	61.4	52.0	35.0	20.2	54.4	7.1
Pit No.	41	42	43	44	45	46	47	48
規　模	19×18	20×14	34×33	54×51	32×24	61×( )	17×16	42×30
深　さ	22.5	29.3	50.5	47.6	47.0	41.7	32.2	36.6

Pit No.	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
規　模	40×38	(22)×18	42×(30)	36×32	31×( )	32×31	36×27	28×( )	31×( )	(24)×(23)	18×(17)	35×14
深　さ	40.3	19.9	14.3	44.0	6.8	48.1	27.3	33.5	8.8	23.1	29.0	51.8
Pit No.	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
規　模	(30)×25	(33)×28	17×13	31×31	28×22	41×36	45×30	65×( )	(28)×22	59×58	16×13	30×( )
深　さ	24.1	22.0	25.0	29.1	6.4	18.2	13.0	51.4	20.0	26.8	16.3	15.8
Pit No.	73	74	75	76	77	78	79	80	81			
規　模	23×( )	31×24	(31)×20	31×( )	31×( )	(27)×26	25×21	51×32	27×19			
深　さ	16.0	23.5	20.7	8.5	31.5	12.0	33.3	33.3	9.5			

第19図　Dトレンチ検出遺構実測図（3）

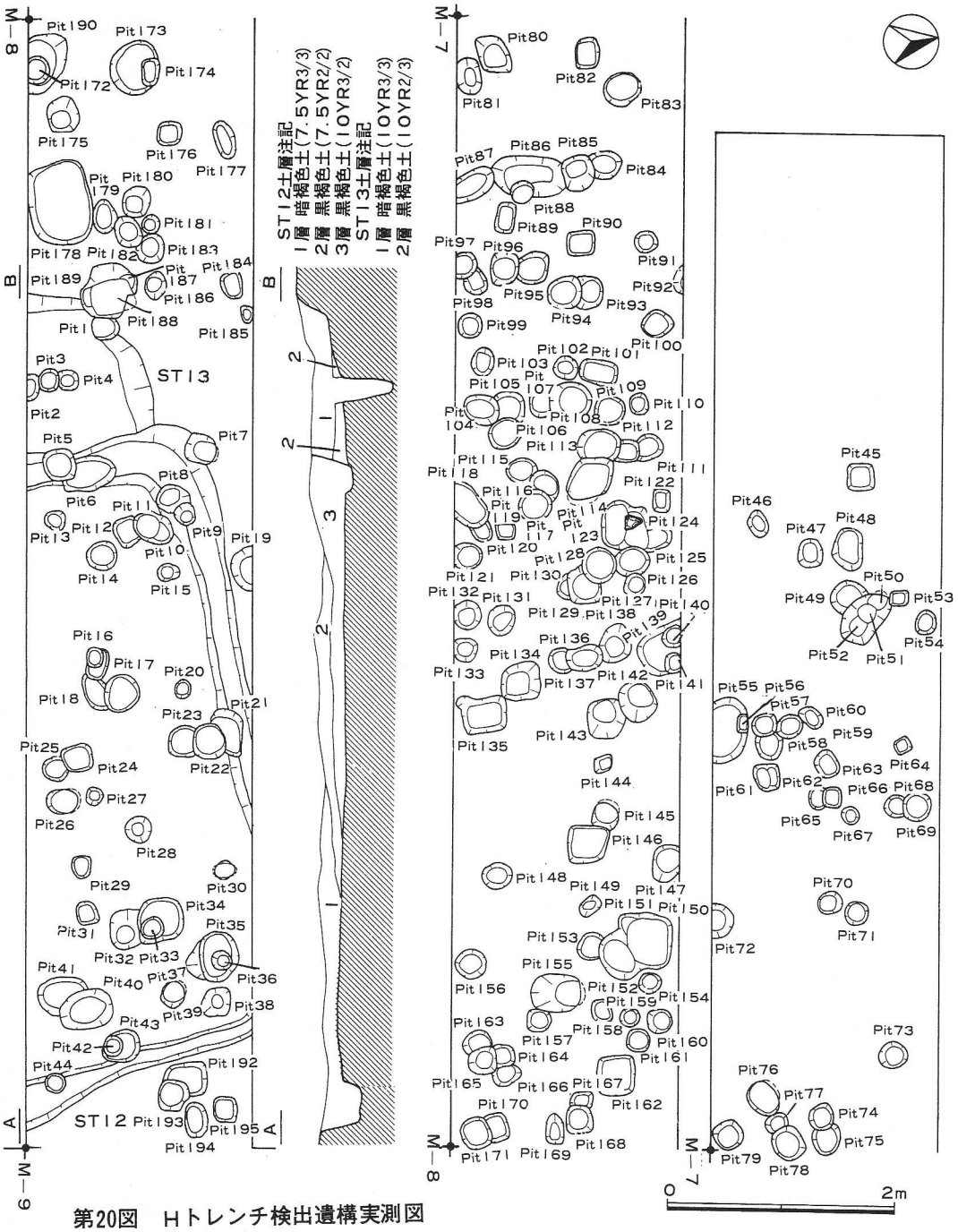

第20図　Hトレンチ検出遺構実測図

第6表　Hトレンチピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規　模	24×(20)	22×(17)	21×19	(18)×17	30×28	49×32	31×29	30×26	20×19	25×(21)	27×(24)	25×(24)	20×18
深　さ	31.3	41.4	66.2	40.6	76.7	35.2	50.4	25.1	21.2	33.0	62.7	12.0	18.2
Pit No.	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
規　模	27×26	20×16	17×15	28×20	38×22	34×32	17×14	47×(28)	31×30	(29)×28	32×29	23×23	28×21
深　さ	56.6	18.0	41.3	27.2	14.5	19.1	24.8	25.5	61.6	36.4	51.4	33.9	50.0

Pit No.	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
規　模	16×15	23×23	22×17	18×18	25×21	39×34	20×19	48×42	45×35	18×18	欠　番	31×26	23×20
深　さ	28.1	33.7	49.9	30.0	35.1	44.5	66.9	44.6	42.5	49.2		24.5	49.5
Pit No.	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
規　模	48×35	46×36	18×17	34×28	19×17	25×24	24×17	25×22	37×27	34×(29)	24×( )	31×( )	32×( )
深　さ	67.8	61.4	24.0	16.0	26.0	7.8	11.9	15.5	8.6	12.6	41.0	32.2	21.1
Pit No.	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
規　模	16×13	22×18	60×39	16×10	22×21	26×24	23×21	22×16	23×( )	25×( )	23×20	14×13	20×(16)
深　さ	37.2	25.0	14.4	19.1	24.0	18.5	13.2	15.9	11.5	5.5	17.1		10.0
Pit No.	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
規　模	18×17	17×16	(19)×19	26×24	21×20	21×20	(30)×30	25×24	24×22	(28)×25	32×26	20×17	30×26
深　さ	12.2		13.6	30.1	14.5	14.6	9.6	23.6	16.1	4.0	18.5	23.4	31.4
Pit No.	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
規　模	26×24	33×26	33×(21)	28×22	33×30	(31)×25	31×28	(66)×36	(43)×25	20×20	28×16	25×23	20×18
深　さ	29.4	34.3	50.3	14.1	34.2	30.5	28.3	12.1	27.6	35.3	24.1	16.0	9.8
Pit No.	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
規　模	欠　番	30×(26)	30×30	30×28	30×26	(24)×24	(23)×20	22×21	24×23	31×23	22×20	24×20	32×27
深　さ		31.4	35.9	45.1	59.9	35.8	32.2	23.5	6.6	40.0	14.0	15.3	65.2
Pit No.	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117
規　模	(29)×(26)	30×28	26×(22)	38×32	27×26	20×17	24×(23)	(23)×20	38×(29)	36×36	28×23	(25)×24	30×29
深　さ	32.9	43.7	22.1	49.0	17.2	24.9	12.5	16.5	35.2	42.2	39.0	19.5	21.0
Pit No.	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
規　模	(45)×28	17×( )	17×15	(26)×23	21×15	43×( )		(30)×22	30×28	21×19	32×30	35×29	24×( )
深　さ	53.2	27.5	40.9	50.8	21.2	39.1	39.3	21.5	23.1	36.7	49.8	41.8	23.5
Pit No.	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
規　模	27×24	26×(25)	21×21	34×34	39×31	23×(21)	32×22	33×28	43×( )	(20)×19	18×(15)	37×34	35×34
深　さ	48.0	45.7	38.9	46.9	60.4	43.8	39.0	25.0		30.9	27.1	17.6	29.0
Pit No.	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156
規　模	18×15	24×(23)	36×33	33×(28)	27×24	21×14	49×( )		42×( )	24×24	20×19	44×34	28×26
深　さ	26.8	32.5	18.4	32.9	25.1	25.3	61.8	25.8	59.1	11.7	32.1	52.6	30.0
Pit No.	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169
規　模	21×21	21×17	18×17	22×21	21×21	35×34	26×(21)	20×(21)	25×24	25×( )	20×(15)	25×23	27×16
深　さ	28.3	13.3	19.0	8.1	21.5	13.6	32.3	17.4	38.6	16.1	21.9	59.4	29.8
Pit No.	170	171											
規　模	25×(21)	28×26											
深　さ	9.0	62.0											

第7表　Ⅰトレンチピット一覧表（単位：cm）

Pit No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
規　模	26×20	32×14	26×24	30×22	19×18	15×( )	21×20	22×16	21×( )	30×29	25×20	28×20	20×19
深　さ	67.4	31.9	25.4	56.4	55.8	15.9	27.0	39.9	57.2	45.8	50.6	36.2	46.4
Pit No.	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
規　模	22×( )	25×( )	42×33	39×29	28×20	21×16	52×( )	24×20	30×19	26×22	26×25	35×20	25×20
深　さ	34.5	40.6	35.0		40.2	29.0	26.3	38.8	35.3	43.6	58.0	52.3	44.7
Pit No.	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
規　模	32×28	54×46	28×20	30×28	24×( )	32×30	28×28	23×23	30×30	28×27	46×37	22×22	22×20
深　さ	31.5	54.2	73.6	53.8	25.4	58.3	40.2	65.3	71.0	60.2	57.6	28.9	61.6
Pit No.	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
規　模	30×( )	32×32	24×22	23×20	26×23	21×( )	24×( )	20×20	30×( )	28×28	22×21	30×29	17×16
深　さ	35,7	61.2	62.1	76.3	61.7	51.8	58.7	51.2	43.0	63.5	49.0	51.2	41.5
Pit No.	53	54	55	56	57								
規　模	26×24	29×( )	38×( )		36×( )								
深　さ	40.4	47.6	58.2	52.0	48.9								

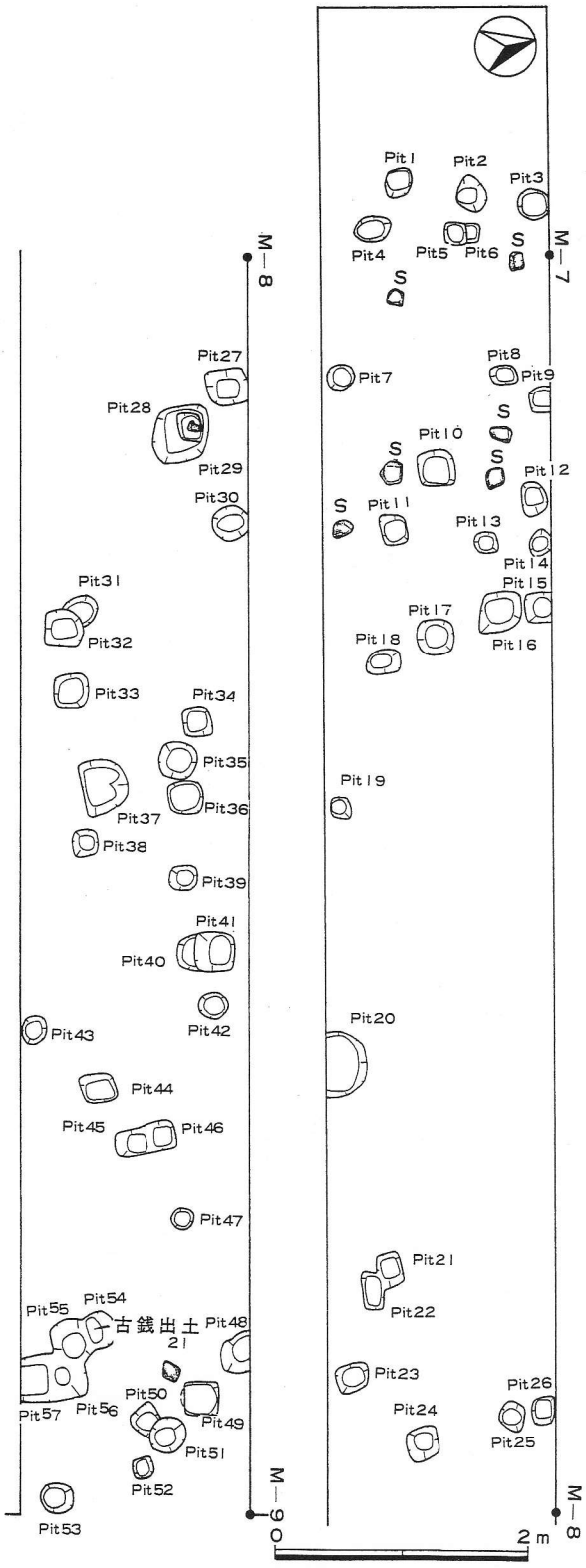

第21図　Ⅰトレンチ検出遺構実測図

配石遺構

第1号配石遺構　（第22図）

Dトレンチ M—9グリッドに位置する。91×60cmの範囲に，12～38cm大の自然石24個を配する。配石下に，0.92×0.89m，深さ65.5cmの楕円形の土壙を確認。長軸方向は，N—20°—W。壁は，ほぼ垂直に立ち上る。底面は2段になり，その差は14.2cmである。上段は東側から西側に，下段は南側から北側に緩く傾斜し，底面は共に平坦で堅くしまっている。覆土は4層に区分でき，人為堆積を呈する。出土遺物なし。

第2号配石遺構　（第22図，PL6—10·11）

Dトレンチ M—9グリッドに位置する。99×61cmの範囲に17個の自然石を配する。西側が密となり，その下に土壙を確認。土壙の規模は，0.44×0.40mの円形を呈し，深さ66.3cmを計る。長軸方向は，N—22°—W。壁はほぼ垂直に立ち上がり，底面は平坦で堅くしまっている。覆土は6層に区分でき，人為堆積を呈する。覆土中より，伊万里破片（17～18C）2点，鉄製品（鉄釘）2点出土。

第3号配石遺構　（第22図）

Dトレンチ M—9グリッドに位置する。57×55cmの範囲に133個の自然石を集積し，その下に土壙を確認。土壙底面に67×41×23cmの自然石を配し，土壙口頸部付近には，6～12cm大の自然石が密集する。土壙の規模は0.67×0.55

mの楕円形を呈し，深さ62.2cmを計る。長軸方向は，N－66°－W。壁はほぼ垂直に立ち上り，底面は平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第4号配石遺構　（第22図）

Dトレンチ M－9グリッドに位置する。44×37cmの範囲に，6～21cm大の自然石21個を3～4段に配し，その下に土壙を確認。土壙の規模は，0.64×0.45mの不整方形を呈し，深さ74.8cmを計る。長軸方向は，N－5°－E。南壁は若干外側に入り込み直線的で，他はほぼ垂直に立ち上る。底面は，南側から北側に緩やかに傾斜し平坦で，さらに北側に最深部をもつ。出土遺物なし。

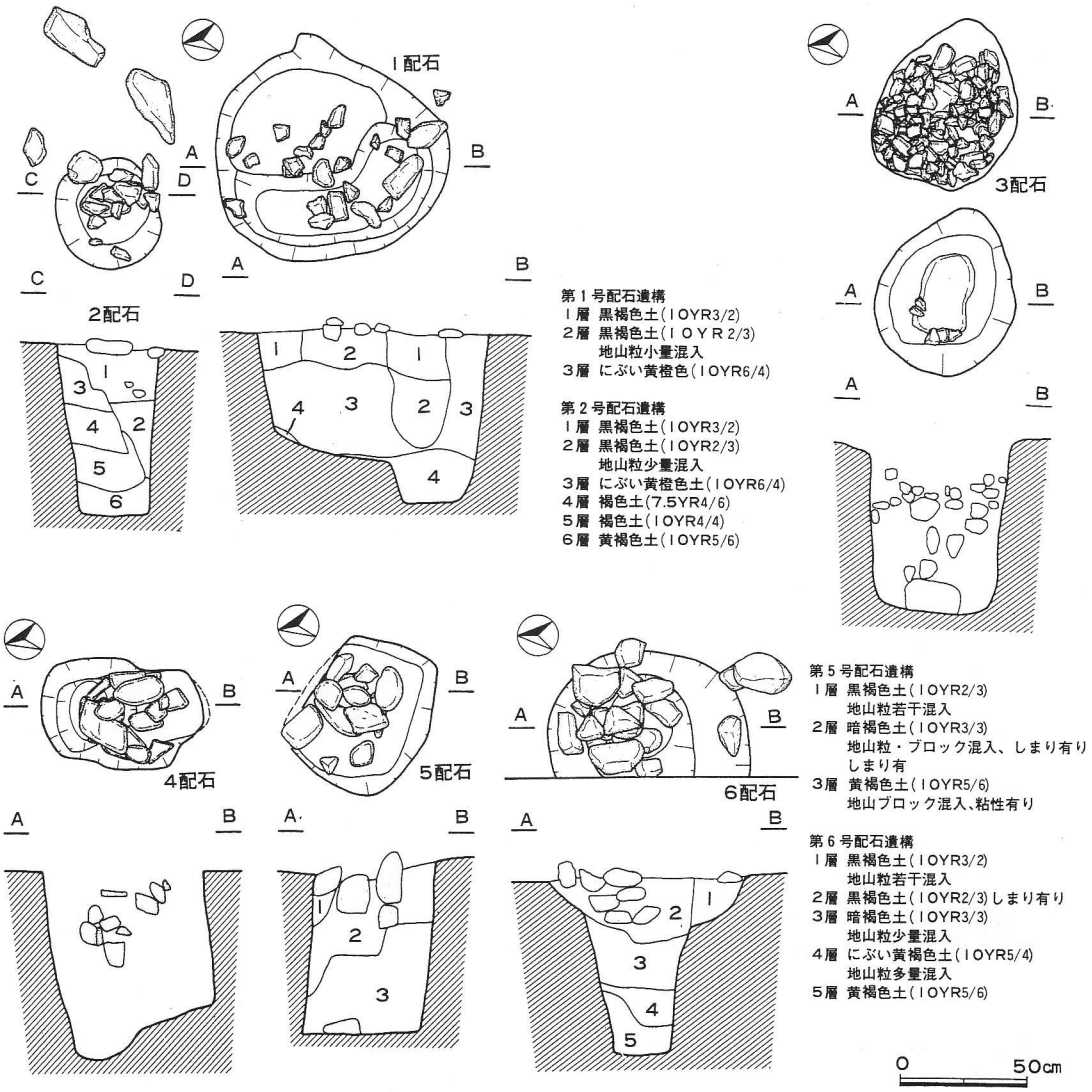

第22図　Dトレンチ検出遺構実測図(4)

第５号配石遺構　（第22図）

Ｄトレンチ M－９グリッドに位置する。49×37cmの範囲に自然石を配し，その下に土壙を確認。７～23cm大の自然石を，土壙底面にリング状に５個，土壙口頸部に10個，計15個を配す。土壙の規模は，0.61×0.48cmの方形を呈し，深さ65.8cmを計る。長軸方向は，Ｎ－39°－Ｅ。北壁は若干外側に入り込み直線的で，他はほぼ垂直に立ち上がる。底面は平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第６号配石遺構　（第22図）

Ｄトレンチ M－９グリッドに位置する。遺構西側は発掘区外のため，全貌は明らかでないが，93×55cmの範囲に，８～23cm大の自然石12個を配し，北側は密で３段に積み，その下に土壙を確認。土壙は，0.97ｍを一つの径とし，深さ70.5cmを計る。壁上部は緩やかに，下部はほぼ垂直に立ち上る。底面は平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第７号配石遺構　（第13図）

Ａ区Ｈ－７グリッドに位置する。89×68cmの範囲に，９～19cm大の自然石19個を配し，その下に土壙を確認。土壙の規模は，1.10×0.95ｍの楕円形を呈し，深さ9.5cmを計る。長軸方向は，Ｎ－52°－Ｅ。壁はゆるやかに立ち上がり，底面はやや凹凸があり堅くしまっている。覆土は黒褐色土の単一層で，人為堆積と考えられる。出土遺物なし。

土　壙

第１号土壙　（第14図，24図10）

Ａトレンチ F－７グリッドに位置する。規模は，0.76×0.64ｍの楕円形を呈し，深さ8.0cmを計る。長軸方向は，Ｎ－48°－W。壁は緩やかに立ち上がる。底面は南東側から北西側に緩く傾斜し，かるいレンズ状を呈する。覆土は２層に区分でき，自然堆積を呈する。底面より１点の鉄製品を出土。

第２号土壙　（第10図，23図20，ＰＬ７－20）

Ａ区Ｈ－７グリッドに位置する。第２・４号竪穴遺構と重複し，本遺構はいずれより新しい。規模は，2.60×2.02ｍの楕円形を呈し，深さ24.7cmを計る。長軸方向は，Ｎ－88°－W。南・西壁はほぼ垂直に，北・東壁は緩やかに立ち上がる。底面は北側から南側に緩く傾斜し，やや凹凸があり堅くしまっている。覆土は黒褐色土の単一層で人為堆積を呈する。覆土下層より古銭（判読不可）１点を出土。

第３号土壙　（第18図）

Ｄトレンチ M－９グリッドに位置する。口径0.72×0.66ｍ，底径0.76×0.73ｍの円形を呈し，深さ58.6cmを計る。長軸方向は，Ｎ－34°－Ｅ。壁は，北東壁はほぼ垂直に立ち上がり，他は若

干外側に入り込み直線的である。底面はほぼ平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第４号土壙　（第17図）

Ｂ区Ｋ－９グリッドに位置する。第５号土壙と重複し，本遺構が新しい。規模は，1.18×0.55ｍの方形を呈し，深さ13.0㎝を計る。長軸方向は，Ｎ－84°－Ｗ。壁はほぼ垂直に立ち上がる。底面は東側から西側に緩く傾斜し，やや軟弱で平坦である。出土遺物なし。

第５号土壙　（第17図）

Ｂ区Ｋ－９グリッドに位置する。第４号土壙と重複し，本遺構が古い。規模は，0.65ｍを１つの径とする楕円形を呈し，深さ13.0㎝を計る。壁は，南壁は緩く，他はほぼ垂直に立ち上がる。覆土は５層に区分でき，最大厚20㎝の焼土を確認。出土遺物なし。

溝状遺構　（第19図）

南端のＤトレンチＯ－９グリッドに位置する。最大巾2.59ｍ，最小巾1.73ｍ，深さ22～37㎝の溝が，東西方向に延びる。壁は緩やかで，底面は中央部がやや高く，やや凹凸があり堅くしまっている。また北側より南側が若干低い。溝の壁に沿って，６～28㎝大の自然石が散在する。

柱穴群（掘立柱建物跡）

Ｂトレンチ北部，Ａ区中央から北東部，Ｂ区全域，Ｄ区南部，Ｈ・Ｉ両トレンチ中央部から東部にかけ多数のピットが検出され，掘立柱建物跡の存在が予想された。特にＢ区からは442個のピットが検出され，そのうちの大部分が，規模，深さから柱穴と考えられる。発掘区域外まで柱列が延びるため，建物跡の形態，規模はつかめなかったが，柱穴の重複から３軒以上の建物跡が予想される。Ｂ区柱穴群のPit　378より美濃灰釉皿（16～17Ｃ）１点，Pit　422より陶磁器碗口縁部１点，Pit　249より陶磁器片１点，Pit　248より美濃灰釉皿口縁部片１点，Pit　５より伊万里口縁部片（17～18Ｃ），Pit　148・63よりそれぞれ１点の刀子，Pit　157より１点，Pit　368より２点の砥石を出土した。

遺構外出土遺物

遺構外からは，染付，灰釉等舶載陶磁器数点，伊万里，美濃，唐津等20数点の陶磁器類，天聖通宝，元祐通宝，洪武通宝，寛永通宝等10点の古銭，銅製品（煙管）１点，刀子，楔等鉄製品３点，硯，砥石等４点の石器・石製品の出土があった。出土地点，計測値等は第８表のとおりである。

（秋元信夫・佐藤　樹）

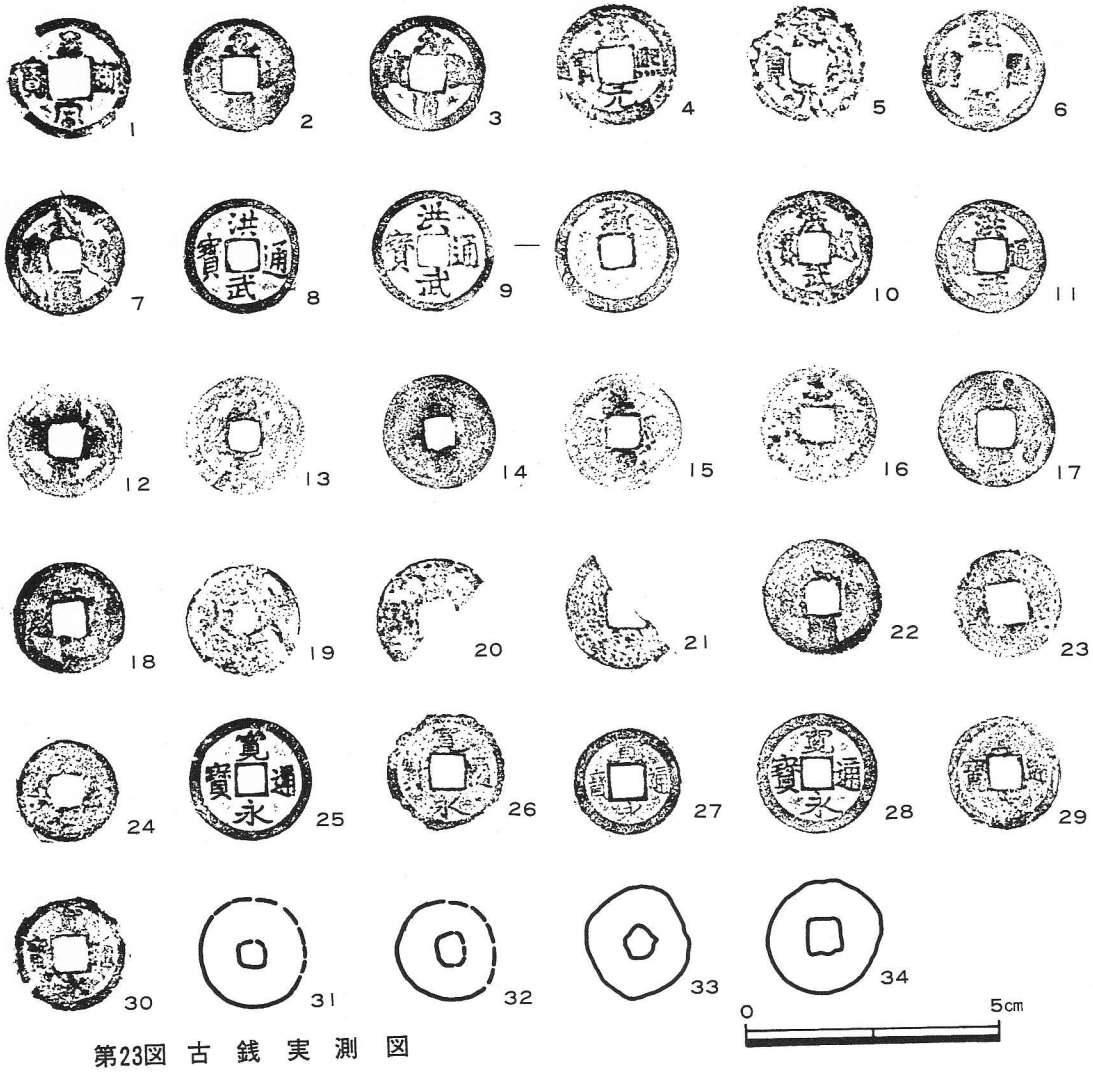

第23図 古 銭 実 測 図

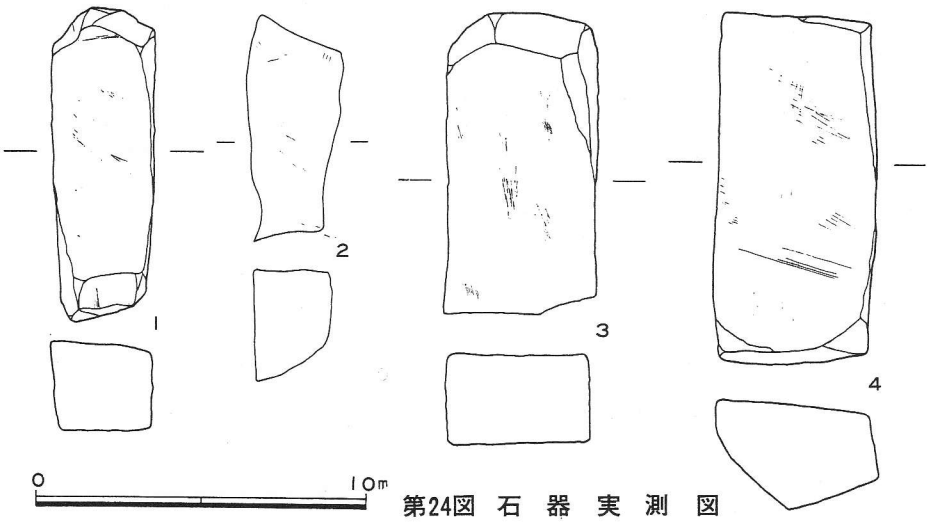

第24図 石 器 実 測 図

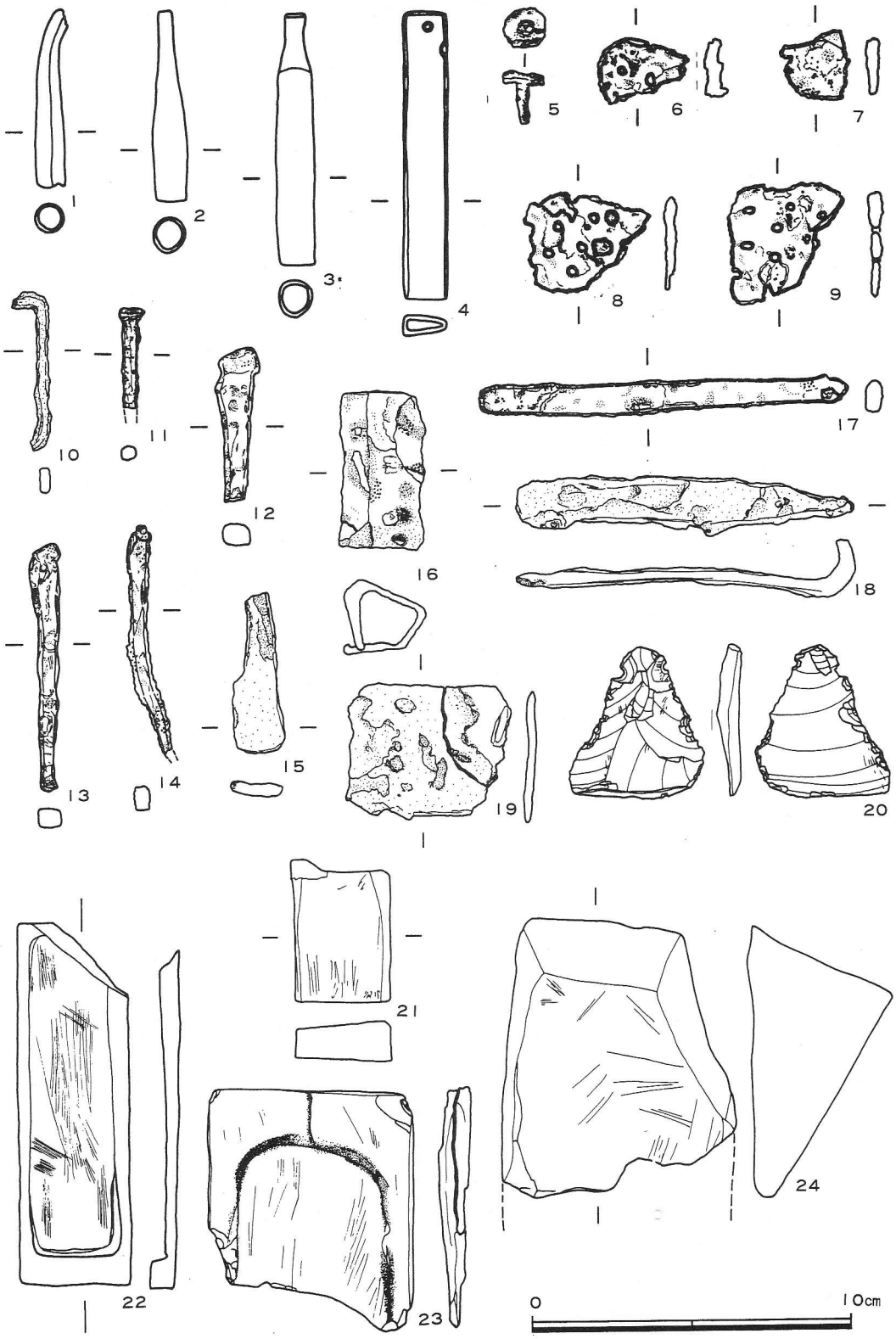

第25図　銅製品・鉄製品・石製品実測図

第8表　遺構外出土遺物一覧表

陶　磁　器

PL No.	名　　称	器種・部位	出土地点・層位	計測値(単位：cm)			時　期	登録No.
				口径	底径	高さ		
	中国灰釉	皿口縁部	M－9　表土				15 ～ 16C	4
4－7	伊万里	底部	L－8　表土				17 ～ 18C	5
4－8	明染付	皿	K－8	11.5	5.1	3.6	17C	10
4－9	美濃灰釉	皿　底部	L－8　表土		9.5		16 ～ 17C	11
4－10			L－8　表土					12
4－11		底部	H－8		6.6			13
4－12	美濃灰釉	皿　口縁部	M－8　表土	12.3			16C	14
	伊万里	口縁部	L－9　表土				18 ～ 19C	15
	唐津		表採				17 ～ 18C	16
4－16	美濃灰釉	皿	H－9　Ⅱ層	12.4	7.0	3.0	16 ～ 17C	17
4－15	伊万里		M－9　表土				18C	21
4－19		蓋	L－9　表土	蓋径	8.5			22
4－17	美濃の灰釉		M－9　表土					23
4－18	[illegible]	皿　口縁部	表採				16 ～ 17C	24
5－8	唐津		K－9　Ⅰ層				17 ～ 18C	29
5－6	唐津	底部	表採		10.8		17 ～ 18C	30
5－7	唐津	口縁部	O－9	21.8			17 ～ 18C	31
	唐津	碗　口縁部	M－9　表土					32
5－5	唐津		L－8　表土				17 ～ 18C	33
	唐津		F－7　Ⅰ層				16 ～ 17C	34
	唐津		M－9　表土					35
5－10	伊万里	碗　底部	G－7　Ⅰ層		4.9		18C	36
5－9	伊万里	碗　底部	表採				18C	37
5－12	伊万里	底部	K－9		4.5		17C	38
5－11	伊万里		L－13		4.1		18C	39
5－13	伊万里	碗　口縁部	H－7				18C	40
5－14	伊万里		K－9　Ⅰ層				17C	41
6－1	伊万里		M－9　表土				18C	42
6－13	仙台堤焼？		L－8　表土	14.9			18C	61
6－15		すり鉢	M－9　表土				17 ～ 19C	62
6－14			I－7　Ⅰ層				17 ～ 19C	63
6－17		すり鉢	L－9　表土				(古手)	64

古　　銭

図 No.	PL No.	名　　称	出土地点・層位	計測値(単位：cm)			登録No.
				外径	内径	厚さ	
23－6	7－6	天聖通宝	H－7　表土	2.52	0.68	0.16	2
23－2	7－2	元祐通宝	H－7　表土	2.32	0.65	0.14	3
23－11	7－11	洪武通宝	I－6　Ⅰ層	2.31	0.61	0.17	11
23－26	7－26	寛永通宝	E－7	2.30	0.64	0.13	16
23－30	7－30	寛永通宝	E－9　Ⅰ層	2.34	0.62	0.12	19
23－29	7－28	寛永通宝	表採	2.30	0.60	0.10	31
23－28	7－29	寛永通宝	K－8	2.43	0.55	0.11	32
23－27	7－27	寛永通宝	M－9　表土	2.14	0.64	0.09	34
23－23	7－23	寛永(通)(宝)	I－7　表土	2.29	0.80	0.16	25
23－22	7－22	○○通宝	H－7　表土	2.37	0.60	0.11	4

銅　製　品

図 No.	PL No.	名　称	出土地点・層位	遺存状態	大　き　さ	重量g	登録No.
24－3	7－46	煙　管	M－9	完　存	全長 7.84cm　幅 1.21cm	16.0	4

鉄　製　品

図 No.	ＰＬ No.	名称	出土地点・層位	遺存状態	大　き　さ	重量 g	登録 No.
		刀子	Ｋ－９　確認面	刀部１部残存	現存長 2.9cm 幅1.82cm 厚さ0.32cm	3.0	13
		楔	Ｍ－９	先端部欠損	現存長6.25cm 幅1.75cm 厚さ0.92cm	10.6	17
			表　土		長さ　5.90cm 幅3.28cm 厚さ1.33cm	32.5	18

石器・石製品

図 No.	ＰＬ No.	名　称	出土地点・層位	計　測　値（単位：cm・g）				登録 No.
				最大長	最大幅	最大厚	重　量	
24—23		硯	表採	7.50	6.60	0.98	51.5	9
25—４	７—55	砥　石	Ｈ－７　Ⅰ　層	10.64	4.92	3.47	245.8	4
24—21		砥　石	Ｍ－９　表　土	4.53	3.05	1.24	23.7	8
24—20		石　匙	Ｇ－７　Ⅰ　層	4.80	4.23	0.79	12.3	3

９．調査のまとめ

この度の調査の主目的は，公園整備計画区域内である花輪館の一郭，北館（通称桜山）の試掘調査を実施し，公園整備計画の基礎資料を得ることであった。試掘（トレンチ）の設定にあたっては，郭全体の解明に留意したが，民有地，テニスコート等の関係で，西部の調査密度が薄いものとなった。

試掘調査は，計 920 ㎡について実施されたが，その結果，竪穴遺構18基，配石遺構７基，土壙５基，溝１条，他多数の柱穴を検出した。また，遺構内外より，200 点弱の陶磁器類，34点の古銭，25点の鉄製品，４点の銅製品，９点の石器・石製品を出土した。

遺構は，Ａ・Ｂ・Ｄ・Ｆ・Ｈ・Ｉトレンチ，Ａ区及びＢ区で検出された。対象地北部，北東部に位置するＢトレンチ北端部，Ｄトレンチ，Ｅトレンチでは遺構の検出，遺物の出土はみられなかったが，削土の痕跡があり，そのために消失した可能性もある。遺構の分布密度からみると，本郭中央より若干西寄りのＡ区から，南部のＤトレンチやＢ区からの検出が多く，遺物の出土も多い。特にＢ区からは多数の柱穴が検出され，大規模な建物跡の存在が予想された。その北側に近接する第17号竪穴遺構は，その形態，規模及び出土遺物の豊富さより，特異な遺構と考えられる。

これらの遺構の時期については，時期推定可能な出土遺物が少なく，明確にできない。出土遺物の大部分が中世以降の遺物であること，安政３年の花輪館之図にはすでにこれらの遺構がないことから，中～近世（1856年以前）に位置づけられると考えられる。

（秋元信夫）

10．ゆるぎ館調査概要

ゆるぎ館周辺は従来杉林であったが，昭和54年７月の全面に及ぶ伐採後，東側斜面の崩壊が少しずつ起こり，昭和55年の大雨と雪解けで，この崩壊が大幅に進み，崖下の通学路にまで及ぶようになった。このため，土砂くずれによる道路及び民家への危険を除去することを目的にゆるぎ館の土取りが計画された。

緊急を要するため，正式な発掘調査はできなかったが，市教育委員会では埋蔵文化財保護の立場から，周辺の地形測量及び写真記録，郭上面の遺物の収集，遺構の確認を目的に，昭和55年８月11日～12日の２日間の調査を実施した。

この結果，郭上面から２基の竪穴遺構と１基の屋外炉が検出された。調査期間の関係で，精査には至らず，詳細は不明であるが，竪穴遺構は5.4×（5.3）ｍ及び6.0×5.9ｍの方形を呈し，主軸方向はいずれもＮ―10°―Ｅである。また屋外炉は，20×19cmの規模の台形の石囲炉で，４～８cm大の自然石11個を「コ」字状に配している。炉内より若干の炭化物，焼土粒が確認されたのみで，日常的な炉とは考えられない。

これらの遺構の時期については，精査に至らず明確にはできないが，遺構の配置及び主軸方向より，同時期あるいは近い時期と考えられる。また屋外炉覆土中より土師器甕破片が出土し

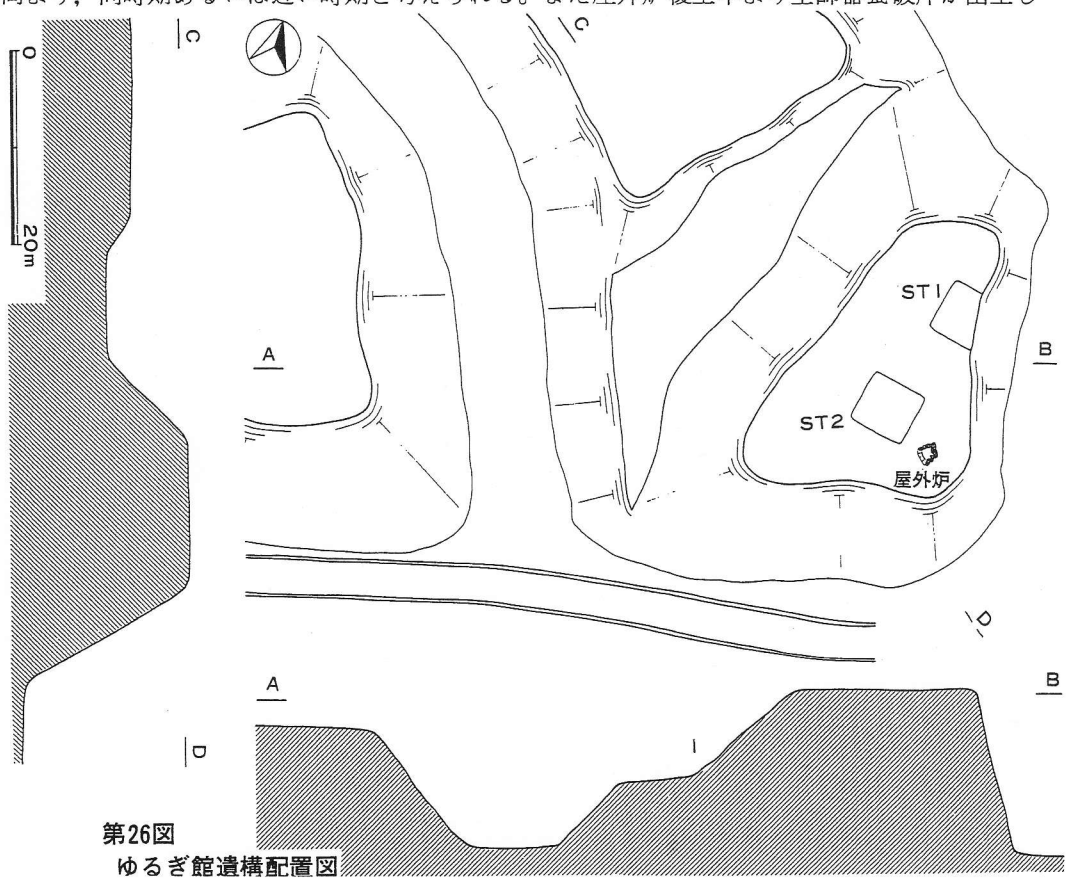

第26図
ゆるぎ館遺構配置図

たこと，遺構外からは縄文時代後期と考えられる土器片と土師器，須恵器が出土したのみで，中・近世に位置づけられる遺物は出土していないことから，平安時代にまで遡る可能性がある。

11．南館調査概要

南館の東及び南東側の一部は，畑地拡大や宅地造成のため，明治20年，昭和53・57年の３度の土取りが行なわれている。昭和57年，土取りが行なわれているとの連絡を受けた市教育委員会は，ただちに現地踏査をし，土地所有者に工事の中止を要請するとともに，届出書類の提出を指導，残存部の発掘調査を実施することとした。

調査は57年11月30日，125㎡について行ない，１点の無文銭と掻器及び９点の近代の陶磁器片を出土した。また，対象地内には遺構のないことが確認された。　　（秋元信夫）

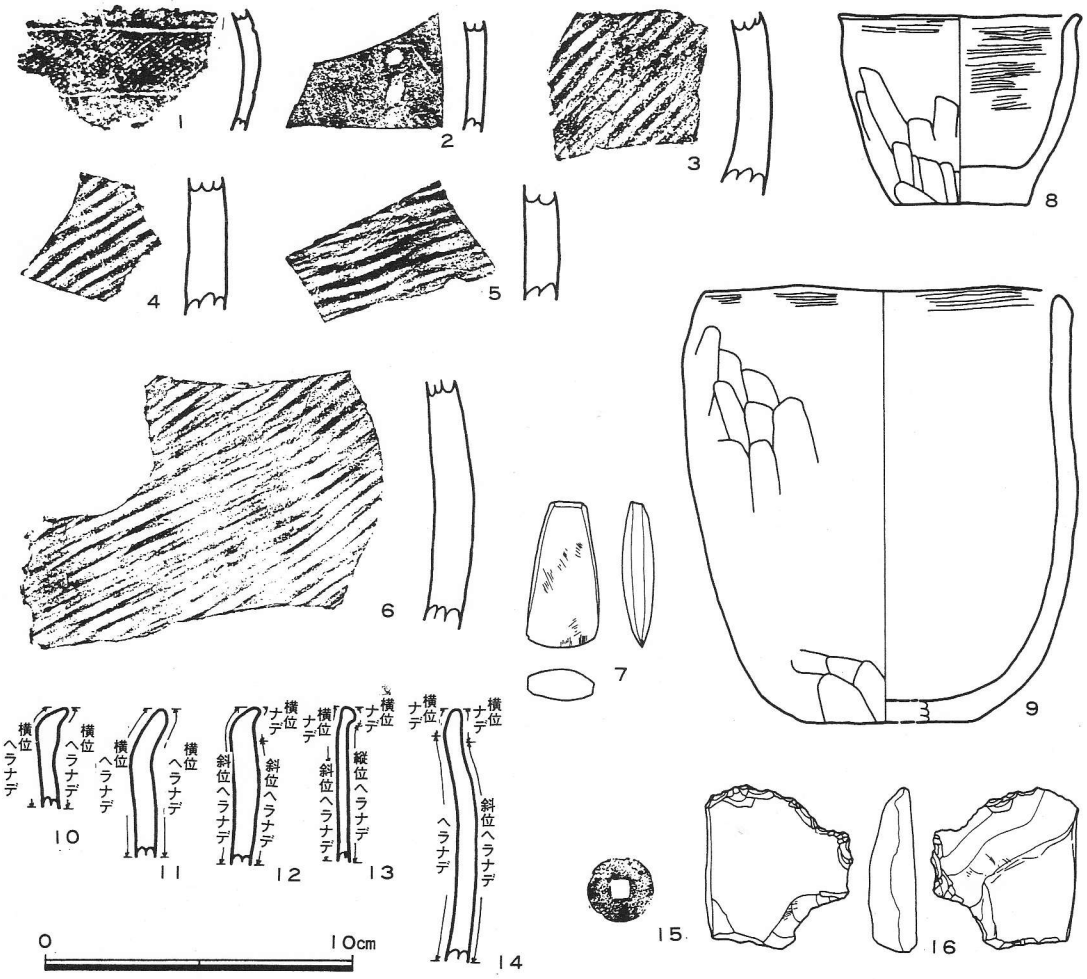

第27図　ゆるぎ館・南館出土遺物（１～４：ゆるぎ館，15・16：南館）

花輪館跡遠景（黒土館より）

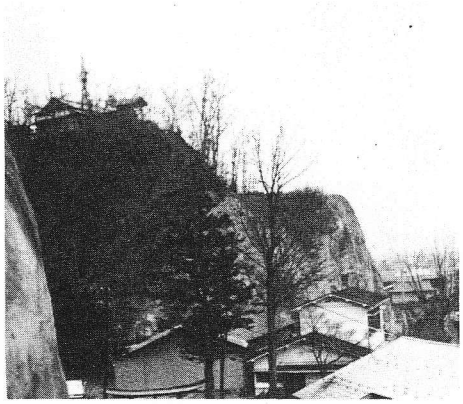

南　　館

ゆ る ぎ 館

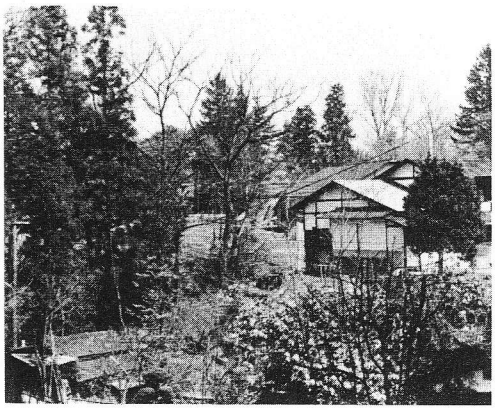

北　　館

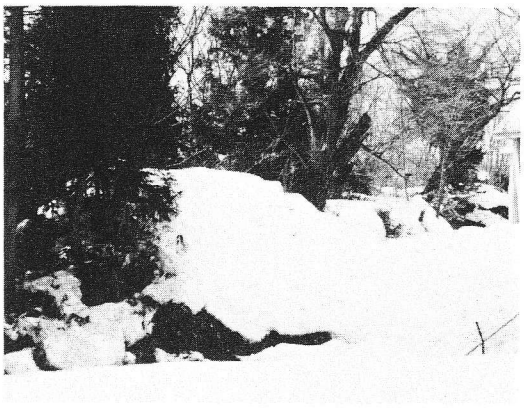

本館（本丸）に残存する土塁

PL 2　花 輪 館 跡 現 況 (1)

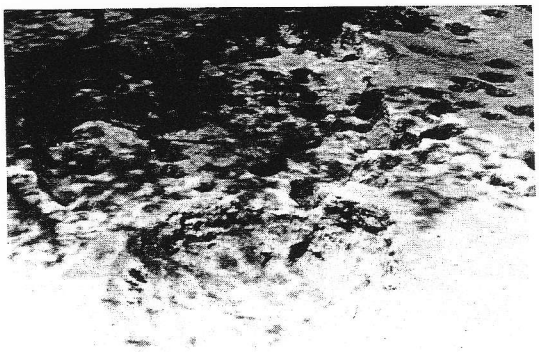

第２，４号竪穴遺構，第２号土壙

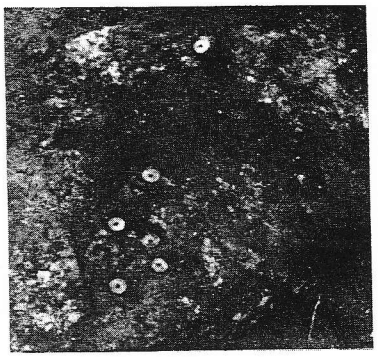

第２号竪穴遺構古銭出土状況

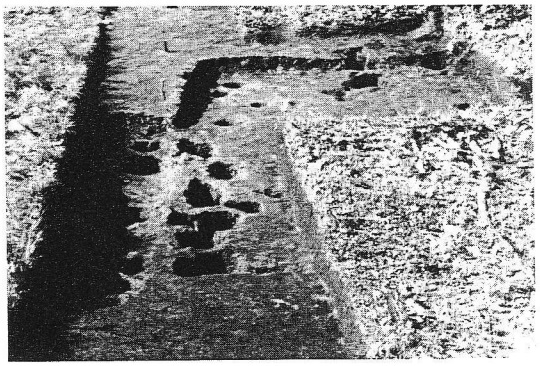

第７，８号竪穴遺構

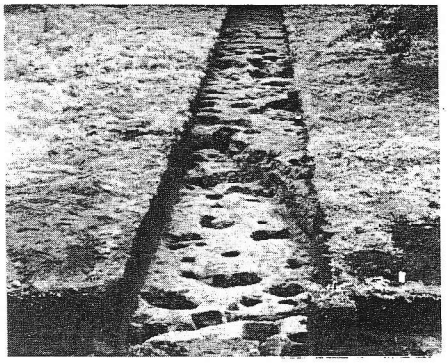

第12，13号竪穴遺構

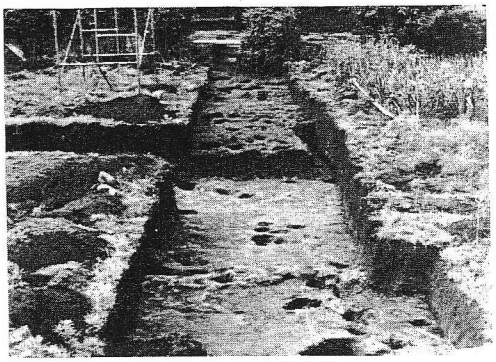

第14，15号竪穴遺構

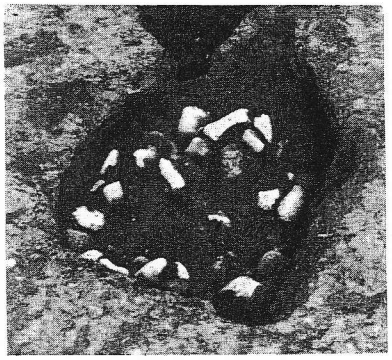

第３号配石遺構

Ｄトレンチピット群，第１号溝

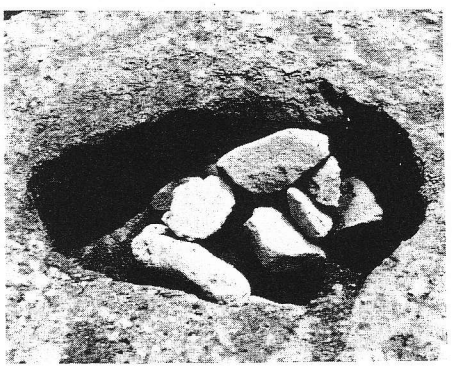

第４号配石遺構

ＰＬ３　第２・４・７・８・12～15号竪穴遺構，第３・４号配石遺構

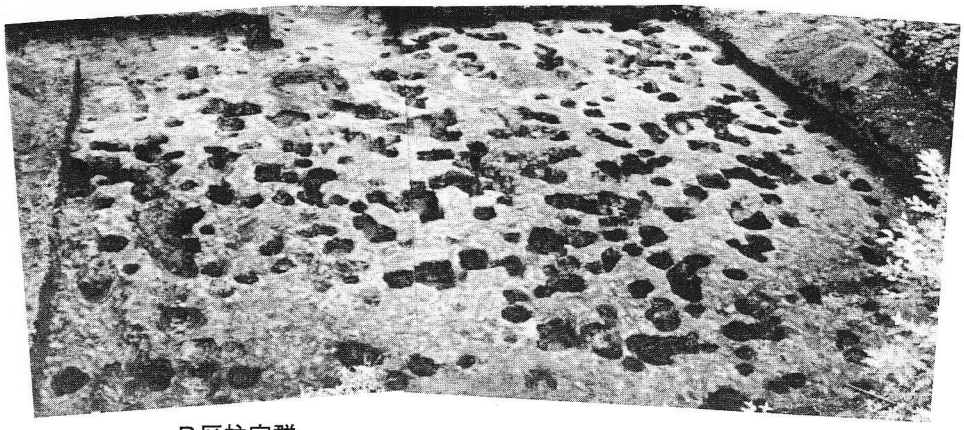

B区柱穴群

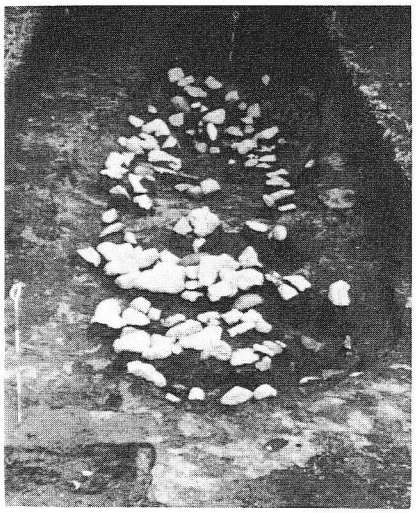

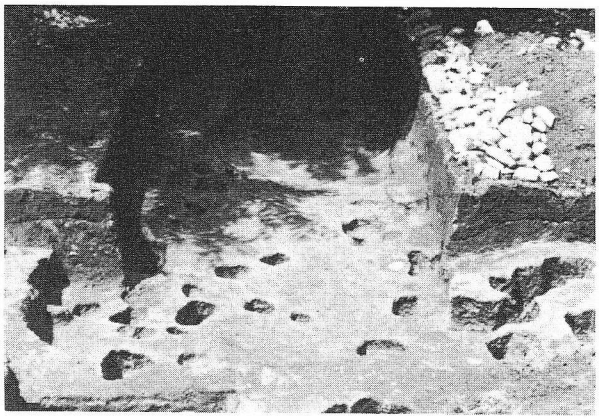

第17・18号竪穴遺構

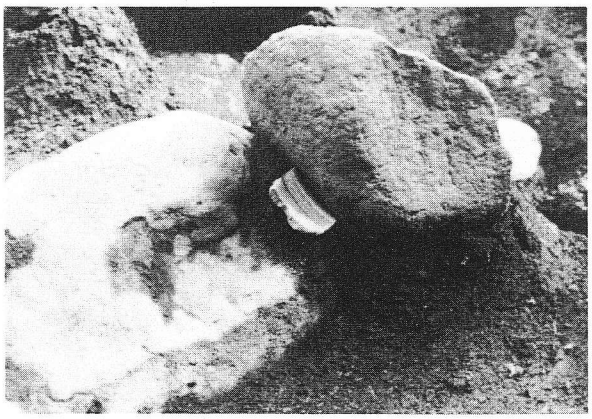

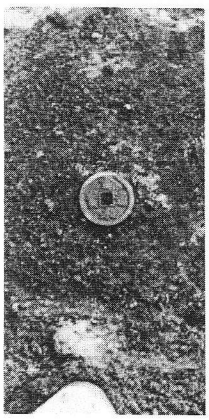

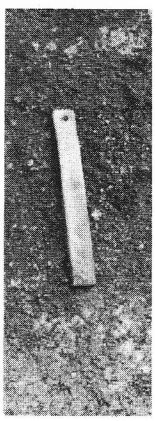

第17・18号竪穴遺構遺物出土状況

ＰＬ４　Ｂ区柱穴群・第17･18号竪穴遺構と遺物出土状況

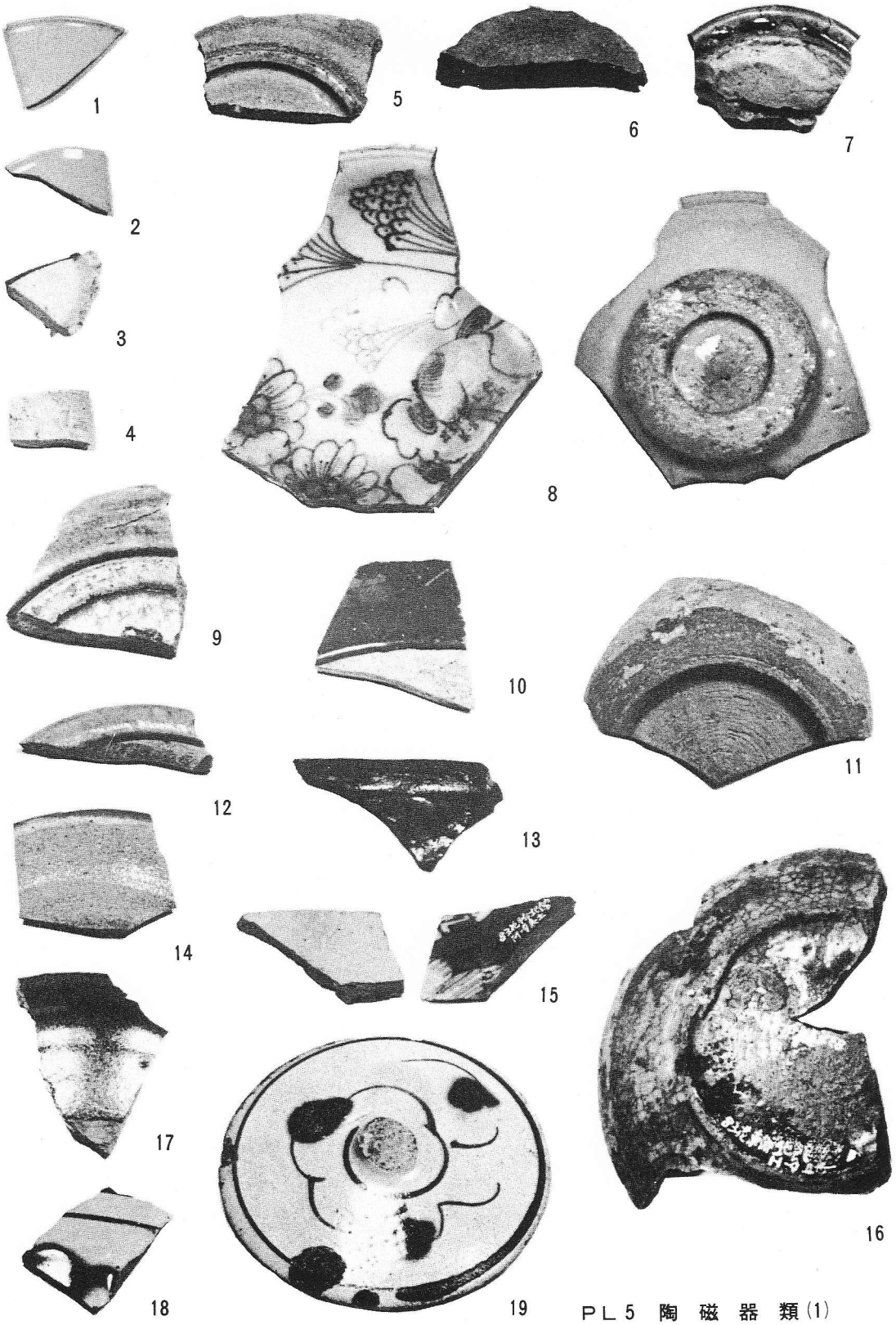

PL 5 陶磁器類(1)

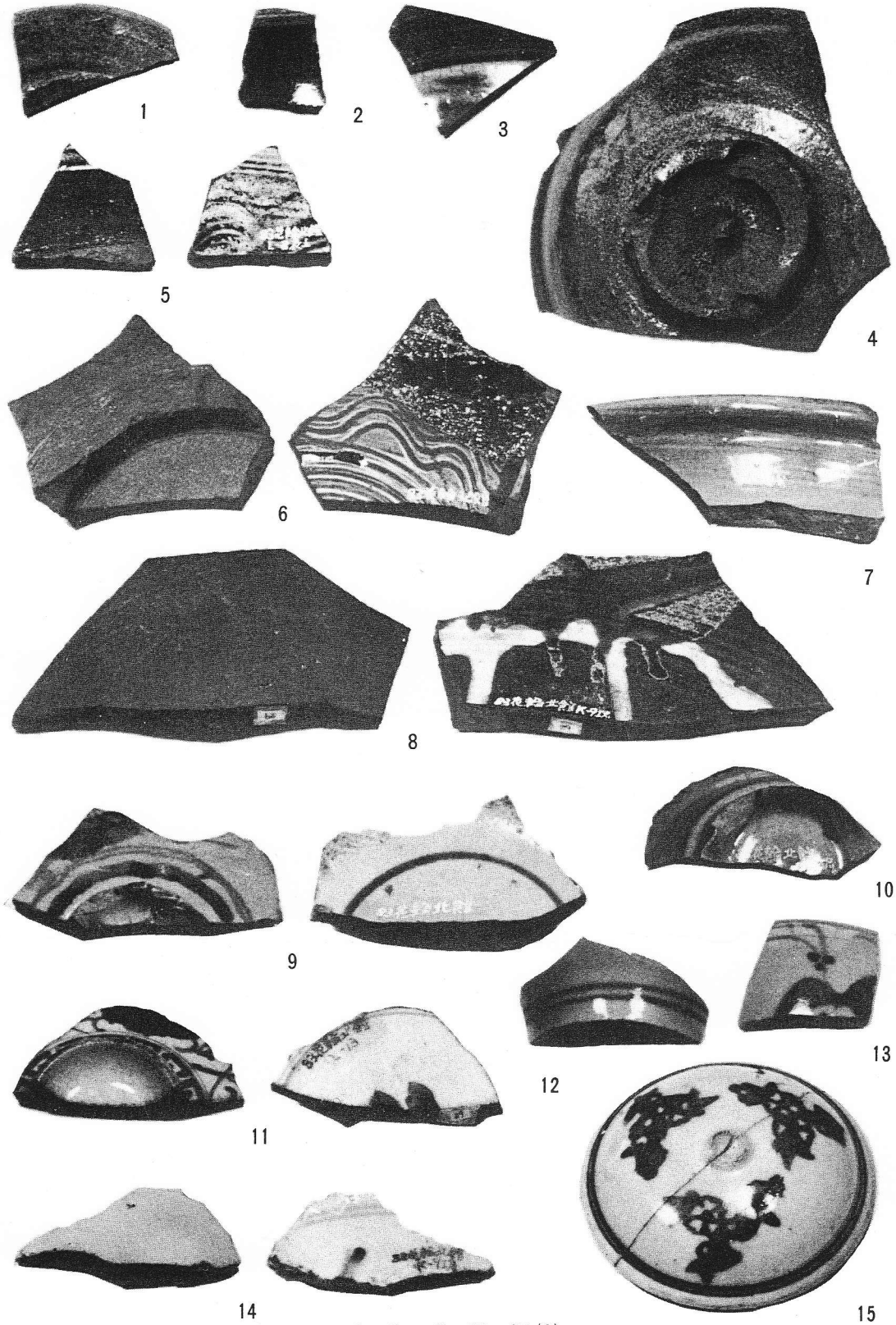

PL6 陶磁器類(2)

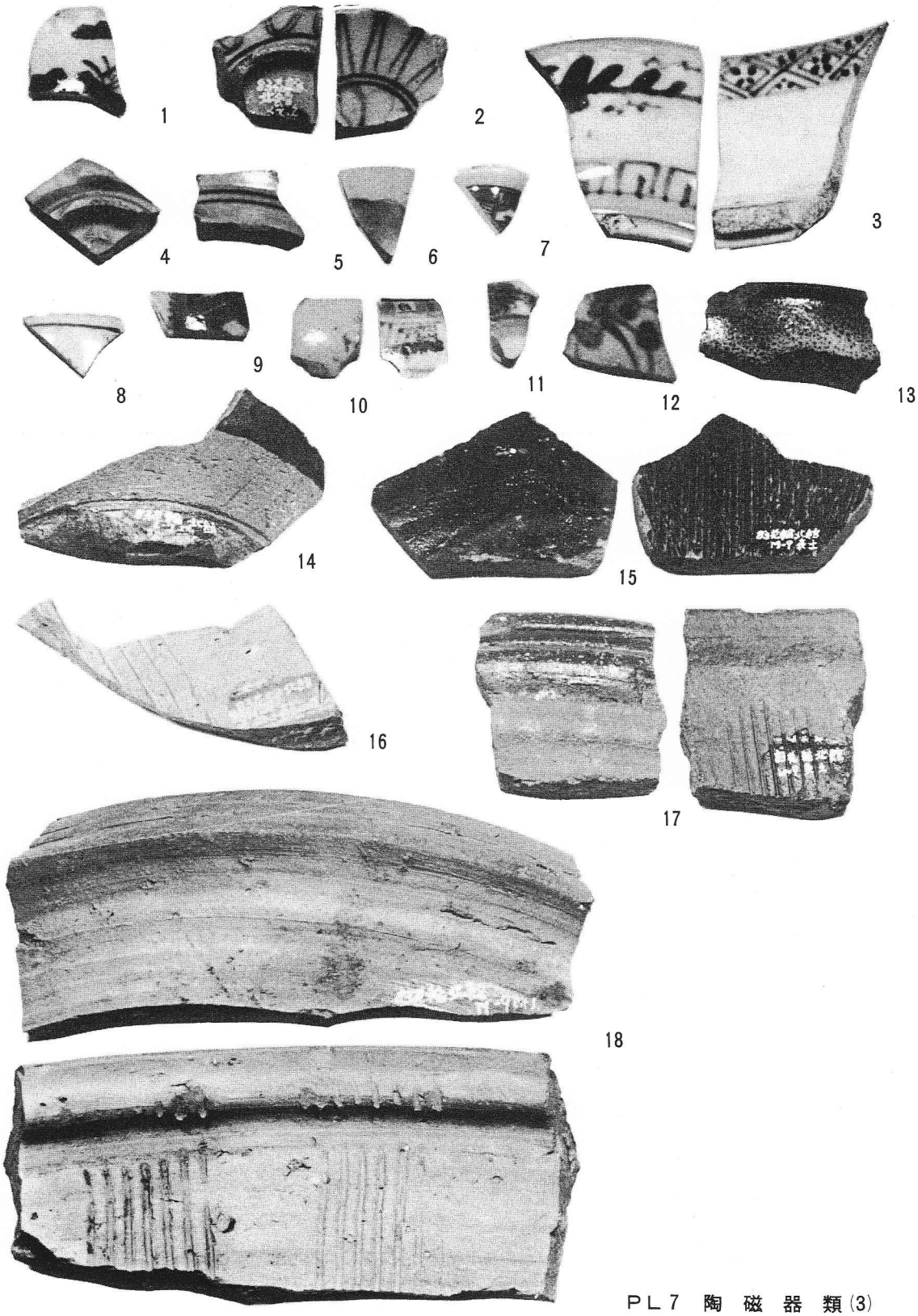

ＰＬ７　陶　磁　器　類(3)

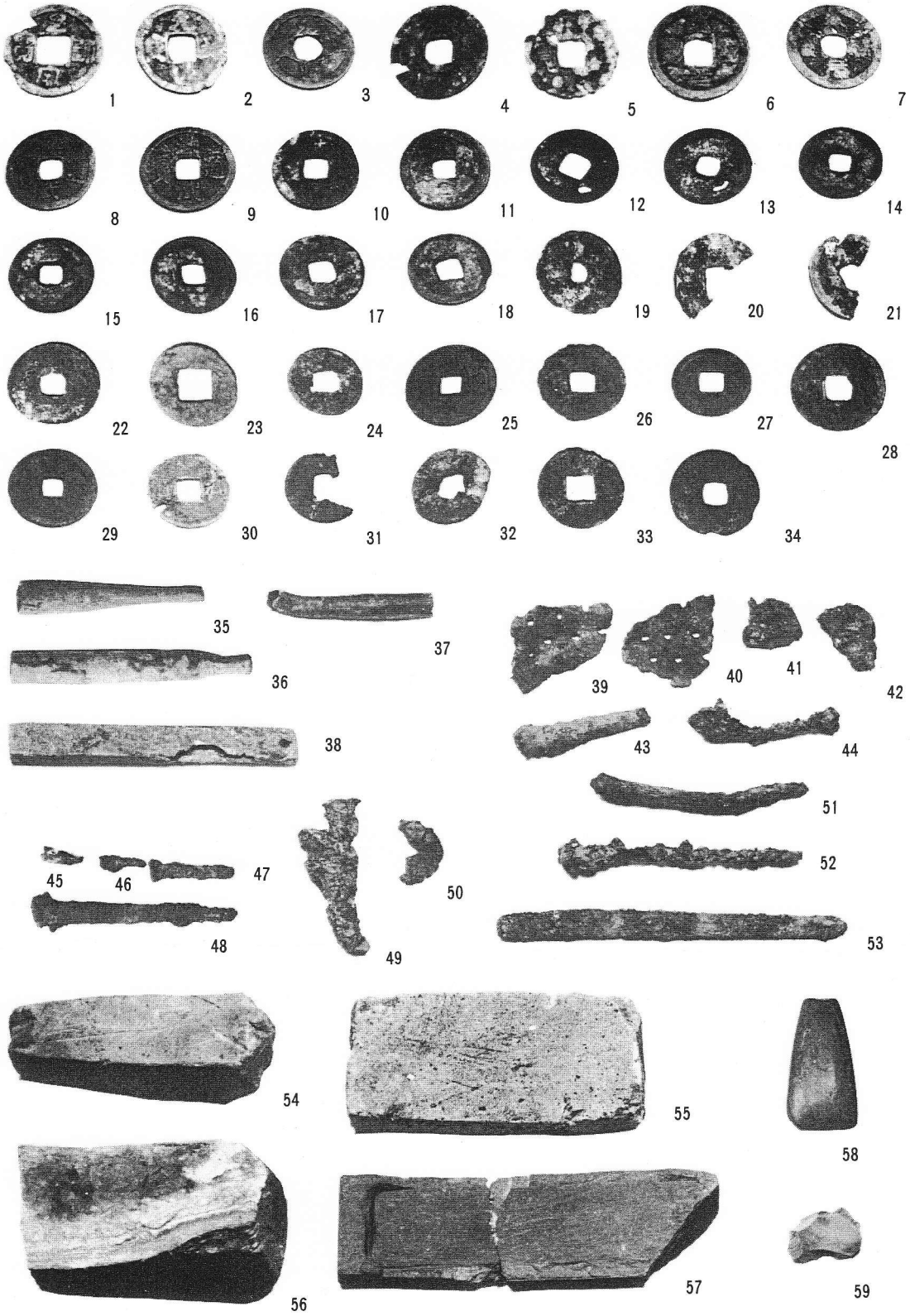

ＰＬ８　古銭・銅製品・鉄製品・石器

下　沢　田　遺　跡

所　在　地	鹿角市花輪字下沢田１他
調　査　期　間	昭和58年６月20日～28日　７月14日～８月12日
発掘調査対象面積	956 ㎡
発掘調査面積	836 ㎡

1．遺跡の位置と現況

下沢田遺跡は，秋田県鹿角市花輪字下沢田１他に所在し，国鉄花輪線陸中花輪駅より東方１km，花輪古館団地（鹿角四十二館の一つで，遺跡名白山堂遺跡）の南方０.２kmの所にあり，北緯40度11分30秒，東経140度48分10秒の地点である。

本遺跡は鹿角盆地の東側に連座する標高1000ｍ前後の急峻な山容を呈する奥羽山脈の山麓の裾に，同盆地のほぼ中央を南北に流れる米代川と，皮投岳（標高1122ｍ）に源を発し，これに流れ込む支流の一つである福士川によってつくられた「花輪高位段丘」と呼ばれる西側に張り出した標高177ｍ前後の段丘の先端部に位置する。

調査区は，以前果樹園・畑地として使用されていたが，現在はアカシヤ，カヤなどの生い茂る雑木林，荒地となっていた。さらに本市においても近年，直接に遺跡破壊につながる開発工事などが多く，本遺跡も第29図に示した如く，その難を逃れる事ができず，遺跡の存在する台地先端と隣接する孫右エ門館遺跡の一角が破壊されている。（藤井安正）

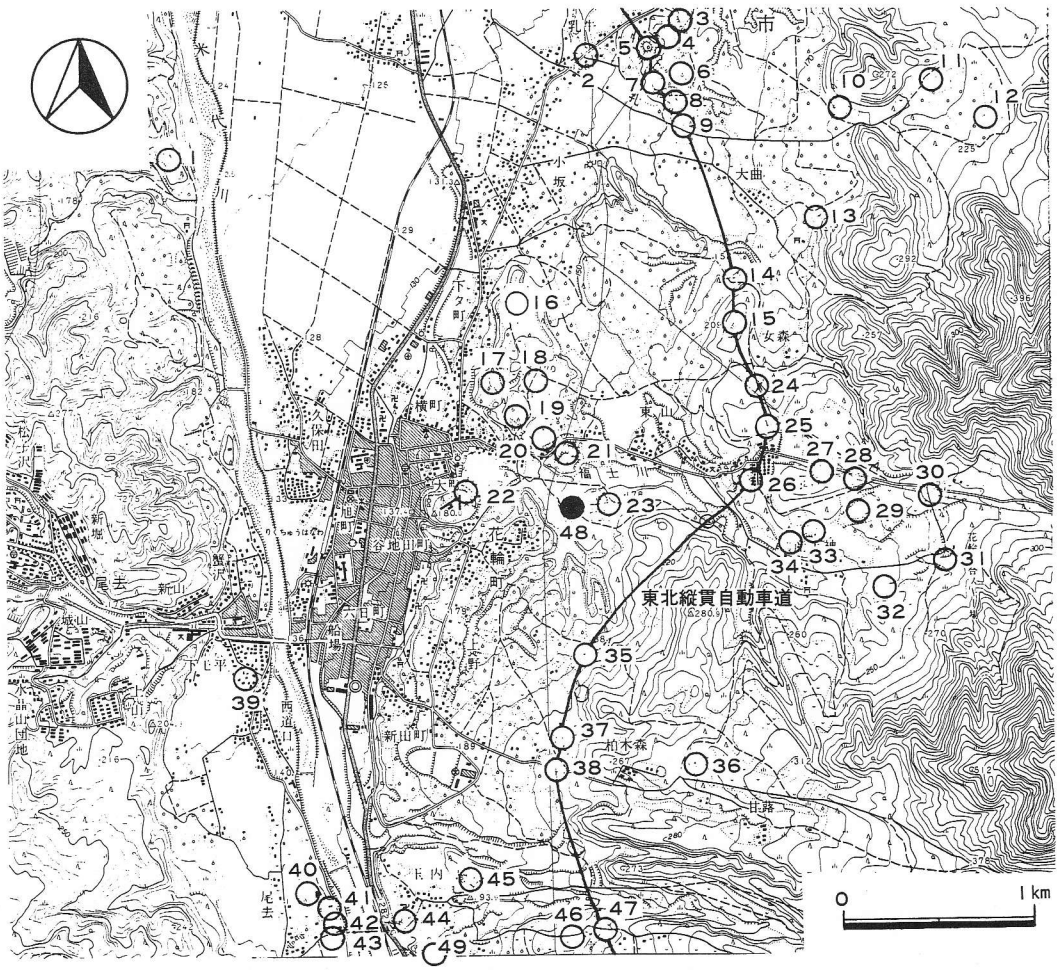

第28図　下沢田遺跡の位置と周辺の遺跡

第9表　下沢田遺跡周辺遺跡一覧表

No.	遺跡名	所在地	遺跡の種類	時代・時期	遺構・遺物	備考
1	高瀬館	花輪字浦館28・29	館跡	中世		鹿角市教育委員会「鹿角の館(3)」1984－2
2	妻の神	花輪字妻の神61	遺物包含地	弥生時代		
3	深沢Ⅰ	花輪字深沢51	〃	縄文時代		
4	乳牛平Ⅰ	花輪字乳牛平51	〃	古代(奈良～平安)		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅷ」1984－3
5	乳牛平	花輪字乳牛平	館跡	中世		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅸ」1984－3
6	妻の神Ⅲ	花輪字妻の神	遺物包含地			
7	乳牛	花輪字乳牛	〃		縄文土器片(後期)	
8	妻の神Ⅱ	花輪字妻の神	館跡	中世		
9	妻の神Ⅰ	花輪字妻の神	〃	縄文時代・中世		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅷ」1984－3
10	大曲A	花輪字大曲	遺物包含地		縄文土器片，土師器片(内黒土師器片を含む)	
11	大曲B	花輪字大曲	〃		土師器片(内黒土師器を含む)陶器片	
12	苗圃Ⅰ	花輪字国有林苗畑	〃	縄文時代 古代(奈良～平安)		
13	水の目	花輪字水の目3	〃	縄文時代(晩期)		東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅵ No.21遺跡
14	猿ヶ平Ⅱ	花輪字猿ヶ平	〃	縄文時代		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅵ」1983－3
15	猿ヶ平Ⅰ	花輪字猿ヶ平	〃	縄文時代		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅴ」1982－3
16	天戸森	花輪字陣馬142	〃		縄文土器片(前期)円筒下層D式(中期)円筒上層C・D式，大木8a式(晩期)大洞B・C_2式，石鏃，石匙，石剣，磨製石斧	鹿角市教育委員会「天戸森遺跡発掘調査報告書」1984－3
17	黒土館	花輪字陣馬39～113	館跡	中世		
18	陣馬	花輪字陣場	遺物包含地		縄文土器片，統縄文土器片	
19	日向屋敷	花輪字陣場	〃		縄文土器片(中期)円筒上層式，石匙	
20	御休堂	花輪字陣場	〃		縄文時代住居跡・平安時代住居跡他，縄文土器(前～後期)，土師器	鹿角市教育委員会「御休堂遺跡発掘調査報告書」1981－3
21	白山堂	花輪字福士川26－28の2	〃		縄文土器片(後期)，石鏃，石斧，経石	
22	花輪館	花輪字中花輪88～109，76～79，荒屋敷10の1～148	館跡	中世		鹿角市教育委員会「花輪館・下沢田遺跡発掘調査報告書」1984－3
23	孫右ェ門館	花輪字孫右ェ門館	〃	平安時代		
24	案内Ⅱ	花輪字案内	遺物包含地	平安時代		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅴ」1982－3
25	東山A	花輪字案内	〃		縄文土器片(晩期)，石匙，弥生式土器片等	秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅴ」1982－3
26	案内Ⅰ	花輪字案内	〃	平安時代		秋田県教育委員会　55年発掘調査実施，報告書未刊
27	東山B	花輪字赤坂	〃		弥生式土器片	
28	東山C	花輪字赤坂	〃		縄文土器片	
29	赤坂B	花輪字赤坂	〃		縄文土器片，統縄文土器片，磨製石斧	
30	赤坂A	花輪字赤坂	〃		縄文土器片	
31	産土神C	花輪字百合沢	〃		縄文土器片	
32	産土神D	花輪字百合沢	〃		縄文土器片(後期)大湯式，(晩期)大洞C_2～A式	
33	産土神A	花輪字赤坂30の内	〃		縄文土器片	
34	産土神B	花輪字赤坂30の内	〃		縄文土器片	
35	中の崎	花輪字中の崎	〃	縄文時代 平安時代		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅶ」1984－3
36	甘蕗	花輪字甘蕗	〃		縄文土器片	
37	柏木森	花輪字柏木森	〃	平安時代		秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅶ」1984－3
38	明堂長根	花輪字明堂長根	〃			秋田県教育委員会「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅶ」1984－3
39	下モ平	尾去沢字下モ平	〃		統縄文土器片(田舎館式平行)	
40	六角平	尾去沢字六角平	〃		縄文土器片(後期)大湯式，磨製石斧，石槍	
41	三光塚2号	尾去沢東在家39の2	墳塚		硝子玉	
42	三光塚1号	尾去沢東在家119の40	〃		玉類・勾玉	
43	東在家	尾去沢東在家117	遺物包含地		縄文土器片(晩期)大洞BC，C_1式，土偶，岩偶，岩版，石槍，石匙，石鏃，磨製石斧	
44	玉内	八幡平玉内39	配石遺構		縄文土器片(晩期)大洞BC，C_1，C_2式，石匙，石皿	
45	玉内館	八幡平上玉内7・13・16・17・37・46・47・53の1		中世		鹿角市教育委員会「鹿角の館(1)」1981－3
46	下葛岡B	八幡平下葛岡46～49	遺物包含地		縄文土器片，住居跡	
47	上葛岡	八幡平上葛岡	〃	縄文時代・古代		
48	下沢田	花輪字下沢田1他		平安	縄文土器・土師器，竪穴住居跡，土壙	鹿角市教育委員会「花輪館・下沢田遺跡発掘調査報告書」1984－3
49	清水向	八幡平清水向		縄文時代	縄文土器(円筒下層式)，竪穴住居跡	昭和29年　武藤鉄城，半田市太郎氏によって発掘調査

(秋田県遺跡地名表より作成)

2．周辺の遺跡

a　館について

下沢田遺跡は，東側山地から流れでる福士川上流の左岸，火附森222.9メートル高地の西麓台地北端を占めている。この遺跡のすぐ北側には，同じく222.9メートル高地の北麓から舌状に伸びる孫右エ門館が，福士川にそうて横たわっている。

遺跡の西側は，沢田川の細流によって開けた狭い谷合の水田地である。この田地に面する台地西縁は，数カ所に浅い小沢が入りこみ，やや複雑な出入りをつくっている。またこの田地をへだてた対岸は，花輪館につらなる荒屋敷台地であり，遺跡からの距離はわずか100メートル余にすぎない。

遺跡および孫右衛門館の北，150メートルほどを隔てた福士川右岸には，花輪古館，詣館（守館）が並び，その北西に広がる陣場平台地南縁には御休堂遺跡や黒土館の連郭が続いている。このように福士川をはさんで，指呼の間に多くの集落跡や館群の存在をみるのは，古代から中世にかけての古い花輪村の主要部は，福士川に沿う台地一帯に分布し発達していたことをあらわしている。

下沢田遺跡ののる台地と，北に隣接する孫右エ門館は，上記のように222.9メートル高地の

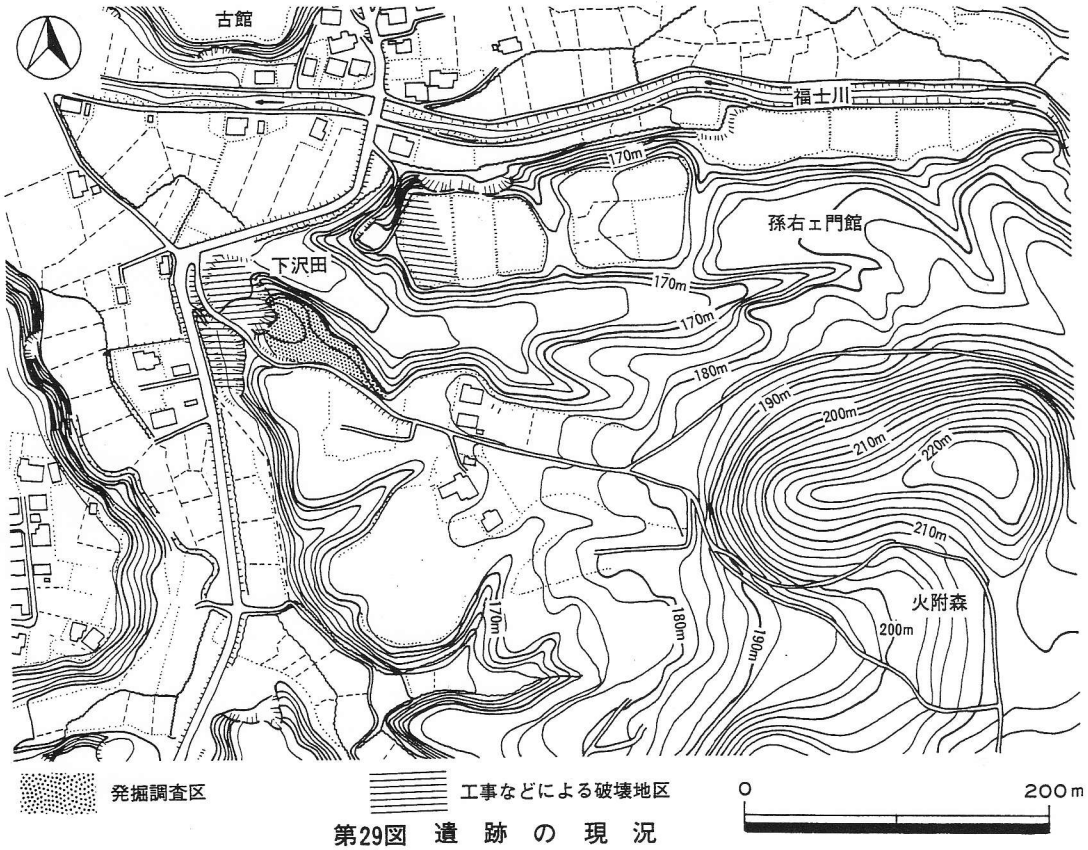

第29図　遺　跡　の　現　況

北麓において地続きであることから，集落と館という関連で，ある時期，連繋的な機能を果していたものと思われる。孫右エ門館については，近接の花輪館，黒土館などが中世館として鹿角四十二館のうちにかぞえられていることと対照的に，文献にも伝承にもまったくその由縁を伝えていない。今は孫右エ門館が，館遺構として多くの要素を具えていることと，文献・伝承に伝わないこと自体館の古さを示していると思われること，とくにこの地域に例の少い孫右エ門という人名を冠していることから，その館主に名（みよう）主的農民のイメージをもたざるを得ないことなどに，わずかな推測の糸をつなぐほかはない。

(1) 遺跡周辺の台地

下沢田遺跡ののる台地は，火附森低山地の西麓を占め，西流する福士川と，南側頭無台地からでて福士川低地につながる沢田川の谷合にはさまれ，およそ三角形状をなしている。遺跡はその北西先端部に所在する。台地面の標高173メートル，比高18メートル，平坦面は畑地と果樹園に利用され，東へよるに従い西への傾斜がつよまる。

台地の北側，孫右エ門館との間に，幅の狭い小沢が入りこみ，遺跡真下タの沢口から奥の沢頭まで350メートル，沢口の幅約30メートル，東へ分け入るに従がい幅を狭める。遺跡のこの沢に面する斜面中段に，狭い段築の痕跡がうかがわれる。台地への作場道は，遺跡面を西から南へからむような形で，狭い切通し坂状に台上へ登る。台上を東山裾へのびるこの作場道の南縁には土塁が延々とつづいているが，おそらく道を掘り下げた際の盛土の列であろう。なお，遺跡，東側に発見された空堀状遺構が，作場道の切通しで消えていることからみて，この作場道自体かなり古いものであろうと思われる。作場道の台上へ登りつめた南側，すなわち遺跡と作場道をはさんで向い側に，面積ほぼ4,500平方メートル，南側を台地へ切りこむ小沢によって截られた整々たる一郭がある。現在林地と畑地に利用されているこの郭は，あるいは古い時期に館としての機能をそなえていたかもしれない。郭の入口は，台地南縁から100メートル台上へ入った作場道から分岐している。その入口付近はやや低く陰湿な状態であることから，もと孫右エ門館側の沢と南側小沢を結んでこの郭を独立させる空堀のあった可能性を考えることができる。郭の南斜面から西側斜面へかけて，郭上面から2～3m下に幅2メートル前後の段築が続き，犬走り状に郭をめぐっている。

この郭と，幅20メートル前後の小沢を隔てた南側に，さらに一郭がある。面積約6,500平方メートルで，果樹園となっている。この郭も三方が沢合にかこまれて，独立性が強く，北側小沢に面する斜面には段築の痕跡が認められる。

(2) 孫右エ門館

福士川の左岸に沿い，あたかも花輪古館に対峙する形で位置する。

火附森222.9メートル高地の北麓から西へのびる舌状台地を巧みに利用し，その全長およそ

400メートル，郭上面の幅50～70メートル，比高約15メートルを，二条の空堀により，三つの郭に分けている。西端の郭の面積約5,000平方メートル，中の郭の面積もほぼ5,000平方メートル。両郭をへだてる空堀は長さ65メートル，上幅12.3メートル，下幅9メートル，深さ4メートルである。西の郭の福士川側に崩崖がみられ，その崩崖と空堀との間に一部段築が残る。

東の郭は，南北の幅50メートルと狭まり，面積約6,000平方メートル。その東端は山地との間に入る小沢で切れ，斜面に二段の段築をもつ。中の郭を隔てる空堀は，長さ50メートル，上幅14メートル，下幅12メートル，深さ3～6メートルを測る。

東の郭の東端山際から，小沢に面する郭南斜面を，上面より2メートル下位に幅2メートルの段築が設けられ，東の郭から中の郭西端空堀まで犬走り状通路となって続いている。この犬走りは西の郭へ渡らず，空堀の底へ消え，空堀の北側斜面を縫い福士川側へ下りる小径へ合するもののようである。

西の郭は，昭和40年代に福士川からポンプアップして畑地を水田に転換した際上面は殆ど攪乱され，さらに同57年から道路造成のため西端部が大きく削りとられてしまった。（安村二郎）

b　その他周辺の遺跡

秋田県北東部に位置する鹿角市は，縄文時代から中世までにわたる440ヶ所以上の遺跡が河岸段丘の先端部及び，平坦部に所せましと存在しており，今回調査した下沢田遺跡もその中の一つである。

第28図は，下沢田遺跡の周辺遺跡を中心として主要な遺跡をPick-upしてみたが，優に50ヵ所以上にのぼる。

さて下沢田遺跡の周辺遺跡を各時代，時期ごとに概観してみると，縄文時代早期では，猿ヶ平Ⅱ遺跡，柏木森遺跡などがあり，赤御堂式と呼称される表裏縄文土器の破片が出土しており，早期末から前期初頭に位置づけられる。また，一本杉遺跡からは量的には極めて少量であるが貝殻文土器の破片が出土しており，草創期までさかのぼる可能性がある。前期においては秋田県内で初めて縄文時代の住居跡が確認され，円筒下層d式の良好な資料を出土した清水向遺跡が存在する。中期においては，住居跡140棟，配石遺構21基と中期中葉から末葉の土器を多数に出土した天戸森遺跡ほか，御休堂遺跡など多くの遺跡が存在する。後期は同市における縄文時代各時期を通じて調査，発見例の最も多い時期であり，初頭の土器片と土壙が検出された御休堂遺跡，中葉の住居跡を確認した案内Ⅰ遺跡，後葉の住居跡を確認した案内Ⅱ遺跡があるほか，特別史跡「大湯環状列石」が存在する。晩期では，清水向遺跡と同じ台地に存在する玉内遺跡が知られ，中葉の土器とともに所謂「日時計形」の配石遺構が確認されているほか，玉内遺跡の位置する台地と米代川を挟んでの対岸には東存家遺跡が存在する。

弥生時代の遺跡は縄文時代の遺跡数と比べてその数は少なく本遺跡の周辺では，天王山式類

似の土器が出土している猿ヶ平Ⅰ遺跡があげられる。

歴史時代の遺跡も近年その調査例を増やし，本遺跡周辺では，一本杉遺跡，中ノ崎遺跡などから数多くの住居跡のほか，土師器・須恵器が出土している。中世においては「鹿角四十二館」あるいは「四十八館」に該当するもの，及び無名の館跡が存在し，本遺跡からも東に孫右エ門館遺跡，西に花輪館，北に古館，黒土館などを望むことができる。（藤井安正）

3．調査に至るまでの経過

下沢田遺跡の位置する台地先端部は，従来果樹園・畑地として利用されていたが，昭和55年，土地所有者が土取りを計画，台地先端より作業を開始し，50ｍほど掘り進んだ所で住居跡と思われる落ち込みが確認された。市教育委員会では埋蔵文化財の重要性を説明，工事の中止を要請，土地所有者は工事を中止，残存部を再度畑地として利用していた。

昭和58年２月，本遺跡に近接する孫右エ門館跡先端部が破壊されているという県文化財パトロール員からの通報があり，市教育委員会では早急に現地踏査等を行なった。その結果，本工事は東北縦貫自動車道花輪サービスエリアの取り付け道路建設工事であり，その事業主体は鹿角市建設課であることが判明した。このため，市教育委員会では建設課から本工事ルート図面を入手，ルート付近の分布調査を実施した。調査の結果，工事によりほぼ消失する下沢田遺跡956㎡の発掘調査の必要性を再確認，市教育委員会が７月14日から８月10日の予定で調査を行なうこととなった。（秋元信夫）

4．調査要項

１．遺跡名	下沢田遺跡
２．所在地	鹿角市花輪字下沢田１他
３．調査期間	昭和58年６月20日～28日，７月14日～８月12日
４．発掘調査対象面積	956 ㎡
５．発掘調査面積	836 ㎡
６．調査主体者	鹿角市教育委員会
７．調査担当者	秋元信夫（鹿角市教育委員会　社会教育課）
８．事業主体者	鹿角市建設課
９．調査参加者	
調査指導員	富樫泰時　（秋田県教育庁　文化課）
調　査　員	安村二郎　（鹿角市史編さん委員）
	鎌田健一　（十和田高校　教諭）

藤井安正　（鹿角市教育委員会埋蔵文化財調査員）

調査補助員　佐藤樹，菊池明，三ケ田睦子，藤井富久子

作　業　員　石木田クラ，石井ユキ，相川タマ，佐々木ヒサ，泉谷サナ，木村テル，川又ソヨ，根本キワ，兎沢松江，村木雅子

10．社会教育課

課　　長　工藤次郎

課長補佐　安田孝司

文化財係長　柳沢悦郎　（庶務担当）

主　　事　秋元信夫　（調査担当）

臨　　職　目時キミ子

11．調査協力機関　秋田県教育委員会，鹿角市都市計画課，秋田県埋蔵文化財センター

5．調査の方法

調査区は，東北縦貫自動車道のサービスエリアへ通じる道路敷地内に存在する。そこで調査予定地内に鹿角市建設課で設定した道路中心杭である，No13杭（D－5グリッド杭）とNo14杭（H－5グリッド杭）を結ぶ直線とその延長線を基線として，これに直交する線を設定し，5m×5mのグリッドを発掘調査予定地内に組んだ。グリッドの名称は，北東から南西へアラビア数字で1～13まで，同じく北西から南東へはアルファベッドでA～Fを付し，両者を組み合わせてA－1グリッドのように呼び，グリッド西隅の交点をグリッド名称とした。

測量と実測は調査区内に設定したグリッドを使用し，さらに1m×1mの小グリッドを遺構の大きさに即して設定する遣り方測量に依った。竪穴住居跡・土壙は1/20を，炉・カマドなどの微細図については1/10を，遺構配置図は1/200を原則として使用した。

遺構の発掘に関しては住居跡など大型の遺構の発掘には4分割法を，土壙など小型の遺構などには2分割法を原則として使用した。遺構番号は性格別に確認順に番号を付したが，調査の結果遺構でないものも存在し欠番としたものもある。

写真撮影は実測図と同様に記録保存の要であることから，35mm判小型カメラ（アサヒペンタックス）2台を使用し，モノクロと，リバーサル用に使い分けた。

（藤井安正）

6．調査の経過

本遺跡の調査は，昭和58年6月20日から同月28日までの8日間と，7月14日から8月12日ま

での24日間の計32日に渡って発掘調査を行なった。調査概略は以下の通りである。

6月20日　藤井調査員ほか7名は，調査区内の刈り払いを行なう。

21日　遺跡の先端部より表土除去作業を行なう。

22日　グリッド設定後，随時表土除去を行ない，C－5グリッドより縄文土器片が出土する。

27日　D－7・8グリッド，第V層黄褐色土地山上面において，SI08の一部を確認。

28日　遺跡西端部の表土除去を一応終え，また花輪北館の発掘調査が多忙となった為本遺跡の調査を一時中止し，花輪北館の調査に全力をあげる。

7月14日　秋元調査員ほか全員で再度本遺跡の発掘調査に取りかかる。

16日　住居跡4棟，土壙3基，堀1条を確認し，随時各遺構の調査を行なう。

25日　SI08・09はその大半が調査区外に存在する為，地権者の承諾を得，その全容を明らかにするとともに精査を行なう。

30日　鎌田氏が調査に参加し，地質の調査を行なう。また本日までに住居跡6棟，土壙4基の調査を終える。

8月8日　富樫・安村氏調査に参加する。

9日　富樫氏，現場指導を行ない，助言を受ける。本日より拡張区の埋め戻しを行なう。

10日　住居跡11棟，土壙9基，堀1条の調査と遺構の写真撮影を行ない発掘調査のすべてを終える。

12日　発掘用具，機材の運搬を行なう。　（藤井安正）

7．遺跡の層序　（第30図）

基本層序は，東北縦貫自動車道のサービスエリアまで通じる道路中心杭であるNo.13杭（D－5）とNo.14杭（D－7）を結んだ線と，この延長線に沿って設定した土層観察用ベルトの壁面にあらわれた土層堆積状況を色彩，混入土とその割合などから分層した。基本となる層は，表土から地山までのⅠ～Ⅴ層で概ね次の通りである。

第Ⅰ層　黒褐色土（10YR2/3）　調査以前は雑木林，荒地として放置されていた為，木の根，竹等の植物の根が多く混入している。さらにそれ以前は果樹園，畑地として使用されていた為C－5グリッド以東では耕作による攪乱が第V層まで達っしている。

第Ⅱ層　明黄褐色浮石質火山灰（10YR7/6）　十和田火山の降下火山灰と思われる浮石質堆積層である。堆積状況は良好とは言えず，部分的に認められたにすぎない。

第Ⅲ層　黒褐色土（10YR2/2）　調査区北側に広く堆積しているが，その他の地域では存在し

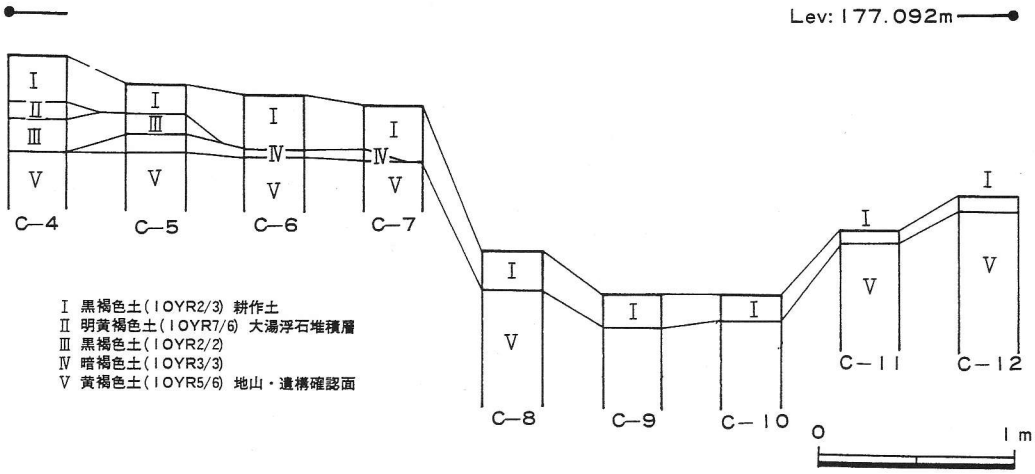

第30図 遺 跡 の 層 序

なくなる。

第Ⅳ層　暗褐色土 (10YR4/4)　第Ⅲ層と同様に調査区北側に広く堆積しておりＳＩ０６，ＳＫ０６などは本層上面において確認された。　これらから本層上面がこの遺跡の生活面と考えられる。

第Ⅴ層　黄褐色土 (10YR5/5)　地山層である。本層は第Ⅳ層とともに遺構確認面であり，すべての住居跡及び土壙は，本層を20〜50cmほど掘り下げて構築されている。また本層下には，にぶい黄褐色の大形の浮石を含んだ灰白色土がつづく。　(藤井安正)

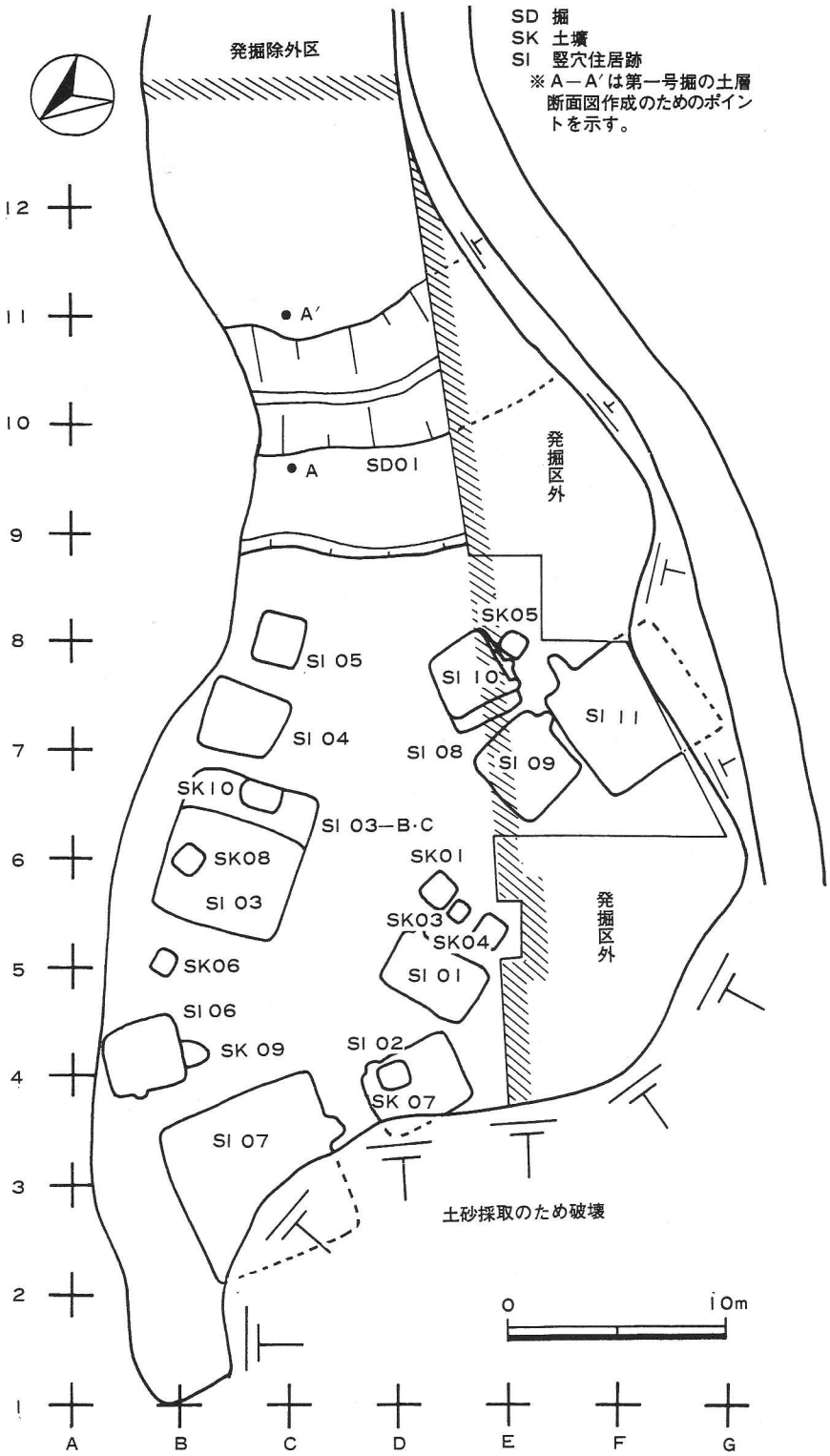

第31図　下沢田遺跡グリッドおよび遺構配置図

8．検出遺構と出土遺物

a　縄文時代の検出遺構と出土遺物

発掘調査区内において竪穴住居跡などその他の遺構は確認されなかった。縄文土器はすべて破片で少量出土しており，C－6グリッド第Ⅳ層中及び，第7号竪穴住居跡貼床内よりある程度まとまって出土したほかは各グリッドより散在して出土した。これら土器については，9考察において述べる。

b　歴史時代の検出遺構と出土遺物

発掘調査区内において検出され，調査された歴史時代の遺構は竪穴住居跡11棟，土壙9基，堀1条の計21遺構であり，そのうち土砂の採取などによって破壊されたものは3遺構である。

以下各遺構とも観察項目をもうけ，それに従って述べていく。

ア　竪穴住居跡

第1号竪穴住居跡　（第32・33図，ＰＬ９）

〈形態・規模〉　平面形は東西に長い長方形を呈す。壁長は東壁250cm，西壁270cm，南壁442cm，北壁438cmを測り，占地面積11.78㎡で主軸方向はN－12°－Wである。

〈壁・床〉　壁高は地山面からの測定であるが，東壁18cm，西壁20cm，南壁18cm，北壁18～30cmを測る。床面はPit 1とPit 4を結ぶラインの西側には黄褐色土の貼床を施し，他は地山を用いている。床全体は緩やかな起伏を示し軟かかった。

〈カマド・炉〉　カマド構築の掘り方においては芯材となる自然石を立てたと考えられるピットを2個確認したが，芯材となりうる自然石はカマド付近においては見当らなかった。袖部及び天井部の粘土は崩壊が著しく，確認できなかった。煙道部は燃焼部から約20度の角度をもち，長さ63cmを測り壁外へと立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉　住居跡床において，9個のピットを確認した。これらのピットの位置から判断して本住居跡の柱穴は確認できなかった。各々のピットの床面からの深さは第32図に示した。

〈付属施設〉　壁溝など，他の付属施設は確認されなかった。

〈埋土〉　10層に分層された。人為堆積である。

〈出土遺物〉　図化した土師器甕形土器破片（第33図1～3）と鉄製品（第33図4）が出土しているほか，少量の土師器破片が出土している。土師器口縁部は直立に，またはやや大きく外反するものが多く，ユビナデ，ヘラナデによって調整されている。4はピット1の底面から出土したもので，鎌と考えられ，現存長12cm，幅3.4cmを測る。

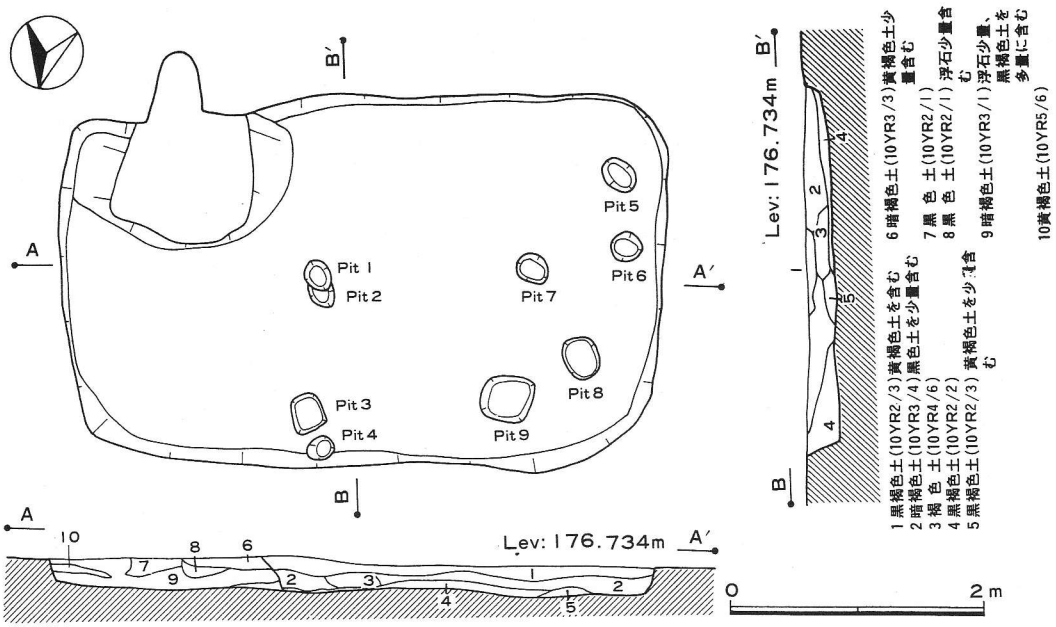

Pit の深度計測

Pit 1	30cm	Pit 6	17cm
2	33cm	7	9cm
3	11cm	8	9cm
4	33cm	9	13cm
5	17cm		

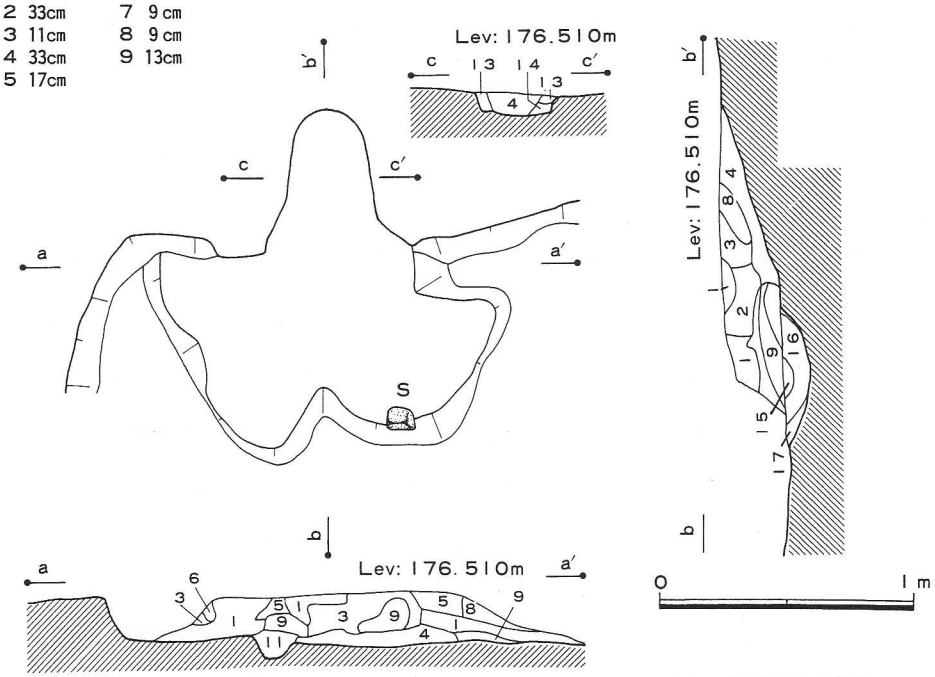

1 暗褐色土(10YR 3/3) 黄褐色土を少量含む
2 黒 色 土(10YR1.7/1)
3 黒褐色土(2.5YR 3/2) 粘質土
4 黒褐色土(10YR 2/3) 焼土を少量含む
5 黒褐色土(10YR 3/2) 黄褐色土を少量含む
6 黄褐色土(2.5Y 5/4) 浮石
7 褐 色 土(10YR 4/4)
8 黒 色 土(10YR 2/1) 粘土、灰、黄褐色土を含む
9 黒褐色土(2.5Y 3/2) 粘土
10黄褐色土(10YR 5/6) 明褐色土、焼土を含む
11黒褐色土(10YR 3/2) 焼土、炭化物を含む
12褐 色 土(7.5YR 4/3) 炭化物を含む
13黒褐色土(10YR 2/3) 灰を含む
14黒褐色土(10YR 2/2) 焼土を含む
15橙 色 土(7.5YR 6/8) 焼土
16明赤褐色土(5 YR 5/8) 焼土
17赤褐色土(5 YR 4/8) 焼土

第32図　第1号竪穴住居跡・カマド実測図

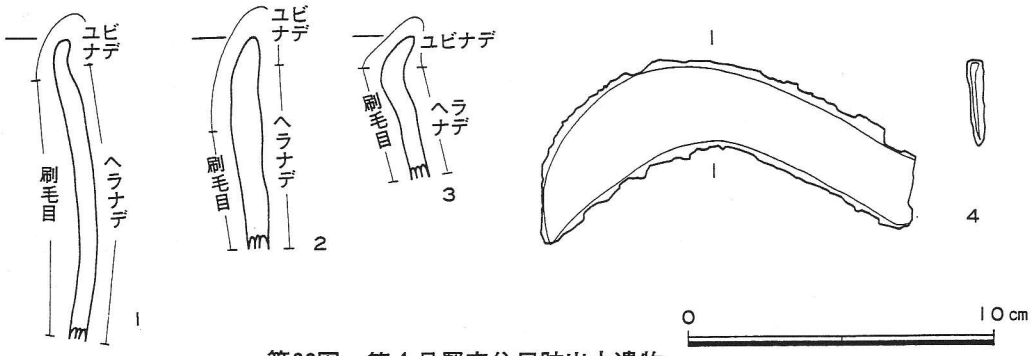

第33図　第１号竪穴住居跡出土遺物

〈備考〉　本住居跡は当初平面プラン確認時点において２棟からなるものとして調査を行なった。土層断面には明確ではないが，壁と考えられる立ち上がりが観察されるが，カマドの有無，ピット・柱穴の位置から判断して重複によるものとは考えられない。

第２号竪穴住居跡　（第34・35図，ＰＬ９）

〈遺構の位置と確認〉　Ｄ・Ｅ－４・５グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において，黒褐色土の落ち込みを確認した。本住居跡は土砂採取により削除を受け，以前より崖にその断面の一部が確認されていた。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。東壁 414 cm，西壁推定 400 cm，南壁 312 cm，北壁 280 cmを測る。占地面積は推定13.5㎡，主軸方向Ｎ－77°－Ｗを指す。

〈壁・床〉　壁高は地山面から東壁12cm，西壁15cm，南壁12～14cm，北壁24cmを測る。床は地山面を掘り下げ床として使用しており，若干の起伏を示し堅くしまっている。

〈カマド・炉〉　東壁北寄りに位置する。カマド本体は，芯材，架構材として長形の偏平な自然石を用い，さらに，これらににぶい黄褐色粘土又は黒褐色粘質土を貼り付けて構築されている。煙道部は壁とともに立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉　住居跡内から２個のピットを確認した。床面からの深さは第34図に示した。

〈付属施設〉　確認されなかった。

〈埋土〉　９層に分層された。

〈出土遺物〉　土師器甕形土器破片が少量出土しており，特にカマド内から比較的まとまって出土した。第35図１～４はいずれも口縁部破片で，ユビナデ，ヘラナデ，ハケメによって調整されている。

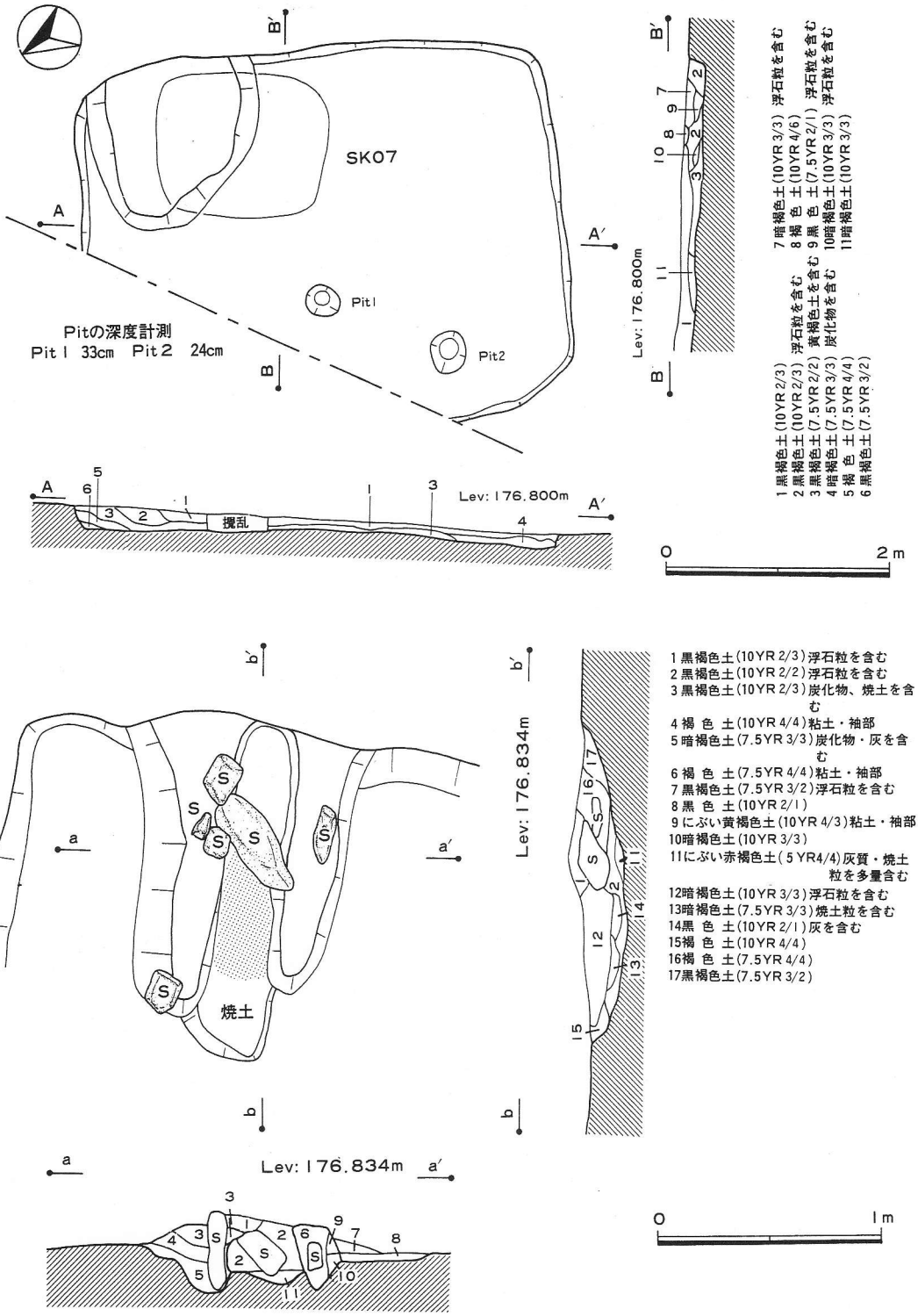

第34図　第2号竪穴住居跡・カマド実測図

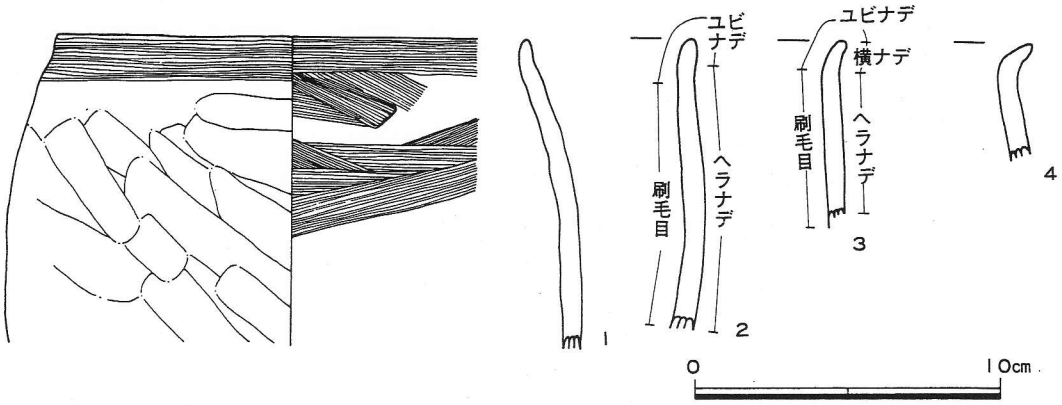

第35図　第２号竪穴住居跡出土遺物

〈備　考〉　本住居跡のカマドと重複して７号土壙が存在する。新旧関係は７号土壙→２号住居跡である。

第３号竪穴住居跡　（第36・37図，ＰＬ９）

〈遺構の位置と確認〉　台地の東側斜面にほぼ接したＢ・Ｃ・Ｄ－５・６グリッドに位置し，第Ⅲ層黒褐色土上面において，浮石粒を含む黒褐色土の落ち込みを確認した。なお調査の結果重複，及び拡張によるもので３棟からなり，新しい順にＡ・Ｂ・Ｃを付し観察項目に従って述べていく。

〈形態・規模〉　３－Ａ号住居跡　平面形は方形を呈する。壁長は東壁724 cm，西壁693 cm，南壁600 cm，北壁570 cmを測る。占地面積は41.8㎡，主軸方向はＮ－15°－Ｗを指す。３－Ｂ号住居跡　平面形は方形を呈する。南壁は３－Ａ号住居跡拡張の為存在しないが，推定を含めて東壁485 cm，西壁470 cm，南壁595 cm，北壁570 cmを測る。占地面積は推定28.0㎡前後である。３－Ｃ号住居跡　平面形は方形を呈する。壁長はいずれも推定であるが，東壁420 cm，西壁393 cm，南壁597 cm，北壁560 cmを測る。

〈壁・床〉　３－Ａ号住居跡　壁高は確認面より，東壁６～10cm，西壁10～13cm，南壁10cm，北壁６～12cmを測り，床面よりやや開きぎみで立ち上がる。床は緩やかな起伏を示し，３－Ａ号住居跡内には暗褐色土の貼床が施されていた。３－Ｂ号住居跡　南壁は３－Ａ号住居跡拡張時に削除されており，残存する壁は５cm前後と浅い。この他の壁は，東壁13～15cm，西壁10～15cm，北壁11～15cmを測る。床面は緩やかな起伏をもち，堅くしまっている。３－Ｃ号住居跡　壁は，東壁及び西壁に部分的にではあるが見られ，重複・拡張が行なわれていることから，壁高は，はっきりとしない。また床面においても同様である。

〈カマド・炉〉　３－Ａ号住居跡　住居跡南壁東側の壁よりやや離れて床面に構築される。カ

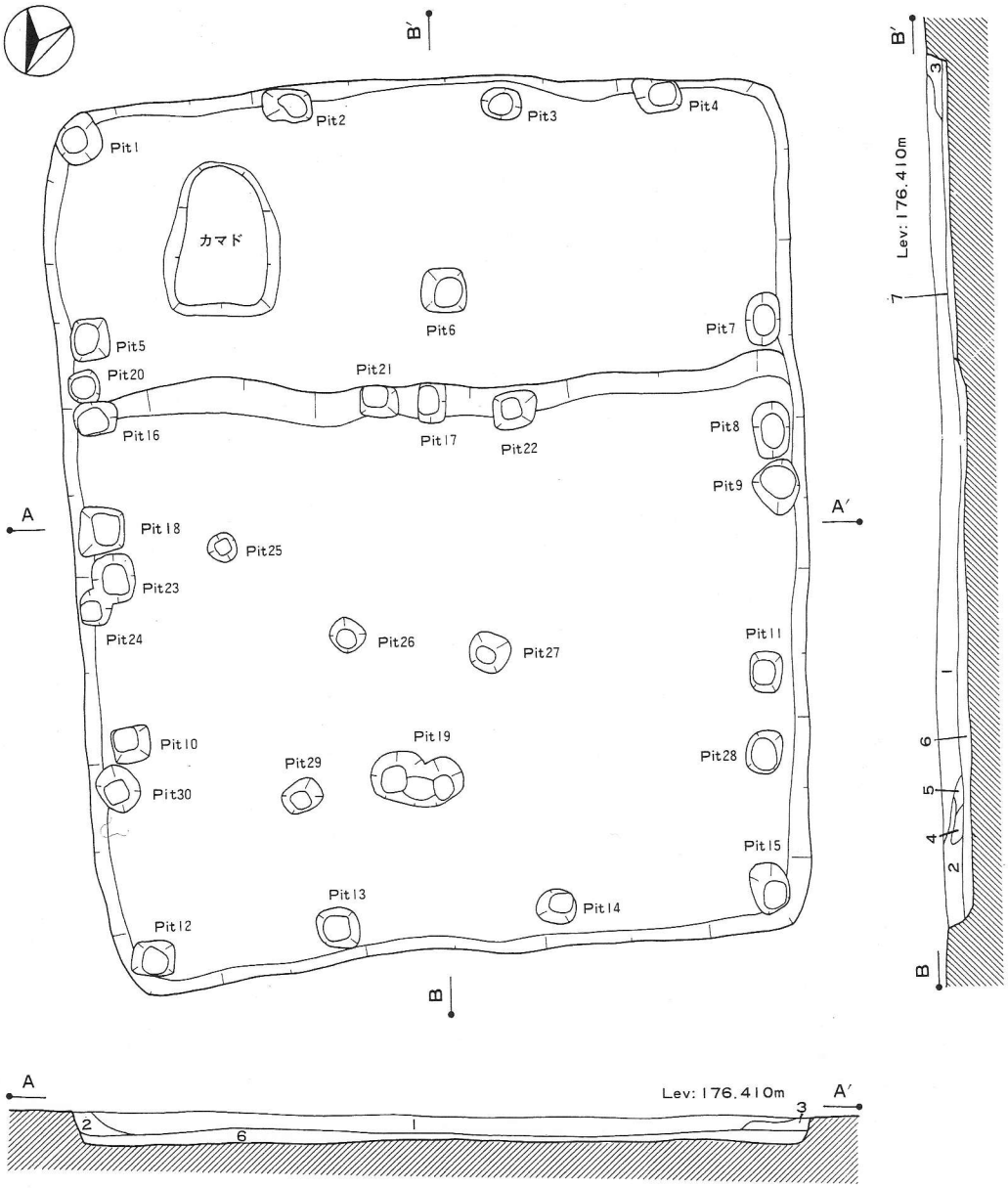

Pit の深度計測

Pit1	53.5cm	Pit11	45.0cm	Pit21	67.0cm
2	27.0cm	12	51.0cm	22	35.0cm
3	45.0cm	13	39.0cm	23	35.0cm
4	44.0cm	14	30.0cm	24	50.0cm
5	35.2cm	15	54.0cm	25	14.0cm
6	59.0cm	16	30.0cm	26	51.0cm
7	28.0cm	17	48.0cm	27	30.0cm
8	50.0cm	18	34.0cm	28	29.0cm
9	36.0cm	19	40.0cm	29	55.0cm
10	34.0cm	20	21.0cm	30	48.0cm

1 黒褐色土(10YR2/3) 浮石粒を少量含む
2 黒褐色土(10YR3/2) 浮石粒・炭化物を含む
3 暗褐色土(10YR3/3) 黄褐色土を含む
4 黒 色 土(10YR2/1)
5 黒褐色土(10YR2/2)
6 暗褐色土(10YR3/4) 貼床
7 暗褐色土(10YR3/4) 黄褐色土を含む

第36図　第3号竪穴住居跡実測図

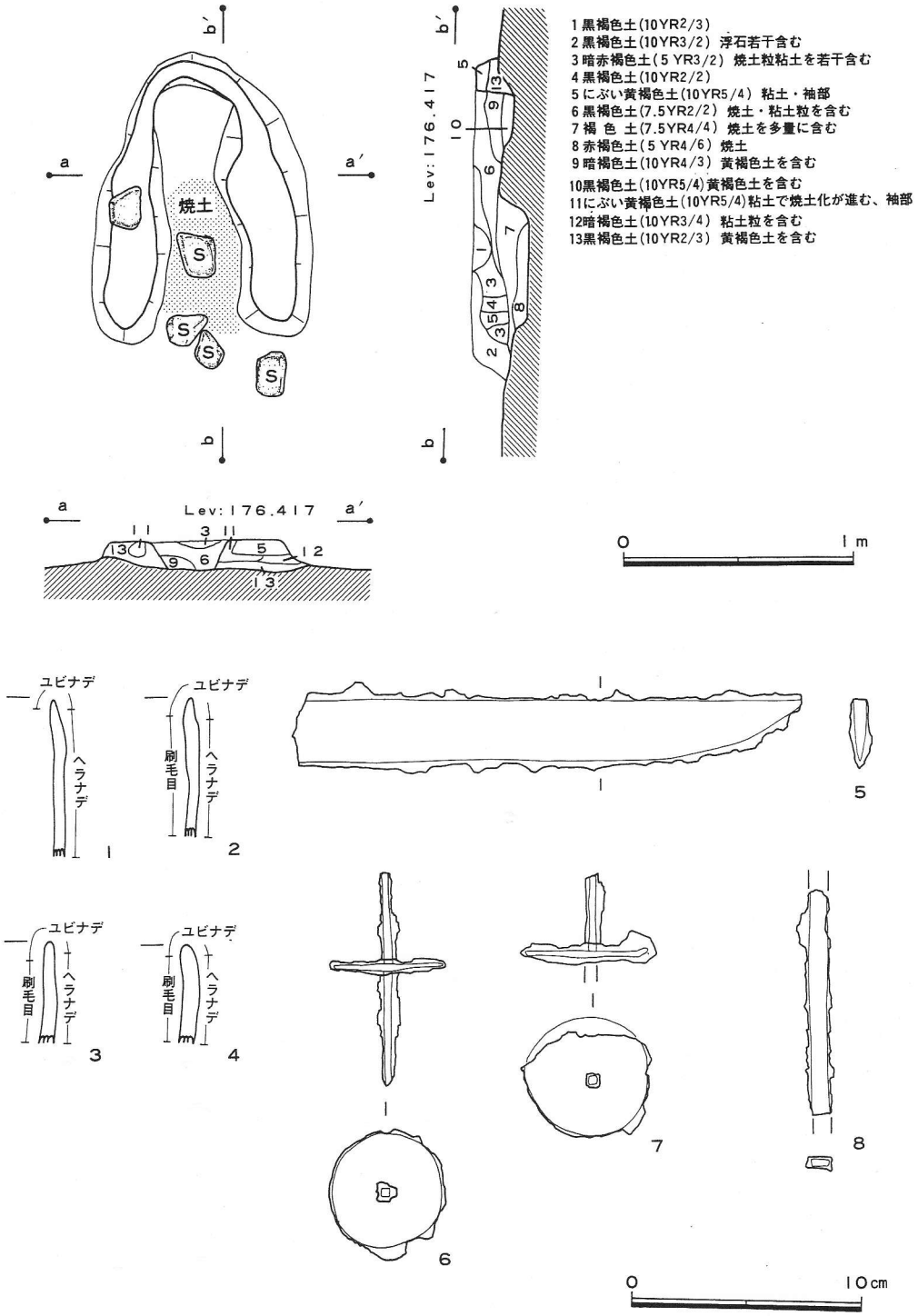

第37図　第３号竪穴住居跡カマド・出土遺物実測図

マド本体は，部分的に自然石を芯材として使用し，粘土及び粘質土を貼り付け，または重ね合せて「U」字状に構築したものである。なお本住居跡のカマドには，煙道部は構築されていなかった。

〈柱穴・ピット〉　各住居跡の床・壁沿いに30個のピットを確認した。各住居跡の柱穴の組み合せは次のように考えられる。　3－A号住居跡　各壁の壁に沿って等間隔に4つのピットを穿つものPit 1～5，7～15。　3－B号住居跡　各壁の壁に沿ってほぼ等間隔に4つのピットを穿つものPit 12～16，18，21，22。　3－C号住居跡　各壁の壁に沿って等間隔に3つのピットを穿つものと考えられるが，南東・南西壁隅のPit は確認できなかった。Pit 6，19，24，28，30。

〈付属施設〉　確認されなかった。

〈埋土〉　7層に分層された。1～5層は3－A号住居跡の埋土，6層は貼床である。

〈出土遺物〉　出土遺物は，殆どが第3－A号住跡からのもので，その量は少ない。土師器甕形土器（第37図1～4），鉄製品（第37図5～8）の代表的なものを図化した。土師器破片はカマド付近よりややまとまった量で出土した。鉄製品5は小刃，6・7は紡錘車で住居跡東側床直上から出土した。

〈備考〉　本住居跡は，このほかに5号・10号土壙と重複している。新旧関係は，第3－C号住居跡→第3－B号住居跡→（第5号土壙）→第3－A号住居跡である。

第4号竪穴住居跡　（第38・39図，ＰＬ９）

〈遺構の位置と確認〉　C－7・8，D－8グリッド第Ⅴ層黄褐色土地山上面において，浮石粒の混入する黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。壁長は，東壁推定325㎝，西壁262㎝，南壁推定380㎝，北壁304㎝を測る。占地面積は9.95㎡，主軸方向はN－17°－Wを指す。

〈壁・床〉　壁高は地山面から東壁17.1cm，西壁19～26cm，南壁20～26.5cm，北壁20cmを測り床面よりやや急角度で立ち上がる。床面は平坦で堅くしまる。

〈カマド・炉〉　住居跡中央よりやや東寄り，壁より離れて存在する。30cm～40cm大の偏平な自然石を用い「A」字状に配列したもので縄文時代の石組炉的様相を示すものである。カマドの石組は，焚口部と燃焼部に長めの自然石を埋め込み区画している。カマド石組には粘土などは貼り付けられておらず，自然石自体が強力な火力により赤変していたり，スス状炭火物が付着しており，確認した状態のまま使用されていたものと考えられる。

〈柱穴・ピット〉　床面において2個のピットを検出した。床面からの深さは第38図に示した。

〈付属施設〉　南壁東寄りと東壁に連続して，幅16～20cm，深さ4～7㎝の壁溝が確認された。

〈埋土〉　５層に分層された。１・２層においては浮石粒の混入が見られる。

〈出土遺物〉　土師器・鉄製品が出土した。第39図１は住居跡南東壁際床面より，３はカマド内より出土した。４は穂摘み具と考えられるもので，片端には目釘穴が存在し，目釘によって木製の柄に着装されたものであろう。

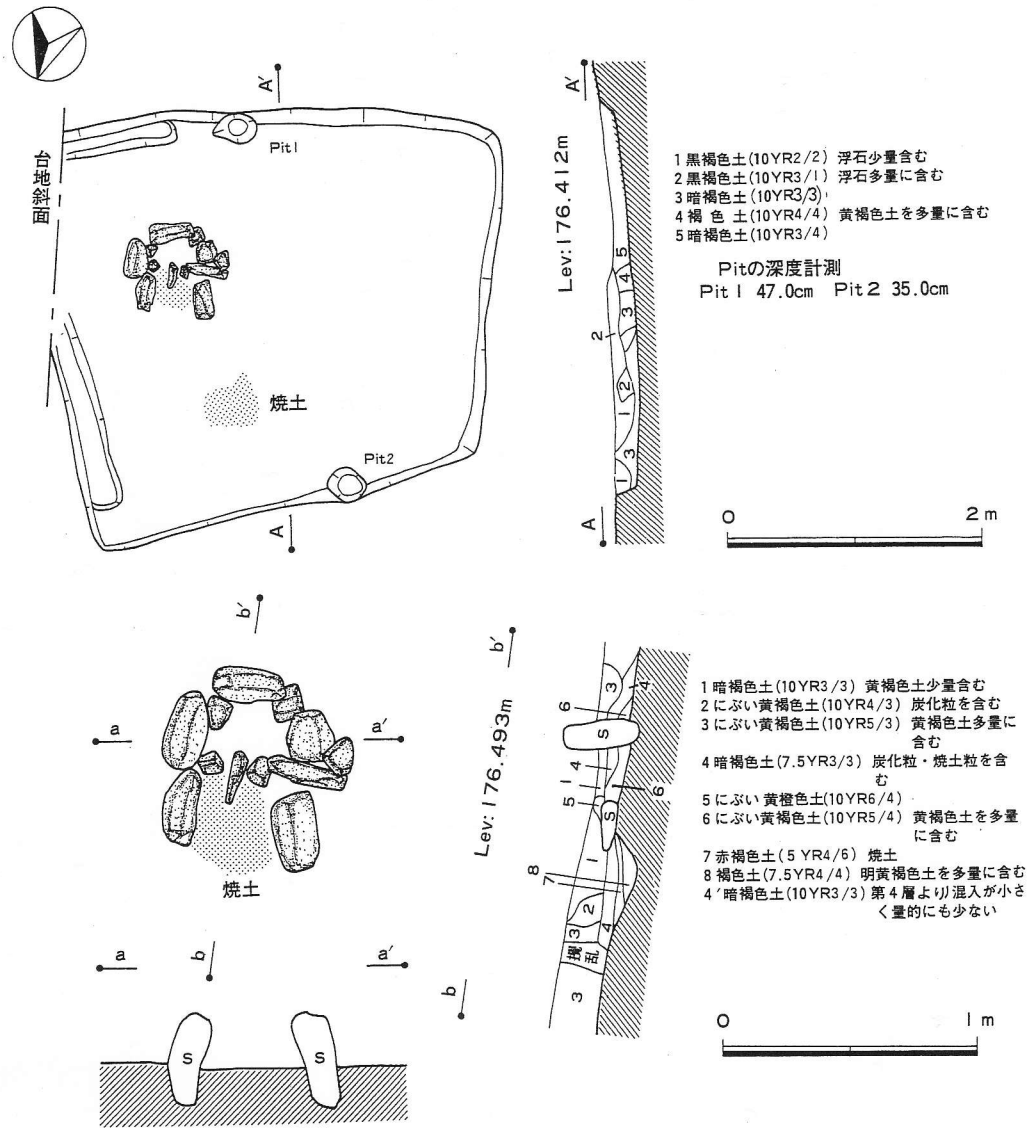

第38図　第４号竪穴住居跡・カマド実測図

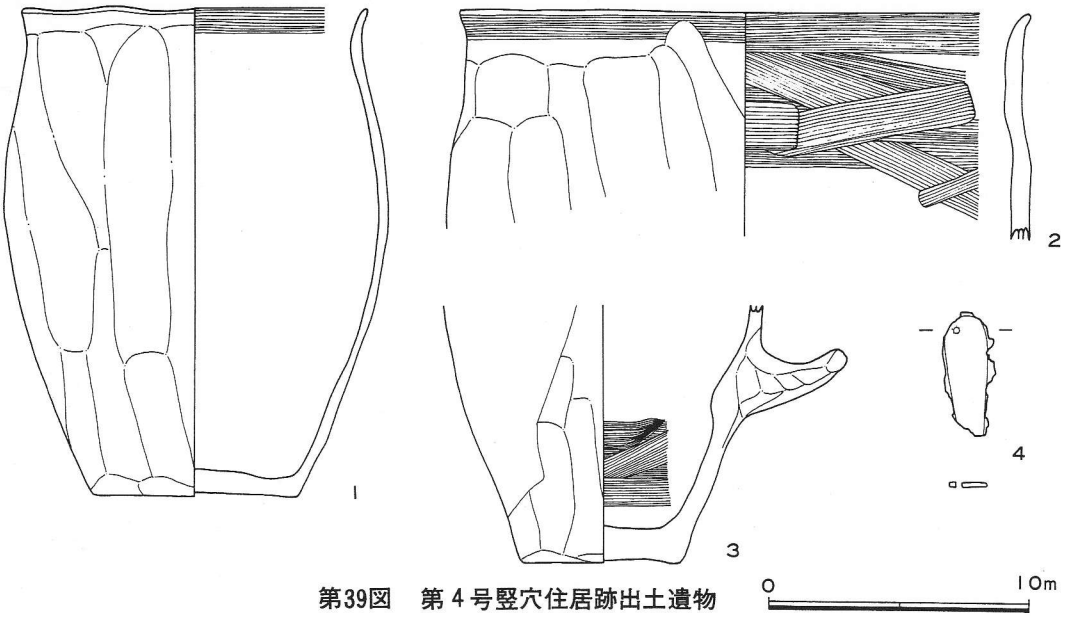

第39図　第４号竪穴住居跡出土遺物

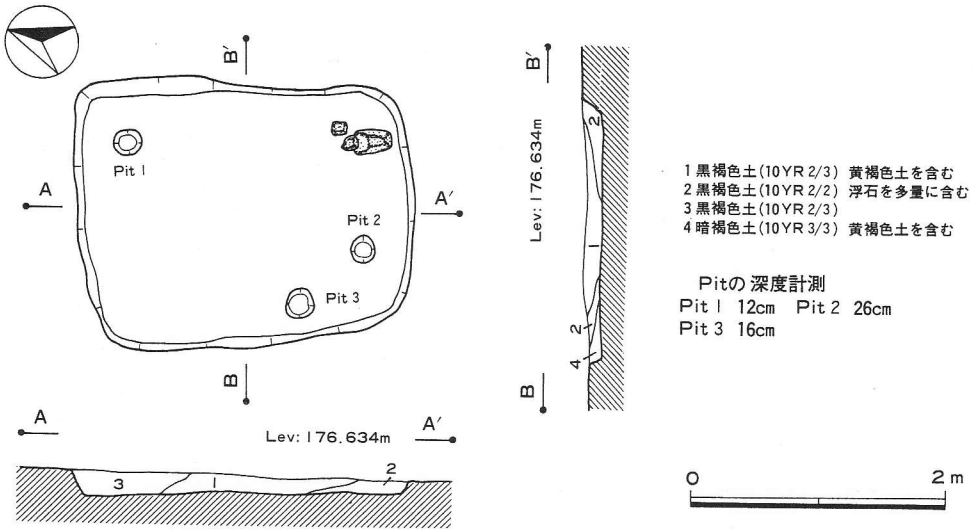

第40図　第５号竪穴住居跡実測図

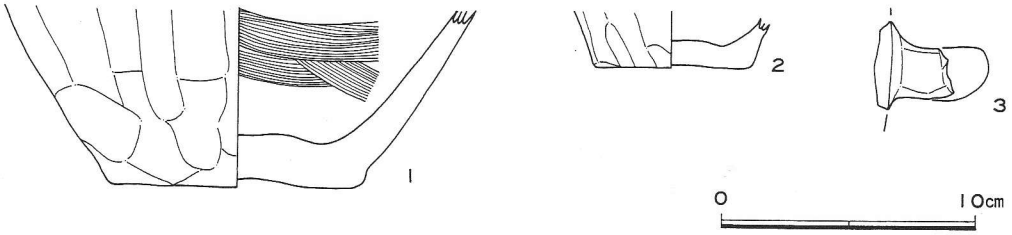

第41図　第５号竪穴住居跡出土遺物

第５号竪穴住居跡　（第40・41図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ｃ・Ｄ－７・８グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において，地山土を

含む黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。壁長は東壁260cm，西壁248cm，南壁192cm，北壁212cmを測る。占地面積は4.64㎡，主軸方向はN－23°－Wを指す。

〈壁・床〉　壁高は地山上面から東壁7cm，西壁12～26cm，南壁5～10cm，北壁17cmを測り，床面からの立ち上がりは急角度である。床面は平担で堅くしまる。

〈カマド・炉〉　住居跡南壁東寄りに数個の自然石の集まりと，コブシ大の灰白色粘土を確認したが，その下部付近にカマド施設として判断できる焼土などを確認できなかった。

〈柱穴・ピット〉　床面に3個のピットを確認した。床面からの深さは第40図に示した。

〈付属施設〉　確認されなかった。

〈埋土〉　4層に分層され，多くの浮石粒を混入する層も存在する。

〈出土遺物〉　埋土中より土師器甕形土器破片十数点出土した。第41図3は把手部破片である。

〈備考〉　カマドなどの生活施設を持たないことから性格上竪穴遺構とするべきであろう。

第6号竪穴住居跡　（第42・43図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ｂ－3・4グリッド第Ⅳ層暗褐色土上面において，浮石を含む暗褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈する。壁長は東壁推定342cm，西壁326cm，南壁320cm，北壁推定320cmを測る。占地面積は9.14㎡，主軸方向はN－120°－Eを指す。

〈壁・床〉　台地北側の縁に構築される為，北壁は確認できなかったが壁高は東壁35.5cm，西壁54cm，南壁34cmを測り，地山面よりほぼ垂直に掘り込まれる。床は北側にゆるやかな傾斜を示すが，堅くしまる。

〈カマド・炉〉　西壁の北寄りに位置し，著しく崩壊されている。燃焼部・煙道部に存在する焼土を確認しただけである。煙道部は壁とともに立ち上がる。住居跡中央に焼土範囲（40×90cm）が確認された。

〈柱穴・ピット〉　住居跡隅よりやや離れて3個のピットが確認された。位置からみて柱穴と考えられる。床面からの深さは第42図に示した。

〈付属施設〉　住居跡南隅に深さ23cmの掘り込み部分がある。

〈埋土〉　4層に分層された。

〈出土遺物〉　埋土中より土師器破片十数点が出土したほか，ピット1付近の床直上から数点出土した。

〈備考〉　南壁において9号土壙と重複する。新旧関係は9号土壙→第6号竪穴住居跡である。

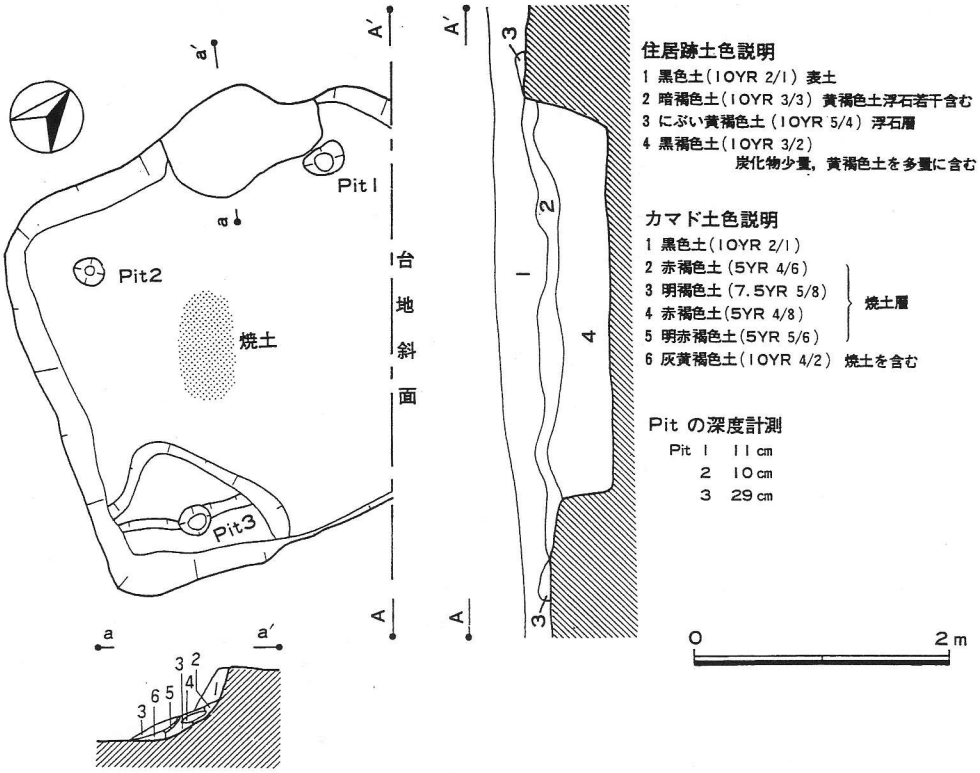

第42図　第６号竪穴住居跡・カマド実測図

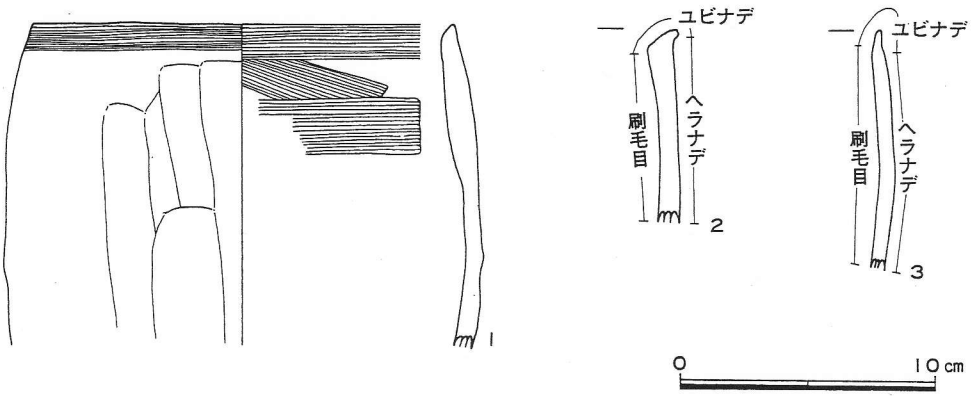

第43図　第６号竪穴住居跡出土遺物

第７号竪穴住居跡　（第44～46図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ａ－２・３，Ｂ－２・３，Ｃ－２・３・４グリッド黄褐色土地山上面において，にぶい黄褐色土が多量に混入する黒褐色土の落ち込みを確認した。本住居は土砂採取により削除を受け以前より崖にその断面が確認されていたのである。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈するものと思われる。確認された壁は東・北壁のみで他は土砂採取の為破壊されているが東壁740㎝，北壁762㎝を測る。推定面積は56㎡で，主軸方向はN－23°－Eを指す。

〈壁・床〉　西・南壁は土砂採取の為破壊されているが，確認された壁の高さは，東壁32㎝，北壁で43㎝である。床は平坦で軟弱である。また床東側には貼床が施されてあった。

〈カマド・炉〉　南壁東寄りに位置するカマド構築前の掘り方において，芯材となる自然石を立てたと考えられるピットと，カマド埋土から自然石を3個検出したが，芯材かどうかは判断できたかった。また袖部の粘土等は観察不足の為，調査中に削除してしまった。煙道部は長さ

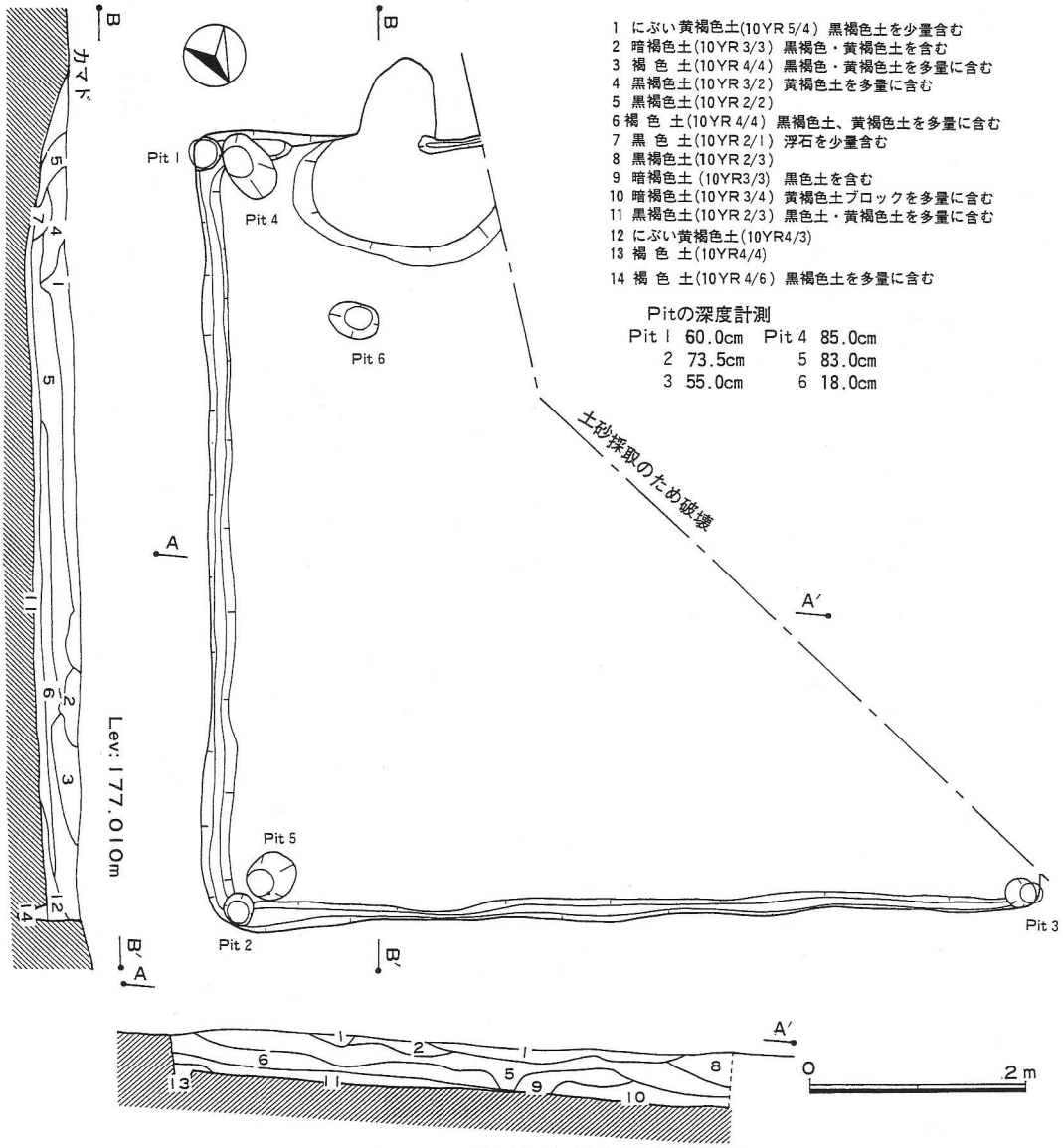

第44図　第7号竪穴住居跡実測図

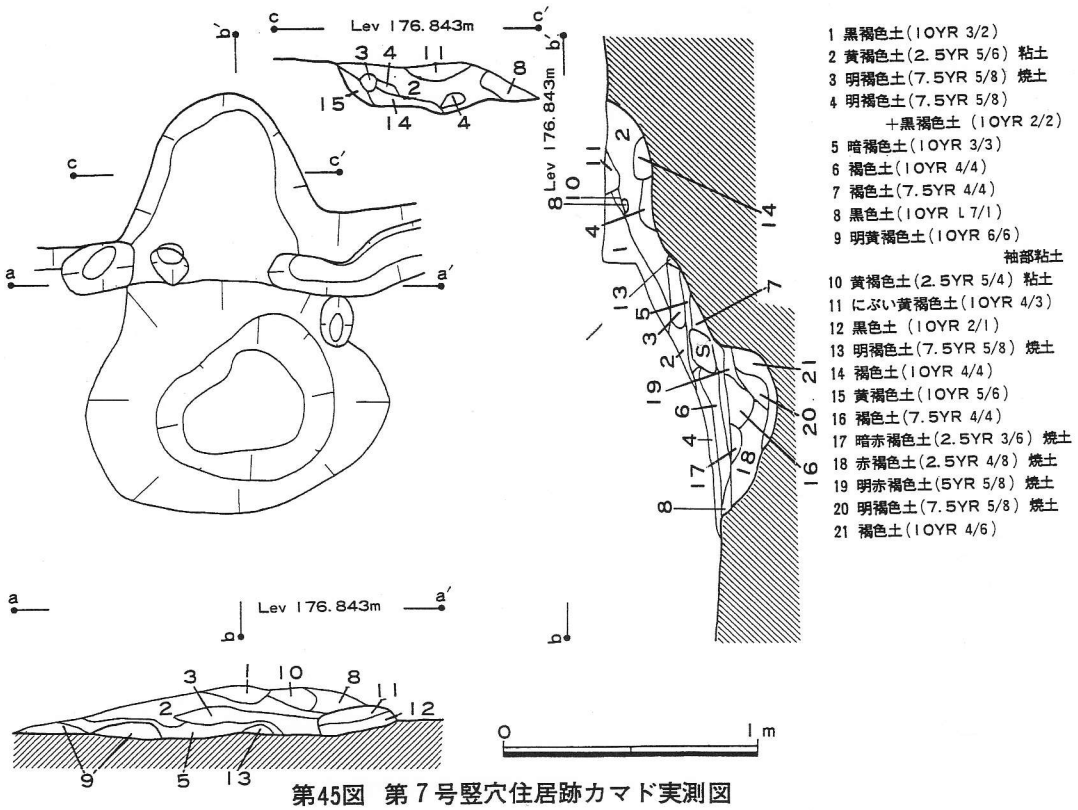

第45図　第7号竪穴住居跡カマド実測図

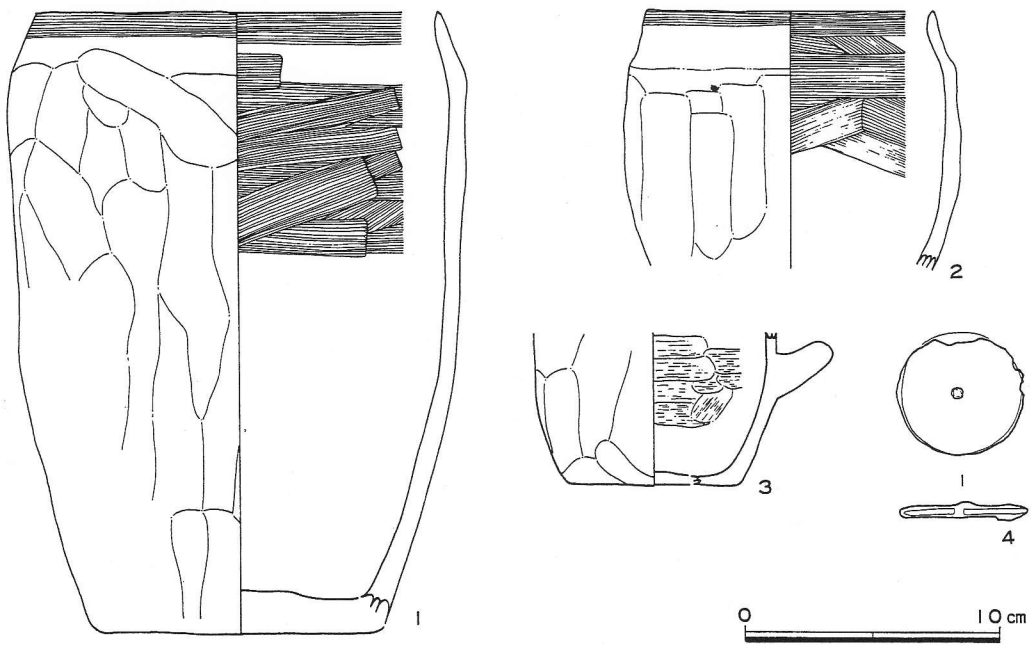

第46図　第7号竪穴住居跡出土遺物

75cmを測り，燃焼部から緩やかな角度で壁外へと立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉　住居跡隅から１～２個のピットを確認した。ピットの位置から判断して，Ｐ１～３の一時期とＰ４・５の一時期の計２時期，または建て替えが行なわれている。しかしＰ１～３とＰ４・５に相対するピットは確認されなかった。各々のピットの床面からの深さは第44図に示した。

〈付属施設〉　幅８～20cm，深さ12～16cmで，東・北壁に沿って壁溝が確認された。

〈埋土〉　14層に分層された。埋土中には地山土と同様の土砂が多量に含まれており，人為による堆積であろう。

〈出土遺物〉　住居跡より縄文土器，土師器，鉄製品が出土している。縄文土器破片は埋土，または貼床内より出土している。土師器は埋土及びカマド内より出土しているが図化（第46図１～３）できたのは，すべてカマド内出土のものである。鉄製品もカマド内からの出土で，紡錘車である。またカマド内より塼（第60図１）の破片が出土している。

〈備考〉　本住居跡は，土砂採取の為，住居跡南東隅から北西隅にかけての西半分が破壊されている。本遺跡中最も大きい住居跡である。

第８号竪穴住居跡　（第47・48図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ｄ・Ｅ－７・８グリッド第Ｖ層黄褐色土地山面で，平面形が方形を呈する。白色浮石粒を含んだ暗褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を示す。壁長は，東壁282 cm，西壁314 cm，南壁398 cm，北壁342 cmを測る。占地面積は11.56㎡，主軸方向はＮ－16°－Ｅである。

〈壁・床〉　壁高は地山面からの測定で，東壁19～36cm，西壁22.5cm，南壁24.0cm，北壁24cmを測る。床面は平坦で堅くしまるが，わずかに東側に傾いている。これは第10号住居跡埋土（または貼床か？）が踏みかためられたことによるものと考えられる。

〈カマド・炉〉　南壁南西寄りに位置する。カマドは偏平な自然石，また塼を芯材・架構材として用い，黄褐色粘土，黒褐色粘質土を被覆して構築されている。煙道部は幅50cm，長さ35cmの「U」字状に掘り下げており，燃焼部から急な角度で立ち上がる。また焚口部は平坦で，その前部には径100 cm，深さ３～４cmほどの灰掻き出し部と考えられるピットが確認され，ピット中には焼土粒，炭化物が多く堆積されていた。

〈柱穴・ピット〉　床面においてＰ１～３を確認した。柱穴は北東・北西隅に確認されたＰ１・２と考えられるが，これに相対する柱穴は確認できなかった。柱穴・ピットの各々の床面からの深さは第47図に示した。

〈付属施設〉　カマドが構築された壁の一ヶ所を除き，各壁に沿い幅10～25cm，深さ２～５cm

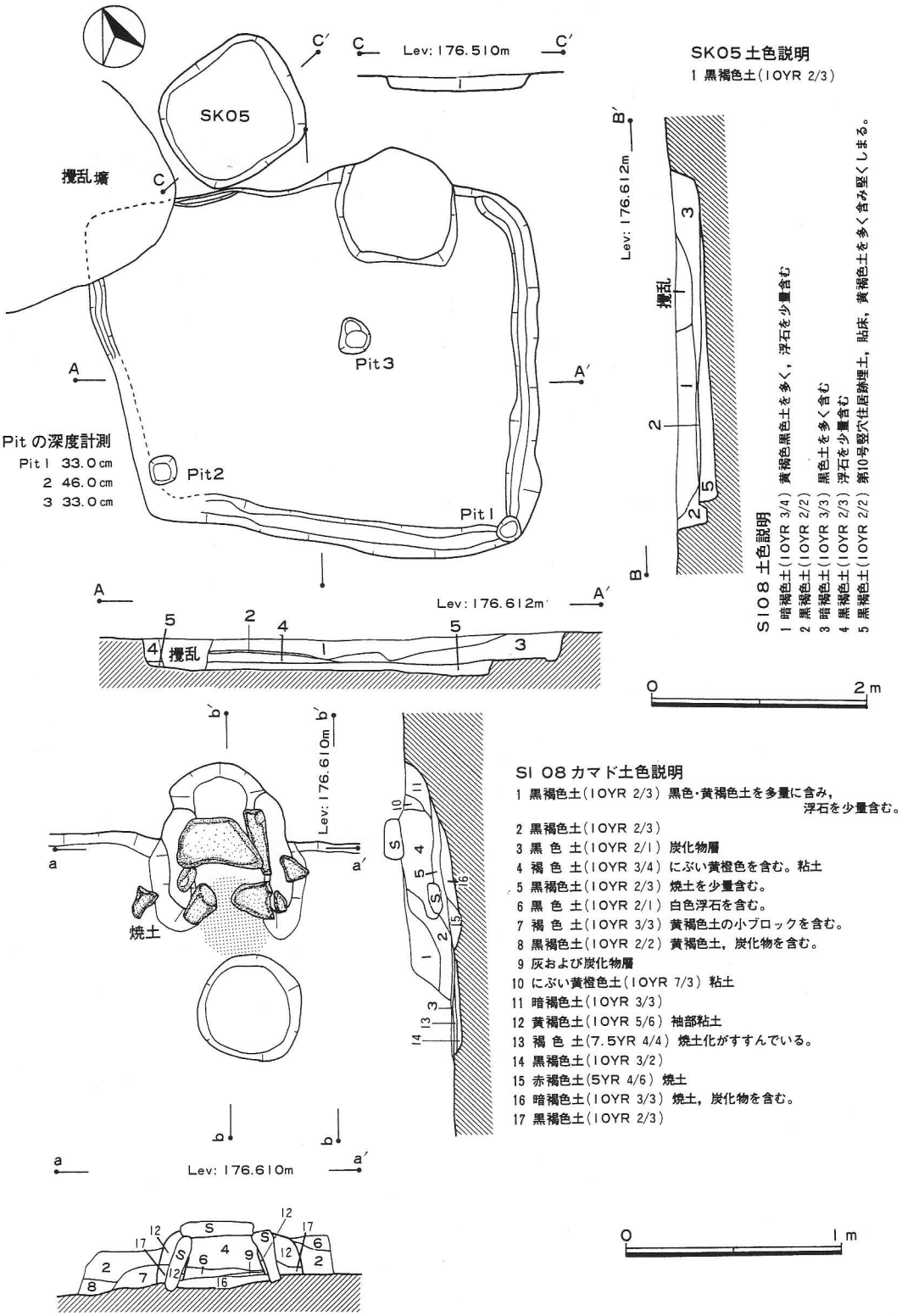

第47図　第8号竪穴住居跡・カマド・第5号土壙実測図

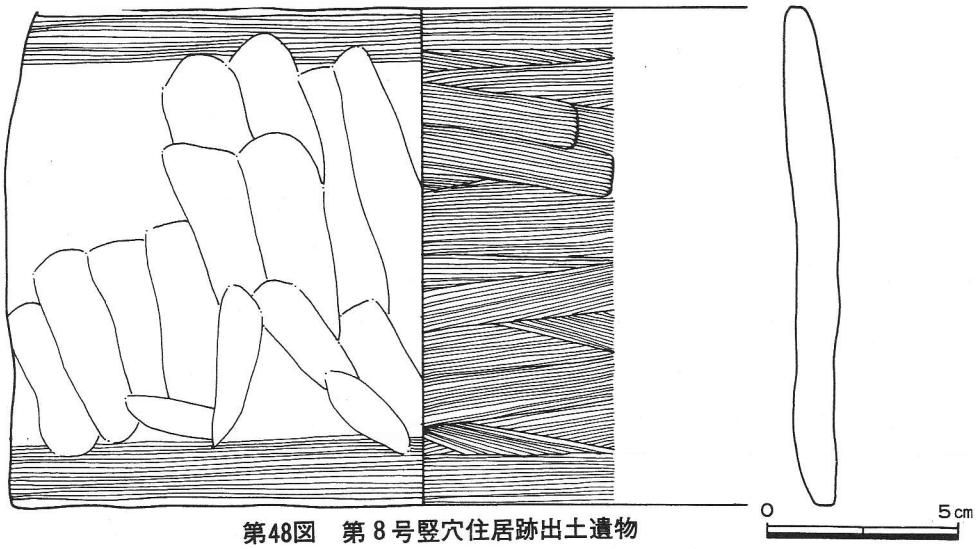

第48図　第８号竪穴住居跡出土遺物

の壁溝が確認されたが，攪乱，または掘りすぎにより確認できないカ所もある。

〈埋土〉　４層に分層され，１・４層中には白色浮石粒子が混入していた。人為堆積である。

〈出土遺物〉　カマド内より円筒型の土製支脚（第48図）の破片が出土した。出土遺物はすべて土師器甕形土器の破片で，その殆んどがカマド内からの出土である。またカマド袖部の芯材として使用された塼（第60図２）が出土している。

〈備考〉　本住居は，第10号住居跡と重複する。新旧関係は第10号住居跡→第８号住居跡である。

第９図竪穴住居跡　（第49・50図　ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　発掘調査予定区外に存在するもので，Ｅ・Ｆ－６・７グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において，浮石を含む暗褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈する。壁長は東壁342㎝，西壁342㎝，南壁426㎝，北壁404㎝を測る。占地面積は13.7㎡，主軸方向はＮ－10°－Ｅを指す。

〈壁・床〉　壁は地山面よりほぼ垂直に掘り下げられ，壁高は東壁17～24㎝，西壁22～28㎝，南壁22㎝，北壁22㎝を測る。床面はカマドに向け緩やかに傾斜し堅くしまる。

〈カマド・炉〉　南壁の東寄りに位置する。崩壊が著しく，右側袖部粘土の一部と，燃焼部焼土を確認しただけである。

〈柱穴・ピット〉　南・北壁に沿って，相対するピットを８個確認した。床面からの深さは第49図に示した。

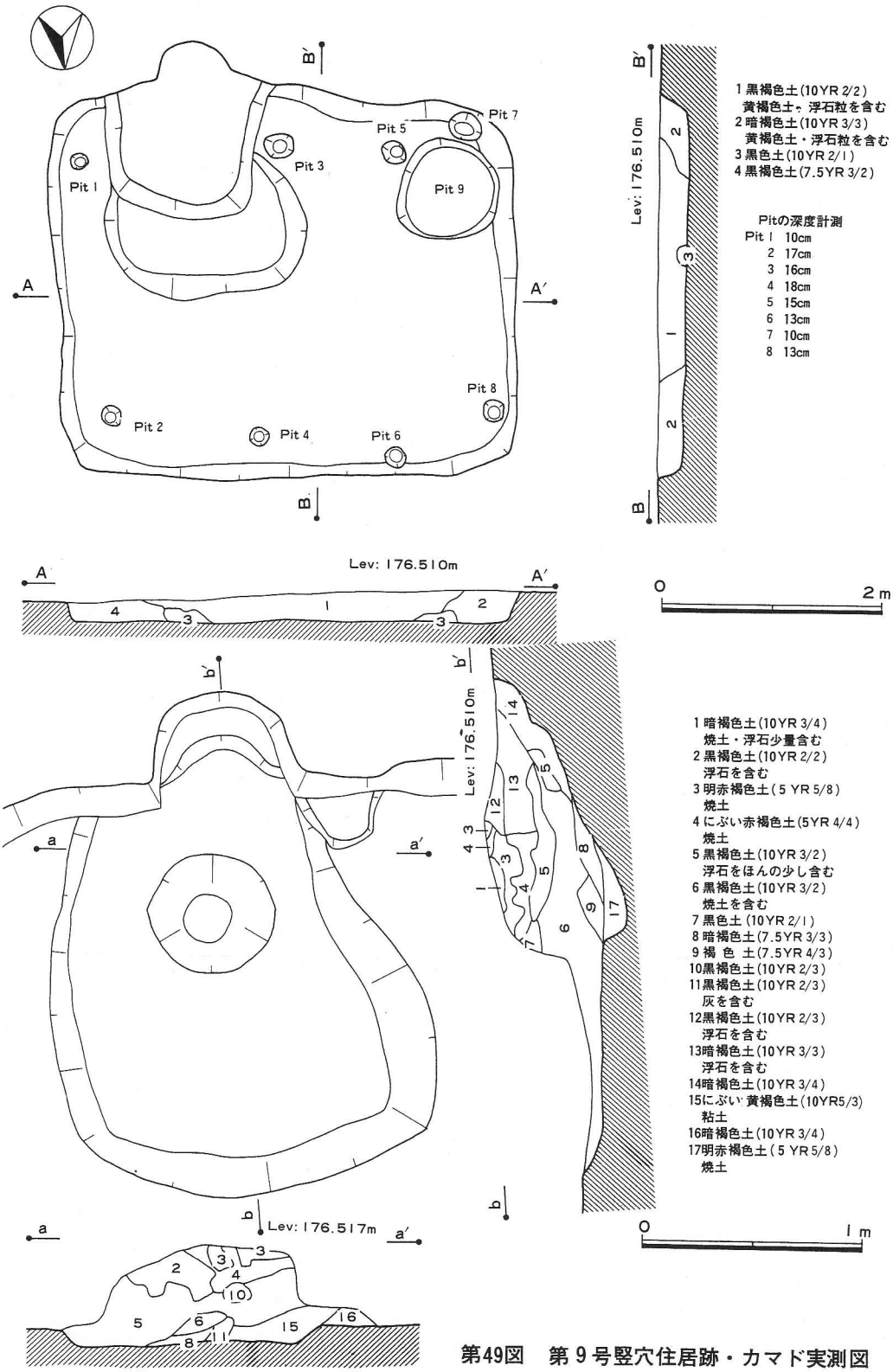

第49図　第９号竪穴住居跡・カマド実測図

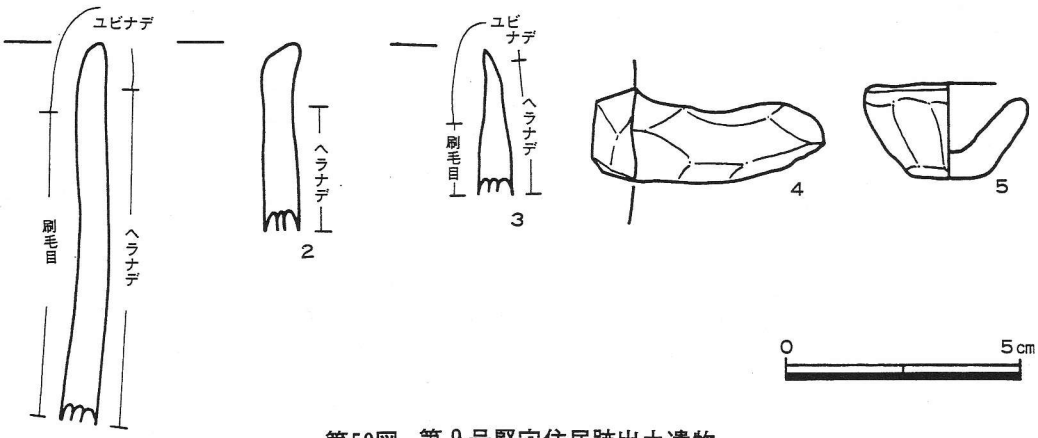

第50図　第９号竪穴住居跡出土遺物

〈付属施設〉　住居跡南西隅に，径90cm，深さ10cmの暗褐色土の落ち込みを確認した。

〈埋土〉　４層に分層された。

〈出土遺物〉　埋土中より，土師器甕形土器のほか，把手付土器，手捏ね土器が出土した。

〈備考〉　本住居跡カマド煙道部が，第11号住居跡の北壁を切って構築されていた。新旧関係は第11号住居跡→第９号住居跡である。

第10号竪穴住居跡（第51図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ｄ・Ｅ－７・８グリッドに存在する第８号竪穴住居の床面調査時に，本住居の西側壁の掘り込み部分を確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈する。壁長は東壁260 cm，西壁304 cm，南壁306 cm，北壁300 cmを測る。占地面積は9.02㎡，主軸方向はＮ－８°－Ｅを指す。

〈壁・床〉　住居跡南東隅は，後世の攪乱により破壊されて存在しない。壁高は第８号竪穴住居，または地山面からの測定で，東壁32.5cm，西壁13.4cm，南壁26.5cm，北壁９.1 cmを測る。床面は住居跡西側は平坦であるが他は若干の起伏がある。全体的に堅くしまる。

〈カマド・炉〉　南壁の中央より西寄りに位置する。黄褐色粘土，黒褐色粘質土を用い袖部を構築している。煙道部は幅60cm，長さ50cmの「Ｕ」字状に掘り込まれたもので，燃焼部から壁外へ緩やかに立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉　床面において３個のピットを確認した。しかしピットの位置から判断して柱穴となりうるものは存在しなかった。床面からの深さは第51図に示した。

〈付属施設〉　西壁に沿い幅10～20cm，深さ４～５cmの壁溝が確認された。住居跡構築当初は住居跡内を一巡していたものであろう。

〈埋土〉　本住居跡が廃棄されたのち第８号竪穴住居が構築された為，本住居跡の埋土は１層

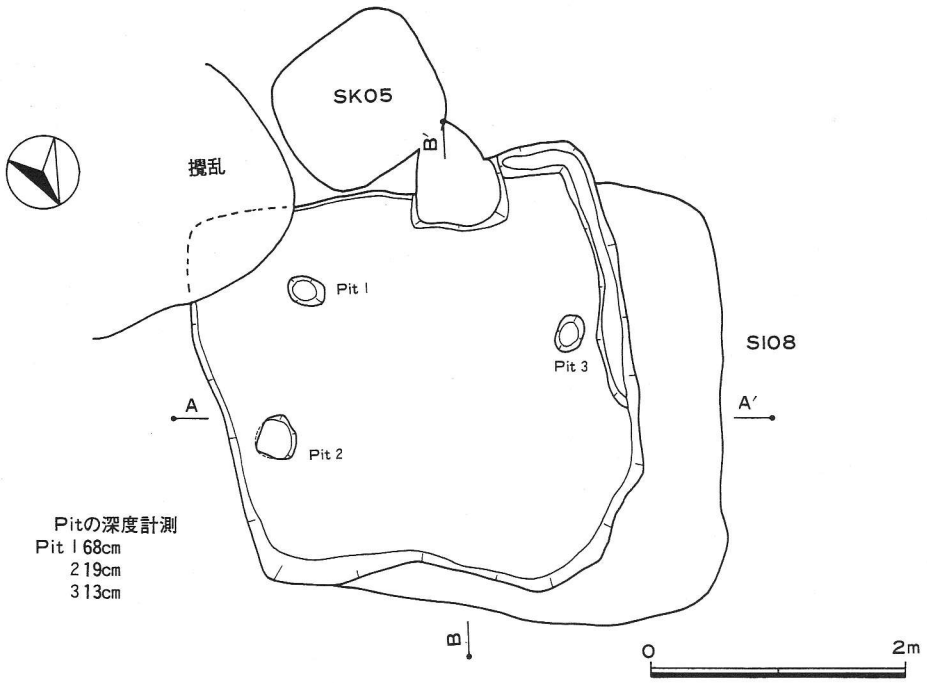

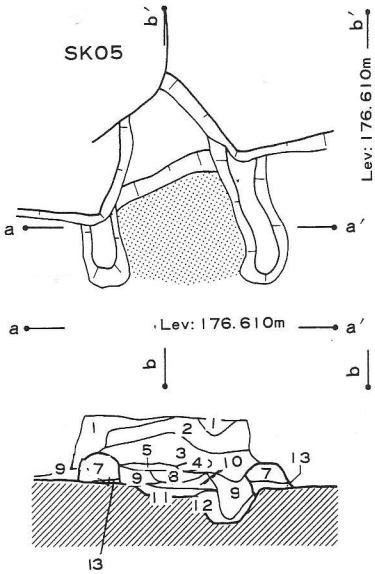

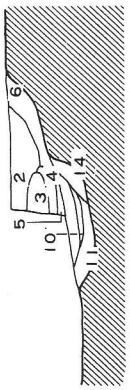

※SI10の土層断面図
および土色説明は第
47図を参照のこと

1 黒褐色土(10YR2/3)
炭化物・黄褐色土を含む
2 明褐色土(10YR 6/6)
カマド天井部？
3 黒褐色土(10YR 2/3)
黄褐色土を含む
4 褐色土(10YR 4/6)粘土
5 褐灰色土(10YR4/1)灰層
6 黒褐色土(10YR 2/2)
炭化物・焼土を含む
7 黄褐色土(10YR 5/6)
袖部粘土
8 明赤褐色土(5 YR 5/6)
焼土
9 暗褐色土(10YR 3/4)
焼土を含む
10にぶい黄褐色土(10YR 5/3)
焼土を含む
11明褐色土(7.5YR 5/8) 焼土
12明褐色土(7.5YR 5/6)
焼土化がすすむ
13黒褐色土(10YR 2/2)
14黄褐色土(10YR 5/6)
わずかに赤変する

0 1m

第51図　第10号竪穴住居跡・カマド実測図

のみである。人為堆積であろう。

〈出土遺物〉　本住居跡からは出土しなかった。

〈備考〉　本住居は第８号住居跡と第５号土壙と重複，または切り合っている。新旧関係は，本住居跡→第８号竪穴住居跡・第５号土壙である。

第11号竪穴住居跡　（第52・53・54図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ｅ・Ｆ－６・７・８グリッドの第Ｖ層地山上面において白色浮石を含んだ黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈するものと考えられる。住居跡南半分は道路工事の為，壁が完全に存在する所は北壁のみである。壁長は北壁で562㎝を測る。主軸方向はＮ－88°－Ｗである。

〈壁・床〉　壁は地山面からほぼ垂直に掘り下げられ，壁高は確認された部分については，東壁58.0㎝，西壁57.0㎝，北壁63.0㎝を測る。床面は平坦で堅くしまる。またカマド南側には明黄褐色粘土の貼床が施されていた。

〈カマド・炉〉　東壁北寄りに位置する。カマド本体は芯材として，コブシ大の自然石，土師器破片を使用して構築される。袖部は黒色土，黒褐色の粘質土，またはこれらの土砂に白色浮石，明黄褐色粘土を混ぜ，重ね合せてつくり出している。煙道部は燃焼部から緩やかに立ち上がり，長さ123㎝を測る。また燃焼部から煙道部にかけての壁は強力な火熱により赤変化が著しい。袖部に存在するS_1は人手によって整形されたもので，同様なものは第８号竪穴住居においても出土している。

〈柱穴・ピット〉　床面から２個のピットを確認した。いずれのピットも深く，また位置からみて柱穴となるものであろう。床面からの深さは第52図に示した。

〈付属施設〉　北壁・西壁に沿って幅16～22㎝，深さ３～11㎝の壁溝が確認された。

〈出土遺物〉　埋土・カマドから土師器が出土したが，その多くはカマド内からのものである。カマド袖部の芯材として用いられた把手付小型甕形土器（第54図２）・カマド周辺からフイゴ羽口，塼の破片２点（第60図２～４）が出土した。

〈備考〉　本住居跡は，第９号住居跡カマド煙道部とわずかであるが重複している。新旧関係は第11号住居跡→第９号住居跡である。

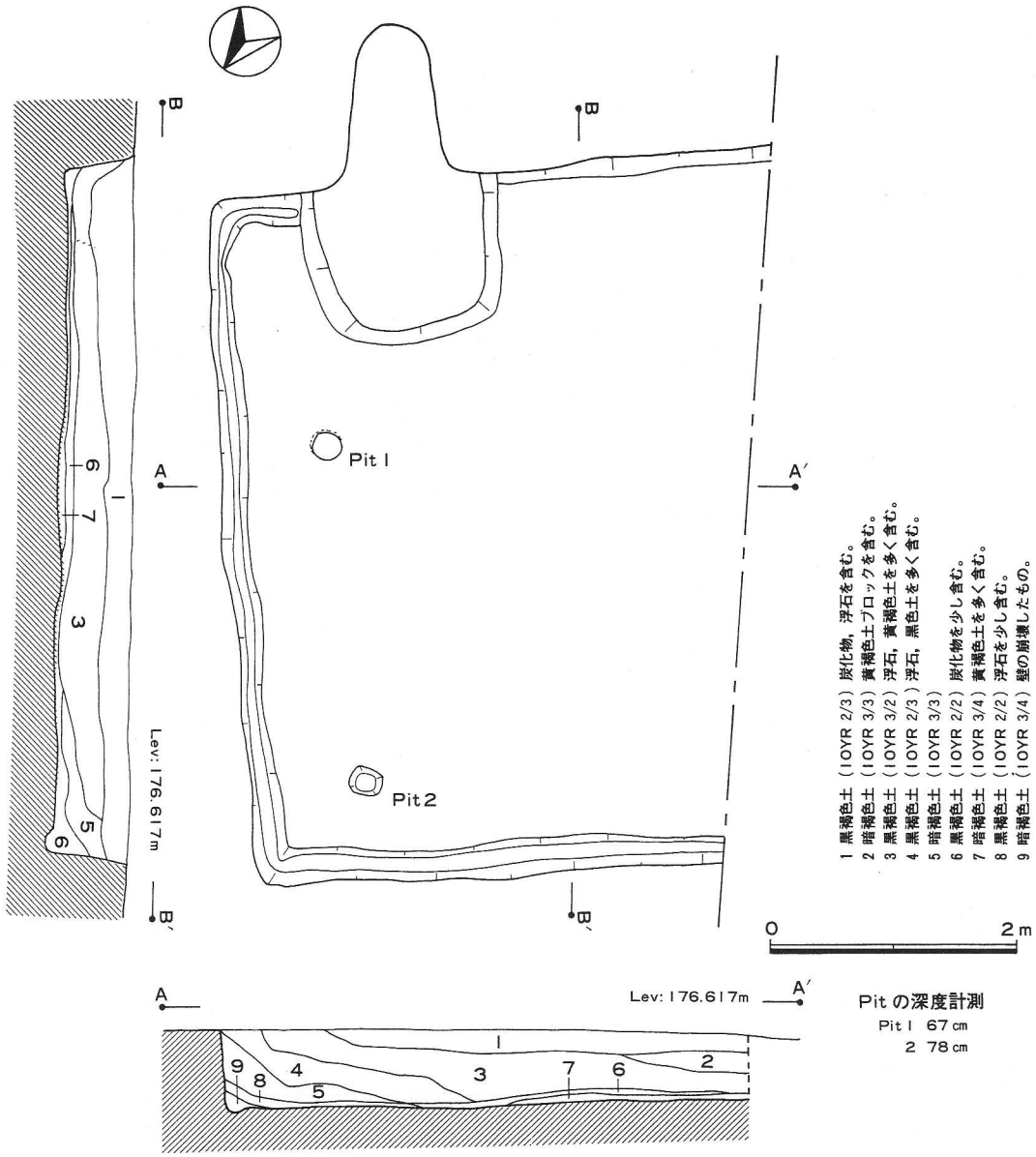

第52図　第11号竪穴住居跡実測図

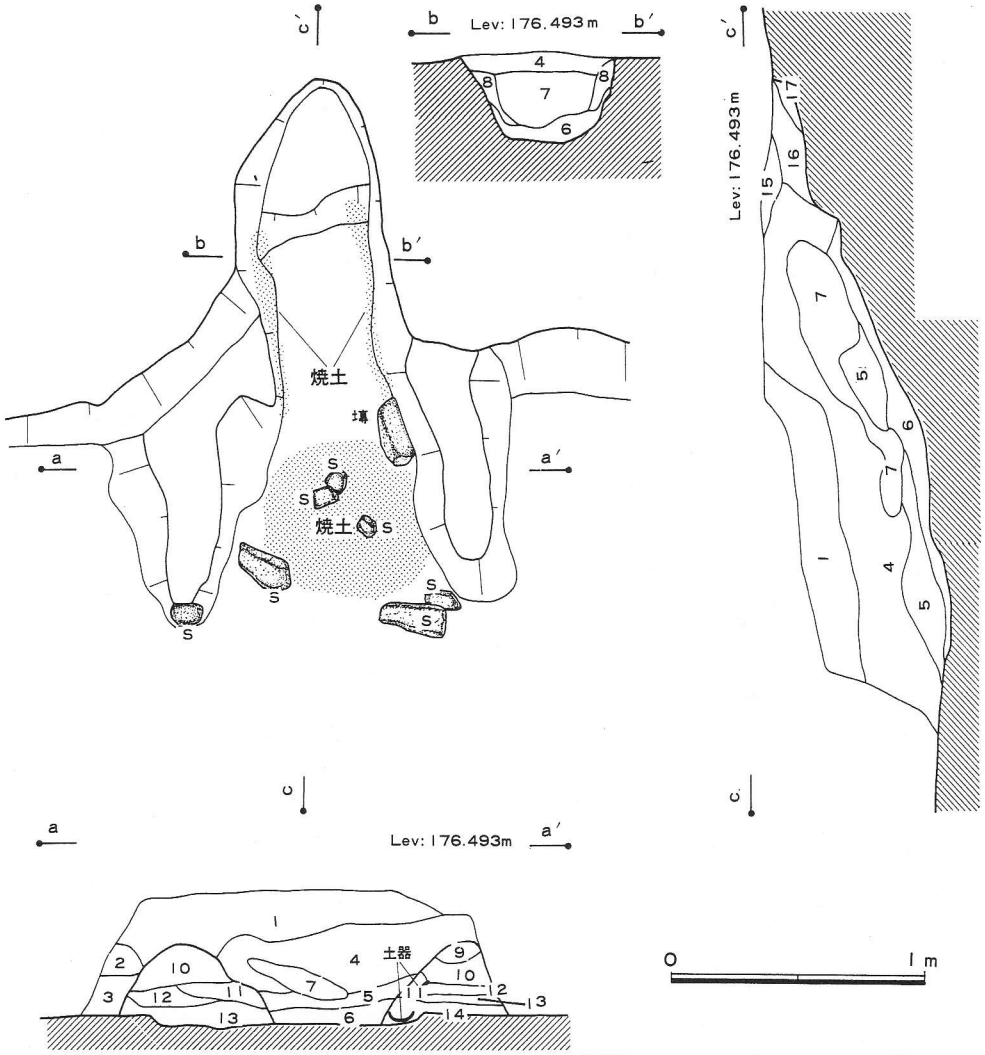

1 黒褐土(10YR 2/3) 浮石・黒色土を少量含む
2 黒褐色土(10YR 2/2) 粘質土
3 黒褐色土(10YR 2/2) 浮石・暗褐色土を多く含む
4 暗褐色土(10YR 3/4) 黄褐色土を多く、浮石を少量含む
5 黒色土(10YR 2/1) 粘質土
6 黒褐色土(10YR 3/1) わずかに灰を含む
7 明黄褐色土(10YR 6/8) 天井部粘土
8 極暗褐色土(7.5YR 2/3) 焼土
9 黒褐色土(10YR 2/3)
10 黒褐色土(10YR 3/2) 浮石を多く含む
11 暗褐色土(10YR 3/4) 粘質土
12 黒褐色土(10YR 2/3) 焼土・粘土を含む
13 黒 色 土(10YR 2/1) 炭化物を含む
14 黒褐色土(10YR 2/2) 粘質土
15 褐 色 土(10YR 4/6)
16 黒褐色土(10YR 2/3)
17 黒褐色土(10YR 3/2)

第53図　第11号竪穴住居跡カマド実測図

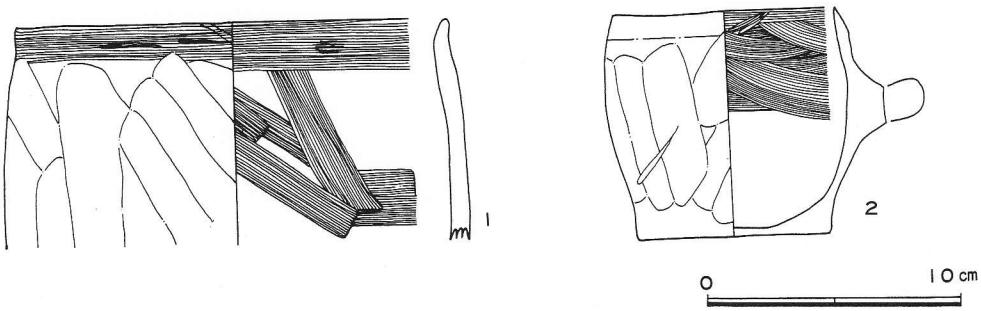

第54図　第11号竪穴住居跡出土遺物

イ．土　壙

第１号土壙　（第55図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ｅ－５グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において，白色浮石粒を含む黒褐色土の落ち込みを確認した。また本土壙と第３・４号土壙は東西方向に配置されていた。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。長軸は南北方向で162 cm，短軸145 cm，面積は1.75㎡である。

〈壁・床〉　壁高は地山面から東壁28cm，西壁31cm，南壁30cm，北壁32cmを測り底面よりほぼ垂直に立ち上がる。底面は平坦で軟かかった。

〈埋土〉　６層に分層された。自然堆積と考えられる。

〈出土遺物〉　埋土中より土師器甕形土器破片２点が出土した。

〈備考〉　底面南西隅に小範囲であるが炭化物を確認した。

第２号土壙

〈遺構の位置と確認〉　Ｅ－６グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において確認した。その後掘り下げ調査した結果，後世の攪乱であることが判明した。

第３号土壙　（第55図，ＰＬ10）

〈遺構の位置と確認〉　Ｅ－５グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において，暗褐色の落ち込みを確認した。本土壙は第１号土壙と第４号土壙の中央に位置する。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。長軸は東西方向で98cm，短軸74cmを測る。面積は0.54㎡である。

〈壁・床〉　壁高は地山面から，各壁とも12～15cmを測り，底面からわずかにひらいて立ち上がる。底面は平坦で軟かい。

〈埋土〉　２層に分層された。自然堆積である。

〈出土遺物〉　出土しなかった。

第４号土壙　（第55図）

〈遺構の位置と確認〉　Ｅ－５グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において，白色浮石粒を含んだ黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。長軸は東西方向にわずかに長く144 cm，短軸142 cmを測る。面積は1.70㎡である。

〈壁・床〉　壁高は西壁がわずかに他壁より浅く16cm，他壁は19～21cmを測る。底面は緩やか

な起伏を示し軟かかった。

〈埋土〉　２層に分層された。

〈出土遺物〉　埋土中より土師器甕形土器破片を１点出土した。

第５号土壙　（第47図）

〈遺構の位置と確認〉　Ｅ－７・８，Ｆ－７・８グリッド第Ｖ層黄褐色土地山上面において黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。長軸は東西方向で131㎝，短軸128㎝を測る。面積は1.02㎡である。

〈壁・床〉　壁高は西壁がやや深く18㎝を測るが，他壁は15～16㎝を測る。壁は底面よりやや開くように立ち上がる。底面は平坦で軟かい。

〈埋土〉　単１層の堆積である。埋土中に多くの地山粒を含み，人為による埋め戻しが行なわれたものであろう。

〈出土遺物〉　西壁より土師器甕形土器破片が出土した。

〈備考〉　本土壙は，第10号住居跡のカマド煙道部を切って構築されている。また第10号住居跡は第８号住居跡とも重複しており，３遺遺の新旧関係は第10号住居跡→第８号住居跡・第３号土壙である。

第６号土壙　（第55図，ＰＬ11）

〈遺構の位置と確認〉　Ｂ－４・５グリッド第Ⅳ層暗褐色土上面において黒色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は楕円形を呈す。長軸は東西方向を指し150㎝，短軸130㎝を測る。面積は6.88㎡である。

〈壁・床〉　壁高は各壁とも一様でなく，西・北壁は60～61㎝，東・南壁で64～67㎝を測り第Ⅳ層上面よりほぼ垂直に掘り下げられている。底面は緩やかな起伏を示し軟かかった。

〈埋土〉　６層に分層された。人為による埋め戻しである。

〈出土遺物〉　埋土中より土師器甕形土器破片が５点出土した。

〈備考〉　確認面から35㎝の深さの所，および底面において炭化物・粒の小さな範囲を確認した。

第７号土壙　（第55図，ＰＬ11）

〈遺構の位置と確認〉　Ｄ・Ｅ－３・４グリッド，第２号住居跡カマドの下で確認した。

〈形態・規模〉　平面形は方形を呈す。長軸は南北方向を指し150㎝，短軸133㎝を測る。面積は1.72㎡である。

〈壁・床〉　壁高は確認面からの深さは一様で，40～42㎝を測り，底面からややひらくように立ち上がる。底面は緩やかな鍋底状を示し軟かい。

〈埋土〉　10層に分層された。埋土上部は焼土が黒褐色土を挟みながら堆積している。

〈出土遺物〉　出土しなかった。

〈備考〉　本土壙は第２号住居跡と重複しており，新旧関係は第７号土壙 → 第２号住居跡である。

第８号土壙　（第55図，ＰＬ11）

〈遺構の位置と確認〉　Ｃ・Ｄ－５・６グリッド，第３－Ｂ号住居跡床面において白色浮石粒の混入する黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は略円形を呈す。長軸は東西方向にやや長く146㎝，短軸140㎝を測る。面積は1.22㎡である。

〈壁・床〉　壁高は57～65㎝を測り，北壁が他の壁よりもやや浅い。また底面からの立ち上がりは東壁がやや大きくひらくのに対して他はほぼ垂直に立ち上がる。

〈埋土〉　６層に分層された。

〈出土遺物〉　埋土中より土師器甕形土器破片５点を出土した。

〈備考〉　本土壙は第３－Ａ～Ｃ号住居跡と重複しているが新旧関係は確認できなかった。

第９号土壙　（第55図）

〈遺構の位置と確認〉　Ｃ－４グリッド第Ⅳ層暗褐色土上面において黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は楕円形を呈すものと考えられる。規模および面積は測定できなかった。

〈壁・床〉　残存する壁・底面から観察した結果，壁高は10～11㎝を測る。底面は平坦で軟かかった。

〈埋土〉　単１層である。

〈出土遺物〉　埋土中より土師器甕形土器破片３点を出土した。

〈備考〉　底面中央において炭化物・粒の小さな範囲が確認された。また本土壙は第６号竪穴住居跡によって切られている。

第10号土壙　（第55図）

〈遺構の位置と確認〉　C－6グリッド，第3－B・C号竪穴住居跡南壁に接して，第3－C号竪穴住居跡の床面上において白色浮石粒を含んだ黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形はやや辺のふくらむ長方形を呈する。長軸は東西方向を指し219㎝，短軸150㎝を測る。面積は2.47㎡である。

〈壁・床〉　壁高は23㎝～38㎝と大きな差がある。これは南壁が地山上面から，または第3－C号住居跡の壁と接している為であり，地山上面からの計測値である為である。底面は緩やかな起伏を示し軟かい。

〈埋土〉　単1層である。

〈出土遺物〉　出土しなかった。

〈備考〉　本土壙は第3－C号住居跡と重複しているが，新旧関係をつかむことができなかった。

ウ．堀

第1号堀跡　（第56図，PL11）

〈遺構の位置と確認〉　C・D－9・10グリッド第Ⅴ層黄褐色地山上面において調査区を2分する黒褐色土の帯状の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉　平面形は帯状を呈すものと考えられる。溝の幅は530㎝～730㎝，最大深328㎝を測る。

〈壁・床〉　壁の断面形は「Y」字状を呈す。底面は幅50㎝ほどで狭く，やわらかかった。

〈埋土〉　21層に分層された。人為堆積である。

〈出土遺物〉　土師器甕形土器破片2点，縄文土器破片1点を出土した。

〈備考〉　本遺構は確認した所が狭い為，その全容を明らかにすることができなかったが遺跡の存在する台地を2分するように北東方向から南西に向け構築されているものと考えられる。

（藤井安正）

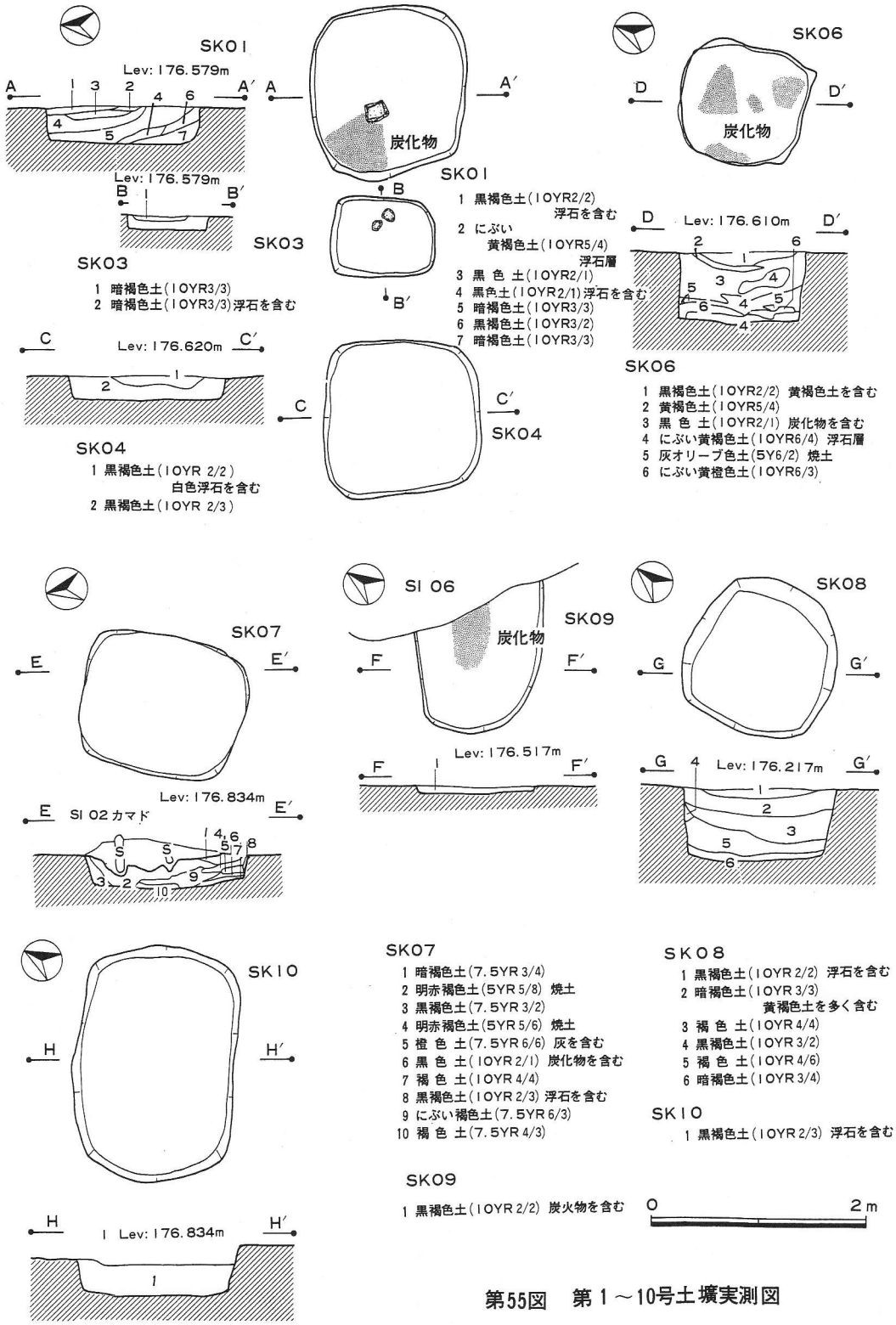

第55図　第1～10号土壙実測図

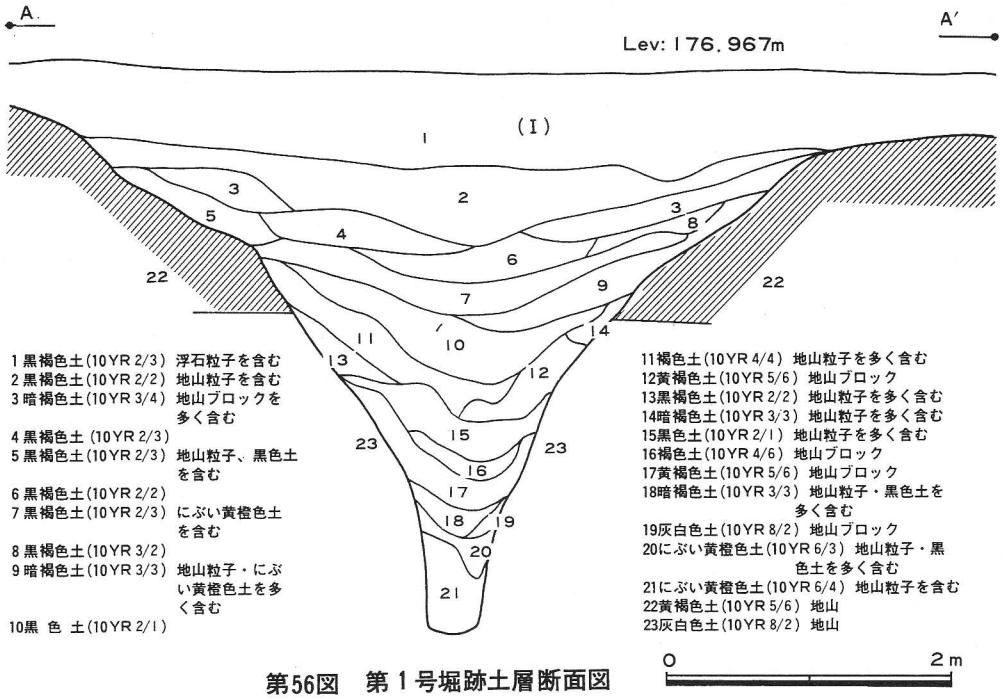

第56図　第1号堀跡土層断面図

9．考　察

a　縄文時代

ア．縄文土器　（第57・58図）

本遺跡より出土した縄文土器は，すべて破片で表土，または歴史時代の住居跡埋土中より出土した。ここでは遺構内・外出土の土器を一括し，施文方法によって分類した。

第1類（第57図1・2）　幅の狭い隆起帯によって口縁部文様帯と胴部無文帯とに区画する。口縁部文様帯は幅が3cm前後と狭く撚糸文を口縁と平行・斜位に施文したもので，隆起帯には刺突文が施される。

第2類（第57図3）　胴部破片で縦位の撚糸文が施文される。

第3類（第57図4～10）　口縁部口端は肥厚し，撚糸の圧痕，刻目の施されたもので，このほか膨隆する口縁部に太い凹線文を施すものもある。胴部文様は2～3条の沈線により胸骨文ないし孤状文が施文されるものである。

第4類（第57図11）　斜縄文施文後，3条からなる平行沈線文が縦位に施されるものである。

第5類（第57図12）　口縁に平行に巡る2条の隆沈線文の沈線間に連続刺穴文を施し更に沈線による渦巻文が施文される。器形はキャリパー又は内傾するものであろう。

第6類（第57図13・14）　直立する口縁部に隆帯を貼り付けたものである。

第7類（第58図1～7）　口縁部及び，胴部破片である。1～3は同一個体で，原体の違う縄文を施文している。4～6はＲＬ縄文を，7はＬＲ縄文が施文される。

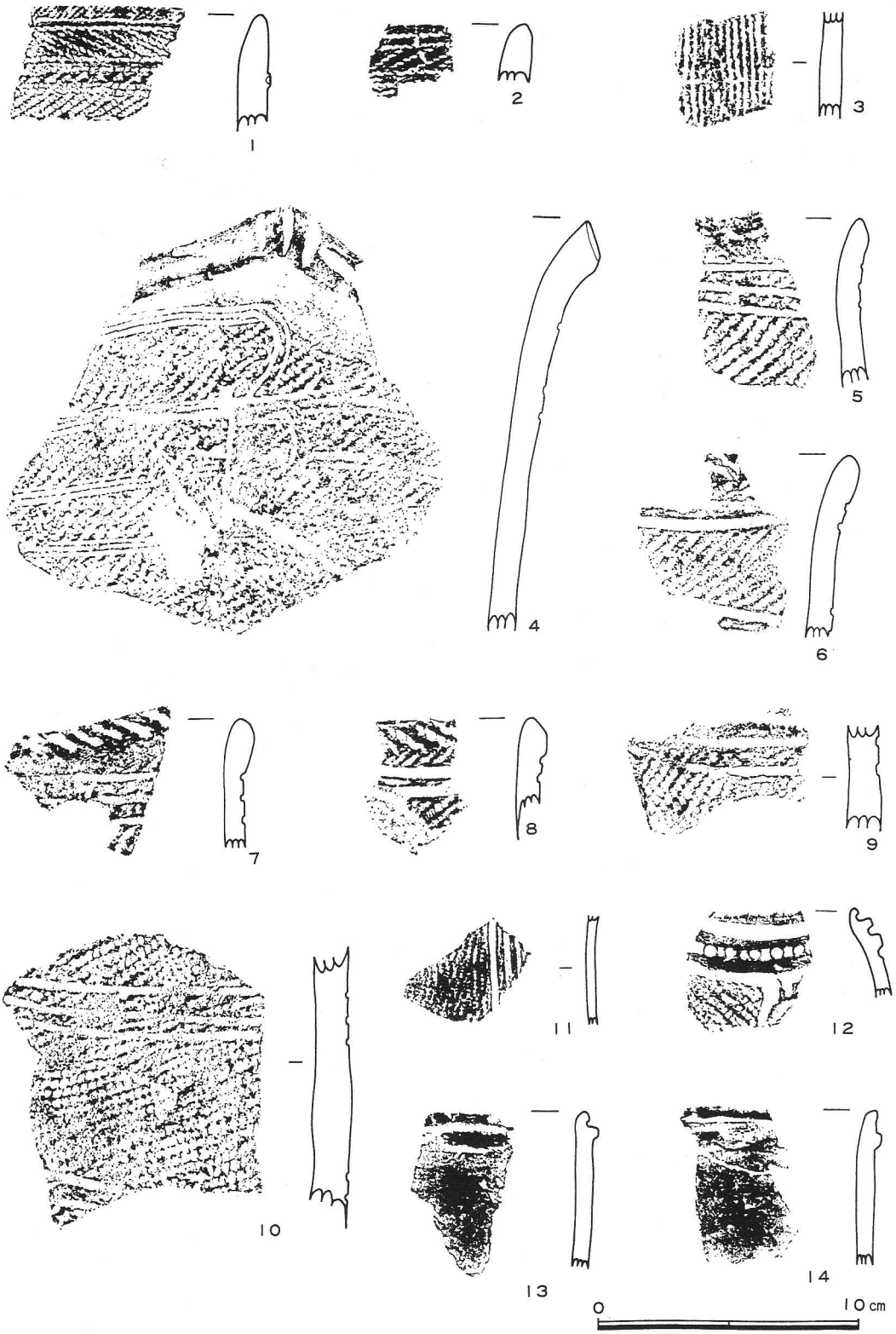

第57図　縄文土器拓影図 (1)

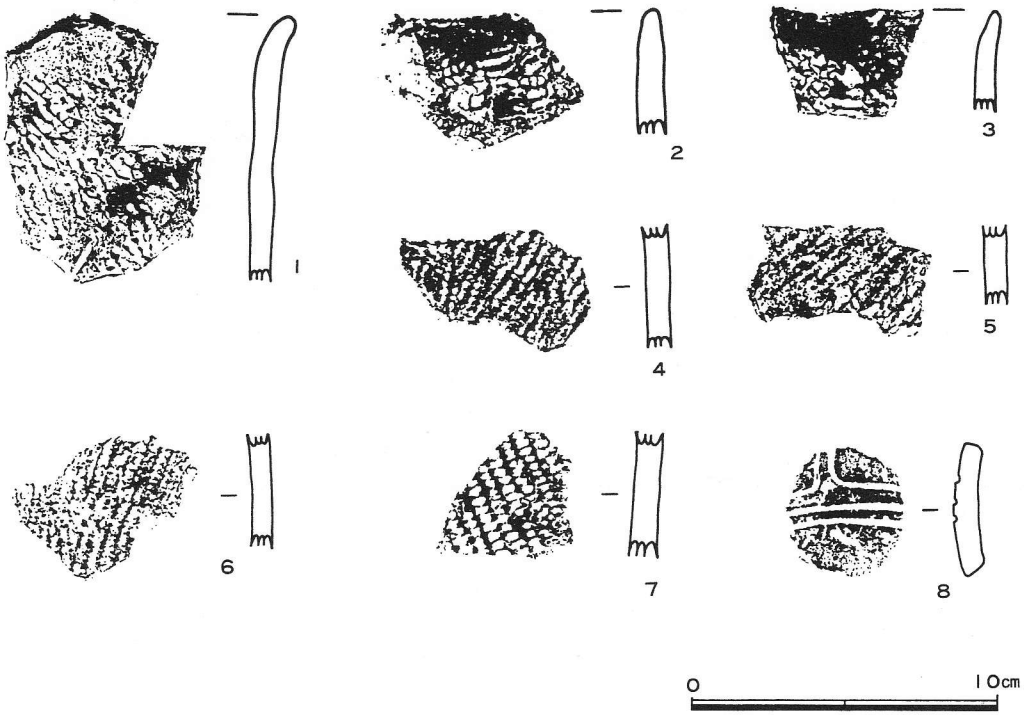

第58図　縄文土器拓影図 (2)

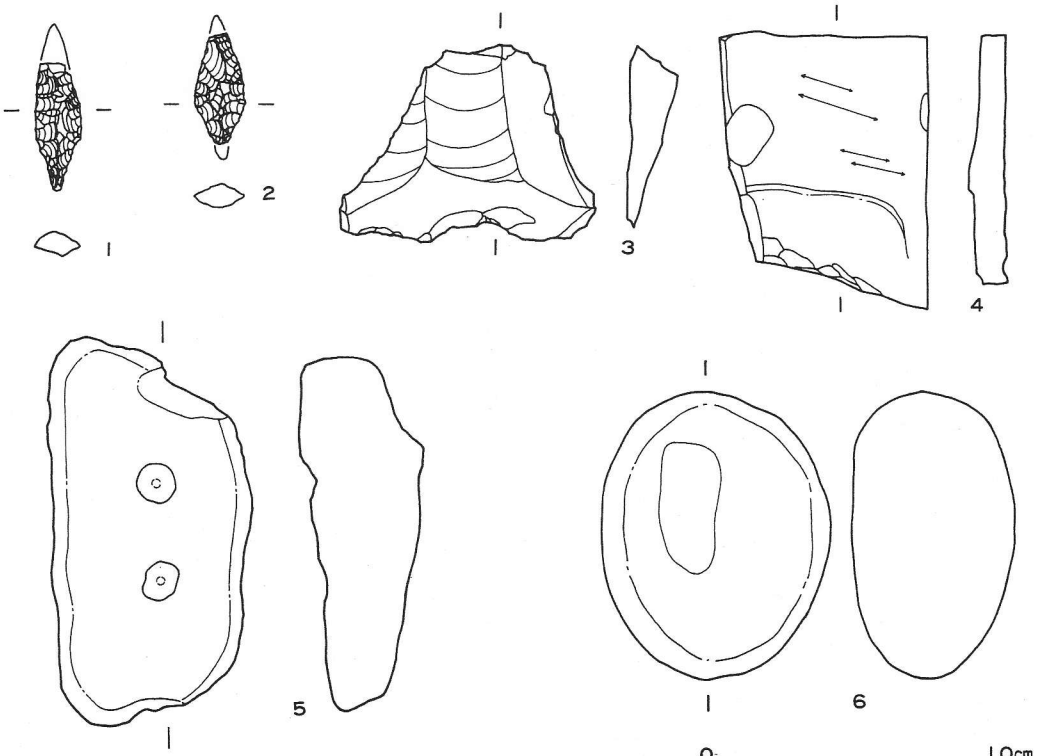

第59図　石　器　実　測　図

第８類（第58図８）　円盤状土製品で，周縁は丁寧に打ち欠いている。平行沈線によって長方形文を画き出すものであろう。

以上，本遺跡より出土した縄文土器を施文方法から８類に分類した。１・２類は前期円筒下層Ｄ式に，３類は中期円筒上層ｅ式または，泉山式に，４・５類は大木８式に比定される。また６・７類は中期中葉から後葉にかけてのものに比定される。８類は後期十腰内Ｉ式に比定される。

イ．石　器　（第59図）

本遺跡より出土した石器は計６点で，その内訳は石鏃２点，掻器・砥石・凹石・磨石各１点である。いずれも縄文時代から歴史時代にかけての所産のものである。

石鏃（第59図１・２）　柳葉形，または尖基式石鏃と呼ばれるもので，いずれも器先端を欠く。剥離調整はやや粗く雑なつくりをしている。

掻器（第59図３）　母岩からの剥離後，大きな二次調整を施し，鋭利な側縁を利用している。下側縁には細かい刃こぼれがみられる。

砥石（第59図４）　歴史時代の石器としては，この１点のみである。砥面は１面である。

凹石（第59図５）　コブシ大の川原石を使用するもので，表に２個，裏に１個の凹みをもつ。

磨石（第59図６）　コブシ大の川原石を使用するもので，石のやや平坦な面を利用している。

b　歴史時代

本遺跡において確認された遺構は，前述の通りであり，ここでは住居跡，土壙，遺物についてまとめて行きたい。

ア．竪穴住居跡

本遺跡で確認された住居跡は，建て替えを含めて13棟である。以下確認状況，規模（平面形・法量・主軸方向・柱穴）カマドについて説明していく。

〈確認状況〉　住居跡の確認面はすべて基本層位第Ⅳ層暗褐色土上面，または第Ⅴ層黄褐色土上面においてである。しかし住居跡確認時点の観察では，すべて埋土中に大湯浮石粒が混入していたことから本来は，第Ⅱ層浮石層を掘り下げて構築されたものと考えられる。

〈規模〉　（平面形）長方形を呈する１号住居跡を除き，他のものは方形を呈する。いずれも他の遺跡から確認される当該時期の平面形態と趣を異にするものではない。

（法量）最大のものは７号住居跡のように壁長が７ｍを越えるものと，10号住居跡のように３ｍ弱のものとが存在するが壁長が3.4～4.4ｍの範囲に集中する。面積においては最大56㎡，

最小9.3㎡であり，その多くは9.3㎡～15㎡に集中する。

（主軸方向）カマドの両袖の中心を求め，これに直交する線を住居跡の主軸方向とした。本遺跡の場合は磁北を中心として，東側に23°未満傾くもの4棟，西側に17°未満傾くもの3棟がある。

（柱穴）柱穴の配置から観察して，次のように分類された。

分類1　対角線上隅よりやや離れて柱穴が存在するもの。

分類2　住居跡の各壁隅に柱穴が存在するもの。

分類3　住居跡の壁に沿って，3～5個の柱穴が存在するもの。

〈カマドとその類似施設〉　住居跡13棟中，カマド及び，その類似施設が存在し，調査されたものは11棟である。その結果構築方法を知ることができるものは6基である。なおここで述べる〈カマド〉とは従来把握されてきたものであり，〈類似施設〉とはカマドを構成している施設の一つが欠除しているものを指す。

（カマド）いわゆる従来把握されてきたものである。袖部は偏平な自然石，又は土師器破片を芯材，または天井部の架構材として使用するもので，これらを設置した後粘土及び粘質土を貼り付けたものである。燃焼部及び前庭部は，わずかに窪められており，煙道部は壁とともに立ち上がるものと，地山土を「U」字状に掘り下げて壁外へ大きく突出させた「半地下式」のものが存在する。カマドの構築される位置は，南壁又は見かけの南壁に構築されるものが7棟，北壁に構築されるものは1棟存在する。

（類似施設）3・4号住居跡のものがこれにあたる。3号住居跡のものはカマドと構築方法を同じくするが，壁に接して構築されていないこと，さらに煙道部が存在しないことで異なる。4号住居跡のものは偏平な自然石を使用し「U」字状に組み，その内部に自然石を立て並べて2分するものであり，従来のカマドとは内部が区分けされることと，粘土などが貼り付けてないことが異なる点である。これらの構築される位置はいずれも南壁東側の壁よりやや離れて床面上に構築されている。

以上，住居跡について各々項目をもうけてまとめてきた。本遺跡において確認され，調査された13棟の住居跡の，確認状況，規模，カマド（類似施設を除く）は，東北縦貫自動車道建設にともなって調査されたものを初めとし約150棟ほどにのぼるものと，平面形をはじめとする規模やカマドの位置・構築方法など，趣を大きく異にするものではない。しかしこのなかで注目されるのは，カマドに類似する施設が存在することである。本例はカマドと同様に「火」を使うという点では共通しているが，一般的にカマドのように煮炊き及び暖房を主目的としているものは，その付近より日常什器として使用された土師器甕などを出土するのに対し，鉄製品・鉄滓のほか製鉄と関係深いフイゴ羽口，把手付土器が出土していることは，本来のカマドとは多

少違った使用目的を持ったものではないかと考えることができる。しかしこのような施設は，その報告例が極めて少なく，今後の類例の増加をまち検討されるべきものであろう。

次に住居跡の構築時期である。ここでは確認状況と大湯浮石を中心に考えてみたい。本遺跡では，時期決定のための大きな鍵層である，大湯浮石がプライマリーな状態では確認されなかった。しかし住居跡の埋土中には多くの浮石粒が混入しており，このような状態は，高市向館遺跡で分類[注1]した，分類3に該当するものであり，大湯浮石降下以後に浮石層を掘り込んで構築されたものと思われる。この大湯浮石の降下年代は，西暦1100年前後と推測されるに至って[注2]おり，降下以後に構築又は廃棄されたものであろう。

○注1　秋元・藤井ほか「高市向館跡発掘調査報告書」　鹿角市教育委員会　昭和57年
　　第Ⅳ章　小結　1　大湯浮石層と遺構との関連について

分類1　浮石層の混入・堆積のみられないもの
　　2　覆土中に浮石粒が凸レンズ状に堆積し，層をなしているもの
　　3　覆土中に浮石粒が混入するもの

以上のように分類し，分類1→2→3という浮石の堆積及び混入の移行を考えた。

○注2　富樫泰時　「大湯浮石と鹿角盆地の遺跡」　『どるめん』19号　1978

イ．土　壙

本遺跡において確認された土壙は9基である。土壙の平面形・規模について要約すると次の通りである。

〈平面形〉　円形を呈するものは，径150㎝，深さ60㎝，底面積1.6㎡を測る。また方形のものは最大のものと最小のものとの差が大きく，最大のものは219㎝×150㎝，最小のもので98㎝×74㎝であるが大旨140㎝×130㎝の規模に集中する。深さは円形のものと比べ比較的浅く12㎝～35㎝を測る。

〈その他〉　これら9基の土壙のうち，7・10号土壙のように住居跡の南壁に接して掘り込まれるもの，1・3・4号土壙のように列状に並べるものなどの特徴を示すとともに，土壙内に炭化物を敷きつめた状態のものや，焼土を充填したものなどがある。また炭化物・焼土の確認されたもの，及び平面形態の違いは土壙の使用目的の違いによって生じるものであろう。

ウ．歴史時代の出土遺物

本遺跡から出土した歴史時代の遺物は，リンゴ箱2箱と少ないが，器種は多様にわたっており，細分すると次の通りである。

土師器	甕形土器	遺物全体の７割強
	把手付土器	５点
土製品	手捏ね土器	１点
	土製支脚	１点（接合資料）
	塼	５点
	フイゴ羽口	数点（小破片のため，図化及び説明を行なっていない。）
鉄製品・小刃・紡錘車など		20点

甕形土器

本遺跡より出土した遺物全体の約７割以上が土師器の甕形土器で占められる。このうち復元・図化できたものは８点とわずかであるが，これらの土器とある程度の形態的移行を考えるうえで年代的分類の基準になりそうな口縁部破片を用いて分類していく。

分類１　器高23cm，口縁部径16cm以上のもので最大径を胴部中半から上部にもつ大型の甕形土器である。口縁部形態は多様で強く，または緩く外反するもの・直立・内傾するものなどがあり，断面形は先細りのものとやや肥厚するものがある。調整は口縁部内外面とも横方向へのユビナデ，胴部内面には刷毛目，外面には底部から口縁部に向けてのヘラナデが施されるほか，胴部外面下半にヘラケズリが施されるものが数例存在する。本類の調整は全体的にみて，雑で粗い調整が施される。

分類２　器高19cm，口縁部径13cmと分類１に比べてやや小型のもので最大径は胴部上半にもつ。口縁部形態は直立，または内傾するもののほか，頸部で一度緩やかに内傾し，その後直立するものがある。断面形は先細りのものが大半を占める。調整は各部とも分類１と同様の技法を用いているが，本類においては丁寧に施されているのが特徴といえる。稀に胴部外面に部分的であるが刷毛目を施すものも存在する。

把手付土器

本遺跡において出土した把手付土器は計５点で，把手部のみの破片２点，ある程度，器形，調整の知れる接合資料３点であり，すべて住居跡の床面，またはカマド内から出土している。大まかな特徴を捕えることのできる接合資料３点から次のように分類される。

Ⅰ類　７号・11号住居跡より出土した２点である。器形は胴部のやや張る小型のもので，把手は土器の最大径を測る胴部中ほどに貼りつけられる。調整は口縁部内外面にユビナデ，胴部内面に刷毛目を，外面にヘラナデを施しており，調整は丁寧に行なわれているのが特徴である。

Ⅱ類　4号住居跡より出土した1点である。器形は底部の小さな中型の甕形土器に類似するものと考えられる。把手は胴部中央に外面から貼り付けたものである。調整は胴部外面に雑で粗いヘラナデ・ヘラケズリを，内面に刷毛目を施している。

以上，本遺跡出土の把手付土器について分類しその特徴を述べてきた。近年この手の土器の出土例は増加しており，本遺跡のほかに次の15遺跡から出土している。

秋田県鹿角市　高市向館跡　妻の神遺跡
同　小坂町　はりま館遺跡
青森県碇ヶ関村　永野遺跡，大面遺跡，古館遺跡
同　黒石市　板留（二）遺跡　高館遺跡
同　木造町　石上神社遺跡
同　大鰐町　砂沢平遺跡
同　鰺ヶ沢町　大館森山遺跡
同　浪岡町　源常平遺跡
同　五輪堂遺跡
同　築木館遺跡
岩手県水沢市　膳性遺跡

把手付土器を出土する遺跡は青森県西側に位置する岩木山東側周辺に多く分布し，特に大館森山遺跡，古館遺跡，石上神社遺跡など鍛冶施設・製練施設の存在する遺跡，またはこれに関連する遺物であるフイゴ羽口・鉄滓の出土する遺跡から多く出土していることが知られている。本遺跡においても，フイゴ羽口，鉄滓とともに出土していること，3点の資料とも把手の反対側の残存部が二次焼成を受けて色調が変化し，破損していることなどから鍛冶施設及びその作業に使用される道具であると考えられる。更に器形の違いや，大小の違いがみられることは鍛冶・製練の工程の違いからくるものと考えられる。

手捏ね土器

9号住居跡より出土した1点のみである。器高2.1㎝，口径3.5㎝を測る。調製は内外面とも指の押圧による。胴部は密，焼成は良好で，色調は明褐色を呈す。

土製支脚

8号住居跡より2点，11号住居跡より3点の支脚破片が出土した。これらは，いずれもカマ

ド内からの出土であり，第48図１はこれらの接合資料である。器形は底径のやや開いた円筒形を呈するもので，口縁部はやや内反し，底縁部はほんのわずかに外反する。調整は口縁部及び底縁部内外面にユビナデを，胴部外面にヘラナデ，内面に刷毛目を施す。

塼　（第59図）

７号住居跡より１点，８号住居跡より１点，11号住居跡より３点の計５点が出土した。これ

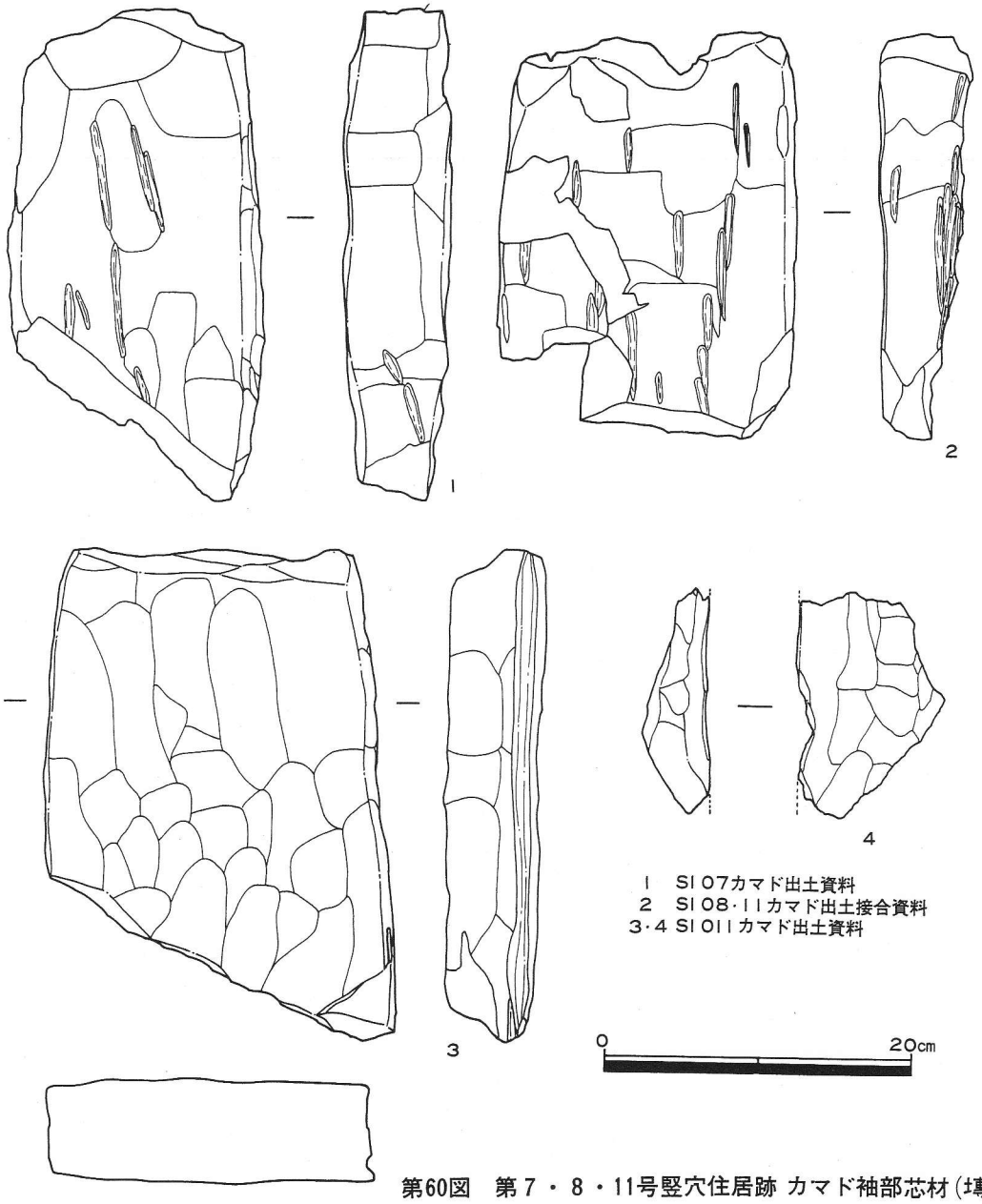

第60図　第７・８・11号竪穴住居跡 カマド袖部芯材（塼）実測図

らの出土地点はすべてカマド内で袖部の芯材，または天井部の架構材として使用されていた。出土した5点のうち完全に復元できたものはないが，推定される器形は長方形を呈すもので所謂，長方塼，条塼と呼ばれるものである。法量は幅16.5cm～22cm，厚さ6～7cmを測るが長さは不明である。製作方法は長方形に型を整えた後（型枠に入れたものか，手によって型を作りだしたものか不明）に，金属性の工具を使用し，四面に3～5cmの幅で鋭く，かつ丁寧なケズリ調整を行なうものである。ケズリに使用される工具は刃央がわずかに孤を画くようであり，ケズリの中央がやや窪んでいた。胎土は精選された良質の粘土を使用している。色調はカマド内及び，袖部などから出土していることから，二次火熱を受けて変色していることが考えられるが，赤褐色又は煤状炭化物が付着し，黒色を呈するものもある。この塼は鹿角地方及び，県北部においては初めての出土であり，秋田県内においては秋田城跡と払田柵跡の城柵官衛関係の遺跡から出土しているにすぎない。また塼の性格上，建物などの施設[注1]の構築[注2]材として使用されたものであろうが，出土例があまりにも少ないこと，さらに他遺跡における出土地点にもバラツキがあることからその性格を把握することができなかった。やはりこれも今後の類例の増加をまち検討すべきものであろう。

注1　53年度秋田城跡発掘調査において，ＳＥ406井戸跡の底面から66点もの多量の塼が出土しており，その中には人物・竜の絵を墨書したものが存在する。

注2　払田柵跡，第47次調査において西脇殿とされた建物とその周辺よりまとまって出土している。

以上，土師器・土製品・鉄製品について簡単に分類し説明を加えてきた。ここでは土師器甕形土器と把手付土器についてその編年を考え，あわせて住居跡の構築時期を考えていきたい。

甕形土器の編年基準となるものは口縁部形態と調整技法であろう。本遺跡出土のものは短頸で，口縁部が直立するもの，または緩く外反するものが多く，調整においては雑なものが多いという特徴をもっており，更に本遺跡より出土した土師器の器種は前述したように甕形土器，把手付土器であるが，甕形土器がその殆んどを占め，このほかの器種である坏・皿形土器，及び須恵器は皆無である。このような現象は時代が下だるにつれて土師器坏の出土量が極端に，または皆無になるという現在の認識から，平安時代後期，土師器の終末期の様相を呈するものであろう。また坏，及び皿形土器の減少・消滅はこの時期になると容器の素材が粘土だけの時代からロクロ技術や製練・鍛冶技術の普及・発達から木製・鉄製へと移行してきたものと考ええられる。把手付土器は，製練・鍛冶施設，またはその道具であろうことは他遺跡の報告例や本遺跡においてもその施設の一部であるフイゴ羽口の出土や鉄滓の出土からみてほぼまちがい

がないであろう。この土器の時期の上・下限をみると，岩手県水沢市膳性遺跡において国分寺下層の坏と伴出するものを下限とし，青森県源常平遺跡において桜井氏の編年する第Ⅱ型式終末期の土器と伴出するものを上限とするが，その多くは桜井氏の編年である第Ⅱ型式に多くみられる。なお本遺跡から出土したものは，甕形土器の特徴から桜井氏の第Ⅱ型式に位置づけられよう。またこれらの土器は，平野部では全くみられないこと，さらに分布する地域が，桜田氏が注目している「底面に砂粒を付着させる甕形土師器」いわゆる砂底甕形土器の分布する地域と似かよっていることが注目される。（藤井安正）

10．まとめ

下沢田遺跡は，秋田県鹿角市花輪字下沢田１他に位置し，奥羽山脈西側の山裾に広がる標高177ｍ前後の段丘の西端に存在する。

この度の発掘調査において確認された遺構は，歴史時代の住居跡11棟・土壙９基・掘１条である。出土遺物は，縄文土器・土師器・土製品・鉄製品がある。このように遺構・遺物は発掘対象面積が狭いわりには数量は多い。

縄文時代の遺構は確認されなかったが，縄文時代前期末葉から後期初頭にかけての土器が出土した。

歴史時代の住居跡の使用・廃絶された時期は，住居跡内から出土する土師器の特徴と，年代決定の大きな鍵層といわれる大湯浮石層（降下推定年代西暦1100年前後）を掘り込んで構築されていることから，平安時代後半を中心として営まれたものと考えられ，おそらく土壙もこの時期のものであろう。出土遺物である土師器および土製品には特徴をもつものが存在する。なかでも把手付土器・土製支脚・塼など出土例・類似例の極めて少ないものも含まれており貴重な資料が得られた。さらに、カマド類似施設の存在とその異質性，製鉄用具と考えられる把手付土器・フイゴ羽口の出土，製品である小刃・紡錘車の出土から，３・４号住居跡は鉄製品製作の工房跡の可能性が考えられる。

本遺跡の周辺には数多くの館跡が存在することから，調査当初，館との関連が考えられた。しかし館と関連のあるものと思われる時期不明の掘が１条確認されただけであり，その他，館としての機能を想定させるような遺構・遺物も確認されておらないことから，館の機能そのものよりも，集落地としての機能を有していたものと考えられる。

今回の発掘調査は，数多くの考古学資料を得るとともに，わずかではあるが地域先住民の生活や文化を復原し，鹿角の歴史を辿る上で，大変貴重な成果を上げたものと考えられる。

（藤井安正）

参考・引用文献

村越　潔　　『円筒土器文化』　雄山閣　1974年

鈴木克彦　　「円筒土器に後続する土器の編年」『考古風土記７』　1982年

「東北地方北部に於ける大木系土器文化の編年的考察」

『北奥古代文化８』1976年

成田滋彦　　「青森県の土器」『縄文文化の研究４』　雄山閣　1983年

丹羽　茂　　「大木式土器」　『縄文文化の研究４』　雄山閣　1983年

桜田　隆　　「底面に砂粒を付着させる甕形土師器とその分布範囲について」

日本考古学協会第48回総会　研究発表要旨　1982年

光井文行　　「平安期の山間部集落」　(財)岩手県埋蔵文化財センター　紀要Ⅱ　1982年

高橋・熊谷他　「岩手県の土器」　岩手県立博物館　1982年

斎藤　忠　他　「大館森山遺跡」『岩木山』に収録　岩木山刊行会　1968年

北林・福田他　『古館遺跡』　青森県教育委員会　1979年

遠藤　　他　『永野遺跡』　青森県教育委員会　1979年

一町田　　他　『大面遺跡』　青森県教育委員会　1979年

白鳥・藤田他　『砂沢平遺跡』　青森県教育委員会　1979年

三浦・成田他　『源常平遺跡』　青森県教育委員会　1978年

高橋与右ェ門　『膳性遺跡』　(財)岩手県埋蔵文化財センター　1981年

富樫泰時　　「大湯浮石層と鹿角盆地の遺跡」『どるめん』　1978年

船木・山崎他　『払田柵跡　第46～52次発掘調査概要』　秋田県教育委員会　1982年

小松・日野他　『秋田城跡発掘調査概報』　秋田市教育委員会　1982年

秋元・藤井他　『高市向館跡』　鹿角市教育委員会　1982年

遺跡近景（孫右エ門館より）

遺跡近景（W▶E）

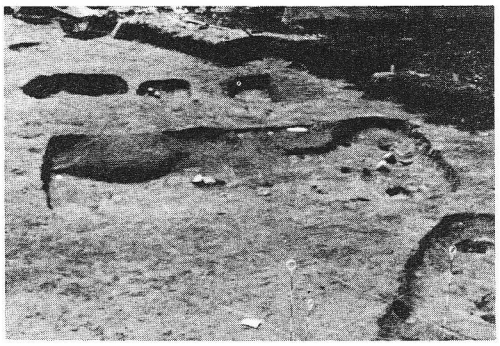

第１号竪穴住居跡・第１・３号土壙（N▶S）

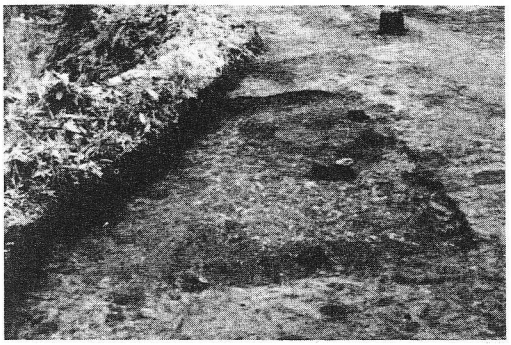

第２号竪穴住居跡（S▶N）

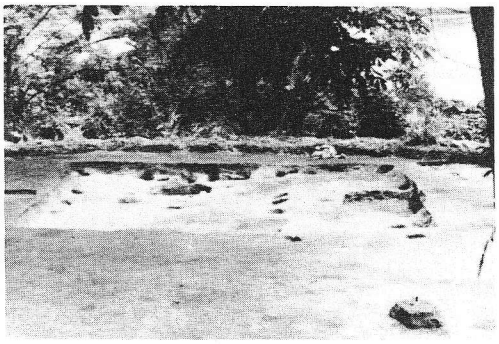

第３号竪穴住居跡（W▶E）

第３号竪穴住居跡カマド類似施設（N▶S）

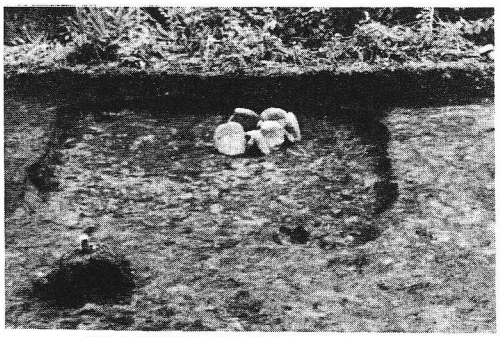

第４号竪穴住居跡（W▶E）

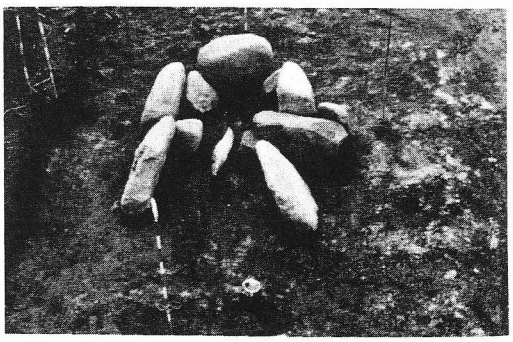

第４号竪穴住居跡カマド類似施設（N▶S）

ＰＬ９　下沢田遺跡近景・第１～４号竪穴住居跡

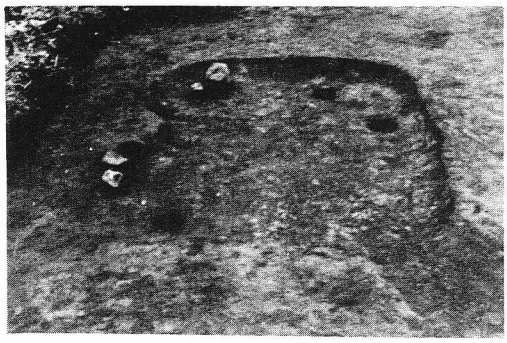

第５号竪穴住居跡（Ｎ▶Ｓ）

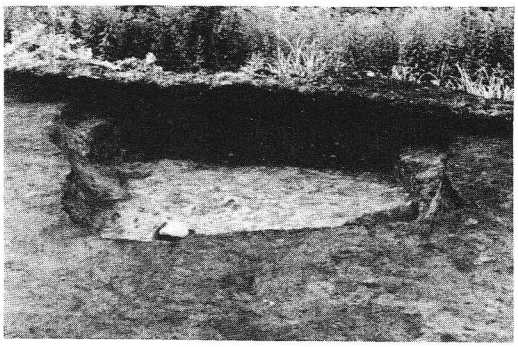

第６号竪穴住居跡（ＳＷ▶ＮＥ）

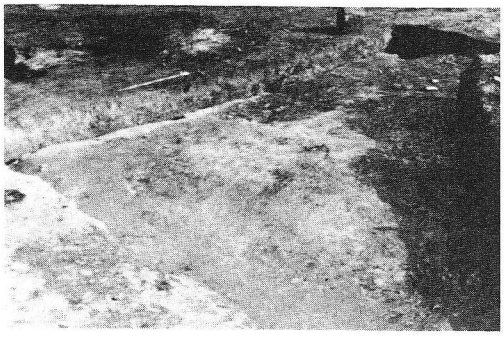

第７号竪穴住居跡（Ｎ▶Ｓ）

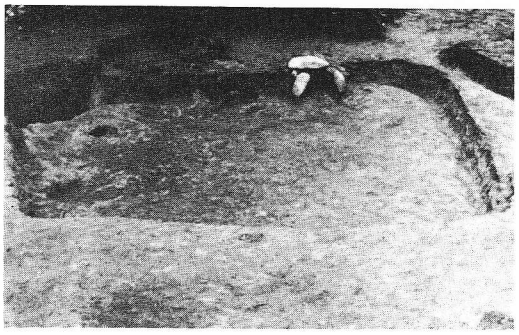

第８号竪穴住居跡（Ｎ▶Ｓ）

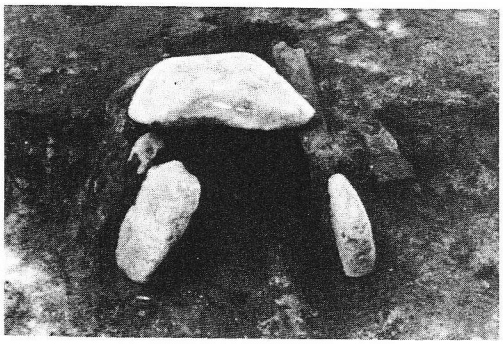

第８号竪穴住居跡カマド

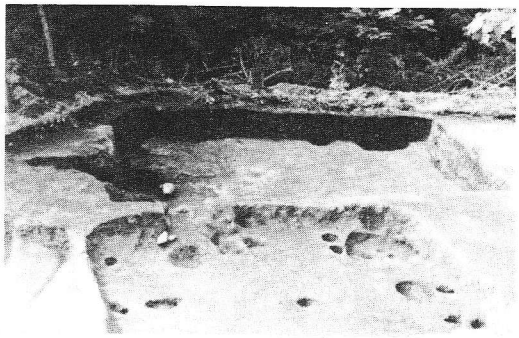

第９・11号竪穴住居跡（Ｎ▶Ｓ）

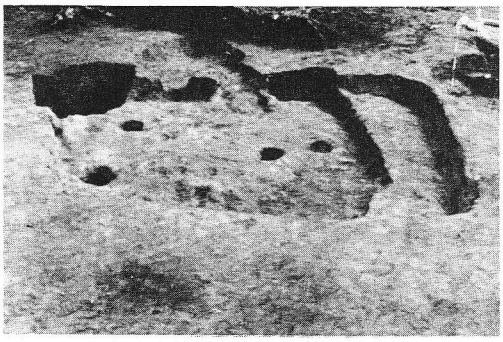

第８・10号竪穴住居跡（Ｎ▶Ｓ）

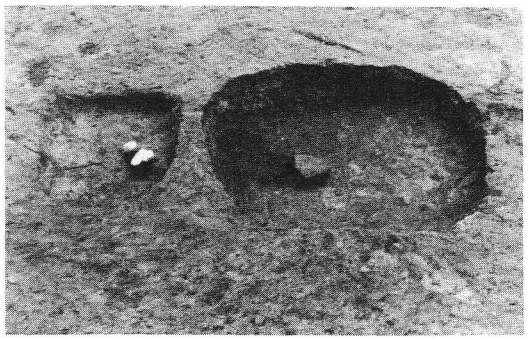

第１・３号土壙（Ｓ▶Ｎ）

ＰＬ10　第５～11号竪穴住居跡・第１・３号土壙

第６号土壙（ＮＥ▶ＳＷ）

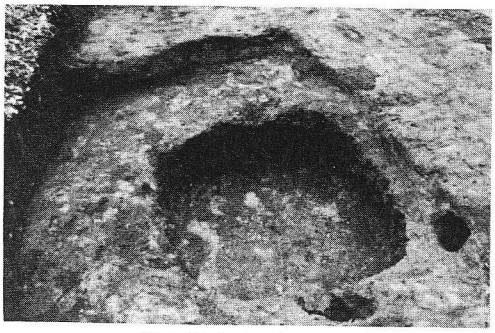

第７号土壙（Ｓ▶Ｎ）

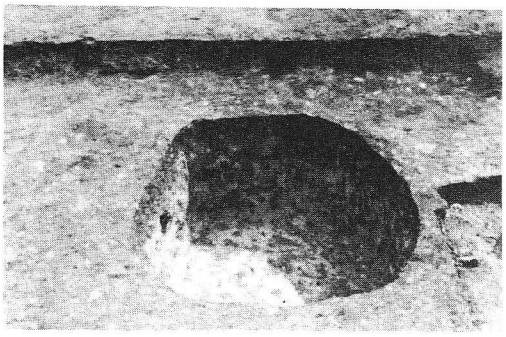

第８号土壙（Ｓ▶Ｎ）

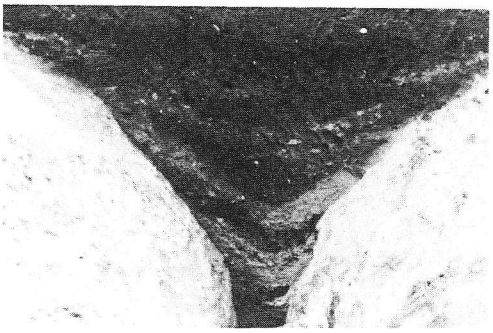

第１号堀（ＳＷ▶ＮＥ）

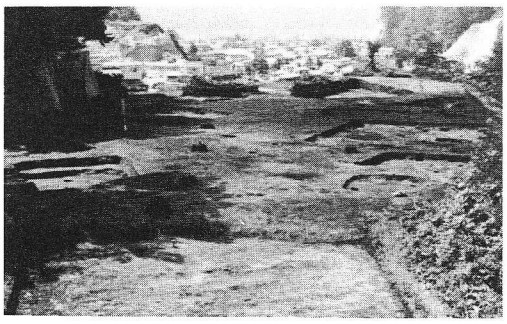

調査終了（ＳＥ▶ＮＷ）

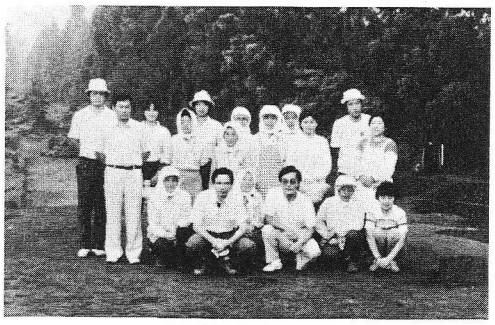

調査参加者

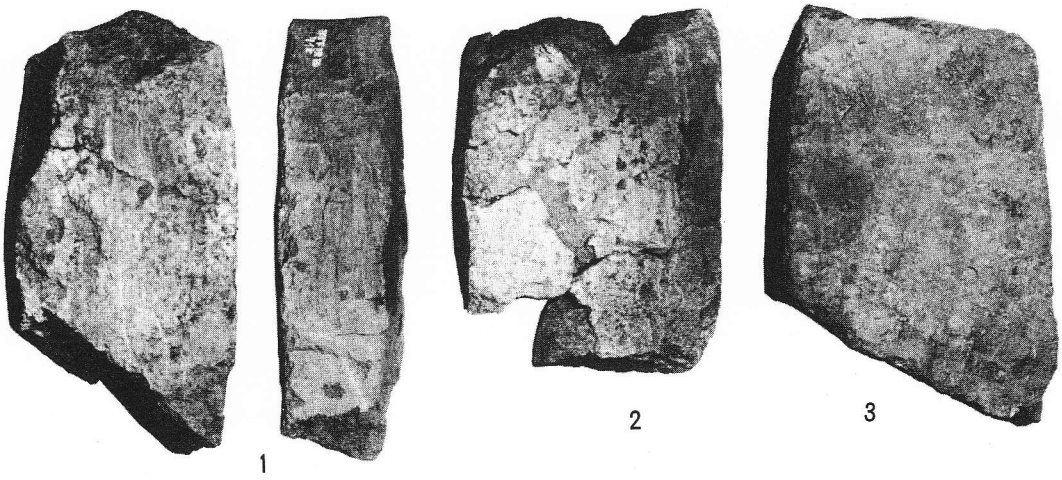

ＰＬ11　第６～８号土壙・第１号堀・調査終了・出土遺物１

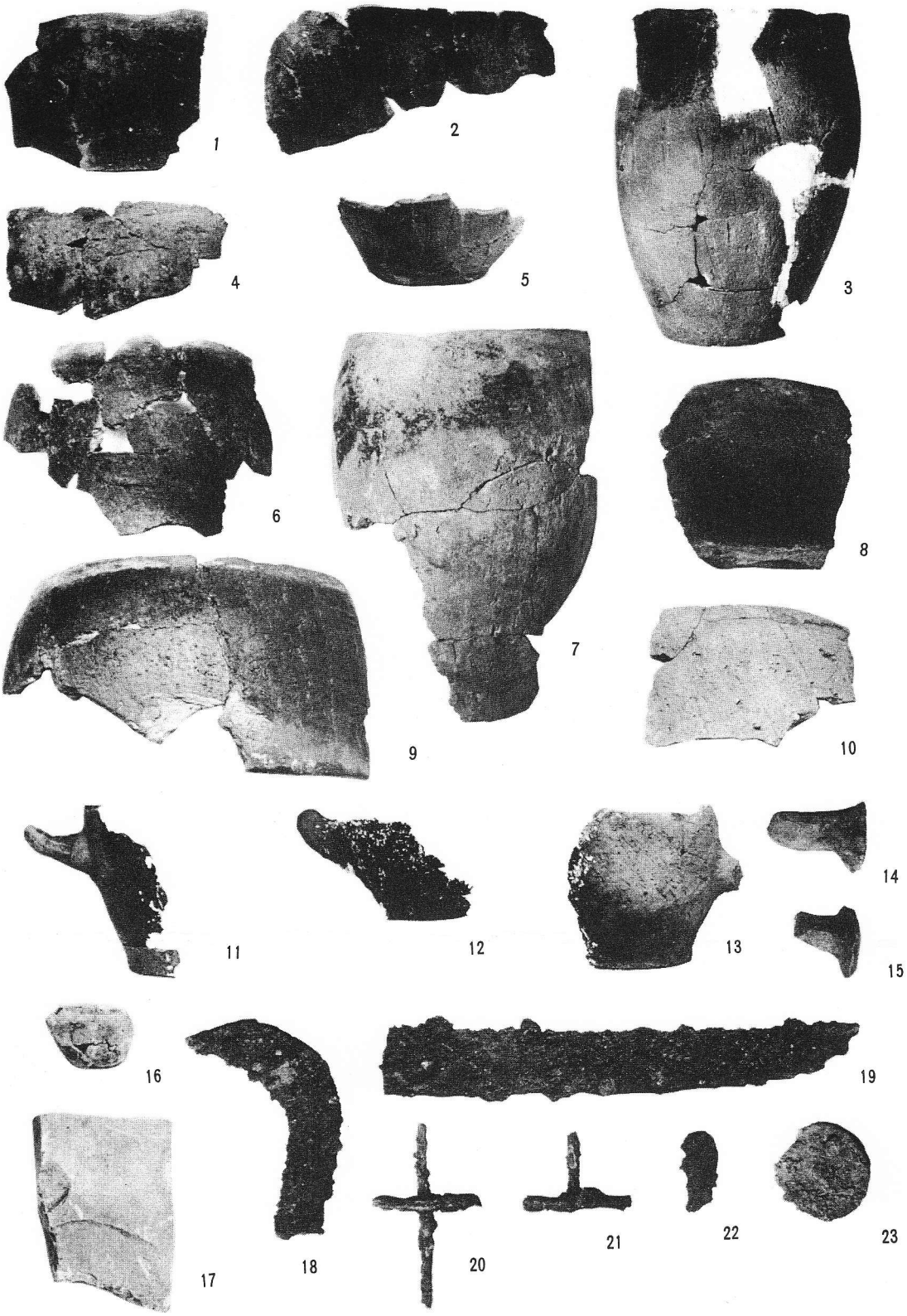

PL12　出 土 遺 物 2（土師器・把手付土器 手捏ね土器・石製品・鉄製品）

鹿角市文化財調査資料　27

花輪館跡試掘調査報告書
下沢田遺跡発掘調査報告書

発行年月日　　昭和59年３月31日

発　行　者　　鹿角市教育委員会
〒０１８－５３
秋田県鹿角市十和田毛馬内字上陣場19の5
ＴＥＬ　０１８６－３５－４０１１

印　刷　所　　(有) 大 館 孔 版 社